第3章　様　式

別記第１号様式	[redacted]結果の真偽照会について（照会）
別記第２号の１様式	問題在籍者名簿（大学・短期大学・高等専門学校）
別記第２号の２様式	問題在籍者名簿（専修学校・各種学校・日本語教育機関）
別記第３号様式	削除
別記第４号様式	削除
別記第５号様式	削除
別記第５号の２様式	通報書（中小企業庁関係）
別記第６号様式	削除
別記第７号様式	削除
別記第８号様式	看護師候補者の受入れに係る定期報告について
別記第８号様式の２	看護師候補者名簿
別記第８号様式の３	受入れ状況等報告書（看護師候補者用）
別記第９号様式	介護福祉士候補者（就労コース）の受入れに係る定期報告について
別記第９号の２様式	介護福祉士候補者（就労コース）名簿
別記第９号の３様式	受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就労コース）用）
別記第１０号様式	介護福祉士候補者（就学コース）の受入れに係る定期報告について
別記第１０号の２様式	介護福祉士候補者（就学コース）名簿
別記第１０号の３様式	受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就学コース）用）
別記第１１号様式	看護師の受入れに係る定期報告について
別記第１１号の２様式	看護師名簿
別記第１１号の３様式	受入れ状況等報告書（看護師用）
別記第１２号様式	介護福祉士の受入れに係る定期報告について
別記第１２号の２様式	介護福祉士名簿
別記第１２号の３様式	受入れ状況等報告書（介護福祉士用）
別記第１３号様式	通報書（労働基準監督機関）
別記第１４号様式	回報書（労働基準監督機関）
別記第１５号様式	削除
別記第１６号様式	削除
別記第１７号様式	削除
別記第１８号様式	削除
別記第１９号様式	削除
別記第２０号様式	削除
別記第２１号様式	削除
別記第２２号様式	削除
別記第２２号の２様式	削除
別記第２３号様式	削除
別記第２４号様式	研修（非実務）実施予定表
別記第２４号の２様式	研修（実務）実施予定表

別記第２５号様式	準備機関概要書
別記第２６号様式	外国人患者に係る受入れ証明書
別記第２７号様式	高度人材ポイント結果通知書
別記第２７号の２様式	在留資格「高度専門職」に係る計算結果通知書
別記第２８号様式	通知書（高度人材用・定型）
別記第２８号の２様式	通知書（高度人材用・非定型）
別記第２９号様式	削除
別記第３０号様式	質問書（認定・変更用）
別記第３０号の２様式	質問書（更新用）
別記第３１号様式	通報書（外国人技能実習機構・経歴の齟齬）
別記第３２号様式	通報書（外国人技能実習機構・一旦帰国期間の認定計画との齟齬）
別記第３３号様式	通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の行方不明）
別記第３４号様式	通報書（外国人技能実習機構・実習内容と認定計画との齟齬）
別記第３５号様式	通報書（外国人技能実習機構・不法就労助長行為）
別記第３６号様式	通報書（外国人技能実習機構・偽変造文書の行使等）
別記第３７号様式	通報書（外国人技能実習機構・人身取引被害者）
別記第３８号様式	通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の強制帰国の意思表示）
別記第３９号様式	通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の違反審判手続等）
別記第４０号様式	通報書（外国人技能実習機構・技能実習生の収容）
別記第４１号様式	通報書（警備部門・不法就労助長行為）
別記第４２号様式	通報書（警備部門・退去強制事由該当容疑）
別記第４３号様式	[redacted]
別記第４３号の２様式	[redacted]
別記第４４号様式	[redacted]
別記第４４号の２様式	[redacted]
別記第４５号	申告書
別記第４６号	誓約書（日系四世受入れサポーター（個人）用）
別記第４６号の２	誓約書（日系四世受入れサポーター（団体）用）
別記第４７号	役員及び活動支援担当者一覧表
別記第４８号	[redacted]
別記第４８号の２	[redacted]
別記第４９号	[redacted]
別記第４９号の２	[redacted]
別記第５０号様式	暴力団関係照会書
別記第５０号の２様式	暴力団関係照会書別紙
別記第５１号様式	削除
別記第５２号様式	削除
別記第５３号様式	削除

別記第５４号様式	削除
別記第５５号様式	削除
別記第５６号様式	削除
別記第５７号様式	削除
別記第５８号様式	削除
別記第５９号様式	削除
別記第６０号様式	削除
別記第６１号様式	削除
別記第６２号様式	削除
別記第６３号様式	削除
別記第６４号様式	情報提供通知書（滞納による不許可情報）
別記第６５号様式	削除
別記第６６号様式	削除
別記第６７号様式	削除
別記第６８号様式	削除
別記第６９号様式	削除
別記第７０号様式	削除
別記第７１号様式	削除
別記第７２号様式	削除
別記第７３号様式	削除
別記第７４号様式	削除
別記第７５号様式	事前準備資料（教育機関用）
別記第７６号様式	留学生調査表
別記第７７号様式	実地調査表
別記第７８－１号様式	新規立証資料
別記第７８－２号様式	新規記載要領
別記第７９号様式	第三者への情報提供同意書
別記第８０号様式	提出資料チェックリスト
別記第８１号様式	立証資料チェックリスト
別記第８２号様式	相談受付用紙
別記第８３号様式	受付件数等報告様式
別記第８４号様式	調査表（告示日本語教育機関用）
別記第８４号の２様式	調査表（認定日本語教育機関用）
別記第８５号様式	室内立入及び写真撮影同意書
別記第８５号の２様式	室内立入及び写真撮影同意書（実地視察用）
別記第８６号様式	削除
別記第８７号様式	削除
別記第８８号様式	変更内容に応じた提出資料
別記第８８号の２様式	変更内容に応じた提出資料（認定申請と並行する場合）
別記第８９号様式	変更内容の確認に要する期間

別記第９０号様式　　変更内容の確認に要する期間（職員用）
別記第９１号様式　　退学した生徒に係る日本語教育機関からの報告
別記第９２号様式　　出席率が５割を下回った生徒に係る日本語教育機関からの報告
別記第９３号様式　　課程修了者の日本語能力習得状況等
別記第９４号様式　　法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書
別記第９４号の２様式　認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書
別記第９５号様式　　改善指導書
別記第９５号の２様式　改善指導・警告書
別記第９６号様式　　実地調査表
別記第９７号様式　　全ての生徒の６か月間の出席率に係る日本語教育機関からの報告
別記第９８号様式　　留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書
別記第９８号の２様式　留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書（認定申請時）
別記第９９号様式　　主宰者指名書
別記第１００号様式　　聴聞通知書
別記第１０１号様式　　聴聞参加許可申請書
別記第１０２号様式　　聴聞参加許可通知書
別記第１０３号様式　　聴聞参加不許可通知書
別記第１０４号様式　　代理人資格証明書（当事者）
別記第１０５号様式　　代理人資格喪失届（当事者）
別記第１０６号様式　　代理人資格証明書（参加人）
別記第１０７号様式　　代理人資格喪失届（参加人）
別記第１０８号様式　　補佐人出頭許可申請書
別記第１０９号様式　　補佐人出頭許可通知書
別記第１１０号様式　　補佐人出頭不許可通知書
別記第１１１号様式　　聴聞期日変更申出書
別記第１１２号様式　　聴聞期日変更通知書
別記第１１３号様式　　文書等閲覧申請書
別記第１１４号様式　　文書等閲覧許可通知書
別記第１１５号様式　　文書等閲覧不許可通知書
別記第１１６号様式　　審理公開通知書
別記第１１７号様式　　聴聞調書
別記第１１８号様式　　聴聞報告書
別記第１１９号様式　　聴聞続行・再開通知書
別記第１２０号様式　　聴聞調書等閲覧申請書
別記第１２１号様式　　聴聞調書等閲覧許可通知書
別記第１２２号様式　　抹消に係る通知書
別記第１２３号様式　　[redacted]
別記第１２４号様式　　[redacted]

別記第１２５号様式　　高度外国人材にかかる確認書
別記第１２６号様式　　親族一覧表

参考

理由書（各申請共通）
在職証明書（各申請共通）
身元保証書（永住許可申請用）
雇用契約書（就労用）
身元保証書（永住許可申請以外用）
了解書
履歴書（就労用）
外国人社員リスト（就労用）
契約機関及び報酬支払に係る申立書（興行用）
施設に係る申立書（興行用）
興行契約機関及び出演施設に係る申立書（興行用）
受入れ機関の概要書（文化活動用）
説明書（新たな監理団体又は実習実施者用）
誓約書（新たな監理団体又は実習実施者用）
説明書（監理団体又は実習実施者用）
誓約書（監理団体又は実習実施者用）
連絡書（確認依頼書）
[redacted]
特定分野の要件適合性審査チェックリスト
特定産業分野・業務区分に係る業務内容・試験・技能実習対応表
経費支弁書（学生用）
滞在費支弁に関する申告書（学生用）
履歴書（学生用）
推薦状（海外大卒留学生用）
確認書（海外大卒留学生用）
日本語教育機関の要件適合に関する確認資料（海外大卒留学生用）
誓約書（学生用）
推薦状（起業活動外国人用）
経費支弁に係る質問書（学生用）
大学の在籍管理に係る説明書（学生用）
招へい理由書（研修用）
陳述書

同意書（特定研究等活動用）
同意書（特定情報処理活動用）
日本人と同等以上の報酬額を支払う旨の報告書（EPA 看護師等用）
研修生処遇概要書（研修用）
受入れ機関概要書（研修用）
あっせん機関概要書（研修用）
研修・生活状況等報告書（研修用）
ポイント計算表（参考書式）
帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方へ
生活状況報告書
日本文化等習得状況報告書
辞退申出書
誓約書（優秀大学等卒業生用）
外国人創業人材／外国人起業家の評価書
誓約書（起業促進事業活用者用）
活動内容説明書（金融人材用）
説明書（特定技能１号準備）
説明書（特定技能１号への申請予定者のための「特定活動」用）
経歴書
滞在予定表
アフリカ開発銀行からの推薦状
契約機関及び報酬支払に係る申立書（興行基準１号イ用）
Ｊ－ＫＩＳＳ型新株予約権契約書雛形
陳述書
申請に当たっての説明書（「経営・管理」用）

別記第１号様式

事　務　連　絡
令和３年　月　日

[redacted]
[redacted]　御中

[redacted]
[redacted]　御中

○○出入国在留管理局　○○審査部門
首席審査官　○○　○○

[redacted]結果の真偽照会について（照会）

厳格な在留審査の実施に必要につき，別添の照会対象者リストを貴所保有の[redacted]結果と照合の上，その結果について回答いただきたく，出入国管理及び難民認定法第５９条の２第３項の規定に基づき照会します。

添付物
照会対象者リスト　１部

取扱者　○○出入国在留管理局○○部門
入国審査官　○　○　○　○
電話番号○○－○○○○－○○○○

別記第2号の1様式

問題在籍者名簿（大学・短期大学・高等専門学校）

（作成局名）

番号	教育機関の名称	キャンパス等の名称	教育機関番号	所在地管轄局	在籍形態	在留カード番号又はEDカード番号	国籍・地域	氏名	性別	問題在籍事由						免責事由						備考	他の在籍校	他の在籍校	他の在籍校
										不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値	不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1	A大学	（本校）	1	01札幌局					男	1.00					1.00										
2	A大学	aキャンパス	1	02仙台局					女	0.50					0.50								□□専門学校（前在籍校）		
3	A大学	bキャンパス	1	03東京局						0.33					0.33								●●日本語学校（前々在籍校）	□□専門学校（前在籍校）	▲▲大学（後在籍校）
4	A大学	cキャンパス	1	04横浜支局						0.25					0.25								□□専門学校（前在籍校）	▲▲大学（後在籍校）	△△大学（後々在籍校）
5				05名古屋局						0.20					0.20										
6				06大阪局											0.00										
7				07神戸支局											0.00										
8				08広島局											0.00										
9				09高松局											0.00										
10				10福岡局											0.00										
11				11那覇支局											0.00										
12															0.00										
13															0.00										
14															0.00										
15															0.00										
16															0.00										
17															0.00										
18															0.00										
19															0.00										
20															0.00										

別記第2号の2様式

問題在籍者名簿（専修学校・各種学校・日本語教育機関）

（作成局名）

番号	教育機関の名称	課程等の名称	教育機関番号	所在地管轄局	教育機関区分	在留カード番号又はＥＤカード番号	国籍・地域	氏名	性別	問題在籍者の種類						免責事由						備考	他の在籍校	他の在籍校	他の在籍校
										不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値	不法残留	更新不許可	在留資格取消	退去強制令書発付	資格外活動許可取消	合計値				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
1			－	01札幌局					男	1.00					1.00										
2			－	02仙台局					女	0.50					0.50								□□専門学校（前在籍校）		
3			－	03東京局						0.33					0.33								●●日本語学校（前々在籍校）	□□専門学校（前在籍校）	▲▲大学（後在籍校）
4			－	04横浜支局						0.25					0.25								□□専門学校（前在籍校）	▲▲大学（後在籍校）	△△大学（後々在籍校）
5			－	05名古屋局						0.20					0.20										
6			－	06大阪局											0.00										
7			－	07神戸支局											0.00										
8			－	08広島局											0.00										
9			－	09高松局											0.00										
10			－	10福岡局											0.00										
11			－	11那覇支局											0.00										
12			－												0.00										
13			－												0.00										
14			－												0.00										
15			－												0.00										
16			－												0.00										
17			－												0.00										
18			－												0.00										
19			－												0.00										
20			－												0.00										

別記第５号様式の２

管〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方経済産業局長　殿
（〇〇県〇〇〇〇課長　殿）

〇〇出入国在留管理局長　〇　〇　〇　〇
（〇〇出入国在留管理局　首席審査官　〇　〇　〇　〇）

下記の中小企業団体について，（「不正行為」に認定したので・中小企業等協同組合法に違反する疑いがあると認められたので），通報する。

中小企業団体	名　称 所在地
事案の概要	
備　　考	

別記第８号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）

看護師候補者の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

１　看護師候補者名簿

２　受入れ状況等報告書

別記第8号様式の2

看護師候補者名簿

受入れ機関名：　　受入れ機関所在地：　　年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・住居地	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可年月日(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	日比クリニック	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567CD	インドネシア	Abc Def Ghi	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2009/8/7	2009/8/7
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

（記入上の注意）

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載した上，2月20日までに別記報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は支局）に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた看護師候補者が看護師候補者としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地（支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地）を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい（使用文字は，英字）。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」（いずれも半角大文字）と記載して下さい。

5 上記看護師候補者との雇用契約を終了する場合，これら看護師候補者が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局（又は支局）に報告して下さい。

別記第８号様式の３

受入れ状況等報告書（看護師候補者用）

自　　年　月　日
至　　年　月　日

本報告書は，別添の名簿に記載されている看護師候補者に係る受入れ等の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，看護師候補者に係る今後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年5月26日法務省告示第278号）第三の一の２の(五)，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年11月6日法務省告示第506号）第三の一の２の(五)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成24年9月28日法務省告示第411号）第三の一の２（五）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

２　受入れ施設の要件

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

３　研修計画の内容

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

４　研修責任者

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第９号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護福祉士候補者（就労コース）の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

１　介護福祉士候補者（就労コース）名簿

２　受入れ状況等報告書

別記第9号様式の2

介護福祉士候補者(就労コース)名簿

受入れ機関名:　　受入れ機関所在地:

年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・住居地	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	いろは園	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567XX	インドネシア	Abc Def Ghi	F	1992/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2008/8/7	2008/8/7
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在留者を正確に記載した上、1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は、実際に受け入れた介護福祉士候補者が介護福祉士候補者としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は、当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は、外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は、英字)。

4 「性別」欄は、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記介護福祉士候補者との雇用契約を終了する場合、これら介護福祉士候補者が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には、速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第９号様式の３

受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就労コース）用）

自　　年　月　日
至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている介護福祉士候補者（就労コース）に係る受入れ等の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，介護福祉士候補者（就労コース）に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 5 月 26 日法務省告示第 278 号）第三の二の２の（五），「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 11 月 6 日法務省告示第 506 号）第三の二の２の（五）及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 24 年 9 月 28 日法務省告示第 411 号）第三の二の２の（五）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）

□雇用契約締結締結申請時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

２　受入れ施設の要件

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

３　研修計画の内容

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

４　研修責任者

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第１０号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護福祉士候補者（就学コース）の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

１　介護福祉士候補者（就学コース）名簿

２　受入れ状況等報告書

別記第10号様式の2

介護福祉士候補者(就学コース)名簿

受入れ機関名:　　受入れ機関所在地:　　年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・地域	氏名	性別	生年月日	住居地	上陸許可年月日	在留期限
例	いちは介護福祉専門学校	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567CD	フィリピン	Abc Def Ghijk	F	1992/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2019/10/1	2010/10/1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載したと、1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は、実際に受け入れた介護福祉士候補者が就学している施設の名称及び同施設の所在地を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は、外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は、英字)。

4 「性別」欄は、男性の場合は「M」、女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記介護福祉士候補者の養成課程の履修許可を取り消す場合、これら介護福祉士候補者が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には、速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第１０号様式の３

受入れ状況等報告書（介護福祉士候補者（就学コース）用）

自　　年　月　日
至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている介護福祉士候補者（就学コース）に係る受入れ等の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，介護福祉士候補者（就学コース）に係る じ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成20年11月6日法務省告示第506号）第三の三の２の(四)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成24年9月28日法務省告示第411号）第三の三の２の（四）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

1　受入れ施設の要件

□入学許可時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

2　履修内容

□入学許可時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 _____

別記第１１号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

看護師の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

1　看護師名簿

2　受入れ状況等報告書

別記第11号様式の2

看護師名簿

受入れ機関名：　　受入れ機関所在地：

年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・地域	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可年月日(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	日比クリニック	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567CD	インドネシア	Abc Def Ghijk	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2009/6/7	2011/4/1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在籍者を正確に記載した上，1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた看護師が看護師としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記看護師との雇用契約を終了する場合，これら看護師が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第１１号様式の３

受入れ状況等報告書（看護師用）

［自　　年　月　日
　至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている看護師）に係る雇用契約の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，看護師に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 5 月 26 日法務省告示第 278 号）第三の三の２の(四)，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 11 月 6 日法務省告示第 506 号）第三の四の２の(四)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 24 年 9 月 28 日法務省告示第 411 号）第三の四の２の（四）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）について

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第１２号様式

年　　月　　日

出入国在留管理局（　　支局）長　殿

（受入れ機関名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

介護福祉士の受入れに係る定期報告について

標記について，本年１月１日現在の状況を別添のとおり報告します。

添付物

1　介護福祉士名簿

2　受入れ状況等報告書

別記第12号様式の2

介護福祉士名簿

受入れ機関名：　　受入れ機関所在地：　　年　月　日現在

	受入れ施設名	受入れ施設の所在地	在留カード番号	国籍・地域	氏名	性別	生年月日(年/月/日)	住居地	上陸許可年月日(年/月/日)	在留期限(年/月/日)
例	いろは園	東京都千代田区霞が関1-1-1	AB1234567CD	インドネシア	Abc Def Ghijk	F	1982/10/24	東京都千代田区霞が関1-2-2	2003/8/7	2018/4/1
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										

(記入上の注意)

1 1月1日現在の在留者を正確に記載した上，1月20日までに別添報告書とともに国際厚生事業団を通じて受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

2 受入れ施設名と受入れ施設の所在地は，実際に受け入れた介護福祉士が介護福祉士としての活動を行っている施設の名称及び同施設の所在地(支所等で活動を行っている場合は，当該支所等の名称及び所在地)を記載して下さい。

3 「氏名」の欄は，外国人登録証明書の氏名欄の記載にならって記載して下さい(使用文字は，英字)。

4 「性別」欄は，男性の場合は「M」，女性の場合は「F」(いずれも半角大文字)と記載して下さい。

5 上記介護福祉士との雇用契約を終了する場合，これら介護福祉士が失踪又は出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定に違反して資格外活動を行ったことを知った場合には，速やかに国際厚生事業団を通じて地方出入国在留管理局(又は支局)に報告して下さい。

別記第１２号様式の３

受入れ状況等報告書（介護福祉士用）

［自　　年　月　日
　至　　年　1月　1日

本報告書は，別添の名簿に記載されている介護福祉士）に係る雇用契約の状況について，１月１日現在のものを受入れ機関が記載し，国際厚生事業団を通じて，受入れ機関の所在地を管轄する地方出入国在留管理局（又は地方出入国在留管理局支局）に提出するものです。事実に反する記載があった場合には，介護福祉士に係るじ後の手続において不利な取扱いを受けることがあるので，御留意願います。

（注１）以下に記載する要件等は，「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 5 月 26 日法務省告示第 278 号）第三の四の２の(四)，「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の適用を受けるフィリピン人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 20 年 11 月 6 日法務省告示第 506 号）第三の五の２の(四)及び「平成二十四年四月十八日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡の適用を受けるベトナム人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針」（平成 24 年 9 月 28 日法務省告示第 411 号）第三の五の２の（四）に規定するものです。

（注２）該当する箇所にレ点を記入して下さい。

（注３）※印のある欄にレ点を記入した場合には，その具体的な内容を別紙に記載し添付して下さい。

１　雇用契約（報酬額及びその他の雇用条件）について

□雇用契約締結時（又は前回の在留期間更新許可申請時若しくは在留資格変更許可申請時）から変更なし

□変更する予定（※）　□変更した（※）

以上のとおり相違ありません。

受入れ機関名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第１３号様式

管〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長　殿

〇〇出入国在留管理局長　〇〇〇〇

下記の事業場において，〇〇〇人看護師等に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められたので通報する。

事業場	名　称 所在地 電　話
000人看護師等	（国籍・指定された活動，人数，性別をそれぞれ記載する）
事案の概要	
備　考	

別記第１４号様式

管〇〇〇第〇〇〇〇〇号
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇労働局長　殿

〇〇出入国在留管理局長　〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇〇〇により通報のあった件について，下記のとおり措置したので回報する。

事業場	名　称 所在地
措置内容	事業場（受入れ機関）に対する措置 （不正行為認定等の措置の内容及び措置の日を記載する） 〇〇〇人看護師等に対する措置 （〇〇〇人看護師等の就労及び研修継続，帰国の別等について記載する）
備　考	

別記第24号様式

研修（非実務）実施予定表

受入れ機関名（所在地及び連絡先）

研修実施施設名（所在地及び連絡先）

研修期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日　　年　　月　　日 作成

研修科目 （研修内容） 研修指導員の役職・氏名（経験年数）	総時間	研修月・時間											
		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

（注）予定表には、当該科目の開始月より修了月までの間を矢印（←→）で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載してください。

別記第24号様式の2

研修（実務）実施予定表

研修実施施設名（所在地及び連絡先）

受入れ機関名（所在地及び連絡先）

研修期間　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

年　　月　　日 作成

研修科目 （研修内容） 研修指導員の役職・氏名（経験年数）	総時間	研修月・時間											
		1月目	2月目	3月目	4月目	5月目	6月目	7月目	8月目	9月目	10月目	11月目	12月目
合計	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
総研修時間（非実務＋実務）	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

（注）予定表には、当該科目の開始月より修了月までの間を矢印（←→）で結び、矢印の上に各月に行う時間数を記載してください。

別記第25号様式

準備機関概要書（外国の所属機関・その他研修の準備に関与する外国の機関）

機関名		
経営者名 （代表者名）		
所在地		
	TEL	FAX
設立年月日		
受入れ機関との関係		
業種 主要製品 主要業務		

資本金	売上げ（直近年度）	常勤職員数

主要貿易（取引）相手国	輸出先	
	輸入先	
管理者名 （責任者名）		役職

外国人に不正に入国・在留に係る許可を受けさせ，又は外国人の研修に係る不正行為に関する事実を隠ぺいする目的で，偽変造の文書・図画若しくは虚偽の文書・図画の行使・提供を行ったことの有無　　あり・なし

上記において，「あり」に該当する場合に記載

時期

内容

年　　月　　日　作成

準備機関名

責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第２６号様式　　（医療機関用）

外国人患者に係る受入れ証明書

国　　籍　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日　　年　　月　　日　　性別　男・女

上記の者は，下記のとおり当医療機関に入院し治療を受ける者であることを証明いたします。

１　受入れ理由（病名等）

２　受入れ内容（受入れ先となる科名，具体的な治療内容等）

３　入院予定期間　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

４　治療予定期間（入院の前後に必要な治療，通院の期間を含む。）

　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日

５　必要経費見込み額（医療機関に支払われるべき金額の総額）

　　円

６　支払済み額（前払金，預託金等）の有無　　有・無

（１）「有」の場合

①　支払済み額　　円

②　上記を証明する書類　　医療機関発行の領収書・その他（　　）

（２）「無」の場合

支払方法　　民間医療保険の適用・第三者による支払・その他（　　）

７　その他特筆事項

　　年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

医療機関名称

住所

担当者氏名　　（部署名　　）

電話番号　　ＦＡＸ番号

別記第２７号様式

年　　月　　日

高度人材ポイント計算結果通知書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

あなたの申出に対して，「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件」（平成２４年３月３０日法務省告示第１２６号）第３条に基づくポイント計算を実施した結果，ポイントの合計が７０点に満たなかったので，通知します。

〇〇出入国在留管理局〇〇審査部門
（連絡先　　）

別記第２７号の２様式

年　　月　　日

在留資格「高度専門職」に係る計算結果通知書

＿＿＿

別記第28号様式

年　　月　　日

通　　知　　書

殿

あなたから申請のあった　　在留資格変更許可申請　　在留期間更新許可申請

（　　年　　月　　日付け申請番号　　－　　号）

については，審査の結果，下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが，申請内容を

在留期間更新許可申請　　在留資格変更許可申請

に変更するのであれば，別紙の申出書を提出して下さい。

記

あなたの申出に対して，「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件第二条の表の下欄に掲げる活動を指定されて在留する者等の在留手続の取扱いに関する指針」（平成24年3月30日法務省告示第127号）第三の五に基づくポイント計算を実施した結果，ポイントの合計が70点以上ありませんでした。

出入国在留管理局長（印）

別記第28号の2様式

年　　月　　日

通　　知　　書

殿

あなたから申請のあった　　在留資格変更許可申請　　在留期間更新許可申請

（　　年　　月　　日付け申請番号　　－　　号）

については，審査の結果，下記理由により申請どおりの内容では許可できませんが，申請内容を

在留期間更新許可申請　　在留資格変更許可申請

に変更するのであれば，別紙の申出書を提出して下さい。

記

出入国在留管理局長（印）

質　問　書（認定・変更用）

この質問書は，提出された申請の審査のために答えていただくものであり，重要な参考資料となります。回答に当たっては，各質問について該当するものにチェック☑又は○印で囲み，その他記入部分については，できるだけ具体的に，かつ詳しく記載・説明してください。

なお，事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

【記入に際しての説明】

※申請人（相手の方）とは，これから入国・在留のための審査を受ける外国人（我が国に滞在を希望する外国人）を指します。

※配偶者（あなた）とは，上記申請人と婚姻している日本人又は外国人を指します。

1　お互いの身分事項について記入して下さい。日本国籍の方につきましてはフリガナもお願いします。

申請人	国籍・地域	氏　名	男 女

配偶者	氏　名		フリガナ	国籍・地域	
	自宅	住　所			
		電　話	自宅　　携帯		
		同居者の有無	□無　□有　（氏名　　）		
		□自己所有　□借家　家賃＿＿＿＿円		＿＿＿＿LDK	
	職場	会社名	職務内容		
		所在地			
		電　話		就職年月日	年　月　日

2　結婚に至った経緯（いきさつ）についてお尋ねします。

（1）　初めて知り合った時期，場所や結婚までのいきさつを記入して下さい。

①　初めて会った時期：　＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

場所：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

②　初めて会ってから（紹介により知り合われた方は，紹介されたいきさつから）結婚届を出されるまでのいきさつを，年月日を示しながら，できるだけ詳しく記載してください。

なお，行数が足りないときは，適宜の用紙を使用し記載していただいて結構です。また，説明に関連する写真・手紙や国際電話の利用などを証明するものを添付されても結構です。

（2）紹介者の有無などについて

□無

□有（結婚相談所による紹介の場合は，氏名欄に会社名を記載して下さい。）

紹介者：国　　籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）

生年月日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

住　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

外国人の方の場合は在留カード番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

紹介された年月日，場所及び方法

年 月 日：＿＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿＿日

場　　所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

方　　法：□写真　□電話　□対面　□E－m a i l

□その他（　　）

紹介者と申請人（相手の方）との関係（詳しく記載して下さい）：

紹介者と配偶者（あなた）との関係（詳しく記載して下さい）：

＊紹介者との関係は，単に友人・知人と記載するのではなく，どのような関係か詳しく記載してください。

3　夫婦間の会話で使われている言語についてお尋ねします。

（1）日常，ご夫婦の会話に使われている言葉（例えば，中国語，日本語等）は何ですか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）お互いの母（国）語は何ですか。

①　申請人（お相手の方）＿＿＿＿＿＿＿＿語

②　配偶者（あなた）＿＿＿＿＿＿＿＿語

（3）申請人（お相手の方）は，配偶者（あなた）の母国語をどの程度理解できますか。

□難しい＝通訳が必要　　□筆談／あいさつ程度

□日常会話程度は可能　　□会話に支障なし

（4）配偶者（あなた）は，申請人（お相手の方）の母国語をどの程度理解できますか。

□難しい＝通訳が必要　　□筆談／あいさつ程度

□日常会話程度は可能　　□会話に支障なし

（5）申請人（お相手の方）が日本語を理解できる場合は，いつ，どのように学んだのか，具体的に記載して下さい。

（6）お互いの言葉が通じない場合，どのような方法で，意思の疎通を図っていますか。

【方法】：

【通訳者がいた（いる）場合】

① 通訳者の氏名：

② 通訳者の国籍：

③ 通訳者の住所：

4　日本国内で結婚された方は，結婚届出時の証人２名を記入して下さい。

（1）氏名：　　(男・女)

住所：

電話：

（2）氏名：　　(男・女)

住所：

電話：

5　結婚式（披露宴）を行った方は，その年月日と場所等を記入してください。

年月日：　　年　　月　　日

場　所：

出席者：申請人側　　父　母　兄　弟　姉　妹　子

配偶者側　　父　母　兄　弟　姉　妹　子

双方の出席者　計　　人

6　結婚歴についてお尋ねします。

申請人（お相手の方）：□初婚

□再婚（　　回目）

前回の結婚は　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

（□離婚　□死別）

配偶者（あなた）：□初婚

□再婚（　　回目）

前回の結婚は　　年　　月　　日～　　年　　月　　日

（□離婚　□死別）

7　申請人（お相手の方）がこれまでに来日されているときは，その回数と時期を記入して下さい。

（1）回数　　回

（2）時期　　来日目的（観光・仕事等）

①　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）

②　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）

③　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）

④　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）

⑤　　年　　月　　日～　　年　　月　　日（　　）

＊多数の場合は直近の渡航歴を記載願います。

8　配偶者（あなた）がこれまでに申請人の母国に行かれているときは，その回数と時期を記入してください。

（1）知り合ってから結婚までの間（　　回）

①＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

②＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

③＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

④＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

⑤＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

＊　多数の場合は直近の渡航歴を記載願います。

（2）結婚後（　　回）

①＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

②＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

③＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

④＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

⑤＿＿＿年＿＿月＿＿日　～　＿＿＿年＿＿月＿＿日

＊　多数の場合は直近の渡航歴を記載願います。

9　申請人は日本から退去強制されたことがありますか（出国命令も含みます。）。

□無

□有（　　回）

10　9で「退去強制されたことがある」と記入された方にお尋ねします。

（1）違反の内容

□不法残留（オーバーステイ）

□不法入国（密入国・偽造パスポート使用など）

□その他　（　　）

（2）退去強制などにより出国した年月日（直近のもの）と空港名

年月日：＿＿＿年＿＿月＿＿日＿＿＿空港から

（3）当時使用していたパスポートの国籍，氏名及び生年月日は，今回の申請における国籍，氏名及び生年月日と同じですか。

□同じ

□別の氏名等　　国　籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日：＿＿＿年＿＿月＿＿日

（4）退去強制されるまでの間に夫婦で同居した事実がある方は，その期間と住所を記入して下さい。

期間：＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日～＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

住所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

11　申請人（お相手の方）と配偶者（あなた）の親族について記入して下さい。

※日本に居住している方の電話番号は可能な限り記入して下さい。父母がお亡くなりになっている場合には，「住所欄」に「死亡」と記載して下さい。お子さんについては，（2）の表に記載して下さい。お子さんがいない場合は，「なし」と記載して下さい。

（1）父・母・兄弟・姉妹について記載して下さい。

	続柄	氏　名	年齢	住　所	電話番号
【記載例】	父	入管太郎	６２	東京都千代田区××1-2-301	03-▽△-×××××
夫の親族	父				
	母				
【記載例】	父	Nyukan James V.	６２	New York, U.S.A（都市名まで）	××××-12-OO-345
妻の親族	父				
	母				

（2）お子さんについて記載して下さい。

続柄	氏　名	生年月日	住　所
【記載例】			
夫の長男	入管三郎	1975.11.19	埼玉県さいたま市××9-8-7
妻の長女	Nyukan Mary C	1999.12.15	New York, U.S.A（都市名まで）

12　親族で今回のご結婚を知っている方はどなたですか。

（該当するところを○で囲んで下さい。）

夫側：　父　母　兄　弟　姉　妹　子

妻側：　父　母　兄　弟　姉　妹　子

以上の記載内容に誤りはありません。

平成　　年　　月　　日

署　　名（配偶者）：

（注）事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので、提出前に、記載内容に間違いがないことを確認し、ご自身で署名してください。

質　問　書（更新用）

配偶者記入用

この質問書は，提出された申請の審査のために答えていただくものであり，重要な参考資料となります。回答に当たっては，各質問について該当するものにチェック☑又は○印で囲み，その他記入部分については，できるだけ具体的に，かつ詳しく記載・説明してください。また，他の人に記入させることなく，必ずご自身で記入してください。

なお，事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

【記入に際しての説明】

※申請人とは，これから入国・在留のための審査を受ける外国人（我が国に滞在を希望する外国人）を指します。

※配偶者とは，上記申請人と婚姻している日本人又は外国人を指します。

1．お互いの身分事項について記入して下さい。日本国籍の方につきましてはフリガナもお願いします。

申　請　人	国籍・地域	氏　名　　男 女

配偶者	氏　名		フリガナ	国籍・地域	
	自宅	住　所			
		電　話	自宅　　携帯		
		同居者の有無	□無　□有　（氏名　　）		
		□自己所有　□借家・家賃＿＿＿＿円		＿＿＿＿ＬＤＫ	
	職場	会社名	職務内容		
		所在地			
		電　話		就職年月日	年　月　日

2　生活状況についてお尋ねします。

（1）現在，申請人と配偶者は，一緒に生活していますか。

B又はCにチェックした場合はその理由を記載してください（申請人又は配偶者に１の住所以外にも生活している場所があればその場所の所在地も併せて記載すること）。

□ A いつも一緒に生活しています。

→いつから一緒に生活していますか（具体的な時期を記載すること）。

_____

□ B 一緒に生活するときもあれば，別々に生活するときもあります。

□ C 一緒に生活していません。別々に生活しています。

理由：_____

_____

_____

_____

（2）ご夫婦の現在の職業（アルバイトを含みます。）や収入について記入してください。無職の場合は□にチェックしてください。

申請人：職業 _____（勤務先： ）

□ 無職

平均月収 _____円

配偶者：職業 _____（勤務先： ）

□ 無職

平均月収 _____円

※ 配偶者に収入がある場合，給与明細（直近１年程度）又は源泉徴収票の写しをご提出ください（紛失等により提出できない場合は，給与支払者が作成した支払額の証明書を提出してください。）。

（3）ご夫婦の生活費（家賃，光熱費，食費など）は，誰が負担していますか。

□ 申請人が全額負担している

□ 配偶者が全額負担している

□ 夫婦で分担している

□ その他（具体的に記載してください。）

_____

以上の記載内容に誤りはありません。

平成 年 月 日

署 名（配偶者）：_____

（注）事実に反する記入をしたことが判明した場合には申請人に係る審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

質　問　書（更新用）

申請人記入用

この質問書は，提出された申請の審査のために答えていただくものであり，重要な参考資料となります。回答に当たっては，各質問について該当するものにチェック☑又は○印で囲み，その他記入部分については，できるだけ具体的に，かつ詳しく記載・説明してください。また，他の人に記入させることなく，必ずご自身で記入してください。

なお，事実に反する記入をしたことが判明した場合には審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

【記入に際しての説明】

※申請人とは，これから入国・在留のための審査を受ける外国人（我が国に滞在を希望する外国人）を指します。

※配偶者とは，上記申請人と婚姻している日本人又は外国人を指します。

1　お互いの身分事項について記入して下さい。日本国籍の方につきましてはフリガナもお願いします。

申　請　人	国　籍・地域	氏　名	男 女

配偶者	氏　名		フリガナ	国籍・地域	
	自宅	住　所			
		電　話	自宅　　携帯		
		同居者の有無	□無　□有　（氏名　　）		
		□自己所有　□借家　家賃　　円　　LDK			
	職場	会社名	職務内容		
		所在地			
		電　話		就職年月日	年　月　日

2　生活状況についてお尋ねします。

（1）現在，申請人と配偶者は，一緒に生活していますか。

B又はCにチェックした場合はその理由を記載してください（申請人又は配偶者に1の住所以外にも生活している場所があればその場所の所在地も併せて記載すること）。

□ A いつも一緒に生活しています。

→いつから一緒に生活していますか（具体的な時期を記載すること）。

_____

□ B 一緒に生活するときもあれば，別々に生活するときもあります。

□ C 一緒に生活していません。別々に生活しています。

理由：_____

_____

_____

_____

（2）ご夫婦の現在の職業（アルバイトを含みます。）や収入について記入してください。無職の場合は□にチェックしてください。

申請人：職業 _____（勤務先： ）

□ 無職

平均月収 _____円

配偶者：職業 _____（勤務先： ）

□ 無職

平均月収 _____円

※ 配偶者に収入がある場合，給与明細（直近1年程度）又は源泉徴収票の写しをご提出ください（紛失等により提出できない場合は，給与支払者が作成した支払額の証明書を提出してください。）。

（3）ご夫婦の生活費（家賃，光熱費，食費など）は，誰が負担していますか。

□ 申請人が全額負担している

□ 配偶者が全額負担している

□ 夫婦で分担している

□ その他（具体的に記載してください。）

_____

以上の記載内容に誤りはありません。

平成 年 月 日

署 名（申請人）：_____

（注）事実に反する記入をしたことが判明した場合には審査上不利益な扱いを受ける場合や罪に問われる場合がありますので，提出前に，記載内容に間違いがないことを確認し，ご自身で署名してください。

別記第３１号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，経歴を詐称している疑いがあると認められるので，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日，当局に在留資格認定証明書交付申請のあった上記技能実習生は，申請書上過去の出入国歴がない旨記載していたものの，実際には○○年○○月○○日に在留資格「技能実習１号ロ（１年）」で本邦に上陸し，○○年○○月○○日に本邦を出国した経歴があることが判明したもの。
備考	

別記第３２号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，第３号技能実習計画の認定基準に適合しない疑いがあると認められるので，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日，当局に技能実習３号への在留資格変更許可申請のあった上記技能実習生は，当該申請に基づく特例期間中に再入国許可に基づき○○年○○月○○日に本邦を出国したものの，１か月以上の一旦帰国をすることなく，○○年○○月○○日に本邦に再入国したことが判明したもの。
備考	

別記第３３号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，行方不明とされていた者であるが，その所在が判明したことから，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】 1　上記技能実習生は，○○（監理団体又は実習実施者名）から，行方不明であるとして，技能実習実施困難時届出書の提出があった者であるが，○○年○○月○○日，○○県○○市○○町○○丁目○○番地所在の事業所において，その所在が判明したもの。 2　同日，○○（監理団体又は実習実施者名）に連絡を取り，当該技能実習生の身柄を引き渡し，○○（監理団体又は実習実施者名）の責任の元で，帰国の支援を行うなど，技能実習生の保護に係る必要な措置を講ずるよう指導している。
備考	

別記第３４号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
〇〇地方事務所（支所）長　殿

〇〇出入国在留管理局〇〇支局
首席審査官

下記の実習実施者については，技能実習の内容が認定計画に相違する疑いがあると認めたので，情報を共有する。

記

実習実施者	氏名又は名称 住　　所 届出番号
事案の概要	【例】 〇〇年〇〇月〇〇日，上記実習実施者に摘発を実施したところ，〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の事業所において，認定計画上，耕種農業の技能実習を行うとしていた技能実習生が，食品加工の作業に従事している状況が認められたもの。
備　考	

別記第３５号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の実習実施者（又は監理団体）については，入管法第７３条の２第１項各号の規定に該当する行為に及んだものと認めたので，情報提供する。

記

実習実施者 (監理団体)	氏名又は名称 住　　所 届出番号 (許可番号)
事案の概要	【例】 1　○○年○○月○○日から○○年○○月○○日の○○間にわたって，上記実習実施者は，○○県○○市○○町○○丁目○○番地所在の事業所において，在留資格を有しない○○国籍の外国人○○名を雇用し，就労させていたものであり，その態様が悪質であると認められるもの。 2　当該外国人については，出入国管理及び難民認定法第２４条第１号の退去強制事由に該当するものとして退去強制手続をとっているところである。 また，当該実習実施者に対しては，技能実習法施行規則第１２条第１項第１０号の規定に基づき，実習監理を受ける監理団体に対して本件事実を報告するよう指導している。
備　　考	○○年○○月○○日付け○○○○第○○○○○号により，貴事務所より，情報提供を受けていたもの。

別記第３６号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の実習実施者（監理団体）については，事業活動に関し外国人に不正に入管法第３章第１節若しくは第２節の規定による証明書の交付，上陸許可の証印若しくは許可，同章第４節の規定による上陸の許可若しくは同法第４章第１節若しくは第２節若しくは第５章第３節の規定による許可を受けさせる目的で，偽造若しくは変造された文書若しくは図画又は虚偽の文書若しくは図画を行使し，又は提供する行為に及んだものと認めたので，情報提供する。

記

実習実施者 (監理団体)	氏名又は名称 住　　所 届出番号 (許可番号)
事案の概要	【例】 ○○年○○月○○日，上記実習実施者（監理団体）は，○○国籍の外国人○○に係る在留資格認定証明書交付申請において，同外国人に不正に同証明書の交付を受けさせる目的で，内容虚偽の証明書を作成したもの。
備　　考	

別記第３７号様式
年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者であると認められるので，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】 1　上記技能実習生は，○○（監理団体又は実習実施者名）から，事前に，（実際とは異なる）時給○○円の賃金を支払う旨を提示される等し，同内容の雇用契約を交わしていたところ，本邦入国後，旅券を取り上げられ，○年○月○日から○年○月○日までの実習に係る賃金が支払われず（最低賃金以下の時給○○円の賃金で実習させられ），実習を強要されている（た）ものであり入管法第２条第７号に規定する人身取引等の被害者と認められる。 2　同技能実習生が，○年○月○日，当部門に出頭し，被害を申告したことから判明。 3　同技能実習生は，実習先変更及び宿泊援助を希望している。
備考	

別記第３８号様式
年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について，技能実習生の意思に反して，帰国をさせられる旨の申出があったことから，情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】 1　○○年○○月○○日，上記技能実習生は，○○空港の出国審査場において，入国審査官に対し，今回の出国は技能実習生本人の意思によるものではなく，○○（監理団体又は実習実施者名）から帰国を強制させられたものである旨の相談があり，出国を取り止めたもの。 2　当該技能実習生については，必要に応じて，近隣の機構地方事務所に相談するよう指導した上，帰宅させている。 また，当該技能実習生の所属する監理団体及び実習実施者に連絡を取り，当該技能実習生に対する不利益取扱に該当する行為に及んだ場合にあっては，技能実習法第４９条第２項に違反する行為として，同法第１１１条第７号の規定に基づき罰則の適用がある旨伝えた上で，技能実習生の保護に係る必要な措置を講ずるよう指導している。
備考	

別記第３９号様式
年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の外国人は、出入国管理及び難民認定法第２４条の退去強制事由に該当する疑いがあるとして、退去強制手続を受けていたものであるが、今般退去強制事由に該当しない旨の認定による放免／認定に誤りがある旨の判定による放免／理由あり裁決による放免／口頭審理放棄により退去強制令書の発付／口頭審理請求取下げにより退去強制令書の発付／異議申出放棄により退去強制令書の発付／異議申出取下げにより退去強制令書の発付／理由なし裁決により退去強制令書の発付／理由なし裁決となったものの在留特別許可／終止としたので、情報提供する。

記

身分事項等	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日、上記外国人は、出入国管理及び難民認定法第２４条第４号ロ（不法残留）に該当する疑いがあることから収容令書の発付を受け、退去強制手続を受けていたものであるが、○○年○○月○○日に理由あり裁決／在留特別許可（在留資格「技能実習２号ロ（１年）」）を受けたもの。
備考	

別記第４０号様式

年　　月　　日

外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

○○出入国在留管理局○○支局
首席審査官

下記の技能実習生について、在留期間中に出入国管理及び難民認定法第２４条各号の退去強制事由に該当する疑いがあるとして、当局に収容／収容中に仮放免したことから、情報提供する。

記

技能実習生	国籍・地域 氏名 生年月日 性別 計画認定番号 在留資格 在留期間 在留カード番号
監理団体	名称 住所 許可番号
実習実施者	氏名又は名称 住所 届出番号
事案の概要	【例】○○年○○月○○日、上記技能実習生は、出入国管理及び難民認定法法第２４条第４号イ（資格外活動）に該当する疑いがあることから収容令書の発付を受け、同令書に基づき○○年○○月○○日に当局に収容されたもの。
備考	

別記第４１号様式

通　　報　　書

年　　月　　日

○　○　部　門
首席入国警備官　　殿

○　○　部　門
首席審査官

外国人技能実習機構から、入管法第７３条の２第１項各号の規定に該当する行為に及んだ疑いのある者に係る情報の提供を受けたので、通報します。

氏名又は名称	
住　　所	
許可又は届出番号	
備　　考	添付物（例） ○○年○○月○○日付け外国人技能実習機構からの情報提供（○○○○第○○○○○号）写し

※　許可又は届出番号記載欄については、対象者が監理団体である場合には監理団体の許可番号、実習実施者である場合には実習実施者の届出番号を記載する。

別記第４２号様式

通　　報　　書

年　　月　　日

○　○　部　　門
首席審査官（首席入国警備官）　　殿

○　○　部　　門
首席審査官

外国人技能実習機構から，入管法第２４条各号に該当する疑いのある外国人に係る情報の提供を受けたので，通報します。

氏　　名	
生　年　月　日	年　　月　　日　　男・女
国　籍　・　地　域	
在　留　資　格	（在留期間の満了日　　年　　月　　日）
在留カード番号	
備　　考	添付物（例） ○○○○年○○月○○日付け外国人技能実習機構からの情報提供（○○○○第○○○○○号）写し

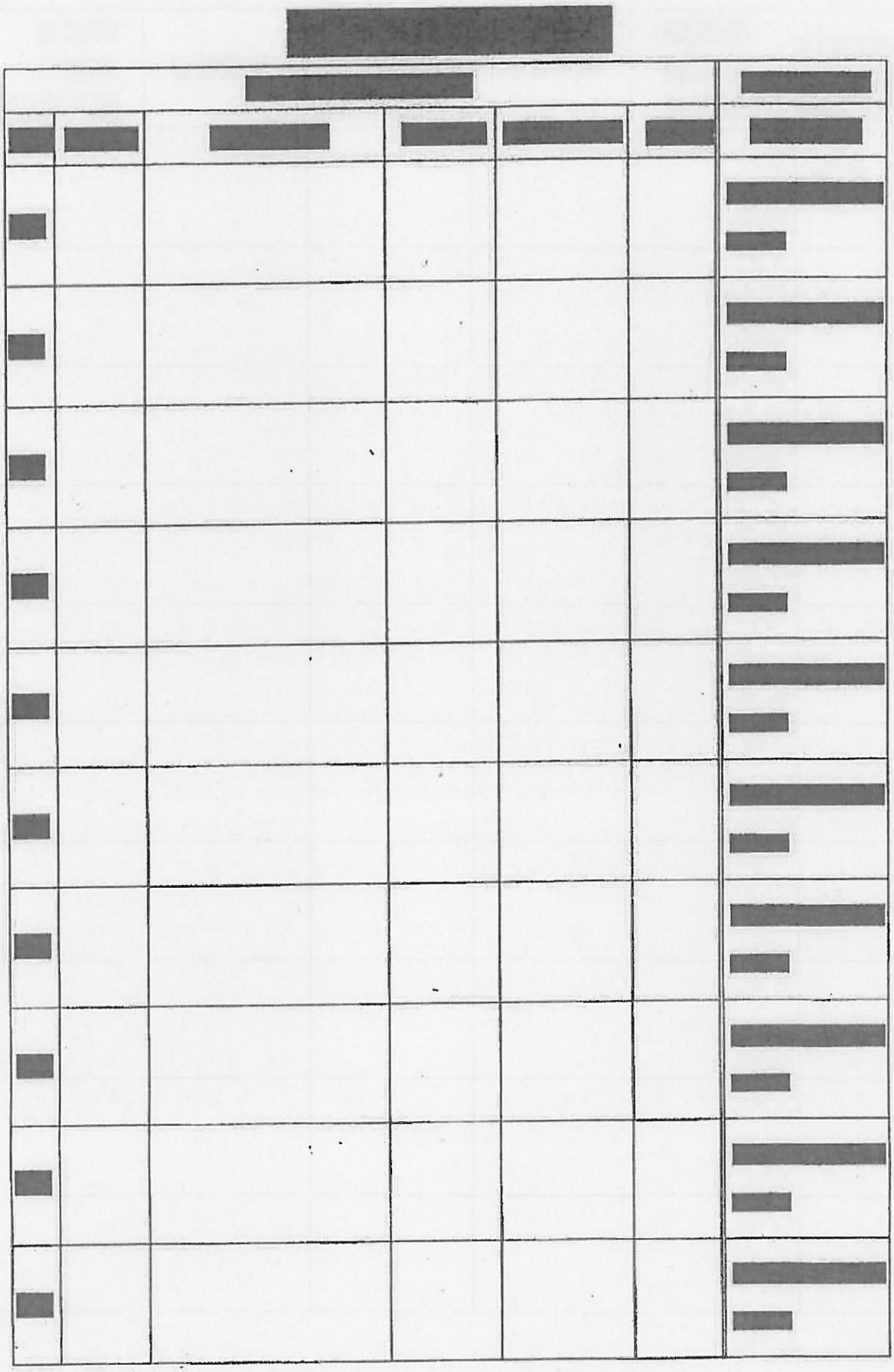
別記第４３号様式

[redacted]

別記第４３号の２様式

[redacted]

別記第44号様式



別記第44号の2様式

[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

別記第４５号様式

申告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏名

入国目的等について，下記のとおり申告いたします。

記

1　入国目的及び入国後の活動内容（複数の選択可）

□日本語の習得　□日本文化の習得　□就労

□自治体の活動や地域住民との交流会への参加　□その他（　　）

2　具体的な入国目的及び入国後の活動内容

※　上記１で選んだ項目について，具体的に記載してください。

3　入国後に日本の公的医療保険に加入すること

4　入国手続及び入国後の手続等に係る対価として日系四世受入れサポーターへの報酬の支払いがないこと。

5　入国後の就労予定について，労働条件を承知していること（就労予定がある場合）。

6　日本への渡航費用等として前借金と賃金の相殺に係る契約がない又は当該契約がある場合には，同条件について同意していること。

（注）当該契約がある場合には，契約書の写しを提出してください。

上記のとおり相違ありません。

申請人署名

別記第４６号様式

（日系四世受入れサポーター（個人）用）

誓約書

年　月　日

出入国在留管理局長　殿

国籍・地域

氏　名

上記の者の入国・在留に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1　日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という。）を無償で提供すること

2　定期的（少なくとも２か月に１回）に連絡を取り、就労状況を含む活動状況を把握すること

3　在留期間更新許可申請に当たり日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について、上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと（上記の者が通算３年を超えて在留する場合を除く）

4　地方出入国在留管理局から日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について問合せがあった場合、回答すること

5　活動支援を提供することが困難となった場合、速やかに上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

6　日系四世から日系四世受入れサポーターとして手数料又は報酬を受け取らないこと

誓約者（日系四世受入れサポーター）

以下のとおり申告いたします。

ふりがな

氏名　　男・女

生年月日

住所　　TEL

職業（勤務先）　　TEL

国籍・地域（在留資格，期間）

- 被支援者との関係　□親族　□友人・知人　□雇用主
  □その他（　　）

- 被支援者の活動支援について紹介を受けた者又は団体
  □ なし
  □ あり
  氏名又は団体名

  住所又は所在地　　TEL

  職業紹介事業の許可・届出番号
  ※ 職業紹介事業者から紹介を受けた場合に記載してください。

- 被支援者の紹介を受けるに当たり紹介者に紹介料を支払っていません。

- 暴力団関係者ではありません。

- 被支援者以外に日系四世受入れサポーターとして活動支援を担当している日系四世の人数
  ※ 個人の方が活動支援を担当できるのは３人までです。
  人

- 過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことはありません。

上記のとおり相違ありません。

日系四世受入れサポーター署名

別記第４６号の２様式

（日系四世受入れサポーター（団体）用）

誓約書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏　名

上記の者の入国・在留に関し、下記の事項について誓約いたします。

記

1　日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解を目的とする活動（日本語を習得する活動を含む。）の円滑な遂行に必要な支援（以下「活動支援」という。）を無償で提供すること

2　定期的（少なくとも２か月に１回）に連絡を取り、就労状況を含む活動状況を把握すること

3　在留期間更新許可申請に当たり、日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について、上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと（上記の者が通算３年を超えて在留する場合を除く）

4　地方出入国在留管理局から日本文化の習得状況及び就労状況を含む生活状況について問合せがあった場合、回答すること

5　活動支援を提供することが困難となった場合、速やかに上記の者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局に報告を行うこと

6　日系四世から日系四世受入れサポーターとして手数料又は報酬を受け取らないこと

誓約者（日系四世受入れサポーター）
以下のとおり申告いたします。

団体名

所在地　　TEL

業務内容　　TEL

・　上記の団体は、上記の者が居住する地域において、国際交流又は地域社会への奉仕を目的として活動する非営利の法人です。

・　被支援者との関係　　□雇用主　□その他（　　）

・　被支援者の活動支援について紹介を受けた者又は団体

□　なし

□　あり

氏名又は団体名

住所又は所在地　　TEL

職業紹介事業の許可・届出番号

※　職業紹介事業者から紹介を受けた場合に記載してください。

・　被支援者の紹介を受けるに当たり紹介者に紹介料を支払っていません。

・　暴力団関係者ではありません。

・　過去に出入国に関する法令等の違反により刑に処せられた又はこれらの法令に関し不正若しくは不当な行為をしたことはありません。

上記のとおり相違ありません。

日系四世受入れサポーター

記名

（注）役員及び活動支援を担当する常勤職員について、別紙「役員及び活動支援担当者一覧表」を提出してください。

別記第47号様式

役員及び活動支援担当者一覧表

氏名	氏名のふりがな	生年月日				性別	国籍・地域	住所	役職名	在留カード等番号（※外国人の場合に限る）
		和暦	年	月	日					

[redacted]

別記第４８号様式

[redacted]

[redacted]

[redacted]

別記第48号の2様式

[redacted]

[redacted]						
[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

別記第４９号様式

[redacted]

別記第４９号の２様式

別記第５０号様式

文　書　番　号
〇〇年〇月〇日

〇〇警察本部暴力団対策主管課長　殿

〇〇出入国在留管理局首席審査官　印

「特定技能外国人の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書」に基づく照会について

下記の者について、「特定技能外国人の受入れに係る業務からの暴力団排除に関する合意書」（平成３１年３月１４日付け警察庁丁暴発第８８号及び法務省管在第１６６９号）に規定する暴力団排除条項に該当するか否かについて照会します。

記

１　照会対象者
別紙記載のとおり。

※　別記第５１号様式を用いない場合は、氏名（フリガナ）、生年月日、性別、住所を記載し、法人の場合は、その法人の商号又は名称、その者の役職を加えて記載すること。

別記５０号の２様式

照会文書記載例

シメイ	氏名	和暦	年	月	日	性別	会社名	役職名
カントウ タロウ	関東　太郎	S	30	03	04	M	株式会社特定	代表取締役
カンサイ ハナコ	関西　花子	H	01	04	01	F	技能株式会社	営業部長
トウホク イチロウ	東北　一郎	S	40	01	01	M	有限会社特定	常務取締役
シコク ヒロコ	四国　広子	S	45	12	24	F	有限会社特定	取締役営業本部長
キュウシュウ ジロウ	九州　次郎	H	02	02	02	M	有限会社特定	総務部長
～								

（補足説明）

電磁的記録(拡張子.xlsにて保存)については、氏名カナ(半角、姓と名の間も半角で1マス空け)、氏名漢字(全角、姓と名の間も全角で1マス空け)、生年月日(大正はT、昭和はS、平成はHで半角とし、数字は2桁半角)、性別(半角で男性はM、女性はF)、会社名及び役職名をセルごとに入力し、照会を行うものとする(上記記載例参照)。

なお、上記記載例は、便宜上、項目名及び罫線を付しているが、実際の照会の際は、罫線は不要。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、シメイ欄は当該アルファベットのカナ読みを入力すること。

別記第６４号様式

番　　号
元号〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇国税局（所）長　殿

〇〇出入国在留管理局（支局）長

下記の特定技能外国人については，当該特定技能外国人本人又は雇用主である特定技能所属機関が国税を一定程度滞納していることを理由として，在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請を不許可とする見込みであることから，情報を提供する。

記

特定技能外国人	国籍・地域	
	氏名	
	生年月日	年　月　日
	性別	□男・□女
	在留資格(在留期間)	
	在留期限（※）	年　月　日
	在留カード番号	
	処分通知予定日	
	(直近の申請における申請書の記載内容)	
	出生地	
	配偶者の有無	
	電話番号	
	携帯電話番号	
	旅券(番号・有効期限)	年　月　日
	月額報酬	円
特定技能所属機関	氏名又は名称	
	所在地	
	電話番号	
滞納者	□特定技能外国人・□特定技能所属機関	
備考	担当　〇〇出入国在留管理局〇〇部門 入国審査官　〇〇〇〇 電話　〇〇－〇〇－〇〇	

※　在留期間の満了日までに申請に対する処分がされない時は，申請人である外国人は，在留期間満了後も，当該処分がされる時又は従前の在留期間の満了の日から２か月を経過する日のいずれか早い時までの間は，引き続き従前の在留資格をもって本邦に在留することができる。

別記第７５号様式

[redacted]

1 [redacted]

（1）[redacted]

＊[redacted]

（2）[redacted]

（3）[redacted]

（4）[redacted]

（5）[redacted]

＊[redacted]

（6）[redacted]

（7）[redacted]

（8）[redacted]

（9）[redacted]

（１０）[redacted]

（１１）[redacted]

（１２）[redacted]

2 [redacted]

※[redacted]

（1）[redacted]

（2）[redacted]

（3）[redacted]

（4）[redacted]

(5) [redacted]

(6) [redacted]

(7) [redacted]

※ [redacted]

※ [redacted]

別記第７６号様式

[redacted]

[redacted]

1 [redacted]

(1) [redacted]

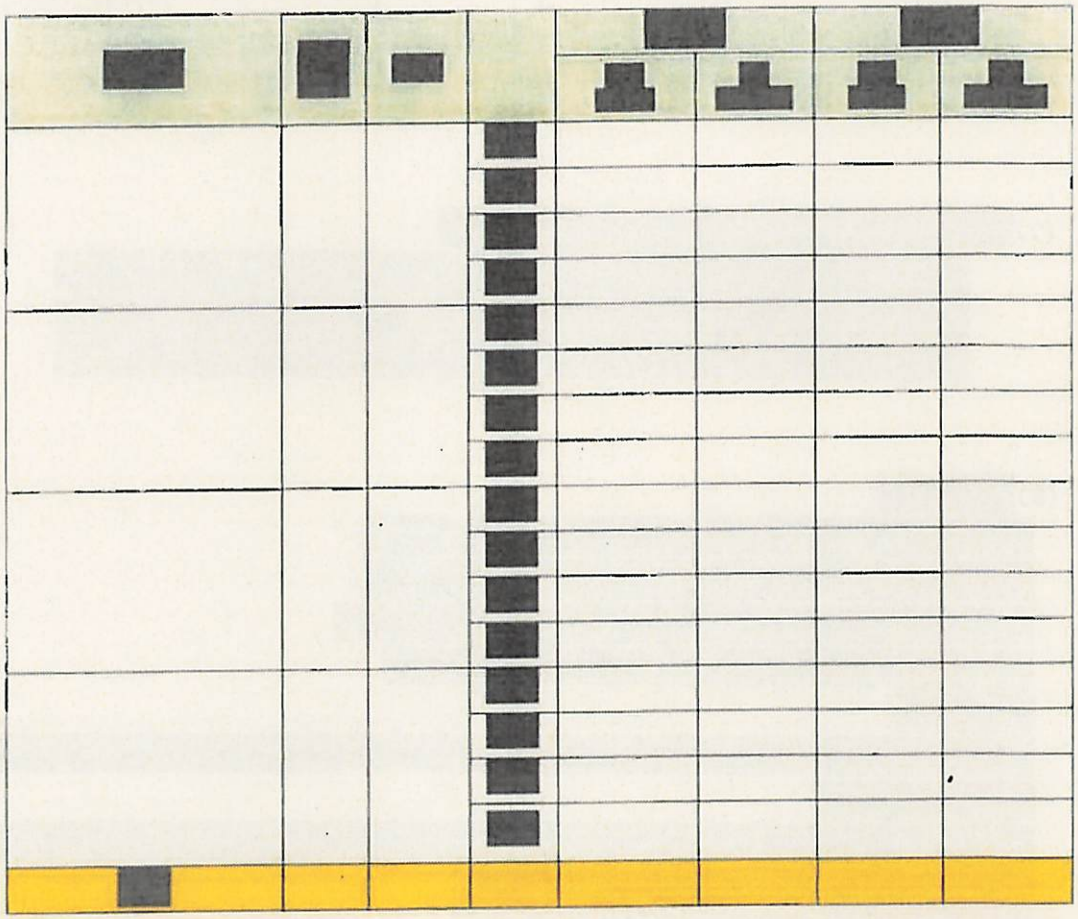
[redacted]	[redacted]

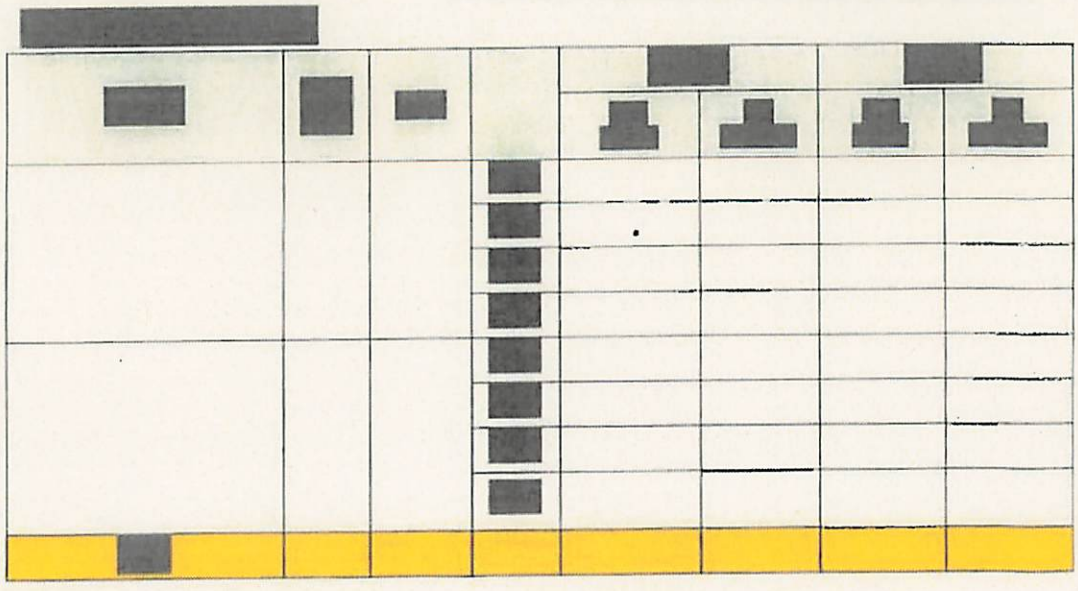
(2) [redacted]

(3) [redacted]

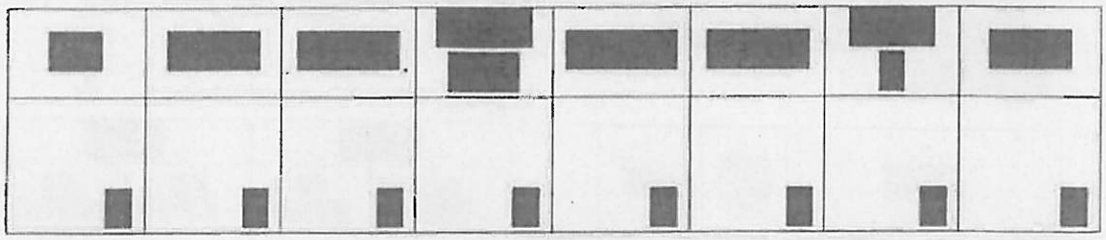
(4) [redacted]

(5)





(6) [redacted]



(7) [redacted]

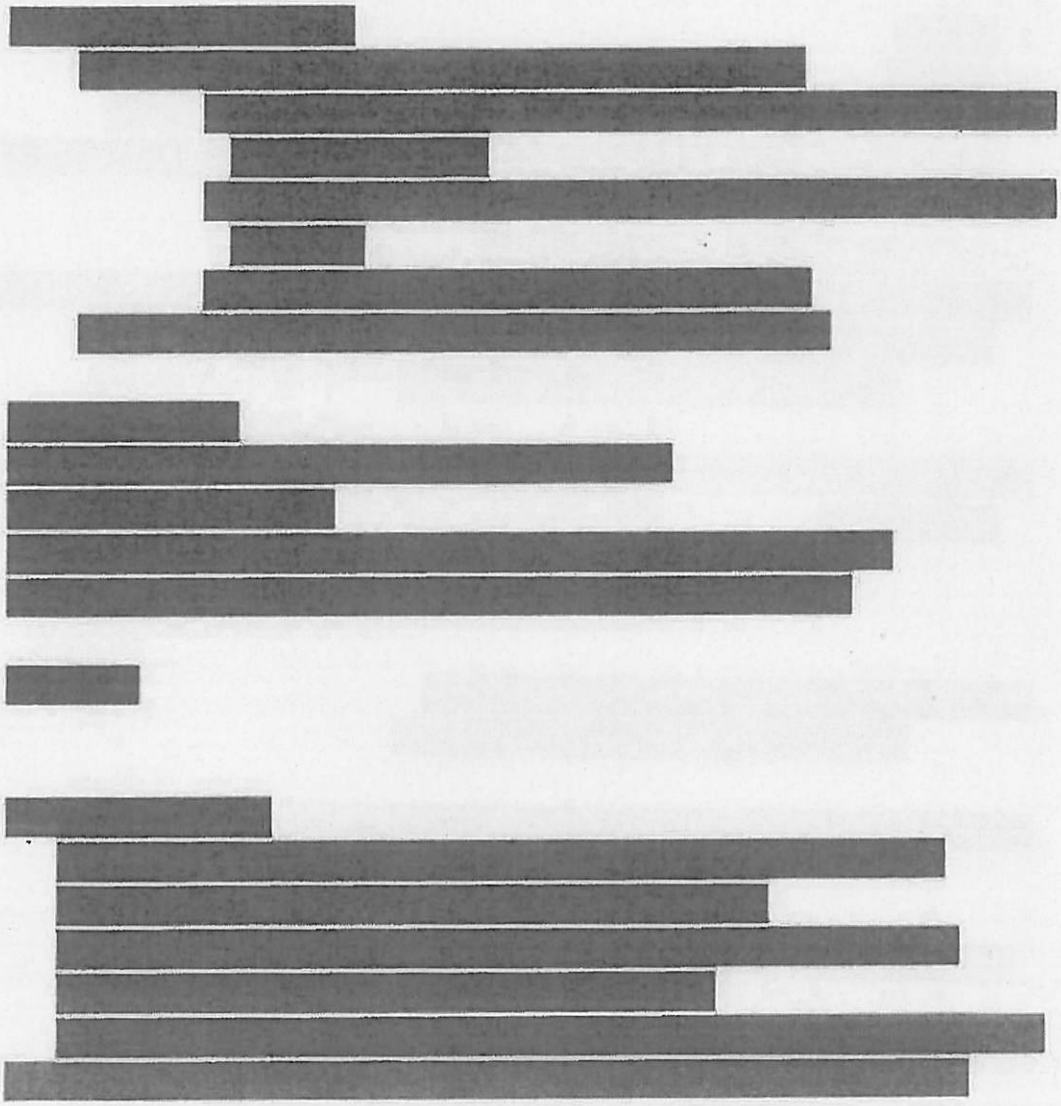
(8) [redacted]

2 [redacted]

(1) [redacted]

(2) [redacted]

(3) [redacted]



(4) [redacted]

(5) [redacted]

(6) [redacted]

(7) [redacted]

(8) [redacted]

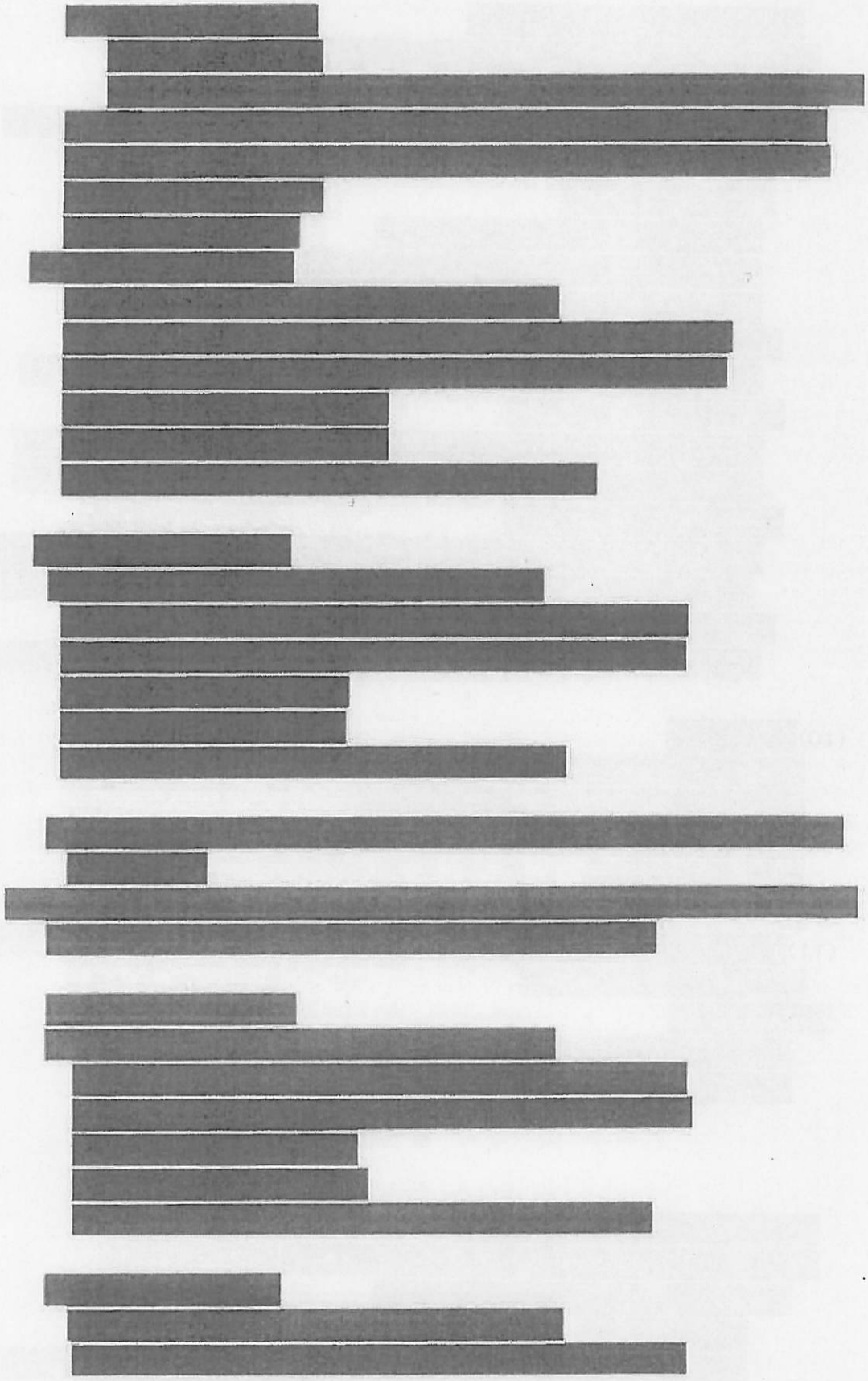
(9) [redacted]

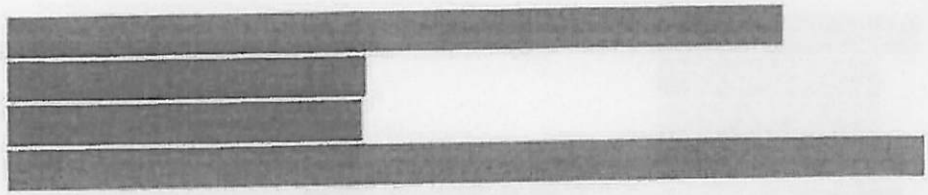
[redacted]

(10) [redacted]

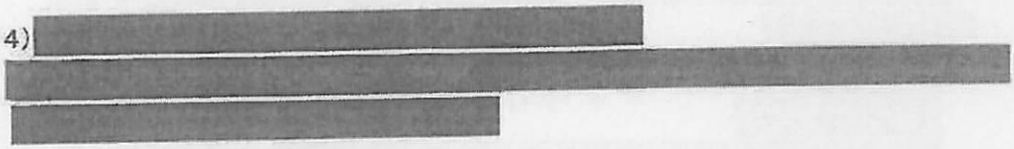
(11) [redacted]

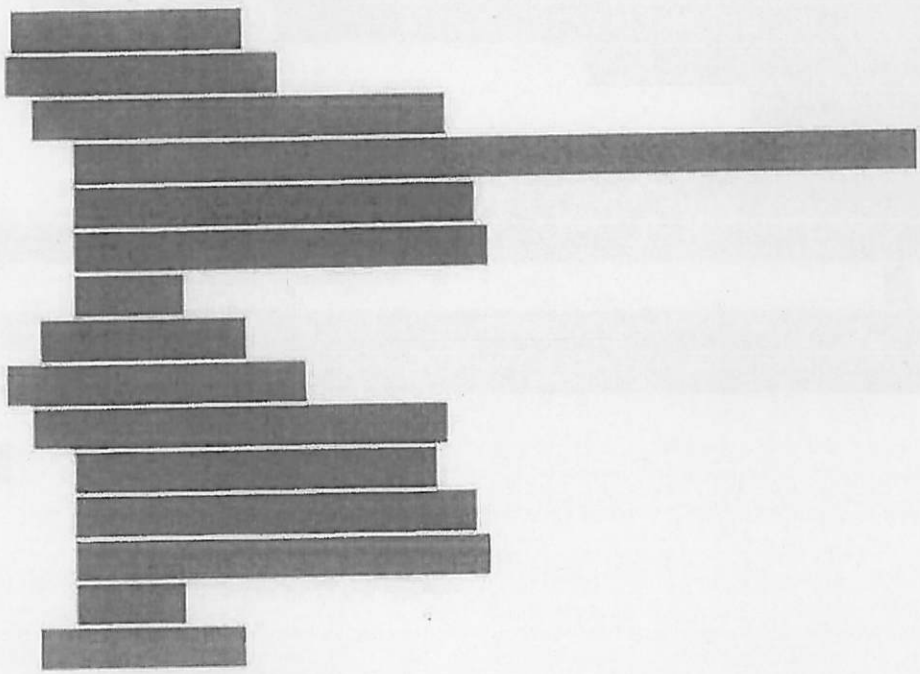
[redacted]



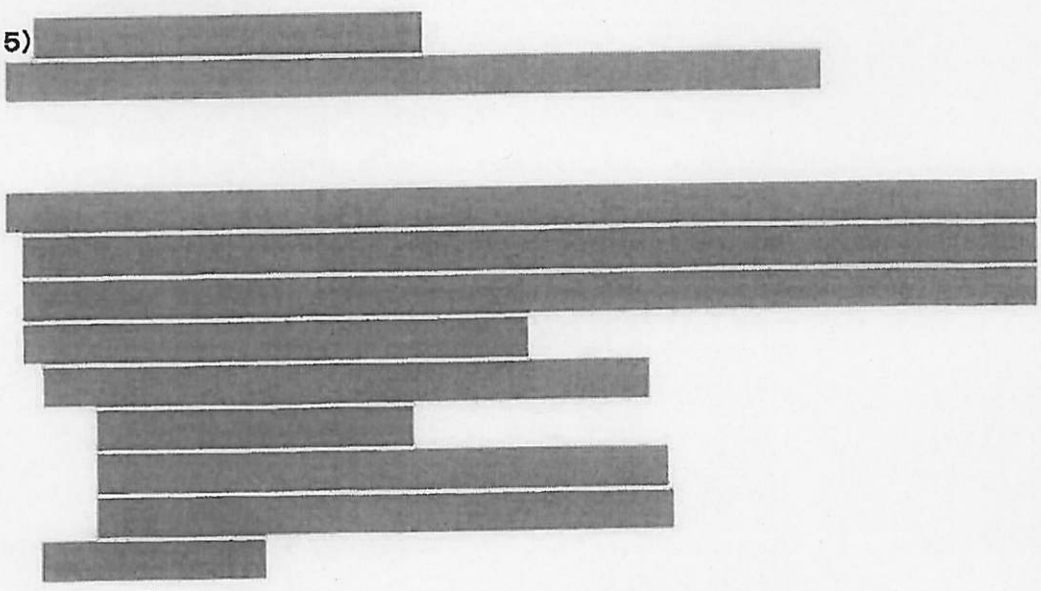


(14)





(15)



[redacted]

(16) [redacted]

[redacted]

別記第77－1号様式

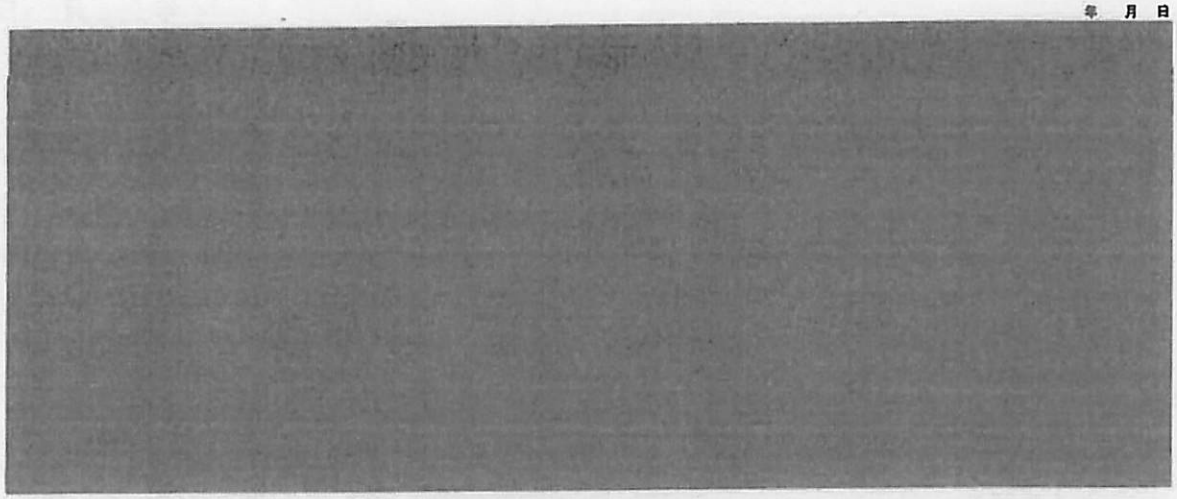
年　月　日

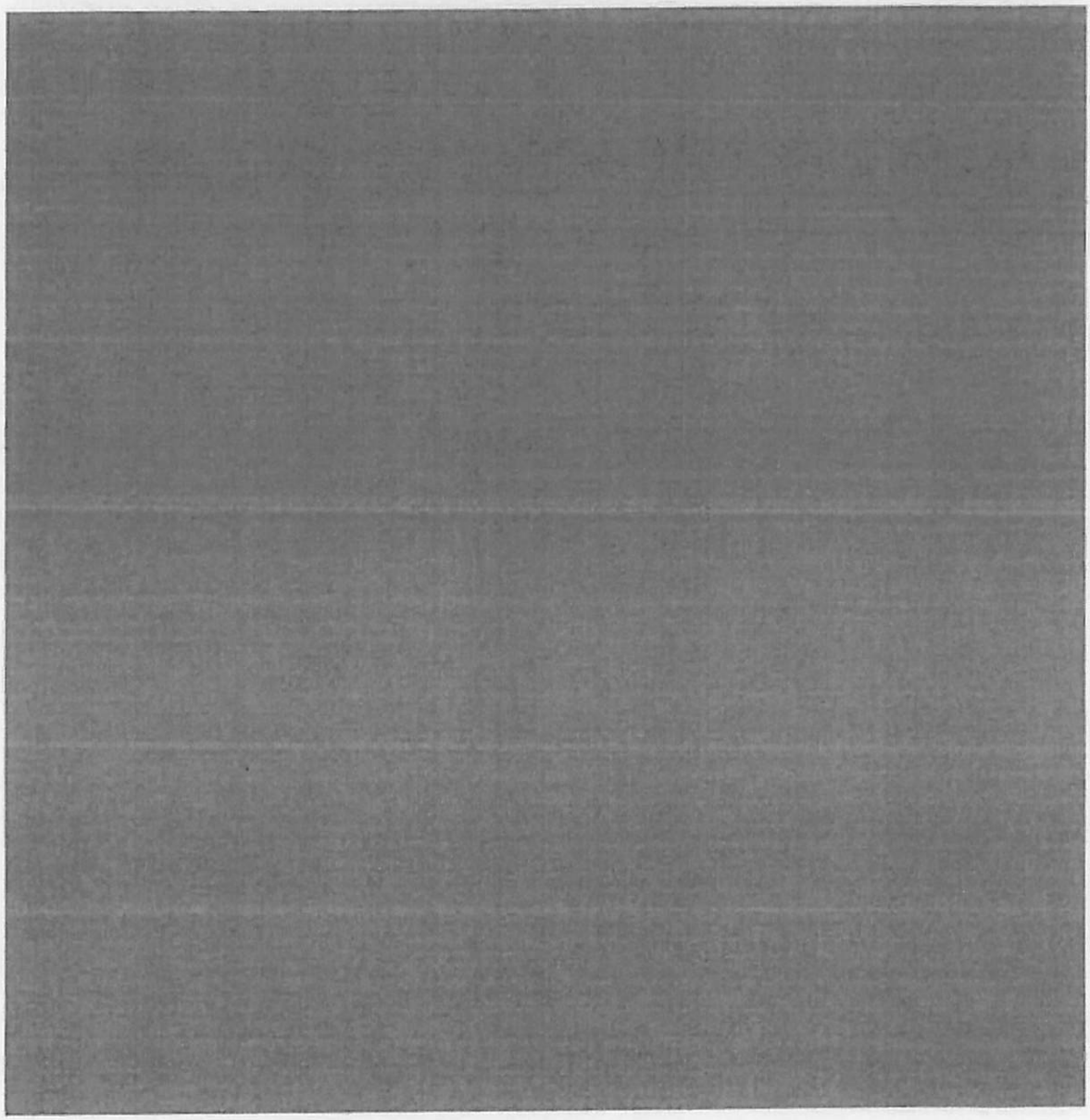
留学生調査表

学校基本情報			
	学校名		
	認可年月日		
	所在地		
	電話番号		
	校長氏名		
	調査実施年		
	学校法人名		
	主たる事務所		
	理事長		
	他に設置する学校		
調査			
	実施日時		
	場所		
	対応者		
	調査従事者		

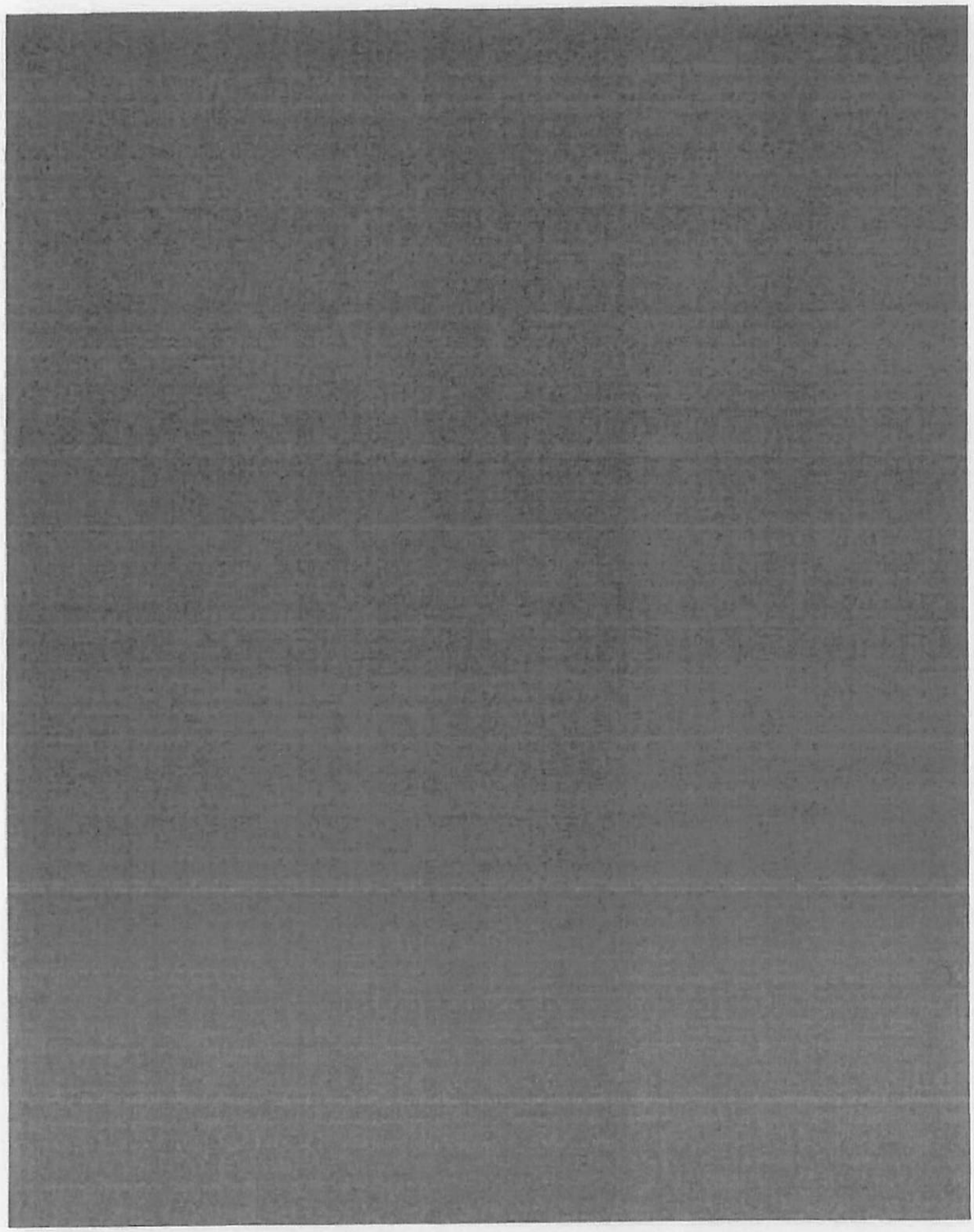
別記第77－2号様式

年　月　日

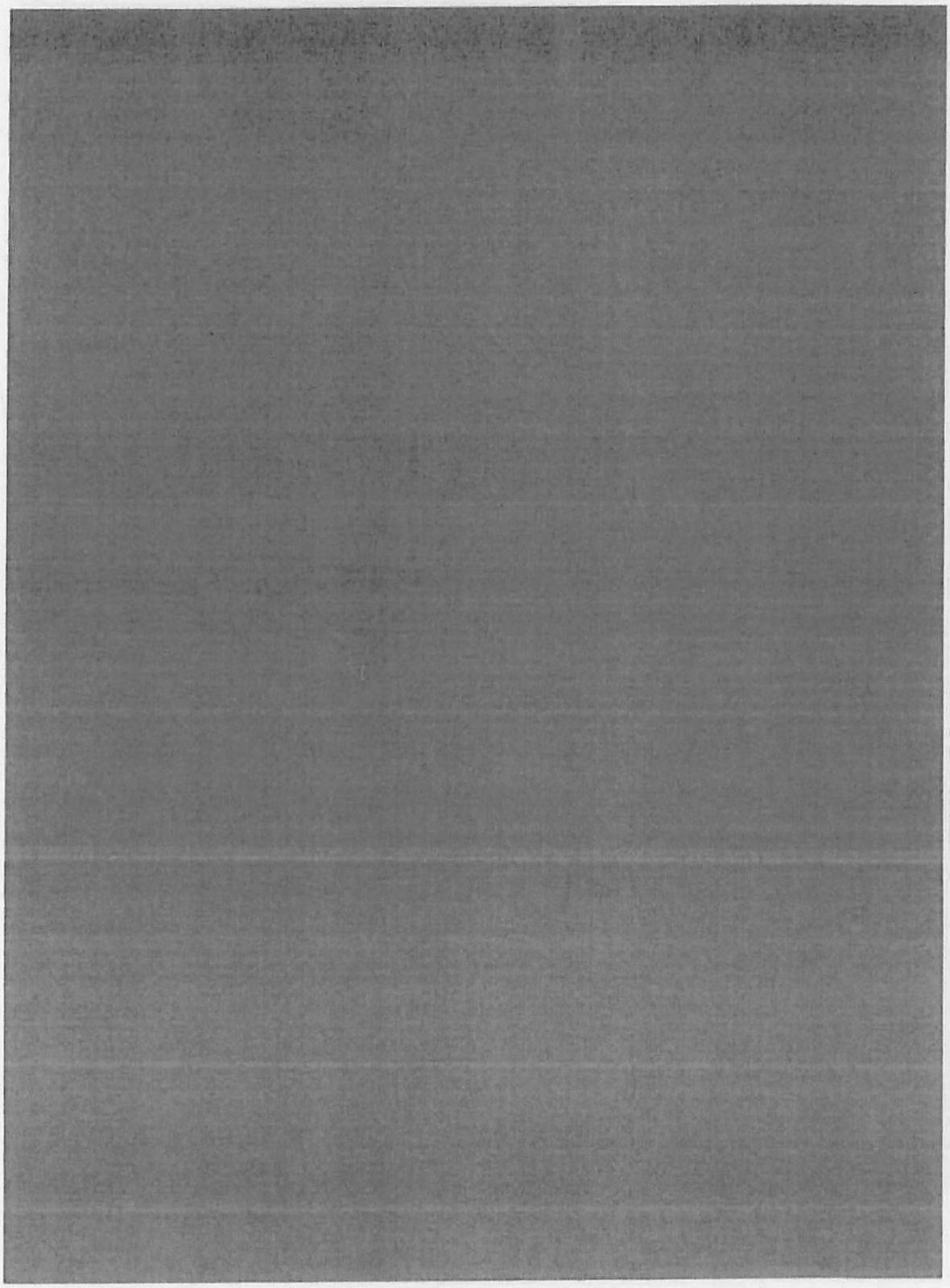




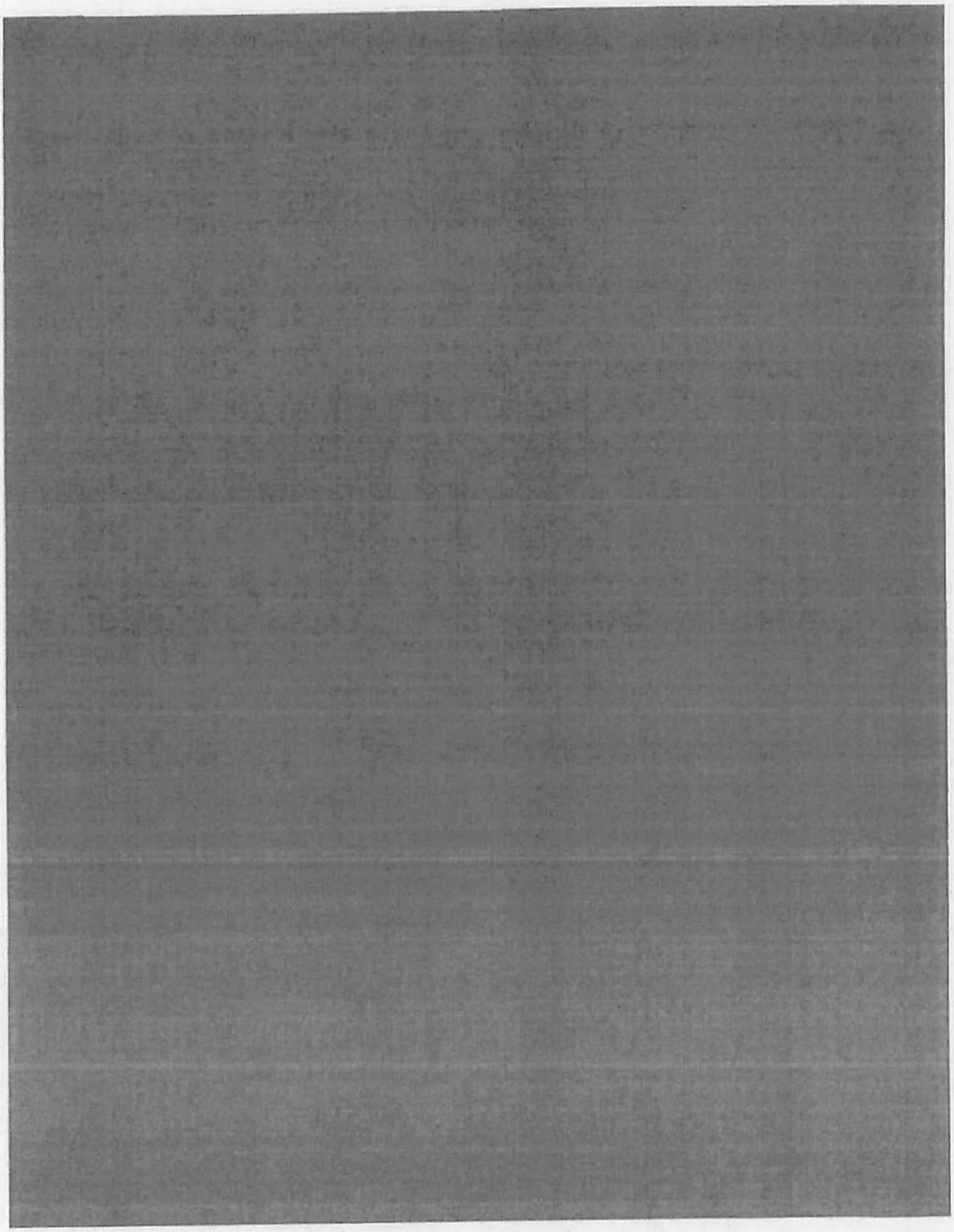
別記第77－2号様式



別記第77－2号様式



別記第77－2号様式



立証資料

1　立証資料は、Ａ４サイズ左とじを原則として変更内容に応じた必要部数を準備し、正本、副本ごとに「提出資料」と併せて提出する。

2　提出資料とその立証資料には、それぞれに色違いのインデックスを貼付の上、整理して提出する。

3　提出資料及びその立証資料の控え一式を作成の上保管し、照会に備える。

1　日本語教育機関までの略図　〔様式第１－１号、第１１号関係〕
最寄りの交通機関（駅）からの通行路は、朱書きする。

2　日本語教育機関の学則　〔様式第１－１号、第４号、第６号、第７号等関係〕
日本語教育機関の学則を制定する場合は、別紙「日本語教育機関学則（モデル）」を参考にし、作成する。
様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、様式第８-２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

3　自己点検及び評価の内容　〔様式第１－１号関係〕
自己点検及び点検を行う際の項目、実施時期及び方法、実施体制について記入したものを提出する。

4　入学案内（募集要項）・学校案内　〔様式第４号関係〕
各種変更が認められた場合に使用されるものであって、印刷物として完成されたものであることは要しない（案でも可）。

5　教員別授業担当科目時間割等　〔様式第６号、第７号等関係〕
記入している収容定員の全てが在籍している状態における、①　教員別授業担当科目時間割、②　教室別授業科目時間割、③コース別授業科目時間割をそれぞれ作成する（レベル別に時間割が異なる場合はレベル別に記載）。
作成の際は、授業科目（「会話」「作文」等）を必ず記載し、特に様式第８-２号「毎週担当授業時数」、「担当クラス名（授業担当科目）」との整合性に留意する。
様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、様式第８-２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

6　コースカリキュラム　〔様式第７－１号関係〕
各コース、各レベルの到達目標、科目名、科目別到達目標及び使用教材、科目別指導時間数、評価方法等が分かるものを作成する。

最低でも以下の内容を全て含むものを作成すること。
①各コースの到達目標
②各レベルの到達目標
③コース別、レベル別科目名
※教育内容が端的に分かる名称であること。「日本語」等は不適当。
④コース別、レベル別科目別到達目標
⑤コース別、レベル別科目別使用教材
※「生教材」「教師作成教材」の場合、内容が確認できないため、どのようなものを用いるのかの例や説明を加える。
⑥コース別、レベル別科目別指導時間数
⑦コース別、レベル別科目別評価方法
※教育機関としての評価基準は学則にも記載される。整合性をとった上で、科目別に適切な評価方法を記載する。また評価内容が複数ある場合はその比率を記載する。なお、成績評価と出席率は本来異なるものであり、成績に出席が加味されることは特別な授業科目以外では生じないものである。

様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、様式第８-２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」及び立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」と整合させる。

７　設置者の登記簿謄本　〔第１－１号等関係〕

提出日前１か月以内に発行のもの（写しは不可）を提出する（設置者が個人等の場合は不要）。

８　設置者の寄附行為・定款等　〔様式第１－１号等関係〕

設置者が株式会社等の場合は定款を、学校法人等の場合は寄附行為をそれぞれ提出する。設置者が個人等の機関で、日本語教育機関運営に関する内部の定め（例：「組織運営規定」等）がある場合は、それを提出する。

９　専修学校・各種学校認可証明書類　〔様式第１－１号関係〕

専修学校・各種学校の課程として行う場合は、学校法人等認可者の認可書の写しを添付する。
なお、日本語教育課程の新設等の場合は、都道府県に対し、設置申請の必要があることから同申請書の写しを併せて添付する。

１０　役員・校長・教員等の履歴書　〔様式第２－３号、第８－３号、第９－２号等関係〕

⑴　役員、校長、教員及び生活指導担当者又は入国在留事務担当者となる事務職員について市販の履歴書用紙等を用いて、写真を貼付した履歴書を添付する。
ただし、役員については、設置代表者及び日本語教育機関経営担当役員のみについて添付することとし、また、履歴書の作成日は書面提出期限前３か月以内のものとする。

⑵　これらの者が外国人の場合は、在留カードの写し（表・裏）を申請書の「個人調書」に添付する。

⑶　履歴書は、本資料様式第８－２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」に記入した教員等番号を欄外に（左とじにした場合、番号を確認しやすい右上部）記入し（注：以下１１～１６及び２３についても同様とする。）、必要に応じて以下１１～１５とまとめてその番号ごとにとじる。

１１　最終学歴卒業証明書　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

校長及び教員については、最終学歴を証明する書類（卒業証書の写し（Ａ４サイズに縮小・拡大可）、卒業証明書など）を添付する。なお、卒業証明書は原本（写しは不可）を提出する。なお、改姓により証明書の名前と現在の名前が異なる場合には、改姓の証明書も提出する。

１２　大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

大学又は大学院において、日本語教育に関する教育課程を履修して所定の単位を修得した者又は日本語教育に関する科目の単位を２６単位以上修得した者については、解釈指針に記載された事項が確認できる書類（成績証明書など）を添付する。

登録実践研修機関の実践研修及び登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者については、実践研修修了証書及び養成課程修了証書の写しを添付する。

１３　日本語教育能力検定試験合格証の写し　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

日本語教育能力検定試験合格者については、合格証の写し（Ａ４サイズ縮小可、令和６年３月３１日までに合格したものに限る。）を添付する。

なお、合格証が手元に到着していない場合には、合格通知書の写しを添付すること。その場合、合格証を入手次第、写しを提出すること。

１４　日本語教育に関する研修を受講した証明書　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

学士の学位を有し、日本語教員養成講座等で日本語教育に関する研修を４２０時間以上受講した者については、その講座等の修了を証明（受講時間数が明記されたもの）するもの及びその研修の内容について解釈指針に記載された事項が確認できるものを添付する。

登録実践研修機関の実践研修及び登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者については、実践研修修了証書及び養成課程修了証書の写しを添付する。

なお、短大卒業者、専修学校卒業者については上記研修を受講しても教員資格とはならないので注意する。

１５　登録日本語教員登録証の写し　〔様式第８－２号関係〕

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和５年法律第４１号）に基づき登録日本語教員の登録を受けた者については、当該登録証の写しを添付する。

１６　他校等での教育経験者の在職証明書　〔様式第８－２号、第８－３号関係〕

校長及び教員で他の日本語教育機関等において日本語教育歴のある者については、当該日本語教育機関等の所属長（設置代表者等）による在職証明書（本務等・非常勤の別、勤務期間及び総勤務時間のみでなく、週当たりの勤務時間も併せて明記されたもの）を添付する。

１７　校地・校舎の図面　〔様式第１１号、第１２号等関係〕

⑴　校舎の写真及び平面図等を提出する。

⑵　同一敷地内に複数の校舎がある場合には、当該日本語教育機関の校舎がどれであるのか明確に表示する。

⑶　平面図については、教室（各教室番号を付し、出入口、窓、黒板、教卓、机等を明示し、各室の収容定員及び面積（内のり）を記載のこと。）、教員室（出入口、机等を明示）、事務室（出入口、机等を明示）、図書室（出入口、書棚、机等を明示）、保健室（出入口、ベット等を明示）、便所（出入口、男・女別を明示）に、それぞれの室名及び面積（㎡）を明記する。

１８　校地・校舎の登記簿謄本　〔様式第１１号、第１２号関係〕

⑴　土地・建物の権利関係（校地・校舎の自己所有）を明らかにする登記簿謄本（本資料提出前１か月以内に発行のもの）を添付する。

⑵　地方公共団体との賃貸借契約による教育機関にあっては、校地・校舎の権利状況等が確認できる書類（賃貸借契約を締結している場合には、賃貸借契約書の写し等）を添付する。

１９　納税証明書

⑴　本資料提出時の前年度又は前々年度のもの（納税証明書その１及びその２）を添付する。

⑵　会社法人等にあっては、法人税のものを添付する。

⑶　設置者が個人の場合にあっては、所得税及び固定資産税のものを添付する。設置者個人が税務署に申告した確定申告書（控）がある場合は、その写しでも可。

⑷　添付する納税証明書は、本資料提出日前１か月以内に発行のものとする。

２０　事業計画書

開校６か月前から、開校後３か年の日本語教育機関としての具体的な事業計画が分かるものを添付する。作成に当たっては、予算計画、募集活動、各コース別入学・修了予定数及び各学期のクラス数、教室の使用状況、試験対策や年間行事等の３か年の事業計画が分かるように作成し提出する。

２１　決算書・収支予算書　〔様式第３－１号、第３－２号等関係〕

⑴　日本語教育以外の事業がある場合は、①日本語教育以外の事業を含めた設置者全体のもの、②日本語教育機関の部分のものに分けて添付する。

⑵　収支予算書については、開校前年度及び開校年度の２年分を添付する。

⑶　法人設立後間もないため決算書が作成されていない場合には、貸借対照表を設置者全体と日本語教育機関部分のものに分けて作成の上、添付する。

２２　在籍者名簿

在籍者名簿様式を作成し、添付する。

なお、同様式には国籍・地域、氏名、在留資格、在留期間、在留期限及び在留カード番号を盛り込む。

２３　入学許可書発行一覧原簿

入学許可書発行一覧原簿の様式を作成し、添付する。

２４　役員・校長・教員の就任承諾書及び所属長の承諾書　〔様式第８－２号、第８－３号等関係〕

⑴　就任承諾書は必ず本人が内容を確認の上、署名したもので、作成日が本資料提出日前１か月以内のものとする。

⑵　現在、他の日本語教育機関等に勤務している者が退職し、本資料の日本語教育機関の役員、校長又は教員として勤務することとなる場合は、現在の勤務先の所属長（設置代表者等）の承諾書を添付する。

なお、就任承諾書には、①所属する日本語教育機関名（告示校名）及び②職位（校長、本務等教員等）を必ず記載する。
また、現在、他の日本語教育機関等に勤務している者が非常勤で本資料の日本語教育機関に勤務することとなる場合も同様とする。

２５　日本語教育関係図書の蔵書目録　〔様式第１４号関係〕
日本語教育関係図書の蔵書目録を教員用、学生用に区分の上添付する。
なお、購入予定のリストの添付は不可であるので注意する。

２６　設備・備品購入を証明できる書類　〔様式第１４号関係〕
日本語教育機関の設備・備品を備えていることを証明できる書類（売買領収書等）の写しを添付する。

２７　預貯金等証明書　〔様式第３号関係〕
本資料提出日前１か月以内の預貯金残高証明書等を添付する。

２８　校地・校舎の賃貸借契約書等の写し　〔様式第１１号、第１２－１号等関係〕
校地・校舎が賃貸借によるものである場合は、賃貸借契約書の写しを添付する。

２９　理事会又は役員会等の決議録　〔様式第１－１号等関係〕
日本語教育機関を設立する場合は、理事会、役員会等の決議を経たものであることを必要とし、その決議録を提出する。
なお、設置者が個人等の機関については、変更内容を明記し、設置代表者の署名したものを提出する。

３０　設置代表者の身分証明書　〔様式第２－３号等関係〕
設置代表者の身分証明書（市区町村長の発行するもの）を提出する。なお、外国人については、住民票の写しを提出する。

３１　入学者の選考に係る仲介者等に関する書類　〔様式第１０－１号等関係〕
入学者の選考に当たり、仲介者等が関与する場合は、その業務内容、入学希望者が支払う金銭の名目及び額などについて記入した書類を提出する。

３２　その他
その他必要と認める資料の提出を求めることがあります。

別紙

日本語教育機関学則（モデル）

第1章　総則

（目的）

第1条　本学は，外国人に対する日本語教育を行い，（併せて○○○○を行い，）○○○○を図り，もって○○○○の発展に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条　本学は，○○○○という。

（位置）

第3条　本学は，○○県○○市○○町○○番地（○○ビル内）に置く。

第4条　本学は，その教育の一層の充実を図り，本学の目的及び社会的使命を達成するため，本学における教育活動等の状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2　前項の点検及び評価の実施に関し，必要な事項は別に定める。

第2章　コース，修業期間，収容定員及び休業日

（コース・修業期間・収容定員）

第5条　本学のコース，修業期間，収容定員及びクラス数は，次の表のとおりとする。

コース名	修業期間	収容定員	クラス数	備考
○○○コース	○年○月	○○人	○クラス	例）4月生…○人 10月生…○人
○○○コース	○年○月	○○人	○クラス	4月生…○人 10月生…○人
計		○○人	○クラス	4月生…○人 10月生…○人

（始期・終期等）

第6条　本学の各コースは，○月（又は○月）に始まり，○月（又は○月）に終わる。

2　前項の期間を分けて，次の学期とする。

(1)　第1学期　　○月○日から○月○日まで

(2)　第2学期　　○月○日から○月○日まで

……

《一年を超えるコースの場合は，学年制に規定を置くことも可》

（休業日）

第７条　本学の休業日は，次のとおりとする。

(1)　土曜日

(2)　日曜日

(3)　国民の祝日に関する法律で規定する休日

(4)　夏季休業（○月○日から○月○日まで）

(5)　冬季休業（○月○日から○月○日まで）

(6)　春季休業（○月○日から○月○日まで）

……

2　教育上必要であり，かつ，やむを得ない事情があると校長が認めるときは，前項の規定にかかわらず，休業日に授業を行うことができる。

3　非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときは，臨時に授業を行わないことができる。

（授業の終始時刻）

第８条　授業の終始時刻は，校長が定める。

第３章　教育課程，授業時数，学習の評価及び教職員組織

（教育課程）

第９条　本学の各コース別の教育課程及び授業時数は，次のとおりとする。ただし，ここにいう授業時数の１単位時間は，○○分とする。

(1)　○○○コース

授業科目	内容	週当たり授業時数等
○○○○○		○時間（○週）
○○○○○		○時間（○週）
計		○時間（○週）

(2)　○○○コース

……

（学習の評価）

第１０条　学習の評価は，試験成績，出席状況，○○○等を総合して決定し，○段階評価とする。

（教職員組織）

第１１条　本学に次の教職員を置く。

(1)　校長

(2)　主任教員

(3)　教員　○人以上（うち専任○人以上）

(4)　生活指導担当者　○人以上（うち専任○人以上）
(5)　事務職員　○人以上（うち専任○人以上）

2　前項のほか，必要な職員を置くことができる。

3　校長は，校務をつかさどり，所属職員を監督する。

《職員会議等の会議に関する規定を置くことも可》

第４章　入学，休学，退学，卒業及び賞罰

（入学資格）

第１２条　本学への入学資格は，次の条件をいずれも満たしていることとする。
(1)　１２年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
(2)　年齢が１８歳以上の者
(3)　正当な手続によって日本国への入国を許可され，又は許可される見込みのある者
(4)　信頼のおける保証人を有する者
……

（入学時期）

第１３条　本学への入学は，年１回（又は年２回）とし，その時期は，○月（又は○月及び○月）とする。

（入学手続）

第１４条　本学への入学手続は，次のとおりとする。
(1)　本学に入学しようとする者は，本学が定める入学願書，その他の書類に必要な事項を記載し，第２０条に定める入学検定料を添えて，指定期日までに出願しなければならない。
(2)　前号の手続を完了した者に対して選考を行い，入学者を決定する。
(3)　本学に入学を許可された者は，指定期日までに第２０条に定める入学金及び必要な書類を添えて，入学の手続をしなければならない。

（休学・復学）

第１５条　生徒が疾病その他やむを得ない事由によって，○日以上休学しようとする場合は，その事由及び休学の期間を記載した休学届けに，診断書その他必要な書類を添えて申請し，校長の許可を受けなければならない。

2　休学した者が復学しようとする場合は，校長にその旨を届け出て，校長の許可を得て復学することができる。

（退学）

第１６条　退学しようとする者は，その事由を記し，校長の許可を受けなければならない。

（修了・卒業の認定）

第１７条　校長は，教育課程で定められた各授業科目について第１０条に定める学習評価を行い，

一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2　校長は，本学の所定の課程を修了した者に対して，卒業証書を授与する。

（褒賞）

第１８条　校長は，成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して，褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第１９条　生徒が，この学則その他本学の定める諸規則を守らず，その本分にもとる行為があったときは，校長は，当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2　懲戒処分の種類は，訓告，停学及び退学の３種とする。

3　前項の退学は，次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　学力不足等で成業の見込みがないと認められる者

(3)　正当な理由がなく出席しない者

(4)　学校の秩序を乱し，その他生徒としての本分に反した者

第５章　生徒納付金

（生徒納付金）

第２０条　本学の生徒納付金は，次のとおりとする。

(1)　入学検定料　　○○○円

(2)　入 学 金　　○○○円

(3)　授 業 料　　○○○円（月額）

……

（納入）

第２１条　生徒が在籍中は，出席の有無にかかわらず，授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2　生徒が休学した場合，前項の規定にかかわらず，その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。

3　特別の事由がある場合，第１項の規定にかかわらず，別に定めるところにより，授業料の全部又は一部を減免することがある。

（滞納）

第２２条　生徒が，正当な理由なく，かつ，所定の手続を行わずに，授業料を○月以上滞納し，その後においても納入の見込みのない場合には，校長は，当該生徒に対して退学を命ずることができる。

（生徒納付金の返還）

第２３条　既に納入した生徒納付金は，原則として返還しない。ただし，入学前に入学辞退の意

思表明をした場合は，入学金と入学検定料を除いた生徒納付金は返還する。

第6章　雑則

（寄宿舎）
第２４条　寄宿舎に関する事項は，校長が別に定める。

（健康診断）
第２５条　健康診断は，毎年１回，別に定めるところにより実施する。

（細則）
第２６条　この学則の施行についての細則は，校長が別に定める。

附　則
この学則は，平成○年○月○日から施行する。

提出様式記載要領

1　記入に当たっては、本記載要領に示している記入上の注意に基づいて楷書で分かりやすく記入する。

2　年月日等を記入する場合には、昭和、平成等の元号（西暦は不可）で記入する。

3　提出資料は、変更内容に応じて必要な部数を作成して提出する。なお、副本は全部の書類について複写提出可。

4　各様式に直接、インデックス（様式番号を記載する。）を貼り付け整理して提出する（立証資料とは色違いのインデックスを使用する）。

5　提出資料及びその立証資料の控え一式を作成の上保管し、照会に備える。

日本語教育機関の概要（様式第１－１号）

⑴　「日本語教育機関名称」は、当該日本語教育機関の正式名称（略称不可）を記入する。既存の機関と同名・同音等の紛らわしい名称を使用することは不可。

⑵　「設置者形態」の法人格等は、ア～コのうち、該当するものを○で囲む。特殊法人が設置する場合は、「コ　その他」とする。

「コ　その他」を○で囲んだ場合には、（　　）内に具体的にその内容を記入する。

「設置年月日」は、当該団体等が設置された年月日を記入する（許認可年月日とは必ずしも一致しない）。

「日本語教育機関設置根拠」及び「学校教育法上の認可」は、該当項目にそれぞれ記載し又は○で囲む。

なお、許認可者については、文部科学大臣、都道府県知事（名）等を記入する。

おって、専修学校、各種学校等が日本語教育課程の設置等について申請中である場合には、都道府県等に申請していることを証する資料（申請書写し等）を立証資料９として添付する。

⑶　「学校教育法上の認可」については、日本語学校（学科）をどの課程に設置する予定か○で囲む。

⑷　「設置代表者」は、様式第２－１号に記入した設置代表者名と一致させる。なお、住所は自宅の住所を記入する（電話番号等も自宅用のもの）。

⑸　「日本語教育機関経営担当役員」については、設置者が個人の場合は当該日本語教育機関の代表者名を、法人等の場合は、その法人等の役員等の中から日本語教育機関の経営を担当する役員を記入する。

⑹　「日本語教育以外の教育事業」及び「教育以外の主な事業」は、進学塾経営、駐車場経営などと具体的に記入する。
また、右側にそれぞれの開始時期を記入する。

日本語教育機関設置の趣旨等（様式第１－２号）

(1)　「日本語教育機関設置の趣旨・理念及び教育目標」は、それぞれが明らかになるように簡潔に記入する。

(2)　「日本語教育機関における授業以外の教育活動」は、当該日本語教育機関における教員の教育活動（教員研究会の活動状況等）についての計画を簡潔に記入する。

設置者の概要（役員・事務職員）（様式第２－１号）

⑴　「設置者名」は、様式第１－１号の「設置者名」に記入した名称とする。

⑵　「役員」は、設置者たる法人等の役員の全て（立証資料７の登記簿謄本に記載されている法人等の全役員）を記入する。なお、役員が多く本様式に書き切れない場合には本様式によりリストを作成し添付する（事務職員も同様）。そのうち、当該日本語教育機関の経営担当役員が特定されている場合には、「経営担当」欄に〇を付する。事務職員における生活指導担当者についても同様。「備考」の欄には「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑶　当該設置者の役員以外に役職等に就いている場合は、代表的な所属組織及び役職名を「他の所属組織・役職名」欄に記入する。

設置者の概要（出資者等）（様式第２－２号）

⑴　「主な出資者」は、当該日本語教育機関の設置、運営に１００万円以上の出資をしている者の全員について、氏名、生年月日、職業、出資額又は持ち株数等を記入する。ただし、設置者が上場企業（一部上場を含む。）の場合には、筆頭株主を含めて５名程度について記入することで差し支えない。
　なお、出資者数が多くて書き切れない場合には、本様式によりリストを作成し添付する。

⑵　「沿革」は、設置者が日本語教育機関設置に至った経緯を年代順に箇条書で記入する（設置者の設立年、主要な事業の開始年、日本語教育を含む教育関係の事業の開始年等）。

⑶　「設置者の事業の概要」のＡ欄に法人等の定款、寄付行為等に定められている事業を転記し、現在実施している教育関係の事業番号に◎を付す。

⑷　「設置者の事業の概要」のＢ欄に現在実施中の具体的な教育事業内容（例：○○予備校の経営）等を記入する。

設置代表者及び役員の個人調書（様式第２－３号）

⑴　本様式は様式第１－１号及び第２－１号に記入した設置代表者・役員について作成する。
　　なお、外国人については、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付する。

⑵　「誓約事項」の欄には「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑶　本様式については、代筆・ワープロによる記入も可とするが、署名は、内容を確認の上、必ず本人が行う。

⑷　右上部欄外の〔設置代表者・役員〕は、該当するものを○で囲む。

資産の状況（設置者）（様式第３－１号）

⑴　「資産の現状」については、当該日本語教育機関の設置者（例えば、学校法人、株式会社等）の資産について記入する。
なお、設置者が個人の場合は、個人資産の全てについて記入し、その目録を適宜作成の上添付する。

⑵　「収支の状況」における、１の当該年度には開校を予定している年度の予算額を、その前年度には開校の前年度の予算額及び決算額をそれぞれ記入する。なお、当該年度から、設置者を設立する場合にはその旨記入する。
決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「═══」で抹消する。

⑶　株式会社の場合は、
①　固定資産：1年を超えて所有又は使用する資産のことをいい、有形固定資産、無形固定資産、投資等の合計額を記入する。
②　流動資産：現金及び比較的短期の資産（当座預金、普通預金、1年以内の定期預金等）及び短期間に回収できる資産を記入する。
③　負債：貸借対照表上での流動負債、固定負債の合算額を記入する。
ただし、貸借対照表上では（流動資産＋固定資産＋その他の固定資産）－（流動負債＋固定負債＋資本金＋法定準備金＋剰余金）＝０となるので確認する。

資産の状況（日本語教育機関）（様式第３－２号）

(1) 当該日本語教育機関に限定した資産の状況等について記入する（前ページ参照）。
なお、設置者と当該日本語教育機関との会計区分がなされていないときは、役員等で決めた按分比で算出する。

(2) 「収支の状況」における、収入・支出とも指定された内訳ごとにその額を記入する。
なお、前年度決算額が確定している場合には、「（見込み）」を「═══」で抹消する。

生徒納付金の概要（様式第４号）

(1)　コースごとに、入学金、授業料等その修業期間中に生徒が納付する一人当たりの金額を記入する。

(2)　「その他の納付金」がある場合には、□にレを付し、その金額を記入する。

(3)　「その他」がある場合は、（　　）内に具体的名称を記入する。

負債の状況（設置者）（様式第５―１号）

(1)　本様式は、当該日本語教育機関の設置者に負債等がある場合に作成する。

(2)　借入金については、当初の借入金額と本資料提出日現在における借入金の残額を区分して記入する。

(3)　「抵当権設定有無」は、「有」の場合、何に設定されているのか具体的に記入する（例：土地、建物）。

(4)　「借入先との関係」は、該当するものに レ を付する。
「その他」の場合は、（　　）内に具体的に記入する（例：主取引先銀行等）。

(5)　「返済計画」は、返済財源、年間返済額等を具体的に記入する。

負債の状況（日本語教育機関）（様式第５―２号）

⑴　本様式は、当該日本語教育機関に限定した負債等がある場合に作成する。

⑵　借入金については、当初の借入金額と本資料提出日現在における借入金の残額を区分して記入する。

⑶　「抵当権設定有無」は、「有」の場合、何に設定されているのか具体的に記入する（例：土地、建物）。

⑷　「借入先との関係」は、該当するものに レ を付する。
「その他」の場合は、（　　）内に具体的に記入する（例：主取引先銀行等）。

⑸　「返済計画」は、返済財源、年間返済額等を具体的に記入する。

授業時間帯（様式第６－１号）

様式第６－１号～第７－４号は、収容定員に見合うコース及びクラスについて作成する。
なお、コース等については、下記の例に倣い、日本語学習の目的にふさわしいものとする。

（例）

この部分を「コース」と呼ぶ

大学進学2年コース	Ａ２	aクラス
		bクラス
	Ｂ１	aクラス
		bクラス
	Ｂ２	aクラス
		bクラス
一般1年コース	Ａ１	aクラス
		bクラス

授業時間帯別使用教室（様式第６－２号）

⑴　「収容定員」は、授業実施クラス数全体の収容定員を記入する。

⑵　「使用教室番号」は、使用教室の全てを（　　）内に記入する。
なお、「使用教室番号」は、様式第１２－３号の「普通教室の面積」の番号を記入する。

⑶　立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」と整合性があるものとする。

⑷　１週間のうち、曜日によりクラス数等が異なる場合は、最もクラス数等が多い曜日又は時限について記入する。

１週間の授業時間帯別クラス数等（様式第６－３号）

「〔収容定員〕」は、クラス数全体の収容定員を記入する。

基準対象コースの設置状況（様式第７－１号）

⑴　基準対象コースとは、「留学」の在留資格により、日本語の学習を主な目的として来日し、滞在する外国人を受け入れることを目的として設置されているコースをいう。
　なお、ここでいう「コース」とは、専修学校における学科、あるいは各種学校における課程のように、当該日本語教育機関において最も基本的な一つのまとまりのある履修の課程を指すものとし、例えば、大学等への進学を目的とした「大学進学コース」や基礎的な日本語の習得を目的とする「一般コース」のように記入し、各コースの中に更に設置される「Ａ１」「Ａ２」「Ｂ１」などの習熟度別のレベル別と混同しないこと。

⑵　「コース名」は、「大学進学２年コース」、「一般１年コース」など当該日本語教育機関において実際に用いられる名称を記入する。

⑶　「目的」は、「大学進学準備のため」など当該コースの設置目的を簡潔に記入する。

⑷　「修業期間」は、「１年」、「１年６か月」、「２年」のように年、月で記入する。

⑸　「授業時間数」は、「７６０時間」や「９００時間」のように、修業期間中の授業総時間数を記入する。
　また、右上「１単位時間」欄には、授業時間を何分間で１単位時間としているかを記入する。「授業時間数」等の記入に当たっては、当該日本語教育機関が使用している１単位時間を１時間として計算する。

⑹　「授業時間帯」は、例えば「８：３０～１２：１０」のように各コースの開始時刻と終了時刻を記入する。

⑺　「始期・終期」は、修業期間が何月に始まり、何月に終わるのかを記入する。
　例えば、修業期間が１年の場合は、「４月～３月」、１年６か月の場合は、「１０月～３月」のように記入する。

⑻　「授業週数」は、修業期間中授業を行う週が何週あるのか、例えば「３８週」のように記入する。

⑼　「１週当たり授業時間数（授業日数）」は、１週間に授業を行う時間数が何時間あるのか、また、何日あるのか、例えば、「２０時間（５日）」のように記入する。

⑽　「クラス数」は、当該コースに設けられるクラス数を記入する。

⑾　「１クラス当たり最大数」は、当該コース等に設けられるクラスのうち、最大のクラスの生徒定員を記入する。

⑿　立証資料２「日本語教育機関の学則」、４「入学案内（募集要項）・学校案内」等と整合させる。

進学予備教育の設置状況（様式第７－２号）

○基準対象コース開始後の予定を記入する。

⑴　本様式は、当該日本語教育機関の大学進学コース等において、数学、理科、総合科目等進学のための授業を行う予定の場合に作成する。

⑵　「実施形態」は、該当する形態に レ を付し、「特定曜日」の場合は（　　）内にその曜日を、「その他」の場合は具体的な形態を（　　）内に記入する。

基準対象外コースの設置状況（様式第７－３号）

○基準対象コース開始後の予定を記入する。

⑴　当該日本語教育機関に、「外国人ビジネスマン対象のビジネス日本語コース」や「外国人配偶者対象の日常日本語会話」等、留学以外の在留資格で我が国に入国し、滞在する外国人を対象とする日本語教育を行うコース等がある場合に作成する。

⑵　「コース名」は、当該日本語教育機関において実際に用いられる名称を記入する。

⑶　「対象者」は、当該コースを受講する者の主な属性（ビジネスマン、配偶者等）を記入する。

⑷　「修業期間」は、「６か月」、「１年」、「１年６か月」のように年、月で記入する。

⑸　「授業時間数」は、「３８０時間」や「７６０時間」のように、修業期間中の授業総時間数を記入する。
また、右上「１単位時間」欄には、授業時間を何分間で１単位時間としているかを記入する。「授業時間数」等の記入に当たっては、当該日本語教育機関が使用している１単位時間を１時間として計算する。

⑹　「授業時間帯」は、「９：００～１２：００」のように各コースの開始時刻と終了時刻を記入する。

⑺　「始期・終期」は、修業期間が何月に始まり、何月に終わるのかを記入する。
例えば、修業期間が１年の場合は、「４月～３月」、１年６か月の場合は、「１０月～３月」のように記入する。

⑻　「授業週数」は、修業期間中授業を行う週が何週あるのか、例えば「３８週」のように記入する。

⑼　「１週当たり授業時間数（授業日数）」は、１週間に授業を行う時間数が何時間あるのか、また、何日あるのか、例えば、「２０時間（５日）」のように記入する。

⑽　「クラス数」は、当該コースに設けられるクラス数を記入する。

基準対象コースごとのレベル別概要（様式第７－４号）

⑴　様式第７－１号で記入した各コースごとに作成する。例えば、進学１年コース（第１部と第２部で同じ内容である場合は、同じコースとして扱うこと）、一般１年コース、進学１年６か月コース、進学２年コースがある場合は、４コース（第１部と第２部とで異なる内容のときは、例えば進学２年コースであっても２コースとなるので合計５コースとなる）についてそれぞれ作成することとなる。

⑵　「レベル別名」は、当該コースに設けられているレベル別の全てのクラスの具体的名称を記入する。例えば、「大学進学２年コース」に、「Ａ２」、「Ｂ１」、「Ｂ２」の３つのレベルがあり、更にそれぞれのレベルごとに３段階がある場合、９段階全てを記入する。
　９段階以上の段階を設ける場合、更に、その他のコースにおいても９段階以上の段階を設けている場合は、本様式を複写して記入する。

⑶　「授業内容（概要）」の欄には、文法、会話等実際の授業でどのようなことを教えるのか簡潔に記入する。

⑷　「１クラス収容定員」は、当該クラスの生徒の定員数を記入する。

⑸　各コースにおけるレベル別教育内容及び必要な時間数を適正に設定する。また、コースの受講開始にあたり一定の日本語能力が必要とされる場合には、募集要項等にその旨明記する。

⑹　様式第８－２号「校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」、立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

（教職員数（様式第８－１号）

⑴　「日本語教育機関全体について」は、例えば、ある教育機関において、日本語教育関係の学科、英語の学科、秘書の学科等が設置されている場合、日本語教育関係の学科（日本語学科）の教職員について記入する（基準対象外コースを含む。）。

⑵　「基準の対象となる部分について」は、日本語教育関係の学科（日本語学科）のうち、留学の在留資格を取得し、日本語学習を主な目的として来日する外国人を対象とした審査の対象となるコース（基準対象コース）について記入する。

⑶　「本務等」は、⑴の例の場合、日本語教育関係の学科（日本語学科）を主として担当する本務等教員数を記入する。

⑷　「基準の対象となる部分について」の教職員数は、「日本語教育機関全体について」の教職員数の内数となる。

⑸　校長が、日本語教育の指導に当たる場合、教員数として記入する。

校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要（様式第８－２号）

(1)　本様式は、様式第８－１号の「基準の対象となる部分について」に記入した教員全員について作成する。
なお、本様式に書き切れない教員がいる場合は、本様式を複写し作成する。

(2)　「教員等番号」は、校長、主任及び教員の全員について１から順に番号を付する。
なお、様式第８－３号の「個人調書」及び立証資料１０の履歴書等裏付け資料全てにそれぞれ同じ番号を付する。

(3)　「最終学歴」は、卒業した学校名・学部を記入する。

(4)　「日本語教育履修歴等」は、該当する事項全てに○印を付する。
なお、登録実践研修機関の実践研修及び登録日本語教員養成機関の養成課程を修了した者についても「養成講座４２０時間以上のもの」に○印を付する。

(5)　「主任」は、法務省告示の日本語教育機関において常勤の日本語教員として、経験が３年以上必要であるので注意する。

(6)　様式第７－４号「基準対象コースごとのレベル別概要」、立証資料２「日本語教育機関の学則」、立証資料５「教員別授業担当科目時間割等」及び立証資料６「コースカリキュラム」と整合させる。

校長・主任・教員の個人調書（様式第８－３号）

(1)　「教員等番号」は、様式第８―２号の「教員等番号」を記入する。

(2)　「学歴」欄は、原則として、高等学校（又は高等学校に相当する学校）以降のものについて記入する。

(3)　「職歴」で教育歴がある場合は、その機関等の名称及び役職（校長・主任・本務等・非常勤など）を、必ず記入する。また、「日本語教育の該当の有無」の欄には、その教育歴が日本語教育歴である場合に「有り」と記入する。雇用を予定している者は、当該日本語教育機関への就任予定年月日を記入する。

(4)　日本語教員養成講座等において研修を受講した場合は、「日本語教育研修歴」に研修機関名、受講研修名、研修期間及び研修時間数を記入する。

(5)　「誓約事項」の欄には、「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第１７号で準用する同項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

(6)　本様式については、代筆、ワープロによる記入も可であるが、署名は、内容を確認の上、必ず本人が行う。

(7)　右上部欄外の〔校長・主任・教員（本務等・非常勤）〕については、該当するものを○で囲む。

(8)　教員等が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付する。

(9)　校長及び主任教員については、携帯電話番号を記入する。

生活指導（進路指導、在籍管理を含む。）（様式第９－１号）

⑴　生活指導担当者の人数は、「生活指導担当者の内訳」の区分に従って記入する。

⑵　「生活指導の内容」は、具体的に記入する。

生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書（様式第９－２号）

⑴　本様式は、生活指導担当者・入国在留事務担当者の全員（常勤の者に限る。）について作成する。

⑵　「誓約事項」の欄には、「日本語教育機関の告示基準」第１条第１項第１７号で準用する同項第４号イからヲまでのいずれにも該当しないことを確認の上、該当しない場合は必ず「該当なし」と記入する。

⑶　本様式については、代筆・ワープロによる記入も可であるが、署名は、内容を確認の上、必ず本人が行う。

⑷　右上部欄外の〔生活指導担当者・入国在留事務担当者〕については、該当するものを○で囲む。

⑸　担当者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し（表・裏）を添付する。

生徒の募集等（様式第１０－１号）

⑴　在留資格「留学」の生徒の募集方法及び選考方法について、該当する箇所の□に レ を付け（複数可）、必要事項を記入する。

⑵　「その他」に レ を付した場合には、具体的内容を記入する。

生徒の健康管理（様式第１０－２号）

(1)　「健康診断実施予定の有無」は該当するものを○で囲み、実施する場合にはその実施時期をコースごとに記入する。
なお、実施時期は入学後できるだけ早期に行うこととされているので注意する。

(2)　健康診断のほかに健康管理カウンセリング等を実施予定の場合には、その実施計画を簡潔に記入する。

(3)　「健康診断の内容」は、計画（予定）を記入する。

校地の概要（様式第１１号）

(1)　「校地」は、当該日本語教育機関の校地として使用する土地とし、その総面積、校舎の敷地（建築）面積等を記入する。
なお、建物の一部のみを所有又は賃借し、校地を所有又は賃借していない場合は記入しない。

(2)　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校地について記入する。

(3)　「共用」は、基準対象外コースにおいても使用するが、基準対象コースにおいても使用する校地について記入する。

(4)　「権利関係」は、該当するものに○を付する。
なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付することになる。また、「その他」の場合には、（　　）内に具体的関係を記入する。

(5)　「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。

(6)　「位置・環境」は、当該日本語教育機関の位置や環境について、具体的に機関の周辺環境、最寄り駅、機関への交通手段等を記入する。

(7)　立証資料１８「校地の登記簿謄本」と整合させる。

校舎の概要（教室等）（様式第１２－１号）

⑴　校舎の「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校舎について記入する。

⑵　校舎の「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する校舎について記入する。

⑶　「権利関係」は、該当するものに○を付する。
　なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付することになる。また、「その他」の場合には、（　　）内に具体的関係を記入する。

⑷　「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。

⑸　「普通教室」の面積・室は、様式第１２－３号に記載した教室面積の計及び室数を記入する。

⑹　校舎面積の内訳中、「その他」は、廊下、階段等で附帯施設に当たらない部分の面積を合算して記入する。

⑺　「校舎の概要」は、木造、鉄筋コンクリート、プレハブ等の種別、何階建てか、ビル全体の用途、ビルの何階の全部又は一部を使用するかが分かるように記入する。

校舎の概要（建物面積）（様式第１２－２号）

(1)　「建物区分」は、様式第１２－1号の「校舎」を棟別又は階別に区分して記入する。

(2)　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校舎である。

(3)　「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する校舎である。

(4)　「構造」は、木造、鉄筋コンクリート等の区分による。

(5)　「計」は、様式第１２－１号の「全体」の各事項とそれぞれ一致させる。

校舎の概要（普通教室の面積）（様式第１２－３号）

⑴　様式第１２－１号で記入した「普通教室」について、各教室の収容定員、総面積、一人当たりの面積等を記入する。
なお、収容定員に見合うだけの生徒数を各教室に割り振り、余った教室は自習室・予備室と記入する。

⑵　当該校舎に教室が８室以上ある場合には、本様式を複写して作成する。

⑶　「建物区分」は、様式第１２－２号の区分による。

⑷　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する教室である。

⑸　「共用」は、基準対象外コースにおいても使用するが、基準対象コースにおいても使用する教室である。

⑹　「総面積」の計は、様式第１２－１号の普通教室の計と一致させる。

⑺　１人当たりの面積は、教室の収容定員で除して、記入する。二部制又は三部制の場合には、一番人数の多い収容定員で除したものを記入する。
なお、小数点以下２位まで記入し、３位以下は切り捨てる。

寄宿舎の概要（様式第１３号）

(1) 本様式は、寄宿舎を設置する予定の場合に作成する。
なお、予定していない場合、斜線を付する。

(2) 設置されている寄宿舎ごとに記入する。
なお、６か所以上にある場合には、様式を複写して使用する。

(3) 「生徒一人当たりの負担額」は、寄宿舎入居に必要となる月額を記入する。

(4) 「権利関係」で、「エ　その他」に○を付した場合は、（　　）内に具体的関係を記入する。

(5) 「寄宿舎の概要」は、１室当たり面積、個室か相部屋か、相部屋の場合１室当たりの収容人数など、特徴が明らかになるように具体的に記入する。

設備等の概要（様式第１４号）

⑴　基準対象コースにおいて使用するもので、備え付けられている設備等に係るものについて記入する。

⑵　机、椅子が２人掛、３人掛の場合、その旨（　）内に注書きする（例示：（２人掛　１０脚）等）。

⑶　「専用」は、基準対象コースで専ら使用する設備である。

⑷　「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する設備である。

開校に至るまでのスケジュール等（様式第１５号）

⑴　開校に至るまでのスケジュールを「本資料提出時まで」と「本資料提出時以降」に分け、実施する内容と実施時期を簡潔に箇条書で記入する。
　なお、いつから生徒を受け入れる予定であるかは、必ず記入すること。

⑵　開校までに要する経費を校地、校舎、設備等それぞれ事項ごとに記入する。その他（　　）内には、具体的な項目を記入する。

⑶　「左記資金の確保方法」は、簡潔に記入する。

⑷　「資金計画」は、「本資料提出時まで」と「本資料提出時以降」のそれぞれ１年間、計２年間の資金計画を簡潔に記入する。

⑸　「負債の有無」は、上記資金計画における負債額その概要について記入する。

開校当初の所要運営経費（見込み）（様式第１６号）

⑴　「開校当初の所要運営経費」は、開校後１年間に必要となる所要経費総額（見込み額）及びその内訳（項目ごとに）を記入する（４月開校の場合は当該年４月から翌年３月まで、１０月開校の場合は当該年１０月から翌年９月まで）。

⑵　「開校当初の収入見込み」は、それぞれの区分により受入れを予定している生徒数に応じて見込まれる収入額（見込み）を記入する。なお、備考欄に予定している学生数を記入する。

⑶　「金融機関からの借入金」が見込まれる場合は、「借入金融機関名」を備考欄に記入する。

⑷　「その他の収入」が見込まれる場合は、その内容を備考欄に記入する。

⑸　収支比率が1.0未満の場合は、その調達方法について、簡潔に記入する。

誓約書（様式第１７号）

日本語教育機関の所在地及び名称並びに設置者の所在地及び名称を記載する。

様式第１－１号
日本語教育機関の概要

事項	記入欄					
日本語教育機関名称（フリガナ）						
日本語教育機関名称（英語表記）						
日本語教育機関所在地	〒				TEL(　　)　－ FAX(　　)　－	
設置者名						
設置者所在地	〒				TEL(　　)　－ FAX(　　)　－	
設置者形態	ア　学校法人　イ　準学校法人　ウ　財団法人　エ　社団法人　オ　宗教法人　カ　株式会社 キ　有限会社　ク　任意団体　ケ　個人　コ　その他（　　） 〔設置年月日　　年　　月　　日〕					
日本語教育機関設置根拠	該当に○を付す	登記簿謄本・寄附行為・定款・他（　　）	ｱ～ｵ 法人の場合	認可（認証）者（　　） 認可（認証）年月日（　　年　　月　　日）		
			ｶ～ｺ 会社等の場合	定款の目的変更（追加）年月日（　　年　　月　　日）		
学校教育法上の認可	今回の申請	専修学校	〔専門課程・高等課程・一般課程・附帯教育〕	申請年月日(予定)	年　月　日	
		各種学校	〔正規課程・附帯教育〕		年　月　日	
設置代表者	氏名　　職名　　住所 〒				TEL(　　)　－ FAX(　　)　－	
日本語教育機関経営担当役員	氏名　　職名　　住所 〒				TEL(　　)　－ FAX(　　)　－	
日本語教育以外の教育事業				左記教育事業開始時期	年　月　日	
教育以外の主な事業				左記事業開始時期	年　月　日	
日本語教育機関の開校予定年月日	年　月　日					
日本語教育機関の開校に関する連絡先（メールアドレス）						

様式第１－２号
日本語教育機関設置の趣旨等

日本語教育機関設置の趣旨・理念及び教育目標	
日本語教育機関における授業以外の教育活動 （教材の開発・選定、カリキュラムの立案、学習評価等の実施のために当該日本語教育機関内で講じる措置の概要（各教員が連携・協力するための連絡会などの開催を含む）	
その他特色となる点など	

様式第２－１号
設置者の概要（役員・事務職員）

設　置　者　名					
役員（職名・氏名） （役員全員について記入し、特に日本語教育機関の経営を担当する役員については、「経営担当」欄に○を付すこと。）	役　職　名	経営担当	氏　　名	他の所属組織・役職名	備　　考
事務職員（職名・氏名） （日本語教育機関の主な職員を記入する。生活指導担当者（兼任教員を除く）については、当該欄に○を付すこと。）	職　名	生活指導担当者	氏　　名	担　当　職　務　内　容	備　　考

様式第２－２号
設置者の概要（出資者等）

主な出資者 （氏名・職業・住所等） （１００万円以上の出資者を記入すること。書ききれない場合は右の様式によるリストを添付すること。）	氏名	生年月日	職業	出資額又は持ち株数	出資比率	住所（連絡先）
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－
						〒　TEL(　)　－ FAX(　)　－

沿　革 （設置者の主な沿革について年代順に箇条書で記入すること。）	

設置者の事業の概要 （A欄に法人等の定款、寄附行為等に定められている事業を転記し、現在実施している教育関係の事業番号に◎を、また、それ以外の実施中の事業番号に○を付すこと。B欄には、現在実施中の具体的な教育事業内容（例：○○予備校の経営）等を記入すること。）	A	B

様式第２－３号
設置代表者及び役員の個人調書　　［　設置代表者　・　役員　］

<table>
<tr><td colspan="5">履　　歴　　書</td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>男・女</td><td rowspan="2">現　住　所</td><td rowspan="2">〒

TEL(　　)　　－
FAX(　　)　　－
携帯　　－　　－</td></tr>
<tr><td>生年月日
（年齢）</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>国籍・地域</td><td></td><td>在留資格</td><td></td><td rowspan="8">社会的活動</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">学　　歴

（年月は昭和、平成等の元号で記入すること。）</td><td>年　　月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">職　　歴

（年月は昭和、平成等の元号で記入すること。）</td><td>年　　月
～　年　　月</td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td colspan="2" rowspan="3"></td><td rowspan="3">誓約事項</td><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">年　　月　　日　　上記のとおり相違ありません。

氏名</td></tr>
</table>

様式第３－１号
資産の状況（設置者）

設　置　者　名	

資　産　の　現　状　　（　　年　　月　　日現在）

1　資　産　総　額 …… 金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ― ①

(1)　固　定　資　産　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　流　動　資　産　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　負　債　総　額 …… 金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円 ― ②

3　純　資　産（①―②）…… 金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

収　支　の　状　況

1　開校年度（平成　　年度）予算額

(1)　収　入　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　支　出　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　前年度（平成　　年度）予算額

(1)　収　入　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　支　出　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　前年度（平成　　年度）決算額（見込み）

(1)　収　入　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2)　支　出　の　部　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

様式第３－２号
資産の状況（日本語教育機関）

日本語教育機関名称	

資産の現状　（　　年　　月　　日現在）

１　資産総額 ……	金　　円	― ①
(1)　固定資産	金　　円	
(2)　流動資産	金　　円	
２　負債総額 ……	金　　円	― ②
３　純資産（① － ②） ……	金　　円	

収支の状況

１　開校年度（　　年度）予算額	
(1)　収入の部 ……	金　　円
①　生徒納付金収入	金　　円
②　借入金収入	金　　円
③　その他の収入	金　　円
(2)　支出の部 ……	金　　円
①　人件費支出	金　　円
②　賃借料支出	金　　円
③　借入金返済支出	金　　円
④　その他の支出	金　　円
２　前年度（　　年度）予算額	
(1)　収入の部	金　　円
(2)　支出の部	金　　円
３　前年度（　　年度）決算額（見込み）	
(1)　収入の部	金　　円
(2)　支出の部	金　　円

様式第４号
生徒納付金の概要

コース名	修業期間	入学検定料	入学金	授業料	その他の納付金(コース総額)	計(コース合計)
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円
	年　か月	円	円	総額　円 月額　円 年額　円	□施設費　円 □設備費　円 □教材費　円 □課外活動費　円 □保険料　円 □健康管理費　円 □その他(　　)　円 計　円	円

様式第５－１号
負債の状況（設置者）

借入先	当初借入金額	借入金残額	借入年月日・期　間	返済利息（年間）	抵当権設定有無	借入先との関係	返済計画
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
合　　計	千円	千円		千円			

様式第５－２号
負債の状況（日本語教育機関）

借入先	当初借入金額	借入金残額	借入年月日・期　間	返済利息（年間）	抵当権設定有無	借入先との関係	返済計画
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
	千円	千円		千円		□　親会社 □　親　族 □　その他 （　　）	
合　　計	千円	千円		千円			

様式第６－１号
授業時間帯

授業時間帯	コース名	クラス数	備考
午前・午後　時　分 ～ 午前・午後　時　分			

授業時間帯	コース名	クラス数	備考
午前・午後　時　分 ～ 午前・午後　時　分			

様式第６－２号
授業時間帯別使用教室

授業時間帯		授業実施クラス数	収容定員	使用教室数(教室番号)
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分		クラス数	人	室
	１時限（　：　～　：　）			（　）
	２時限（　：　～　：　）			（　）
	３時限（　：　～　：　）			（　）
	４時限（　：　～　：　）			（　）
	５時限（　：　～　：　）			（　）
	小計			
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分	１時限（　：　～　：　）			（　）
	２時限（　：　～　：　）			（　）
	３時限（　：　～　：　）			（　）
	４時限（　：　～　：　）			（　）
	５時限（　：　～　：　）			（　）
	小計			
合計				

様式第６－３号
１週間の授業時間帯別クラス数等

授業時間帯		月 クラス数 〔収容定員〕	火 クラス数 〔収容定員〕	水 クラス数 〔収容定員〕	木 クラス数 〔収容定員〕	金 クラス数 〔収容定員〕	土 クラス数 〔収容定員〕
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分		クラス	クラス	クラス	クラス	クラス	クラス
	１時限（　：　～　：　）	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
	２時限（　：　～　：　）						
	３時限（　：　～　：　）						
	４時限（　：　～　：　）						
	５時限（　：　～　：　）						
	小　　計	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
午前・午後　　時　　分　～ 午前・午後　　時　　分	１時限（　：　～　：　）	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
	２時限（　：　～　：　）						
	３時限（　：　～　：　）						
	４時限（　：　～　：　）						
	５時限（　：　～　：　）						
	小　　計	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕
合　　計		〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕	〔　　〕

様式第７－１号
基準対象コースの設置状況

							１単位時間	分	
コース名	目的	修業期間	授業時間数	始期・終期	授業週数	１週当たり授業時間数（授業日数）	収容定員	クラス数	１クラス当たり最大数
ｺｰｽ		年　か月	時間	月 ～　月	週	時間 （　日）	人	ｸﾗｽ	人
授業時間帯	：　～　：				小　計				
ｺｰｽ		年　か月	時間	月 ～　月	時間	時間 （　日）	人	ｸﾗｽ	人
授業時間帯	：　～　：				小　計				
基準対象コース全体の合計									

様式第７－２号
進学予備教育の設置状況

科目名		実施期間	総授業時間数	受講者定員	授業時間帯	実施形態	備考
1		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
2		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
3		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
4		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
5		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	
6		年　か月	時間	人	:　～　:	□　修業期間通し □　補講 □　集中 □　特定曜日（　　） □　その他（　　）	

様式第７－３号
基準対象外コースの設置状況

							１単位時間	分
コ　ー　ス　名	目　的	対象者	修業期間	始期・終期	授業週数	授業時間数	１週当たり授業時間数（授業日数）	クラス数
ｺｰｽ			年　か月	月 ～　月	週	時間	時間 （　日）	ｸﾗｽ
授業時間帯	：　～　：					小　計		
ｺｰｽ			年　か月	月 ～　月	週	時間	時間 （　日）	ｸﾗｽ
授業時間帯	：　～　：					小　計		
基準対象外コース全体の合計								

様式第７－４号
基準対象コースごとのレベル別概要

コース名		時間数			授業内容（概要）	使用主教材	１クラス収容定員	使用教室番号
レベル別名		授業週数	１週当たり授業時間数	授業時間数合計				
1		週	時間 （　日）	時間			人	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

様式第８－１号
教職員数

	収容定員	教員数			事務職員・その他		
		本務等	非常勤	合計	本務等	非常勤	合計
日本語教育機関全体について	人	人	人	人	人	人	人
基準の対象となる部分について	収容定員	教員数			事務職員・その他		
		本務等	非常勤	合計	本務等	非常勤	合計
	人	人	人	人	人	人	人

様式第８－２号
校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要

教員等番号	氏名（フリガナ）（生年月日）	本務等・非常勤の別	職名	本務等でかつ給与の場合は通常の勤務すべき時間数	非常勤の場合、他の勤務校の名称（週担当時数）	毎週担当授業時数	担当クラス名（授業担当科目）	授業科目内容等	最終学歴（学校名 学部）	日本語教育履修歴等				日本語教育歴	日本語教育機関への就任年月日	報酬（月額又は時間給）
										主専攻課程修了	副専攻課程修了	日本語教育能力検定試験合格	養成講座420時間以上のもの	年・月		単位円
1	（　．　．　）		校長	時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	
2	（　．　．　）		主任	時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	
3	（　．　．　）			時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	
4	（　．　．　）			時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	
5	（　．　．　）			時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	
6	（　．　．　）			時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	
7	（　．　．　）			時間	（　）							年 月		年 月	年 月　日	

様式第８－３号
校長・主任・教員の個人調書

［ 校長 ・主任 ・教員 （ 本務等 ・ 非常勤 ） ］

履　歴　書

教員等番号	

(フリガナ) 氏　名		男・女	現住所	〒 Tel(　　)　- Fax(　　)　- 携帯　-　- (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)			
生年月日 (年齢)	年　月　日（　歳）						
国籍・地域		在留資格		研修機関名	受講研修名	研修期間	研修時間数
学　歴 (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)	年　月		日本語教育研修歴 (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)			年 月　～	時間
職　歴 (年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)	勤務期間	会社・機関等（教育機関における職歴の場合、役職）	日本語教育の該当の有無	研　修　受　講　時　間　数　計			
	年　月 ～　年　月			日本語教育能力検定試験	合格　・　無　（合格年月日：　年　月　日） （証書番号:　）		
				教育に関する資　格			
				誓約事項			
教育歴 (経験年数)	年　月　（うち日本語教育歴　年　月）						

年　月　日　　上記のとおり相違ありません。

氏名

様式第９－１号

生活指導（進路指導、在留管理を含む。）

	区　　分	教　員	事務職員	その他	合　計
生活指導担当者の内訳	生活指導を本務とする者	人	人	人	人
	生活指導を兼務とする者				
	合　計				

生活指導の内容

	具体的な実施予定の概要		担当者名	使用を予定している指導用資料
	年間指導時間数	実施内容		
1　学習に関する指導 2　生活指導 （適応指導・ｱﾙﾊﾞｲﾄ等） 3　進路指導 （進学・就職等） 4　入国・在留手続に関する指導 5　住居に関する指導等 6　意思疎通できる言語対応 7　その他				

様式第９－２号
生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書

［　生活指導担当者　・　入国在留事務担当者　］

<table>
<tr><td colspan="4">履　　歴　　書</td><td>担当者番号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>(フリガナ)
氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>男　・　女</td><td rowspan="2">現住所</td><td colspan="2" rowspan="2">〒

TEL(　　)　　-
FAX(　　)　　-
携帯　　-　　-</td></tr>
<tr><td>生年月日
(年齢)</td><td colspan="3">年　　月　　日（　　歳）</td></tr>
<tr><td>国籍・地域</td><td></td><td>在留資格</td><td></td><td rowspan="6">職　　歴

(年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)</td><td>年　　月
～　年　　月</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">生活指導以外の職務内容</td><td colspan="3" rowspan="5"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">学　　歴

(年月は昭和、平成等の元号で記入すること。)</td><td>年　　月</td><td colspan="2"></td><td rowspan="4">資格・研修歴</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td>誓約事項</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="7">年　　月　　日　　上記のとおり相違ありません。

氏名</td></tr>
</table>

様式第１０－１号
生徒の募集等

生徒募集方法の概要

☐ 連絡事務所の開設（予定を含む）

開設国	開設年月日	所在地	駐在員数

☐ 姉妹校・提携校の締結（予定を含む）

対象国	協定年月日	教育機関名	所在地

☐ 外国の紹介機関との協定（予定を含む）

対象国	協定年月日	企業名	所在地

☐ 新聞・雑誌等の広告掲載（予定を含む）

対象国	広告掲載新聞・雑誌名	定期・不定期の区分

☐ 募集説明会の実施（予定を含む）

開催国	開催時期	場所	派遣職員名

中国の送出し機関との契約締結の有無

☐ 有（予定）：機関名及び契約年月日　　☐ 無

☐ 募集案内書の送付先（予定を含む）

対象国	送付機関名	定期・不定期の区分

☐ 在校生等からの紹介（口コミ）

☐ その他

生徒の選抜方法の概要

☐ 入学選考試験の実施　☐ 書類選考　☐ 個人面接　☐ その他（　　）

選考基準
☐ 学歴　☐ 日本語学習歴・能力　☐ 推薦状（機関名　　）　☐ その他（　　）

学費・滞在費の支弁確認方法

募集責任者	氏名 （当該機関での役職　　）	募集担当者	氏名 （当該機関での役職　　）

様式第１０－２号
生徒の健康管理

<table>
<tr><td>健康診断実施予定の有無</td><td colspan="2">健　康　診　断　実　施　の　時　期</td><td>その他実施予定している健康管理措置</td></tr>
<tr><td>有　・　無</td><td colspan="2" rowspan="2"><table>
<tr><td>区　分</td><td>月生</td><td>月生</td></tr>
<tr><td>１年コース</td><td>月実施</td><td>月実施</td></tr>
<tr><td>１年６か月コース</td><td>月実施</td><td>月実施</td></tr>
<tr><td>２年コース</td><td>月実施</td><td>月実施</td></tr>
</table></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>実施機関
（該当するものに○を付ける）
ア　保健所
イ　病　院
ウ　その他（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="3">健康診断の内容（該当するものに○を付ける）</td></tr>
<tr><td colspan="3">ア　胸部レントゲン
イ　血　圧
ウ　尿
エ　その他（　　）</td></tr>
</table>

様式第１１号
校地の概要

<table>
<tr><td rowspan="2">校　　地</td><td colspan="4">総　　面　　積</td><td>権　利　関　係</td><td>権　利　関　係　の　概　要</td></tr>
<tr><td>専用</td><td>共用</td><td>合計</td><td>校舎の敷地面積</td><td>（該当するものに○を付ける）
ア　自己所有
イ　一部自己所有
ウ　賃　借
エ　その他（　　）</td><td>自己所有・一部自己所有の場合
所有者名義
賃　借　の　場　合
契約期間
年　月　日～年　月　日
（　　年間）
更新条項　有　・　無
貸主：
借主：
貸主と借主との間に特別な関係がある場合にはその関係
□　親会社
□　親　族
□　その他（　　）</td></tr>
<tr><td>位　置　・　環　境

（所在地、周辺の環境、最寄り駅及びその駅からの交通手段、所要時間等について記入すること。）</td><td colspan="4">所在地：
周辺の環境：
最寄り駅：
交通手段：
所要時間：
その他：</td><td>その他の場合
具体的内容</td></tr>
</table>

様式第１２－１号
校舎の概要（教室等）

<table>
<tr><td rowspan="2">校舎</td><td colspan="2" rowspan="2">区分</td><td colspan="3">面積　（　）内は室数</td><td>権利関係の概要</td></tr>
<tr><td>専用</td><td>共用</td><td>計</td><td>自己所有・一部自己所有の場合</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">全体</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td rowspan="2">所有者名義</td></tr>
<tr><td rowspan="9">内訳</td><td>普通教室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>ＬＬ教室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>賃借の場合</td></tr>
<tr><td>教員室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td rowspan="8">契約期間
年　月　日～年　月　日
（　年間）
更新条項　有・無
（貸主：
借主：
貸主と借主との間に特別な関係がある場合にはその関係
□ 親会社
□ 親族
□ その他（　）</td></tr>
<tr><td>事務室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>図書室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>保健室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>予備室</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td>便所</td><td>㎡（　室）
男 小器 大器
女 器</td><td>㎡（　室）
男 小器 大器
女 器</td><td>㎡（　室）
男 小器 大器
女 器</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td><td>㎡（　室）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">校舎の概要</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td rowspan="2">権利関係
（該当するものに○を付ける）
ア 自己所有
イ 一部自己所有
ウ 賃借
エ その他
（　）</td><td>その他の場合</td></tr>
<tr><td>具体的内容</td></tr>
</table>

様式第１２－２号
校舎の概要（建物面積）

建物区分	校舎建物面積表						
	専用	共用	計	室数	構造	権利の所属	建築基準法上の用途指定
	㎡	㎡	㎡	室数			
計							

様式第１２－３号
校舎の概要（普通教室の面積）

普通教室の面積（２６ページの普通教室の内訳）								
建物区分	番号	室名	用途	収容定員 (b)	総面積（a）			１人当たりの面積 〔(a)÷(b)〕
					専用	共用	計	
				人	㎡	㎡	㎡	㎡
計								

様式第１３号
寄宿舎の概要

寄宿舎名（所在地）		校舎建物面積表					
		室数	面積	収容定員	生徒一人当たりの負担額	権利関係	寄宿舎の概要
1	（　　）	室	㎡	人	円	ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
2	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
3	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
4	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	
5	（　　）					ア　自己所有 イ　一部自己所有 ウ　賃借 エ　その他 （　　）	

様式第１４号
設備等の概要

区分		専用	共用	計
生徒用机		個（　　）	個（　　）	個（　　）
生徒用椅子		脚（　　）	脚（　　）	脚（　　）
図書（辞書・ビデオを含む）	教員用	冊（　　）	冊（　　）	冊（　　）
	学生用	冊（　　）	冊（　　）	冊（　　）
雑誌		点（　　）	点（　　）	点（　　）
機械・器具		点（　　）	点（　　）	点（　　）
ホワイトボード		点（　　）	点（　　）	点（　　）
テレビ受像機・モニター		台（　　）	台（　　）	台（　　）
ＶＴＲ機器		台（　　）	台（　　）	台（　　）
オーディオ機器		台（　　）	台（　　）	台（　　）
パソコン		点（　　）	点（　　）	点（　　）
プロジェクター		点（　　）	点（　　）	点（　　）
ビデオカメラ		点（　　）	点（　　）	点（　　）
スクリーン		点（　　）	点（　　）	点（　　）
ＩＣレコーダー		点（　　）	点（　　）	点（　　）
タブレット端末		点（　　）	点（　　）	点（　　）
その他		（　　）	（　　）	（　　）

様式第１５号
開校に至るまでのスケジュール等

<table>
<tr><td>開校に至るまでの
スケジュール</td><td colspan="2">本資料提出時まで</td><td colspan="2">本資料提出時以降</td></tr>
<tr><td rowspan="2">開校資金の概要</td><td colspan="2">所要経費総額　　円</td><td rowspan="2">左記資金の
確保方法</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">校　地　　円
校　舎　　円
設　備　　円
その他　　円
（　　）</td></tr>
<tr><td>資　金　計　画</td><td colspan="4">本資料提出時まで

本資料提出時以降</td></tr>
<tr><td>負債の有無</td><td>有
・
無</td><td colspan="3">有の場合、その概要
借入先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
負債額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿千円
抵当権設定の有無　有・無
返済計画＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td><td>特記すべき事項
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿</td></tr>
</table>

様式第１６号
開校当初の所要運営経費（見込み）

	項目		金額	項目		金額
開校当初の所要運営経費	人件費	教職員給与費	円	校地・校舎等賃借料	校地の賃借料	円
		役員報酬	円		校舎の賃借料	円
		社会保険料	円			円
		小計	(円)		小計	(円)
	生徒諸費	支給教材費	円	その他	光熱水料	円
		奨学金	円		通信費	円
		生徒保健費	円		広報費	円
		小計	(円)			円
	教育用備品費	図書費	円			円
		校具費・研究費	円			円
			円		小計	(円)
		小計	(円)	所要運営費総額（a）		円

開校当初の収入見込み	項目	金額	備考
	生徒納付金による収入	円	
	寄附金による収入	円	
	資産運用による収入	円	
	資産売却による収入	円	
	日本語教育機関以外の事業からの繰入金収入	円	
	金融機関からの借入金	円	借入金融機関名
	その他の収入	円	内容
	収入見込み総額（b）	円	

開校当初の収支比率（見込み）（(b)÷(a)）	
上記収支比率が１．０未満の場合、その調達方法	

様式第１７号
誓約書

日本語教育機関所在地
日本語教育機関名称

設置者所在地
設置者名

日本語教育機関○○○○○○○は、学則及び日本語教育機関の告示基準第１条第１項第５号、第８号、第１８号及び第３０号から第４７号までの規定を遵守することについて、ここに誓約いたします。

別記第７９号様式

年　　月　　日

〇〇出入国在留管理局〇〇部門　御中

本件行政相談結果に関して，当校への入学を予定し又は検討しているとする第三者から貴局等に照会があったときは，当該結果を回答して差し支えありません。

設置者名
設置者所在地
日本語教育機関名
日本語教育機関所在地

別記第80号様式

提出資料チェックリスト

日本語教育機関名					

様式番号	事　　項	頁	機関側チェック	入管側チェック	備考
1-1	日本語教育機関の概要	1			
1-2	日本語教育機関設置の趣旨等	2			
2-1	設置者の概要（役員・事務職員）	3			
2-2	設置者の概要（出資者等）	4			
2-3	設置代表者及び経営担当役員の個人調書	5			
3-1	資産の状況（設置者）	6			
3-2	資産の状況（日本語教育機関）	7			
4	生徒納付金の概要	8			
5-1	負債の状況（設置者）	9			
5-2	負債の状況（日本語教育機関）	10			
6-1	授業時間帯	11			
6-2	授業時間帯別使用教室	12			
6-3	１週間の授業時間帯別クラス数等	13			
7-1	基準対象コースの設置状況	14			
7-2	進学予備教育の設置状況	15			
7-3	基準対象外コースの設置状況	16			
7-4	基準対象コースごとのレベル別概要	17			
8-1	教職員数	18			
8-2	校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要	19			
8-3	校長・主任・教員の個人調書	20			
9-1	生活指導（進路指導、在籍管理を含む。）	21			
9-2	生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書	22			
10-1	生徒の募集等	23			
10-2	生徒の健康管理	24			
11	校地の概要	25			
12-1	校舎の概要（教室等）	26			
12-2	校舎の概要（建物面積）	27			
12-3	校舎の概要（普通教室の面積）	28			
13	寄宿舎の概要	29			
14	設備等の概要	30			
15	開校に至るまでのスケジュール等	31			
16	開校当初の所要運営経費（見込み）	32			
17	誓約書	33			

（注）書類が漏れている場合は、受付できないので注意すること。

別記第81号様式

立証資料チェックリスト

日本語教育機関名	

番号	事　　項	機関側チェック	入管側チェック	備　　考
1	日本語教育機関までの略図			
2	日本語教育機関の学則			
3	自己点検及び評価の内容			
4	入学案内（募集要項）			
	学校案内			
5	教員別授業担当科目時間割			
	教室別授業科目時間割			
	コース別授業科目時間割			
6	コースカリキュラム			
7	設置者の登記簿謄本			該当する場合
8	設置者の寄附行為・定款等			該当する場合
9	専修学校・各種学校認可証明書類			該当する場合
10	役員・校長・教員等の履歴書			
11	最終学歴卒業証明書			
12	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類			
13	日本語教育能力検定試験合格証の写し			
14	日本語教育に関する研修を受講した証明書			
15	他校等での教育経験者の在職証明書			

番号	事　　項	機関側チェック	入管側チェック	備　　考
16	専任教員の社会保険証等の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る）			
17	校地・校舎の図面			
18	校地・校舎の登記簿謄本			
19	納税証明書			
20	事業計画書			
21	決算書・収支予算書			
22	在籍者名簿			様式作成
23	入学許可書発行一覧原簿			様式作成
24	役員・校長・教員の就任承諾書及び所属長の承諾書			
25	日本語教育関係図書の蔵書目録			
26	設備・備品購入を証明できる書類			
27	預貯金等証明書			
28	校地・校舎の賃貸借契約書等の写し			該当する場合
29	理事会又は役員会等の決議録			
30	設置代表者の身分証明書			
31	入学者の選考に係る仲介者等に関する書類			該当する場合
32	その他			

別記第82号様式

相談受付用紙(参考例)

日本語教育機関記入欄	提出年月日		年　月　日
	相談者(機関名)		
	機関所在地		(〒　－　)　電話番号(　－　－　) FAX　(　－　－　)
	設置者		設置者が法人の場合は，法人名と代表者名を明記する。
	連絡担当者		氏名　職名 電話番号(　－　－　) FAX　(　－　－　)
	相談結果連絡先	住所	(〒　－　)
		名称	
入管記入欄	受付年月日		
	備考		

≪留意事項≫

① 本受付用紙は，提出資料（正本）上部にファイルし，提出して下さい（要事前連絡）。

② 提出資料及びその立証資料は，内容等を一応の確認後「受付」の手続を行います。なお，提出資料等の内容に不備がある場合は，疎明資料の提出若しくは説明を求める，又は提出資料等を一旦返却の上，再提出を求めます。

③ 提出資料等を受け付けた時は，本受付用紙の「受付年月日」（受付印）を付した上，本信を交付します。

④ 提出された「提出資料及びその立証資料」は，原則として差替え・追加書類は認められませんので，提出の際は，内容等を十分に確認してください。

⑤ 受付された提出資料等は，一切返却出来ませんので，必ず写しを保管して下さい。

別記第83号様式

受付件数等報告様式

受付局:○○出入国在留管理局

No.	受理年月日	日本語教育機関名称	日本語教育機関所在地	設置者名	設置者所在地	設置者電話番号	設置者部署	設置代表者	開校予定年月	担当者職氏名	担当者連絡先	メールアドレス	性別	実地調査日
1														
2														
3														
4														
5														

注:1 記入に当たっては、「No.」欄は、記載しないでください。「性別」欄は、「男」、「女」又は「その他」と記入してください。「実地調査日」欄は、「受理年月日」欄の記載後に、「実地調査日」を記載してください。

別記第84号様式

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、[redacted]行の高さを変更すること） 黒＝出入国在留管理庁[redacted]
1	[redacted]		
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
2-6			
2-7			
2-8			
2-9			
3			
3-1			
3-2			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること） □＝出入国在留管理庁
3-3			
3-4			
3-5			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
4-4			
4-5			
4-6			
5			
5-1			
5-2			
5-3			
5-4			
6			
6-1			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること） 黒＝出入国在留管理庁
6-2			
6-3			
6-4			
6-5			
6-6			
6-7			
6-8			
6-9			
6-10			
6-11			
6-12			
6-13			
7			
8			
8-1			
8-2			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) 黒＝出入国在留管理庁
8-3			
8-4			
8-5			
8-6			
8-7			
8-8			
8-9			
8-10			
8-11			
8-12			
8-13			
8-14			
8-15			
8-16			
9			
10			
10-1			
10-2			

別記第84号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) 黒＝出入国在留管理庁[redacted]
10-3	[redacted]		
10-4			
10-5			
11			
12			
13			
14			
15			

調査表（記載例）

調査日時	●●月●●日●●時●●分～●●時●●分
学校名	●●日本語学校●●校
所在地	●●県●●市●●区●●1－2－3
設置者名（法人名）	●●法人●●学園
校長氏名	●● ●●
対応者職氏名	設置代表者●● ●●，校長●● ●●，主任教員●● ●●

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること） 黒＝出入国在留管理庁
1			
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
2-6			
2-7			
2-8			
2-9			
3			
3-1			
3-2			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) 黒ー出入国在留管理庁
3-3			
3-4			
3-5			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
4-4			
4-5			
4-6			
5			
5-1			
5-2			
5-3			
5-4			
6			
6-1			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、[illegible]、行の高さを変更すること） 黒＝出入国在留管理庁[redacted]
6-2	[redacted]		
6-3			
6-4			
6-5			
6-6			
6-7			
6-8			
6-9			
6-10			
6-11			
6-12			
6-13			
7			
8			
8-1			
8-2			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、調査一行の高さを変更すること） ■＝出入国在留管理庁
8-3			
8-4			
8-5			
8-6			
8-7			
8-8			
8-9			
8-10			
8-11			
8-12			
8-13			
8-14			
8-15			
8-16			

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査によるチェック (記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること) 黒＝出入国在留管理庁
9			
10			
10-1			
10-2			
10-3			
10-4			
10-5			
11			
12			
13			
14			
15			

別記第84号の2様式

（認定日本語教育機関新規開設・変更用）

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
1			
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
3			
3-1			
3-2			

別記第84号の2様式

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
3-3			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
5			

別記第８５号様式

（〇〇出入国在留管理局　〇〇部門）

室内立入り及び写真撮影同意書

本日、〇〇出入国在留管理局の職員らが下記の場所を調査するため、調査場所に立ち入ること及び調査場所を写真撮影することのいずれも同意します。

調査場所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日

教育機関名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

署　　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第８５号の２様式

（〇〇出入国在留管理局　〇〇部門）

室内立入り及び写真撮影同意書

本日、日本語教育機関の認定に当たり、文部科学省職員に同席し、〇〇出入国在留管理局の職員らが下記の場所を調査するため、調査場所に立ち入ること及び調査場所を写真撮影することのいずれも同意します。

調査場所

年　　月　　日

日本語教育機関名

署　　名

別記第88号様式

変更内容に応じた提出資料（法務省告示機関に係る各種変更）

変更事項 ＼ 提出資料			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
変更内容、理由及び経緯等を説明した資料（任意様式）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
様式	1-1	日本語教育機関の概要			○	○	○				△	
様式	1-2	日本語教育機関設置の趣旨等			○	○						
様式	2-1	設置者の概要（役員・事務職員）			○	○	○			○		
様式	2-2	設置者の概要（出資者等）			○	○						
様式	2-3	設置代表者及び経営担当役員の個人調書			○	○	○					
様式	3-1	資産の状況（設置者）			○	○						
様式	3-2	資産の状況（日本語教育機関）			○	○						
様式	4	生徒納付金の概要	○		○	△						△
様式	5-1	負債の状況（設置者）			○	○						
様式	5-2	負債の状況（日本語教育機関）			○	○						
様式	6-1	授業時間帯	○	○	○							△
様式	6-2	授業時間帯別使用教室	○	○	○							△
様式	6-3	1週間の授業時間帯別クラス数等	○	○	○							△
様式	7-1	基準対象コースの設置状況	○	○	○							△
様式	7-2	進学予備教育の設置状況			○							△
様式	7-3	基準対象外コースの設置状況			○							△
様式	7-4	基準対象コースごとのレベル別概要	○	○	○							△
様式	8-1	教職員数	○	○	○			△	△	△		
様式	8-2	校長・主任・教員の氏名、経歴等の概要	○	○	○			○	○			
様式	8-3	校長・主任・教員の個人調書			○			○	○			
様式	9-1	生活指導（進路指導、在籍管理を含む。）			○			△	△	△		
様式	9-2	生活指導担当者・入国在留事務担当者の個人調書			○					○		
様式	10-1	生徒の募集等	○	○	○							△
様式	10-2	生徒の健康管理			○							△
様式	11	校地の概要			○						△	
様式	12-1	校舎の概要（教室等）			○						○	
様式	12-2	校舎の概要（建物面積）			○						○	
様式	12-3	校舎の概要（普通教室の面積）			○						○	
様式	13	寄宿舎の概要			○							△
様式	14	設備等の概要			○						△	
様式	15	開校に至るまでのスケジュール等			○							
様式	16	開校当初の所要運営経費（見込み）			○							
様式	17	誓約書			○	○						

○：必ず提出するもの
△：様式又は立証資料の記載事項に変更がある場合に提出するもの
□：専修学校又は各種学校の場合に提出するもの
◇：変更となった教員等の経歴に応じて該当する場合に提出するもの

別記第88号様式

提出資料＼変更事項			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
立証資料	1	日本語教育機関までの略図			○						△	
立証資料	2	日本語教育機関の学則	○	○	○				△	△	△	○
立証資料	3	自己点検及び評価の内容			○							
立証資料	4	入学案内（募集要項）	○	○	○							△
		学校案内	○	○	○							△
立証資料	5	教員別授業担当科目時間割	○	○	○				○			
		教室別授業科目時間割	○	○	○							
		コース別授業科目時間割	○	○	○							
立証資料	6	コースカリキュラム	○		○							
立証資料	7	設置者の登記簿謄本			○							
立証資料	8	設置者の寄附行為・定款等			△							
立証資料	9	専修学校・各種学校認可証明書類	□	□	□		□				□	□
立証資料	10	役員・校長・教員等の履歴書			○	○	○	○	○			
立証資料	11	最終学歴卒業証明書			○			○	○			
立証資料	12	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類			◇				◇			
立証資料	13	日本語教育能力検定試験合格証の写し			◇				◇			
立証資料	14	日本語教育に関する研修を受講した証明書			◇				◇			
立証資料	15	登録日本語教員登録証の写し			◇				◇			
立証資料	16	他校等での教育経験者の在職証明書			◇			◇	◇			
立証資料	17	本務等教員の社会保険証等の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングが施されたものに限る）			◇				◇			
立証資料	18	校地・校舎の図面			○						○	
立証資料	19	校地・校舎の登記簿謄本			○	○					○	
立証資料	20	納税証明書			○							
立証資料	21	事業計画書			○							
立証資料	22	決算書・収支予算書			○							
立証資料	23	在籍者名簿		○	○							
立証資料	24	入学許可書発行一覧原簿			○							
立証資料	25	役員・校長・教員の就任承諾書及び所轄長の承諾書			○			○	○			
立証資料	26	日本語教育関係図書の蔵書目録			○							
立証資料	27	設備・備品購入を証明できる書類			○							
立証資料	28	預貯金等証明書			○	○						
立証資料	29	校地・校舎の賃貸借契約書等の写し			△	△					□	
立証資料	30	理事会又は役員会等の決議録			○		○					
立証資料	31	設置代表者の身分証明書			○	○	△					
立証資料	32	入学者の選考に係る仲介者等に関する書類			○							
備考			・教員及び校地・校舎等に変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・日本語教育機関の告示基準第1条第1項第8号の規定を満たす旨を、任意の様式で提出する。 ・教員及び校地・校舎等に変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・権利譲渡契約書等の写しを提出する。 ・教員等に変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・権利譲渡契約書等の写しを提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・立証資料8は、所轄庁への届出を行った場合に提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・校長が教員を兼ねる場合には、教員の変更に係る資料も提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・様式8-2は、新規に採用された者の教員番号に丸を付し、専任・非常勤の別等に変更があった場合は変更後の内容を赤字で記載する。 ・様式8-3及び立証資料12～15は、新規に採用された者についてのみ提出する（前回の報告から異動のない者については提出不要）。 ・退職した者がいる場合は、その氏名及び職名を任意の様式で提出する。 ・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・その他報告が必要な変更が生ずる場合には、当該変更に係る資料も提出する。	・変更内容に応じて、必要な資料を提出する。

○：必ず提出するもの
△：様式又は立証資料の記載事項に変更がある場合に提出するもの
□：専修学校又は各種学校の場合に提出するもの
◇：変更となった教員等の経歴に応じて該当する場合に提出するもの

別記第88号の2様式

変更内容に応じた資料（認定申請と並行して各種変更を行う場合）

変更事項 ／ 提出資料			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、個人立における親族への譲渡を除く。）	設置者（個人立における親族への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
変更内容、理由及び経緯等を説明した資料（任意様式）			○			○	○	○	○	○	○	○
留学告示別表第1の表からの抹消に係る同意書			○			○	○	○	○	○	○	○
認定申請様式	1-1	認定日本語教育機関認定申請書	○			○	○	○	○	○	○	○
認定申請様式	1-2	認定日本語教育機関変更の届出書（別紙：認定日本語教育機関の○○の変更について）										
認定申請様式	2	申請書別紙	○			○	○	○	○	○	○	○
認定申請様式	3	日本語教育機関設置の趣旨等				○						
認定申請様式	4-1（その1）	役員の個人調書				○	○					
認定申請様式	4-1（その2）	役員の個人調書就任承諾書及び誓約書				○	○					
認定申請様式	4-2	設置者の履歴書				○	○					
認定申請様式	4-3	資産の状況（設置者）				○						
認定申請様式	4-4	資産の状況（日本語教育機関）				○						
認定申請様式	4-5	負債の状況（設置者）				○						
認定申請様式	4-6	負債の状況（日本語教育機関）				○						
認定申請様式	4-7	経費の見積り及び維持方法の概要				○						
認定申請様式	5	生徒納付金の概要	○			○						△（変更がある場合）
認定申請様式	6-1	校長（副校長）・主任・教員の氏名、経歴等の概要						○	○			
認定申請様式	6-2	事務を統括する職員・生活指導担当者の経歴の概要						○	○	○		
認定申請様式	6-3	校長（副校長）・主任教員・教員の個人調書						○	○			
認定申請様式	6-4（その1）	校長（副校長）又は主任教員の就任承諾書及び誓約書						○	○			
認定申請様式	6-4（その2）	本務等教員又はその他の教員の就任同意書						○	○			
認定申請様式	6-5	事務を統括する職員・生活指導担当者の個人調書								○		
認定申請様式	6-6	就任同意書（事務を統括する職員及び生活指導担当者）								○		
認定申請様式	6-7	授業内容等の改善のための組織的な研修等の概要										
認定申請様式	7（その1）	学習上及び生活上の支援のための体制（留学のための説明を含む（認定日本語教育機関）	○			○	○	○	○	○		△（変更がある場合）
認定申請様式	8	情報の公表、日本語教育の実施状況に関する評価等及び結果の備付け等の概要										△（変更がある場合）
認定申請様式	9-1	校舎の概要（建物面積）									○	
認定申請様式	9-2	校舎の概要（教室の面積）									○	
認定申請様式	10-1	日本語教育課程の概要	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-2	授業科目・教材・学習成果の評価	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-3	レベル別 時間割	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-4	教室別 授業計画	○									△（変更がある場合）
認定申請様式	10-5	教員の採用計画	○						○			△（変更がある場合）
認定申請様式	10-6	認定対象外課程の設置状況										△（変更がある場合）
認定申請様式	11	生徒の募集等	○									△（変更がある場合）

※ 変更内容に応じて、○又は△（△は該当する場合）を付した資料を各2部提出してください。
※ ○又は△を付していない様式・書類についても、まとめて提出することは差し支えありません。
※ 各様式・書類の詳細については、文化庁ホームページを御確認ください。

別記第88号の2様式

提出資料＼変更事項			教育課程	生徒の定員	設置者（経営権を譲渡する場合。ただし、国立における設置への譲渡を除く。）	設置者（個人立における設置への譲渡の場合。）	設置者（法人であって、設置代表者又は経営担当役員の変更の場合。）	校長	教員	事務局の事務を統括する職員	校地・校舎	学則（左記に掲げる事項の変更以外の場合）
添付書類	1	法人の定款又は寄付行為及び登記事項証明書										
添付書類	2	理事会又は役員会の決議録					○					
添付書類	3	設置者の住民票の写し				○						
添付書類	4	決算書・収支予算書										
添付書類	5	納税証明書										
添付書類	6	預貯金証明書				○						
添付書類	7	認定に係る日本語教育課程の実施以外の業務の種類及び概要についての説明書類										
添付書類	8	事業計画書										
添付書類	9	専修学校・各種学校認可証明書類	△（所轄庁への届出を行った場合）				△（所轄庁への届出を行った場合）				△（所轄庁への届出を行った場合）	△（所轄庁への届出を行った場合）
添付書類	10	本務等教員の社会保険証等の写し							△（該当する場合）			
添付書類	11	校長・主任・教員の最終学歴を証する書類						○	○			
添付書類	12	大学又は大学院における日本語教育に関する教育課程又は科目の履修状況を確認できる書類							△（該当する場合）			
添付書類	13	検定合格又は養成機関修了の証明書							△（該当する場合）			
添付書類	14	他校等での教育経験者の在職証明書						△（該当する場合）	△（該当する場合）			
添付書類	15	生徒の学習の継続に必要な措置を講じていることを証する資料										
添付書類	16	日本語教育機関までの略図									△（変更がある場合）	
添付書類	17	校地・校舎の図面									○	
添付書類	18	校地・校舎の登記簿謄本				○					○	
添付書類	19	校地・校舎の賃貸借契約書等の写し				△（変更がある場合）					△（該当する場合）	
添付書類	20	連携する者との協定書等										
添付書類	21	設備・備品購入を証明できる書類										
添付書類	22	教材等の一覧表										
添付書類	23	授業科目の内容を示す資料	○									
添付書類	24	入学案内（募集要項）及び送付先一覧	○									△（変更がある場合）
添付書類	25	校図案内										
添付書類	26	入学者の選考要項										
添付書類	27	入学者の選考に係る仲介者等に関する書類										
添付書類	28	生徒募集の概要がわかる書類（添付書類22、23及び24を除く）										
添付書類	29	学則	○						△（変更がある場合）	△（変更がある場合）	△（変更がある場合）	○
添付書類	30	寄宿舎の概要がわかる書類										△（変更がある場合）
添付書類	31	情報公表の概要がわかる書類										
添付書類	32	自己評価の実施概要がわかる書類										
添付書類	33	各年度の課程修了の認定を受けた者の状況がわかる書類										

※ 変更内容に応じて、○又は△（△は該当する場合）を付した資料を各2部提出してください。
※ ○又は△を付していない様式・書類についても、まとめて提出することは差し支えありません。
※ 各様式・書類の詳細については、文化庁ホームページを御確認ください。

別記第89号様式

変更内容の確認に要する期間

	設置者の変更 （設置代表者又は 経営担当役員の変更を除く）	設置者の変更 （左記以外の場合）	教育課程の変更			
地方局等への 報告時期	新規開設と同様 （4月末及び10月末まで）	毎月末まで	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで
確認終了時期（目安）	11月上旬又は翌年の5月上旬	報告のあった 翌々月	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	翌年の5月上旬

	校長・教員の変更	定員又は校地・校舎の変更				学則又は事務局の事務を統括する職員の変更
地方局等への 報告時期	毎月末まで （例：1月末の場合）	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで
確認終了時期（目安）	教育機関から報告のあった 月の5か月後の上旬 （例：6月上旬）	5月上旬	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	報告のあった 翌々月

（注1）変更する内容が複数ある場合は，変更内容全てを同時に確認することとなるため，例えば教育課程の変更と併せて定員の増員を行う場合には，当該変更に係る確認終了時期の目安は教育課程の変更に記載している時期となります。

（注2）変更内容を確認中であっても在留資格認定証明書交付申請は受け付けますが，告示基準に適合していない点がある場合，例えば教育課程の新設において告示基準に適合していない場合には当該課程への入学予定者について，定員の増員であれば増員分の入学予定者については，在留資格認定証明書が交付できないことから，入学希望者の募集に当たっては御留意ください。

（参考）入学時期と在留資格認定証明書交付申請時期等の目安（入学希望者が多いことからあらかじめ申請日を設定している場合がありますので，具体的な日程は管轄の地方入国管理局へお問い合わせください。）

4月期生：11月末～12月頃申請，翌年の2月中旬～末頃交付
7月期生：3月頃申請，5月中旬～末頃交付
10月期生：6月頃申請，8月中旬～末頃交付
1月期生：9月頃申請，11月中旬～末頃交付

別記第90号様式

変更内容の確認に要する期間（職員用）

	設置者の変更（設置代表者又は経営担当役員の変更を除く）	設置者の変更（左記以外の場合）	教育課程の変更				校長・教員の変更	定員又は校地・校舎の変更				学則又は事務局の事務を統括する職員の変更
地方出入国在留管理局等への報告時期	新規開設と同様（4月末及び10月末まで）.	毎月末まで	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで（例：1月末の場合）	1月末まで	4月末まで	7月末まで	10月末まで	毎月末まで
本庁への報告時期	新規開設と同様	教育機関から報告のあった翌々月	3月10日まで	6月10日まで	9月10日まで	12月10日まで	教育機関から報告のあった翌々月10日まで（例：3月10日まで）	教育機関から報告のあった月の3か月後				教育機関から報告のあった翌々月
教育機関への回答時期（目安）	11月上旬又は翌年の5月上旬	報告のあった翌々月	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	翌年の5月上旬	教育機関から報告のあった月の6か月後の上旬（例：6月上旬）	5月上旬	8月上旬	11月上旬	翌年の2月上旬	報告のあった翌々月

（注1）変更する内容が複数ある場合は，変更内容全てを同時に確認することとなるため，例えば教育課程の変更と併せて定員の増員を行う場合には，当該変更に係る確認終了時期の目安は教育課程の変更に記載している時期となる。

（注2）変更内容を確認中であっても在留資格認定証明書交付申請は受け付けるが，告示基準に適合していない点がある場合，例えば教育課程の新設において告示基準に適合していない場合には当該課程への入学予定者について，定員の増員であれば増員分の入学予定者については，在留資格認定証明書が交付できないことから，入学希望者の募集に当たって留意するよう指導する。

（注3）設置者の変更については，確認に要する期間がほかよりも長いことを踏まえ，変更前及び変更後の設置者の両方から譲渡の意志が書面にて提出される場合には，業務譲渡前であっても当該変更に係る報告を受け付けて差し支えない。また，業務譲渡に際して校地・校舎の所有権の移転が生ずる場合については，文科省からの回答（9月末又は3月末）までに登記事項証明書により所有権が移転していることが確認できれば差し支えない。

別記第91号様式

【告示基準第1条第1項第38号関係】

退学した生徒に係る日本語教育機関からの報告（20〇〇年〇月分）（参考様式）

日本語教育機関名：

年　月　日

設置者名：

〇月1日現在の「留学」に係る在籍者数：

通し番号	国籍・地域	氏名（英字表記）	生年月日	性別	在留カード番号	入学した時期 卒業見込み時期	退学日	退学理由 （複数選択可）
例	日本	NYUKAN TARO	1996/2/3	男	DU00000000AA	2019年4月 2021年3月	2019年9月1日	□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 ■ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　　）
								□ 所在不明 □ 学費未納 □ 出席不良 □ 成績不良 □ 素行不良 □ その他（　　）

（注1）入管法第19条の17の規定に基づき，生徒の受入れの終了について既に地方出入国在留管理局に届け出ている場合には，改めて報告する必要はない。
（注2）生徒が退学した月の翌月末までに提出すること。

別記第92号様式

【告示基準第1条第1項第39号関係】

出席率が5割を下回った生徒に係る日本語教育機関からの報告（20〇〇年〇月分）（参考様式）

日本語教育機関名：

設置者名：

年　月　日

〇月１日現在の「留学」に係る在籍者数：

通し番号	国籍・地域	氏名（英字表記）	生年月日	性別	在留カード番号	入学した時期 卒業見込み時期	出席率	資格外活動の許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称	備　考
例	日本	NYUKAN TARO	1996/2/3	男	DU00000000AA	2017年4月 2019年3月	〇〇.〇%	株式会社 〇〇〇 〇〇 支店	

（注1）留学生が実際に稼働している場所を特定できる程度には，詳細な報告を行うこと。
（注2）出席率が6割を下回った月の翌月末までに提出すること。
（注3）備考欄には，当該生徒に対する指導状況やこれに対する生徒の反応等，参考となる事項を記入する。

別記第93－1号様式　　【告示基準第1条第1項第44号関係】

課程修了者の日本語能力習得状況等

作成年月日:　　年　　月　　日

日本語教育機関名:

設置者名:

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
第44号:大学等への進学者，入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交・公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者及びCEFR・A2相当以上と認められる者の合計が、課程修了の認定を受けた者の7割以上	

基準該当者割合 ②÷(①+③)	
課程修了者数（※1，※2）①	
基準該当者合計数（実人数）②	

左記「基準該当者合計数（実人数）」のうち退学者数（44号ただし書き）③	

※1　退学者は含めない。

※2　各年度の課程修了の認定を受けた者が，その修了日までに入管法別表第1の1の表若しくは第1の2の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への在留資格変更許可申請をした場合において，当該申請に対する処分が，この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは，当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳		○○コース	××コース	△△コース	□□コース
※該当する要件が二以上ある生徒は，a～cのそれぞれに計上可。ただし，「基準該当者合計数（上記②）」は実人数を算出する必要があるため，当該生徒について重複を除き，一人として扱うこと。	a. 大学等への進学者の数 ※我が国での進学に限り，非正規生は除く。				
	b. 入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数				
	c. CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者の数 ※法務省ＨＰに掲載された試験又は日本留学試験に限る。				

※CEFRのA2相当以上のレベルであることが試験その他の評価方法により証明されている者（C）については，CEFRのA2相当以上のレベルであることを証明するための書類（試験の合格証等）の写しを本報告書と併せて提出すること。

基準該当者合計数（②）及び内訳（a～cのそれぞれの合計）の公表の方法

別記第93－2号様式

「該当要件」は、一の生徒に付きいずれかの要件を選択すること。

氏名	在留カード番号	該当要件	合格試験及び点数等 /進学先/就職先	試験受験番号，合格証明書 番号，成績証明書番号等	課程修了 年月日
NYUKAN TARO	AA12345678YY	CEFR(試験)	○○試験　○級		2021/3/20
NYUKAN HANAKO	BB12345678ZZ	進学	○○専門学校		2020/9/20
NYUKAN JIRO	CC12345678ZZ	CEFR(試験)	△△試験　△点		2021/3/20
NYUKAN SABURO	DD12345678ZZ	就職	△△株式会社		2021/3/20

別記第９４号様式

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書（記載例）

年　4月　1日現在

1．機関概要

機関名：　〇〇〇〇専門学校日本語科

所在地：	〒100-9999 東京都千代田区霞が関4-1-1	代表者名：	〇〇花子
設置校URL：	http://www.〇〇〇〇.jp/	校長名：	〇〇太郎
電話番号：	03-5063-XXXX	副校長名：	〇〇一郎
E-Mail：	nihongo@〇〇〇〇.jp	主任教員名：	〇〇花代
設置者名：	学校法人〇〇学園	教員数：	50人（うち専任15人）　※校長が教員を兼ねる場合は，校長を含む。
設置者種別：	学校法人	収容定員（変更報告年月日）：500人（2018年3月1日）	
法務省告示認定年月：	1995年4月	在籍者数（在留資格「留学」の生徒）：500人（490人）	
選定結果：	適正校		

2．名称の基準適合性（告示基準第１条第１項第１号関係）

学則	基準適合性
学校の名称として，告示されたものを正しく使用しているか。（第１条第１項第１号）	〇

3．学則の基準適合性（告示基準第１条第１項第２号関係）

学則	基準適合性	変更報告年月日
学則が基準に適合しているか。（第１条第１項第２号）	〇	2018年3月1日

4．設置代表者，校長，主任教員の基準適合性（告示基準第１条第１項第３号，第４号，第５号，第１０号，第１５号，第１７号関係）

設置代表者・校長・主任教員	基準適合性	変更報告年月日
設置代表者が基準に適合しているか。（第１条第１項第３号，第４号，第５号）	〇	2018年3月1日
設置者が日本語教育機関以外の事業を行っている場合，当該事業について記載。（第１条第１項第５号）		
校長が基準に適合しているか。（第１条第１項第１０号，第１７号）	〇	変更なし
主任教員が基準に適合しているか。（第１条第１項第１５号，第１７号）	〇	変更なし

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書 （記載例）

５．教員等の基準適合性（告示基準第１条第１項第１１号，１２号，１３号，第１４号，第１７号関係）

教員	基準適合性
教員が基準に適合しているか。（第１条第１項第１３号，第１７号）	○
教員数及び専任教員数が基準に適合しているか。（第１条第１項第１１号，第１２号）	○
教員の１週間当たりの授業担当時間数が基準に適合しているか。（第１条第１項第１４号）	○
事務局の事務を統括する職員が，欠格事由に該当していないか（第１条第１項第１７号）	○

専任・非常勤の別	在籍教員数	①日本語教育に係る学位取得者数	②大学における日本語教員養成課程修了者数	③日本語教育能力検定試験合格者数	④420単位時間以上の養成研修修了者（学士以上の学位取得者に限る）数	⑤その他
専任教員	15	3	2	6	4	
非常勤教員	35	6	4	12	11	2
合計	50	9	6	18	15	2

※教員1名につき立証可能な要件いずれか1つに計上すること

※教員の詳細については別紙（様式８－２号）提出

地方出入国在留管理局への教員変更報告：

（済）　未済　　変更なし

（※告示基準第１０号，第１３号，第１４号，第１５号，第４２号関係）

最終教員変更届出日　　２０１９年８月３１日

別記第９４号様式

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書（記載例）

６．教育課程と生徒の定員等が基準に適合しているか（告示基準第１条第１項第６号，第７号，第８号，第９号関係）

教育課程，生徒の定員等授業科目	基準適合性
教育課程は告示基準に適合しているか。（第１条第１項第６号）	○
生徒の定員と，同時に授業を受ける生徒数が基準に適合しているか。（第１条第１項第７号，第８号，第９号）	○

	１単位時間	45分

（　　年度）

設置コース	レベル別教育時間（単位時間）数								定員数	在籍者数	修業期間の始期	変更報告年月日	コース修了時の日本語能力の達成目標
	初級	初中級	中級	中上級	上級			合計					
進学２年コース	400	400	400	400	400			2,000				変更なし	N1
一般1年6ヶ月コース	—	—	600	—	600			1,200				2018年10月	J2
								0					
								0					

７．課程修了者の日本語能力習得状況等（告示基準第１条第１項第４４号関係）

課程修了者の日本語能力習得状況等	基準適合性
大学等への進学者の数，入管法別表第１の１の表若しくは第１の２の表の上欄の在留資格（外交，公用及び技能実習を除く。）への変更を許可された者の数，ＣＥＦＲのＡ２相当以上のレベルの者の数及びこれらの数の合計について，地方出入国在留管理局に報告しているか。	○
上記のそれぞれの数及び合計について，公表しているか（公表方法を下記に記載）。	○
上記の合計について，当該年度の課程修了の認定を受けた者の７割を下回る場合に，改善方策を地方出入国在留管理局に報告しているか。	該当なし

公表方法　（ＨＰの場合はＵＲＬも記載）	
ＨＰ	http:/……

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書 （記載例）

８．点検・評価（告示基準第１条第１項第１８号関係）

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

点検・評価	基準適合性
教育水準の向上を図り，日本語教育機関の目的を達成するため，活動の状況について自ら点検及び評価を年に１回以上行っているか。（第１条第１項第１８号）	○

自己点検・評価	実施年月	点検・評価結果の公表方法 （ＨＰの場合はＵＲＬも記載）	
	2019年10月	ＨＰ	http:/……

９．生活指導（告示基準第１条第１項第１６号，第１７号関係）

生活指導	基準適合性
生徒の生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から，生徒の生活指導及び進路指導を行う者を生活指導担当者として定めた上，適切な生活指導及び進路指導を行うことのできる体制を整えているか。（第１条第１項第１６号）	○
全ての生活指導担当者が，欠格事由に該当していないか。（第１条第１項第１７号）	○

	本務	兼務
生活指導担当者数	2	5
進路指導担当者数	2	4

１０．施設・設備（告示基準第１条第１項第１９号～第２９号関係）

施設・設備（校地・校舎，教室等）	基準適合性	変更報告年月日
施設・設備が告示基準に適合しているか。（第１条第１項第１９号～２９号）	○	2018年3月1日

１１．健康診断（告示基準第１条第１項第３０号関係）

健康診断	基準適合性
入学後できるだけ早期に健康診断を行うこととし，以後１年ごとに健康診断を行っているか。（第１条第１項第３０号）	○

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書（記載例）

１２．入学者の募集・選考（告示基準第１条第１項第３１号～第３４号関係）

入学者の募集	基準適合性	情報提供方法
入学者の募集に当たり，入学希望者に対し，告示基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか。（第１条第１項第３１号）	○	
入学者の選考	**基準適合性**	**確認・把握方法**
入学者の選考に当たり，入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（第１条第１項第３２号）	○	
入学者の選考に当たり，入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（第１条第１項第３３号）	○	
不適切な仲介業者が関与している場合には，その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（第１条第１項第３４号）	○	

１３．在籍管理（告示基準第１条第１項第３６号～第４０号関係）

在籍管理	基準適合性
個々の生徒の単位時間ごとの出欠を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（第１条第１項第３６号）	○
１か月の出席率が８割を下回った生徒については，１か月の出席率が８割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（第１条第１項第３７号）	○
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し，出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（第１条第１項第４０号）	○
資格外活動の許可を受けている生徒に対して，当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（第１条第１項第４０号）	○

１４．禁止行為（告示基準第１条第１項第４１号関係）

入学者の募集	基準適合性
職業安定法上の許可を受けている場合を除き，生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し，生徒，就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず，かつ，役員，校長，教員及び職員をしてこれを得させていないか。（第１条第１項第４１号）	○

【告示基準第１条第１項第４５号関係】

法務省告示をもって定める日本語教育機関における教育に関する告示基準定期点検報告書 （記載例）

１５．地方出入国在留管理局への報告（告示基準第１条第１項第３８号，第３９号，第４２号，第４３号，第４６号関係）

地方出入国在留管理局への報告	基準適合性				
	第３８号	第３９号	第４２号	第４３号	第４６号
告示基準に基づく地方出入国在留管理局への報告を適切に行っているか。	○	○	○	○	○

１６．記録等の保存（告示基準第１条第１項第３１号，第３３号，第３５～第３７号，第４０号，第４５号関係）

記録等の保存	基準適合性						
	第３１号	第３３号	第３５号	第３６号	第３７号	第４０号	第４５号
告示基準に基づき，記録，届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○	○	○	○	○

１７．地方出入国在留管理局への職員への記録等の提示（告示基準第１条第１項第４７号関係）

記録等の提示	基準適合性
地方出入国在留管理局の求めがあったときは，第３１号，第３３号若しくは第３５号から第３７号までに規定する記録，第４０号に規定する届出のあった内容又は第４５号に規定する資料を地方出入国在留管理局の職員に提示しているか。（第１条第１項第４７号）	○

１８．運営体制（告示基準第１条第１項第４８号）

運営体制	基準適合性
日本語教育機関の運営が円滑に行われる体制を有しているか。（第１条第１項第４８号）	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

年　月　日　　機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　設置代表者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別記第９４号の２様式

認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書 （記載例）

年　月　日現在

１．機関概要

機関名： ○○○○専門学校日本語科

所在地： 〒100-9999 東京都千代田区霞が関4-1-1

設置校URL： http://www.○○○○.jp/

電話番号： 03-5063-XXXX

E-Mail： nihongo@○○○○.jp

設置者名： 学校法人○○学園

設置者種別： 学校法人

認定年月： 1995年4月

選定結果： 適正校

代表者名： ○○花子

校長名： ○○太郎

副校長名： ○○一郎

主任教員名： ○○花代

教員数： 50人（うち専任15人）※校長が教員を兼ねる場合は、校長を含む。

収容定員： 500人

在籍者数（在留資格「留学」の生徒）： 500人（490人）

（注）

・施行規則：日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則（令和５年文部科学省令第３９号）

・認定基準：認定日本語教育機関認定基準（令和５年文部科学省令第４０号）

・ガイドライン：出席管理及び在留継続支援体制に係る認定日本語教育機関の運営に関するガイドライン（令和６年○月○日策定）

１．施設・設備

施設・設備（校地・校舎、教室等）	回答
校舎の位置・環境は適切か（認定基準第１１条）	認定基準に適合し、適切である。
教室の面積（認定基準第１４条）	生徒１人当たり○㎡
寄宿舎を設置している場合、居室の数、入居人数及び一人当たりの専有面積（ガイドライン２（５））	全○室。○名入居中。一人当たりの専有面積は○㎡。
寄宿舎を設置している場合、主な設備（ガイドライン２（５））	居室、台所、浴室、洗面所、洗濯室、便所、談話室

別記第９４号の２様式

認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書（記載例）

２．入学者の募集・選考

入学者の募集	回答	情報提供方法
入学者の募集に当たり、入学希望者に対し、認定基準に定める事項に関する情報の提供を適切な方法により正確かつ確実に行っているか。（認定基準第２６条）	○	募集要項に必要事項を記載して情報提供している。
入学者の選考	**回答**	**確認・把握方法**
入学者の選考に当たり、入学希望者が日本語教育を受ける者として適当と認められること及び経費支弁能力を有することを適切な方法で確認しているか。（認定基準第２７条、ガイドライン２（１））	○	入学希望者から日本語学習歴又は日本語能力を証する試験結果を求め、面接時に実際の日本語能力を確認している。また、経費支弁者の残高証明書及び通帳の写しの提出を求め、経費支弁能力を確認している。
入学者の選考に当たり、入学希望者が仲介者等に支払い又は支払うことを約束した金銭の名目及び額を適切な方法により把握していること。（施行規則第７条、ガイドライン２（２））	○	契約書、明細等の提出を受けるとともに、仲介者及び本人に事実確認している。
不適切な仲介業者が関与している場合には、その入学希望者の入学を認めないこととしているか。（施行規則第７条、ガイドライン２（２））	○	

３．在籍管理

在籍管理	回答	措置等の内容
生徒の出席率を正確に把握するための適切な措置を講じているか。（認定基準第３０条、ガイドライン１（１））	○	
１か月の出席率が８割を下回った生徒については、１か月の出席率が８割以上になるまで改善のための指導を行っているか。（認定基準第３０条）	○	
生徒の在留期間並びに資格外活動の許可の有無及び内容を把握し、出入国管理法令に違反しないよう適切な助言及び指導を行っているか。（認定基準第３４条、ガイドライン２（３））	○	
資格外活動の許可を受けている生徒に対して、当該許可に係る活動を行う本邦の公私の機関の名称の届出を求めているか。（認定基準第３４条、ガイドライン２（３））	○	

別記第９４号の２様式

認定日本語教育機関における在籍管理に関する報告書 （記載例）

４．禁止行為

就労又は進学に関するあっせん	回答
職業安定法上の許可を受けている場合を除き、生徒の在籍中若しくは離籍後の就労又は進学に関し、生徒、就労先の事業者若しくは進学先の教育機関又は仲介者からあっせん又は紹介の対価を得ず、かつ、役員、校長、教員及び職員をしてこれを得させていないか。（ガイドライン２（４））	○

５．記録等の保存

記録等の保存	回答（施行規則第１０条）		
	第３号	第４号	第５号
施行規則に基づき、記録、届出のあった内容又は資料を適切に保存しているか。	○	○	○

点検結果は上記のとおりで間違いありません。

年　月　日　　機関名＿＿＿＿＿＿　　設置代表者名＿＿＿＿＿＿

別記第９５号様式

改　善　指　導　書

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　　殿

○○出入国在留管理局長　○○　○○　　㊞

貴校における下記の事項について、改善期日までに改善の措置をとられるよう指導します。

ガイドライン等の名称	条項	指　導　事　項	改善期日
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
受領年月日 受領者職名 受領者氏名		年　　月　　日	（　　）枚のうち （　　）枚目

別記第９５号の２様式

改善指導・警告書

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　　殿

○○出入国在留管理局長　○○　○○　　㊞

貴校における下記の事項について、改善期日までに改善の措置をとられるよう指導します。
改善期日までに各事項が改善されない場合は、留学生の在留審査において、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「留学」の項２号の２を満たさないものとして取り扱う可能性があります。

ガイドライン等の名称	条項	指導事項	改善期日
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
			・　・
受領年月日 受領者職名 受領者氏名		年　月　日	（　）枚のうち （　）枚目

別記第96号様式

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	
調査実施職員氏名	

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること。）
1			
2			
3			
3-1			
3-2			
3-3			
3-4			
4			
4-1			
4-2			
5			
5-1			
5-2			
5-3			

別記第96号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること。）
6			
6-1			
6-2			
6-3			
6-4			
6-5			
6-6			
6-7			
7			
8			
8-1			
8-2			
8-3			
8-4			
8-5			
8-6			
8-7			
8-8			

別記第96号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること。）
8-9			
8-10			
9			
10			
11			
11-1			
11-2			
11-3			
12			
12-1			
12-2			
12-3			
12-4			
12-5			
13			
14			
14-1			
14-2			
14-3			

別記第96号様式

番号	確認事項	告示基準 第1条各号	調査結果 （記載内容が枠内に収まらない場合は，適宜，行の高さを変更すること。）
14-4			
14-5			
14-6			
15			
16			
17			
18			

別記第96号の2様式

（認定日本語教育機関　定期・不定期調査用）

調査表

調査日時	
学校名	
所在地	
設置者名（法人名）	
校長氏名	
対応者職氏名	

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
1			
1-1			
1-2			
1-3			
1-4			
2			
2-1			
2-2			
2-3			
2-4			
2-5			
3			
3-1			
3-2			
3-3			

別記第96号の2様式

番号	確認事項	関係規定	調査によるチェック （記載内容が枠内に収まらない場合は、適宜、行の高さを変更すること）
3-4			
3-5			
4			
4-1			
4-2			
4-3			
4-4			
4-5			
4-6			
4-7			
5			

別記第97号様式

【告示基準第1条第1項第46号関係】

全ての生徒の6か月間の出席率に係る日本語教育機関からの報告（参考様式）

年　月　日

日本語教育機関名：

設置者名：

報告対象の年度	報告の対象の期間
2019年度	○4月1日～9月30日　◉10月1日～3月31日

○月1日現在の「留学」に係る在籍者数：

通し番号	コース名	6月間の総授業時間数	全ての生徒の出席すべき単位時間数の合計	全ての生徒の出席した単位時間数の合計	全ての生徒の出席率
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
					○○．○%
	総計				○○．○%

（注1）報告すべき期間のうち，一部の期間しか在籍していない生徒についても，当該在籍期間において出席した単位時間数及び出席すべき単位時間数を正確に算入すること。

（注2）個々の生徒ごとの月単位の出席状況については，任意の様式により提出すること。

別記第９８号様式

年　　月　　日

○○出入国在留管理局長　　殿

（日本語教育機関所在地）

（日本語教育機関名称）

（設　置　者　所　在　地）

（設　　置　　者　　名）

留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書

本校は、現在、留学生の受入れを行っておらず、また、当面の間、新たに留学生を受け入れる予定もないことから、留学告示別表第１の表からの抹消及び別表第３の表に移行することに同意します。

なお、留学生受入れ事業を再開する場合には、文部科学省への日本語教育機関の認定申請手続を行う必要があると理解しています。

別記第９８号の２様式

年　月　日

○○出入国在留管理局長　殿

（日本語教育機関所在地）
（日本語教育機関名称）
（設置者所在地）
（設置者名）

留学告示別表第１の表からの抹消に係る同意書

本校は、現在、日本語教育機関認定法に基づく認定申請を行っており、認定を受けた場合（既存の告示対象コースの一部のみ認定を受けた場合を含む。）、留学告示別表第１の表からの抹消及び別表第３の表に移行することに同意します。

なお、認定を受けなかった場合（既存の告示対象コースの一部のみ認定を受けなかった場合を除く。）においては、認定を受ける日又は令和１１年３月３１日のいずれか早い日が経過するまでの期間、日本語教育機関の告示基準を満たす限りにおいて、引き続き留学告示別表第１の表への掲載を希望します。

別記第９９号様式

主宰者指名書

下記の者を，当事者○○○○に対する聴聞について，行政手続法（平成５年法律第88号）第19条第１項に定める主宰者に指名する。

○年○月○日

法務大臣　　○○　○○　㊞

記

所属庁	○○○○
所在地	○○○○
官職及び氏名	○○○○　○○　○○

別記第１００号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　○○　○○　㊞

聴聞通知書

あなたに対する下記の事実を原因とする不利益処分を行おうとするに当たって意見陳述の機会として聴聞を行いますので，行政手続法（平成５年法律第88号）第15条第１項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

聴聞の件名		
予定される不利益処分の内容		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の別表㊙から「・・・・・・日本語学校」を抹消する
予定される不利益処分の根拠となる法令の条項		出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成２年法務省令第１６号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第６号
不利益処分の原因となる事実		
聴聞の期日		○年○月○日　○時○分　開始
聴聞の場所，公開非公開の別		（公開・非公開）
聴聞の主宰者の職名及び氏名		
聴聞に関する事務を担当する部署	名称	
	所在地	
	電話番号	

備考

1　聴聞の期日に出頭して意見を述べ，証拠書類又は証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出するか又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。

2　聴聞が終結するまでの間，当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。

3　その他聴聞に関する留意事項は別紙のとおりです。

（別紙）

聴聞に関する留意事項

1　代理人

あなたは，聴聞の期日に出頭し，意見を述べ，及び証拠書類等を提出する等聴聞に関する一切の行為を代理人に委任することができます。この場合は，当該代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に聴聞に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人資格証明書を提出してください。

2　補佐人

あなたは，聴聞の期日に補佐人とともに出頭することができます。この場合は，聴聞の期日の７日前までに，当該補佐人の住所，氏名，あなたとの関係及び補佐する事項等を記載した補佐人出頭許可申請書を提出して許可を得てください。

3　聴聞の期日の変更

あなたは，正当な理由がある場合には，聴聞の期日の変更を申し出ることができます。この場合は，聴聞期日変更申出書を提出してください。

4　聴聞の終結

あなた又はあなたの代理人が正当な理由なく聴聞の期日に出頭せず，かつ，陳述書を提出しない場合は，聴聞を終結して不利益処分を行うことがあります。

5　聴聞の期日に出頭する場合は，この通知書と運転免許証等の公的な身分証明書を持参してください。

別記第１０１号様式

年　　月　　日

主宰者　○○　○○　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

聴聞参加許可申請書

私は，下記の聴聞に係る不利益処分について利害関係を有すると考えますので，行政手続法（平成５年法律第88号）第17条第１項の規定により，当該聴聞に関する手続に参加することを申請します。

記

聴聞の件名	
当事者の氏名	
予定される不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項	
聴聞通知書の文書番号	○年○月○日付け第○号
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始
参加する理由（予定される不利益処分の根拠となる法令の条項に照らし当該不利益処分につき利害関係を有すると考える理由）	

別記第１０２号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　　㊞

聴聞参加許可通知書

○年○月○日付け聴聞参加許可申請については，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 17 条第１項の規定により，下記の関係人が聴聞に関する手続に参加することを許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
氏名	
住所	

別記第１０３号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　　㊞

聴聞参加不許可通知書

○年○月○日付け聴聞参加許可申請については，申請の理由等を総合的に判断した結果，下記の関係人が聴聞に関する手続に参加することを許可しないと決定したので通知します。

記

聴聞の件名	
氏名	
住所	

別記第１０４号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格証明書
（当事者用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 16 条第１項の規定により，下記の者を代理人として定め，聴聞に関する一切の行為を委任したことについて同条第３項の規定により証明します。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０５号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格喪失届
（当事者用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知があった聴聞に関し，○年○月○日付けで代理人資格証明書をもって届け出た下記の代理人は，代理人の資格を失ったので，行政手続法（平成５年法律第88号）第16条第４項の規定により届け出ます。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０６号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格証明書
（参加人用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書に係る聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第88号）第17条第２項の規定により，下記の者を代理人として定め，聴聞に関する一切の行為を委任したことについて同条第３項の規定により証明します。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０７号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

代理人資格喪失届
（参加人用）

○年○月○日付け第○号聴聞通知書に係る聴聞に関し，○年○月○日付けで代理人資格証明書をもって届け出た下記の代理人は，代理人の資格を失ったので，行政手続法（平成５年法律第88号）第17条第３項の規定により届け出ます。

記

聴聞の件名	
代理人の氏名	
代理人の住所	

別記第１０８号様式

年　　月　　日

主宰者　○○　○○　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

補佐人出頭許可申請書

○年○月○日付け聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第88号）第20条第３項の規定により，下記の補佐人とともに出頭することを申請します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	
当事者又は参加人との関係	
補佐する事項	
補佐人を必要とする理由	

別記第１０９号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　㊞

補佐人出頭許可通知書

○年○月○日付け補佐人出頭許可申請については，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 20 条第３項の規定により，下記の補佐人とともに出頭することを許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

別記第１１０号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　㊞

補佐人出頭不許可通知書

○年○月○日付け補佐人出頭許可申請については，申請の理由等を総合的に判断した結果，下記の補佐人とともに出頭することを許可しないと決定したので通知します。

記

聴聞の件名	
補佐人の氏名	
補佐人の住所	

別記第１１１号様式

年　　月　　日

法務大臣　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

聴聞期日変更申出書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，下記のとおり変更を申し出ます。

記

聴聞の件名	
通知を受けた聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始
変更の申出をする理由	

別記第１１２号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　　○○　○○　㊞

聴聞期日変更通知書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知した聴聞に関し，期日を下記のとおり変更するので通知します。

記

聴聞の件名		
	変更前	変更後
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始	○年○月○日　○時○分開始

別記第１１３号様式

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

住所又は所在地
氏名又は名称

文書等閲覧申請書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に関し，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 18 条第１項の規定により，下記のとおり文書等の閲覧を申請します。

記

聴聞の件名	
閲覧しようとする資料を特定する事項	
閲覧を希望する日時	○年○月○日　○時○分

別記第１１４号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　　○○　○○　㊞

文書等閲覧許可通知書

○年○月○日付け文書等閲覧申請については，行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 18 条第１項の規定により，下記のとおり閲覧を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
閲覧の日時	○年○月○日　○時○分
閲覧の場所	
閲覧できる文書	

別記第１１５号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

法務大臣　　○○　○○　㊞

文書等閲覧不許可通知書

○年○月○日付け文書等閲覧申請については，閲覧を許可しないと決定したので通知します。

記

聴聞の件名	

別記第１１６号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　　○○　○○　㊞

審理公開通知書

下記の聴聞については，行政手続法（平成５年法律第88号）第20条第６項の規定により，審理を公開して行うので通知します。

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分　開始
聴聞の場所	
公開する理由	

別記第１１７号様式

聴聞調書

件名		聴聞通知書の文書番号	○年○月○日第○号
		期日	○年○月○日　○時○分から○時○分まで
場所及び公開非公開の別			（公開・非公開）
主宰者の職名及び氏名			
出頭した聴聞関係者（代理人，補佐人含む）及び行政庁の職員	当事者関係（氏名・住所）		
	参加人関係（氏名・住所）		
	行政庁関係（職名・氏名）		
出頭しなかった聴聞関係者の氏名及び住所並びに当該当事者又はその代理人にあっては，出頭しなかったことについての正当な理由の有無			
次回の期日，場所，公開非公開の別			（公開・非公開）

不利益処分の原因となる事実

発言者	陳述の要旨

別記第１１７号様式

提出された陳述書の標目			
整理番号	提出者名	提出日	備考

提出された証拠書類等の標目				
整理番号	資料の名称	提出者名	提出日	備考

以上，聴聞の期日における審理を記録した。

〇年〇月〇日

主宰者　〇〇　〇〇　㊞

別記第１１８号様式

〇年〇月〇日

法 務 大 臣 殿

主宰者 〇〇 〇〇 ㊞

聴聞報告書

聴聞が終結しましたので，行政手続法（平成５年法律第88号）第24条第３項の規定により，下記のとおり報告します。

記

件名		
聴聞通知書の文書番号		〇年〇月〇日第〇号
当事者名		
主宰者の職名及び氏名		
聴聞の経過		
主宰者の意見		
当事者の主張，事実の概要	争点	
	争いのない事実	
	情状等に関する陳述	
争点及び情状等に対する判断		

別記第１１９号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　○○　○○　㊞

聴聞続行・再開通知書

○年○月○日に○において行った聴聞について，下記のとおり続行・再開するので，行政手続法（平成５年法律第88号）第22条第２項（第25条の規定により準用する場合を含む。）の規定により通知します

記

聴聞の件名	
聴聞の期日	○年○月○日　○時○分開始
聴聞の場所，公開非公開の別	（公開・非公開）

別記第１２０号様式

年　　月　　日

主宰者　○○　○○　殿

住所又は所在地
氏名又は名称

聴聞調書等閲覧申請書

○年○月○日付け第○号聴聞通知書をもって通知された聴聞に係る聴聞調書（報告書）について，行政手続法（平成５年法律第88号）第24条第４項の規定により，下記のとおり閲覧を申請します。

記

聴聞の件名	
閲覧を求める聴聞調書（報告書）（調書の場合は，該当する聴聞の期日を明記すること。）	
閲覧を希望する日時	○年○月○日　○時○分

別記第１２１号様式

（発番号）第　　号
年　　月　　日

○○　○○　殿

主宰者　○○　○○　㊞

聴聞調書等閲覧許可通知書

○年○月○日付け聴聞調書（報告書）閲覧申請については，行政手続法（平成５年法律第88号）第24条第４項の規定により，下記のとおり閲覧を許可するので通知します。

記

聴聞の件名	
閲覧の日時	○年○月○日　○時○分
閲覧の場所	
閲覧できる文書	

別記第１２２号様式

〇〇〇第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇　〇〇　殿

法務大臣　〇　〇　〇　〇

出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件別表第１からの日本語教育機関の抹消の通知について

日本語教育機関の告示基準（平成２８年７月２２日出入国在留管理庁策定）に基づき、標記抹消を行ったので通知します。

機関名	
所在地	
設置者名	
代表者名	
抹消の日	（抹消に係る告示の官報掲載日を記載する）
抹消の理由	
備考	本件抹消に係る審査請求及び取消訴訟については裏面の教示を参照のこと。

別記第１２２号様式

教示

１　審査請求について

本件抹消に不服がある場合は、審査請求をすることができますので、行政不服審査法第８２条に基づき、不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を以下のとおり教示します。

（１）不服申立てをすべき行政庁

法務大臣

（２）審査請求期間

ア　この抹消があったことを知った日の翌日から起算して３月以内。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

イ　上記アの期間内であっても、この抹消の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

参考：審査請求のための審査請求書の提出先は以下のとおりです（郵送可）。

（提出先）

〒１００－８９７７

東京都千代田区霞が関１－１－１

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課　留学審査係　宛

２　取消訴訟について

本件処分に対しては取消訴訟を提起することができますので、行政事件訴訟法第４６条に基づき、取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を以下のとおり教示します。

（１）　取消訴訟の被告とすべき者

国

（２）　取消訴訟の出訴期間

ア　本件抹消があったことを知った日から６か月以内。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

イ　上記アの期間内であっても、本件抹消の日から１年を経過したときは、取消訴訟を提起することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

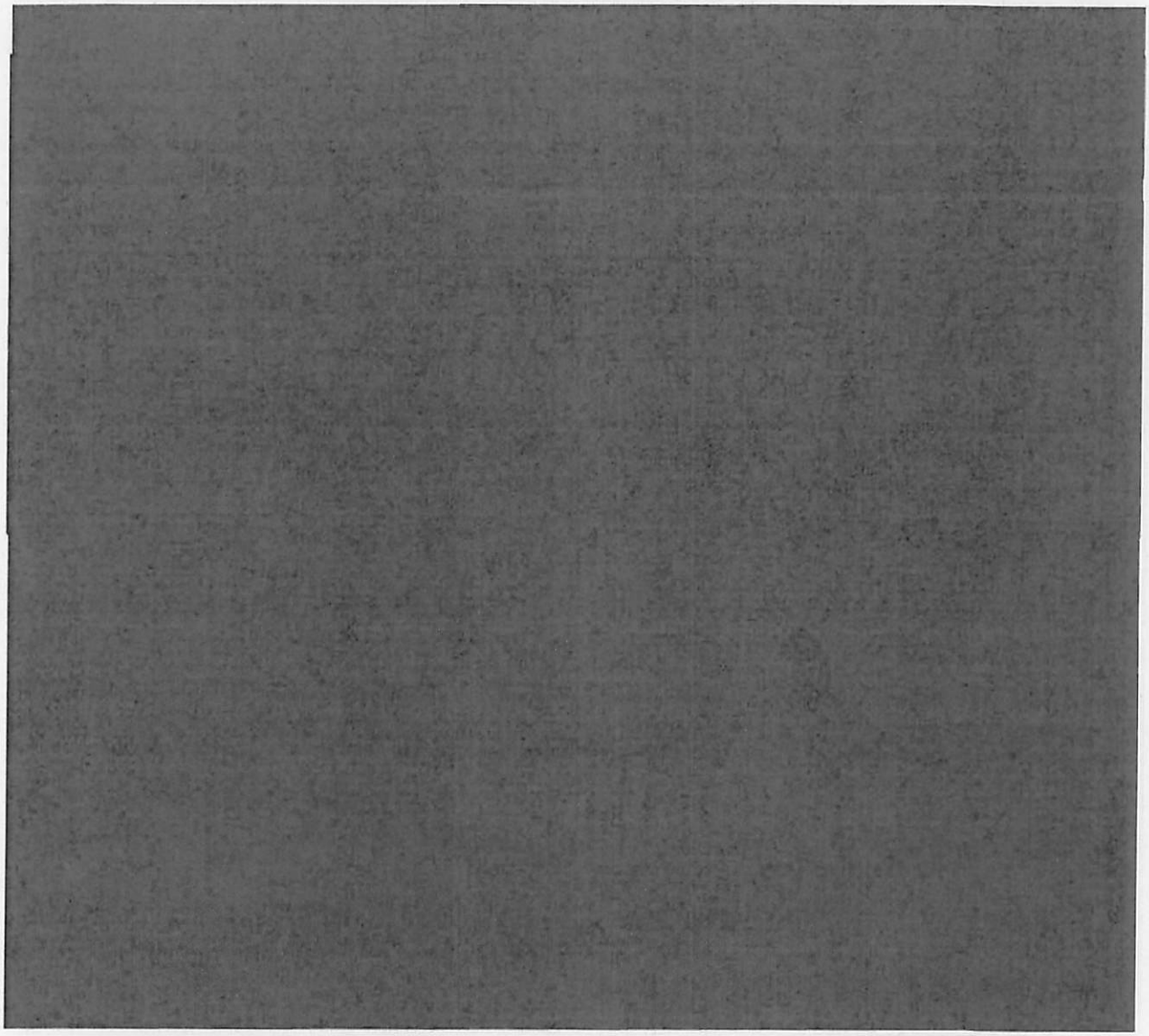
○○出入国在留管理局

別記第１２３号様式

〇〇出入国在留管理局

（記載例）

【別記第124号様式】



高度外国人材にかかる確認書

	在留資格「高度専門職」を有する者の父 (Father of Highly Skilled Professional)	在留資格「高度専門職」を有する者の母 (Mother of Highly Skilled Professional)
氏名 (Name in full)		
国籍・地域 (Nationality/Region)		
生年月日 (Date of birth)		
旅券番号 (Passport No.)		
本邦在留中 (Is he/she staying in Japan now?)	はい / いいえ (YES / NO)	はい / いいえ (YES / NO)
現に有する在留資格 (Status of residence)		
在留期間 (period of stay)		
在留期限 (Date of expiration)		
備考 (Remark)		

	在留資格「高度専門職」を有する者の配偶者の父 (Father of Highly Skilled Professional's spouse)	在留資格「高度専門職」を有する者の配偶者の母 (Mother of Highly Skilled Professional's spouse)
氏名 (Name in full)		
国籍・地域 (Nationality/Region)		
生年月日 (Date of birth)		
旅券番号 (Passport No.)		
本邦在留中 (Is he/she staying in Japan now?)	はい / いいえ (YES / NO)	はい / いいえ (YES / NO)
現に有する在留資格 (Status of residence)		
在留期間 (period of stay)		
在留期限 (Date of expiration)		
備考 (Remark)		

上記のとおり相違ありません。
(I hereby declare that the statement given above is true and correct.)

年　月　日　　記載者の氏名
(Signature of writer)

※高度外国人材又はその配偶者の親にかかる情報として、上記全ての者について記載ください。
※「氏名」「国籍・地域」「生年月日」は必ず記入してください。
　漢字氏名の場合、ピンイン(Pinyin,拼音)も併記してください。
※「旅券番号」について、パスポートを所持していない場合は「なし」と記入してください。
※「本邦在留中」について、「はい」を選択した場合、「在留資格」「在留期間」「在留期限」を記入してください。
　「いいえ」を選択した場合、「在留資格」「在留期間」「在留期限」は記入不要です。
※上記の者のうち、すでに離婚、死去している場合、氏名記載の上、その旨を「備考」に付記してください。

別記第１２６号様式

【親族一覧表】

※申請人のすべての配偶者、子、親、兄弟姉妹（本邦外含む）を記入してください。

続柄		氏名	年齢	国籍・地域	電話番号	住所
在日親族	【記載例】 父	入管　太郎	62	日本	03－▽△－××××	東京都千代田区××１－２－３０１
在外親族	【記載例】 Father	Nyukan James V.	62	ＵＳＡ	●●●－▽△－××××	New York, U.S.A（都市名まで）

年　　月　　日

申請者署名

（各申請共通）

理　　由　　書

1　申請人

國　　籍

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日　　性別　男・女

2　申請人を必要とする理由

3　職務内容

4　その他

年　　月　　日

法 務 大 臣 殿

所在地 ---

企業名 ---

職氏名 ---

（各申請共通）

在　職　証　明　書

国　　籍 .....

氏　　名 .....

生年月日 .....年.....月.....日　　性別　　男・女

上記の者は，下記のとおり当社に在職していることを証明いたします。

記

1　所属部署 .....

2　入社年月日 .....

3　地位・給与 .....

4　職務の内容 .....

.....

.....

.....

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

所在地 .....

企業名 .....

職氏名 .....

（各申請共通）

身　元　保　証　書

年　月　日

法務大臣殿

国　籍 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者の本邦在留に関し，下記の事項について保証いたします。

記

1　滞　在　費

2　帰　国　旅　費

3　法令の遵守

上記のとおり相違ありません。

身元保証人

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

職業（勤務先） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

国籍（在留資格，期間） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

被保証人との関係 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

LETTER OF GUARANTEE

Date: _____

To:Minister of jusutice

In connection with Mr. (Mrs. Miss) _____'s application for _____ I hereby guarantee the following matters.

1 Logistic support while in Japan

2 Transportation fee for repatriation

3 To abide by the Japanese Low

Guarantor:

Name: _____ Nationality _____

Address in Japan: _____ Tel: _____

Status of residence: _____

Occupation: _____

Relationship _____

_____

(guarantor's signature)

（就労用）

雇用契約書

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿株式会社代表取締役＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」という。）と＿＿＿＿＿＿＿＿国人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは以下の条件に基づき雇用契約を締結する。

（１）雇用期間：　　年　月　日から　　年　月　日までの　年間とする。ただし，双方が希望するときは自動的に更新される。

（２）就業場所：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の社内及び雇用者が指定した場所

（３）職務内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（４）就業時間：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（５）休　　日：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（６）給　　与：月額・年額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（７）賞　　与：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（８）昇　　給：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（９）保　　険：甲は乙に対して法律の範囲内で社会保険に加入させるものとする。

（１０）諸 費 用：業務遂行上の諸費用は甲の負担とする。

（１１）就業規則：乙は甲の定める就業規則に従う。

（１２）準 拠 法：本契約は日本国の法律・法令を基準として解釈する。

（１３）停止条件：本契約は日本国政府により入国（在留）許可されない場合には発効しないものとする。

（１４）そ の 他：本契約に規定されていない事項については甲，乙双方の協議により定める。

年　月　日

甲　所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

企業名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

乙　居住地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

了解書

法務大臣　殿

私は，永住許可申請に際し，審査結果を受領するまでの間に以下の点について変更が生じた場合には，速やかに申請先の出入国在留管理局に連絡する必要があることを了解しました。

○　就労状況に変更があった場合
例：・所属機関を退職したり転職した場合

○　家族状況に変更があった場合
例：・配偶者と離婚した場合
・同居していた家族と別居することになった場合
・新たに誰かと同居することになった場合

○　税金，年金保険料及び医療保険料の納付状況について，申請時点から変更が生じた場合（滞納した場合等）

○　生活保護等の公的扶助を受けることとなった場合

○　刑罰法令違反により刑が確定した場合

注：事情の変更について連絡しないまま永住許可を受けたことが判明した場合，当該永住許可が取り消されることがあります。

年　　月　　日

申請者署名：

以下地方出入国在留管理局担当者記入欄

申請番号：

（各申請共通）
（就労用）

履　歴　書

国　　籍 ----------
氏　　名 ----------　性別 ----------
生年月日 ----------　年　月　日

年　月	学　歴
年　月	職　歴
年　月	そ の 他　（資格・賞罰・趣味等）

年　月　日

署名 ----------

（就労用）

外国人社員リスト

年　月　日

企業名 .....

No.	国籍	氏名	性別	生年月日	入社年月日	在留資格	在留期間	在留期間満了日	職務内容

（興行用）

申　立　書

別紙の名簿に記載されている当機関の経営者及び常勤の職員は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第１号イ（２）に掲げる者のいずれにも該当せず、当機関が、過去３年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てます。

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関の所在地

機関の名称

代表者の氏名

（注）別紙として、経営者及び常勤の職員の名簿を添付すること。

（興行用）

申　立　書

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関名
代表者氏名

下記の施設が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業を営む施設に該当しない旨、施設責任者に確認したことを申し立てます。

記

施設の名称

①----------

②----------

③----------

施設の所在地

①----------

②----------

③----------

（興行用）

申　立　書

別紙の名簿に記載されている当機関の経営者及び常勤の職員は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第１号ハ（２）（ⅲ）（又は第１号ハ（３）（ⅵ））に掲げる者のいずれにも該当していないことを申し立てます。

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関（又は出演施設を運営する機関）の所在地

機関の名称

代表者の氏名

（注）別紙として、経営者及び常勤の職員の名簿を添付すること。

（文化活動用）

受入れ機関の概要書

1　受入れ機関の状況

一般企業の場合

（1）受入れ機関名及び代表者氏名	
（2）受入れ機関所在地	
（3）業種及び主要製品	
（4）資本金	
（5）従業員数（正規）	事務部門　　人，現場部門　　人　計　　人

教育機関の場合

（1）受入れ機関名及び代表者氏名	
（2）受入れ機関所在地	
（3）教育内容	
（4）資産の総額	
（5）教職員数（正規）	

2　受入れ実績

受入れ時期	調査・研究等の内容	国籍	人員
年度			
年度			
年度			
年度			
年度			

受入れ機関名

担当責任者職・氏名

（別添１）

説　明　書

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

（新たな監理団体／実習実施者）名

住　　所　　TEL

※新たな監理団体が確保されていない場合は、実習実施者において作成すること

（別添２）

誓　約　書
（新たな監理団体／実習実施者用）

国籍・地域 ----------

氏　　名 ----------

上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について誓約します。

記

□　上記の者について、身元の引受けに責任を負い、帰国する場合には帰国費用を負担すること

□　上記の者を、従前の技能実習で従事した業務と同種の業務に日本人が従事する場合と同等額以上の報酬で従事させること

□　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に対し速やかに技能実習計画の認定に係る手続を行うこと（本件特定活動で在留した在留期間を踏まえた技能実習計画を作成すること）

□　機構から技能実習計画の認定を受けた場合は、速やかに在留資格「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うこと

□　実習実施者及び新たな監理団体が、これまでに技能実習生を適正に受け入れた経験を有するものであること

□　上記の者に対し、必要な助言、指導及び支援等を行うこと

年　　月　　日

新たな監理団体　　氏名・名称
実 習 実 施 者　　氏名・名称

※新たな監理団体が確保されていない場合は、実習実施者において作成すること。

（別添３）

説　明　書

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

（監理団体名／申請者氏名）

住　　所 ＴＥＬ

※監理団体の監理下にない場合は、申請人において作成すること。

（別添４）

誓　約　書
（監理団体用）

国籍・地域 ----------

氏　　名 ----------

上記の者の本邦在留に関し、下記の事項について誓約します。

記

□　上記の者について、身元の引受けに責任を負い、帰国する場合には帰国費用を負担すること

□　外国人技能実習機構（以下「機構」という。）に対し速やかに技能実習計画の認定に係る手続を行うこと（本件特定活動で在留した在留期間を踏まえた技能実習計画を作成するよう指導すること）

□　機構から技能実習計画の認定を受けた場合は、速やかに在留資格「技能実習」への在留資格変更許可申請を行うこと

□　上記の者に対し、必要な助言、指導及び支援等を行うこと

年　　月　　日

監理団体　　名　　称

参考様式

年　　月　　日

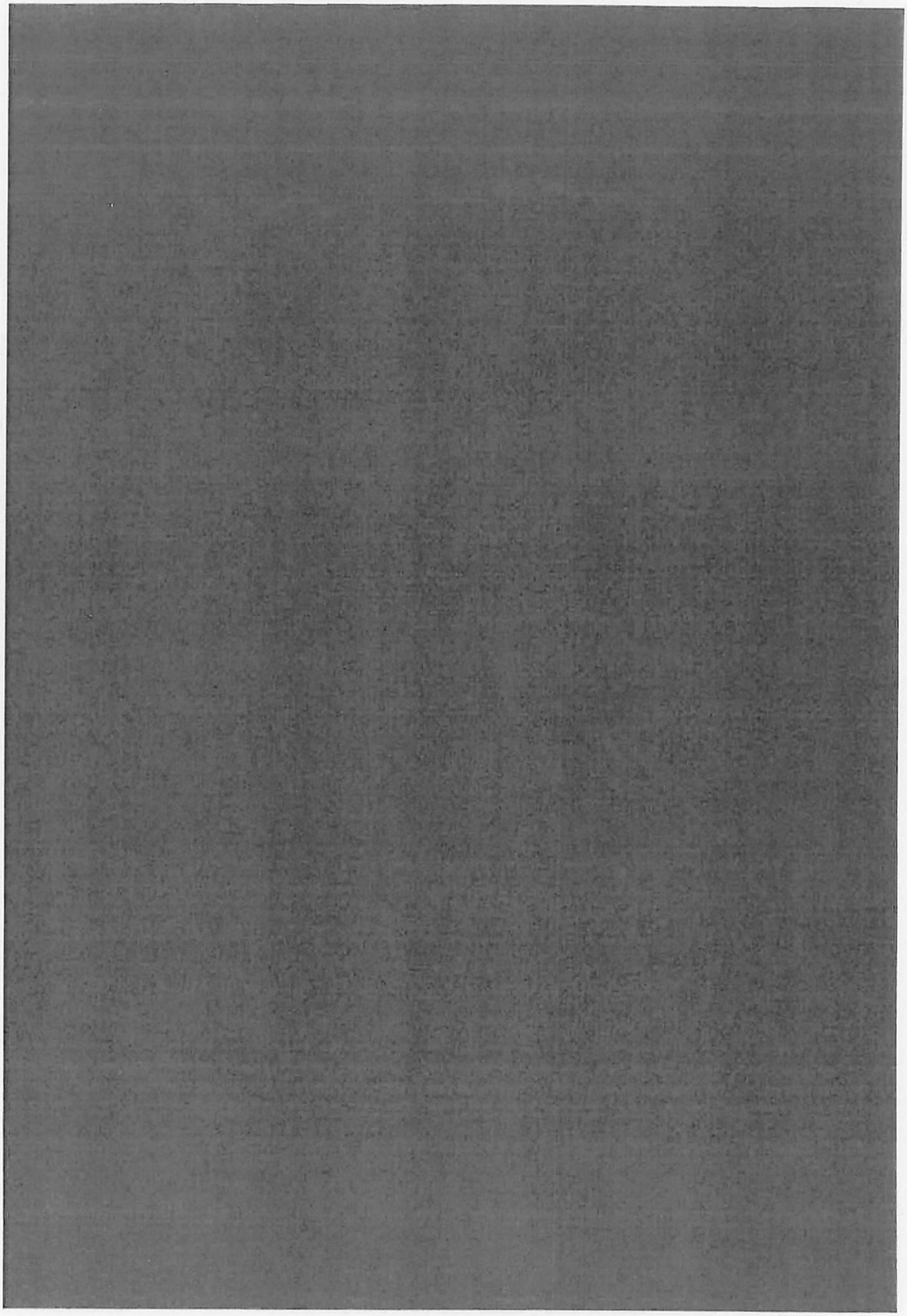
外国人技能実習機構
○○地方事務所（支所）長　殿

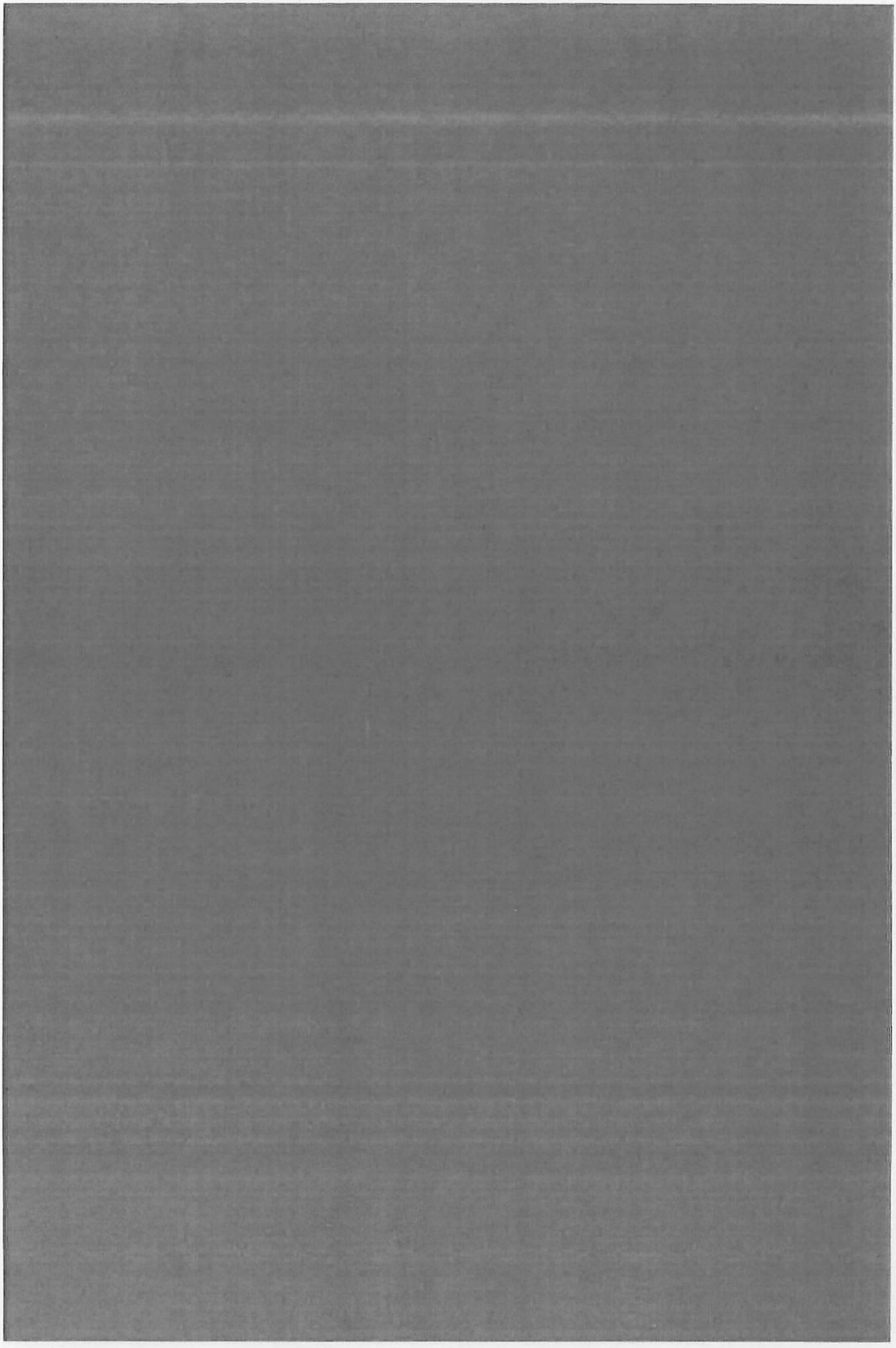
○○出入国在留管理局（支局）
首席審査官　○　○　○　○

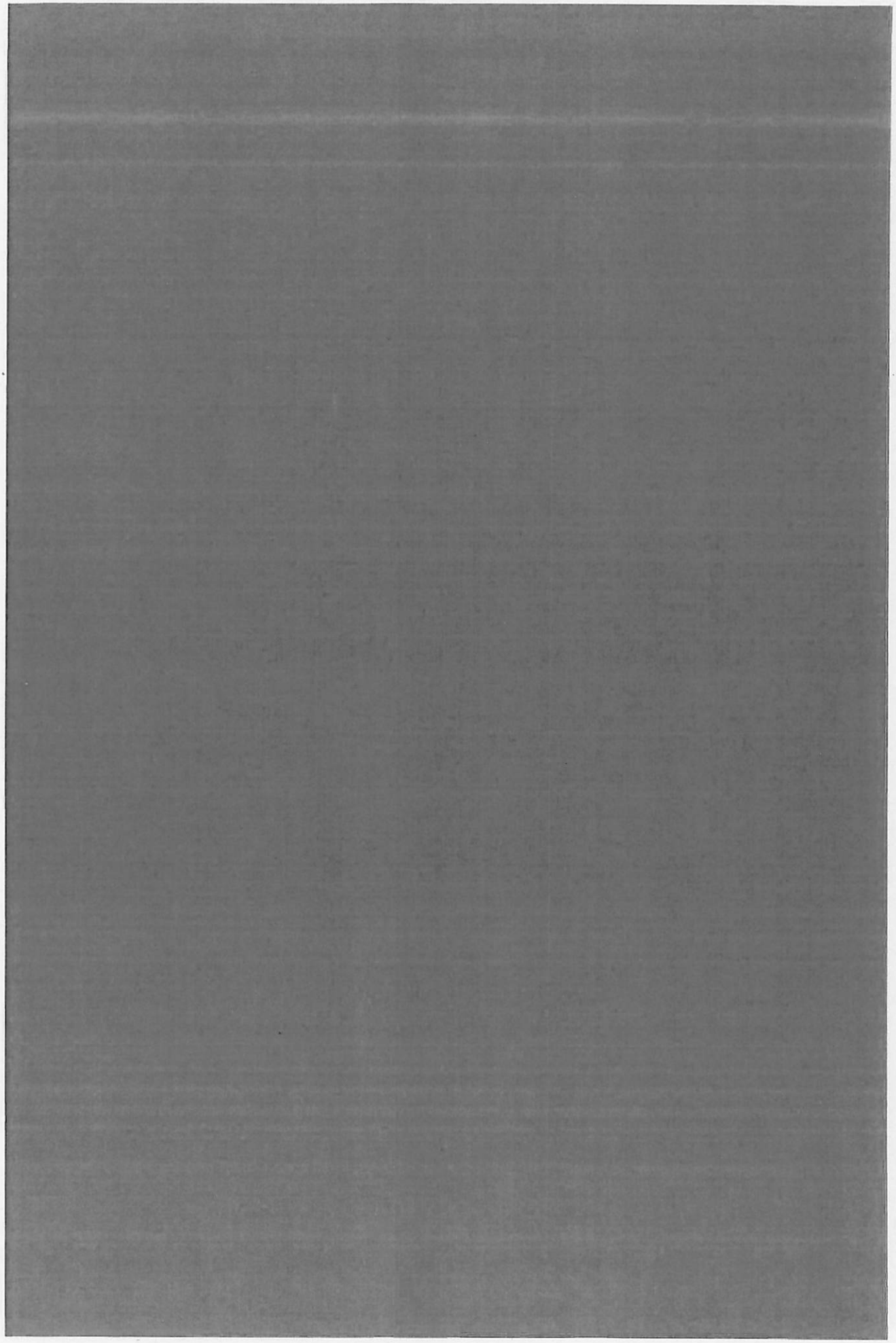
下記の技能実習計画認定通知書について，記載事項に誤りがあると思われるため，確認願います。

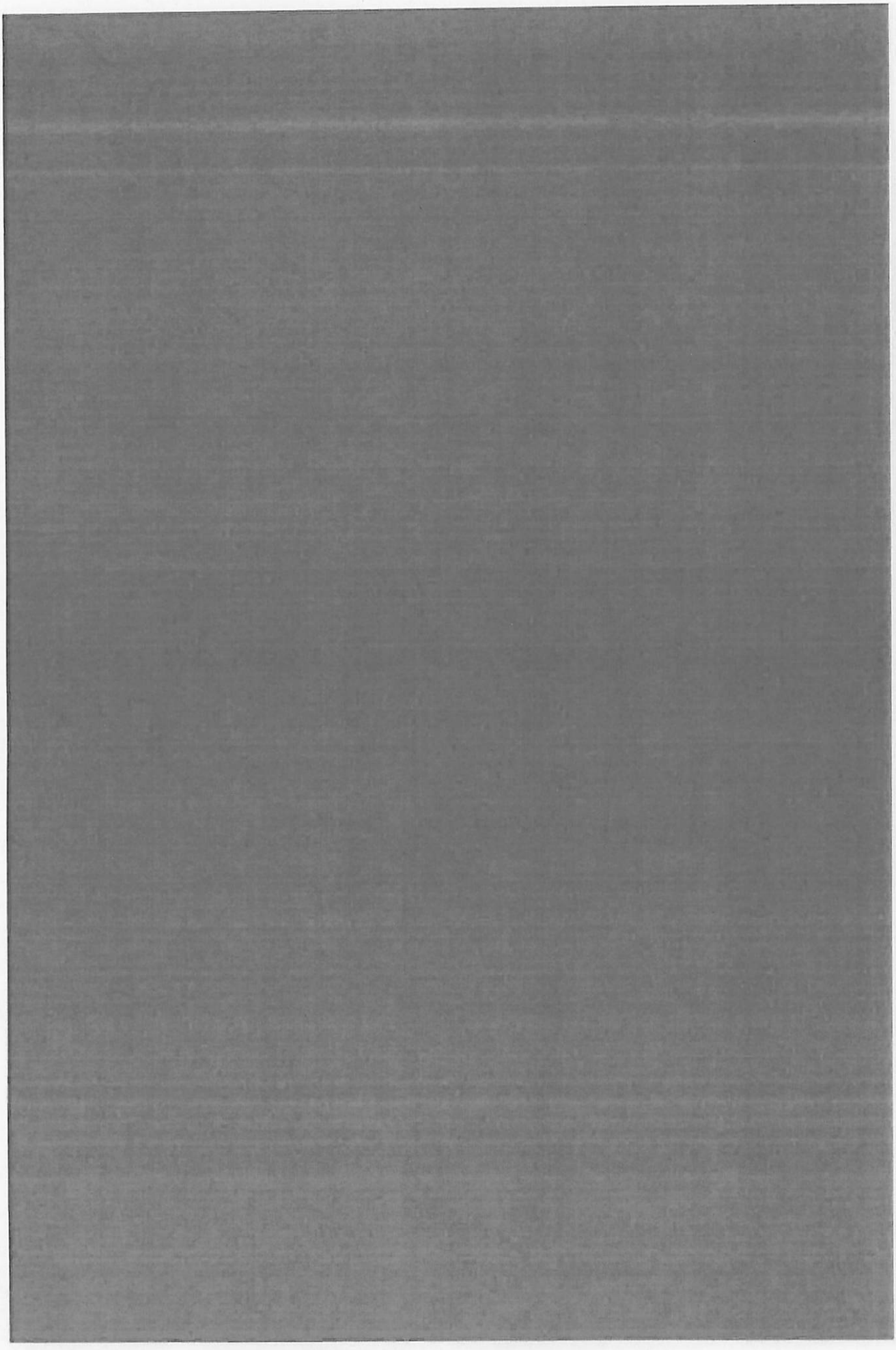
記

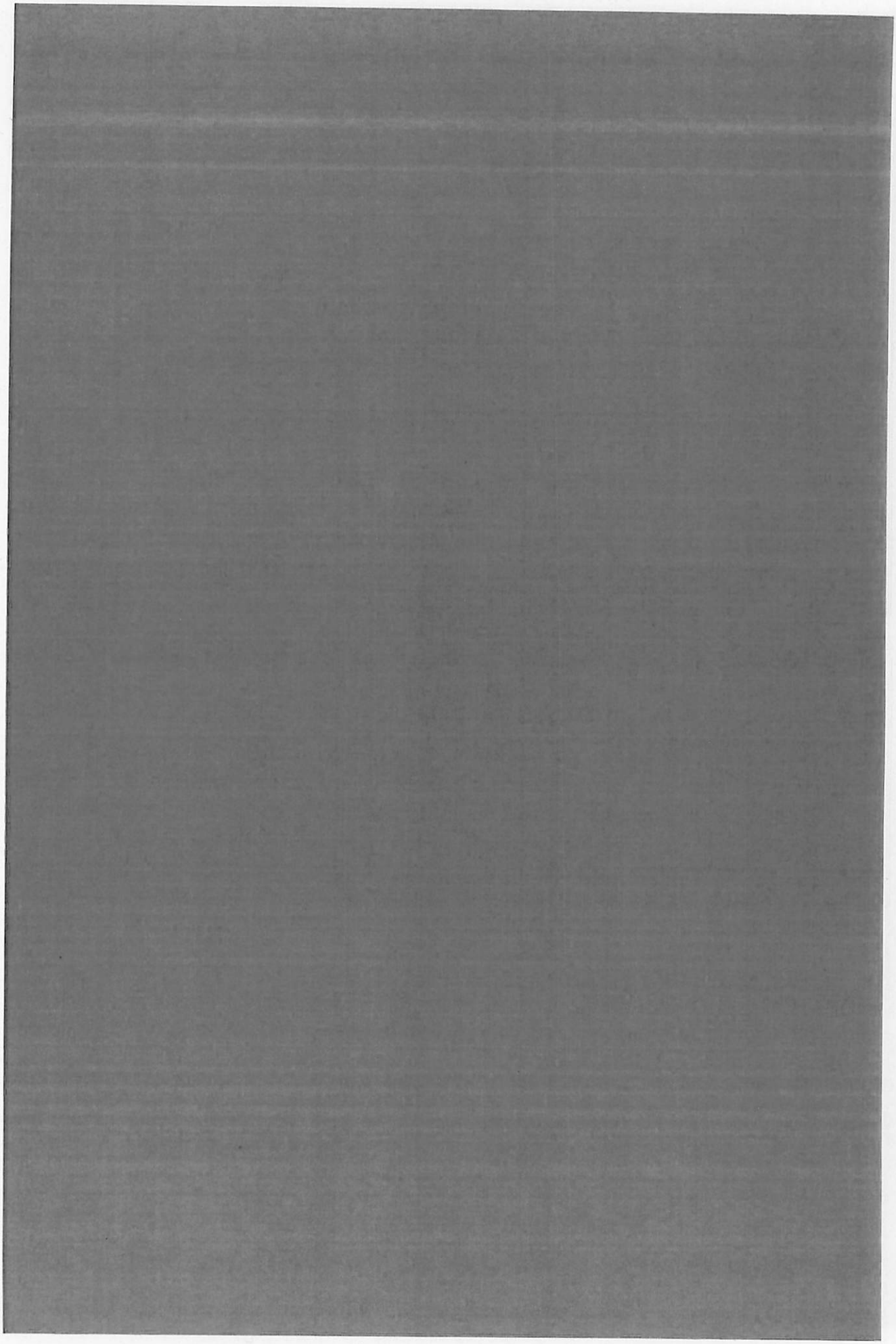
認定番号	認
申請者	実習実施者届出番号 氏名又は名称 住所
技能実習生	氏名 国籍（地域） 生年月日及び性別
確認内容	
備考	

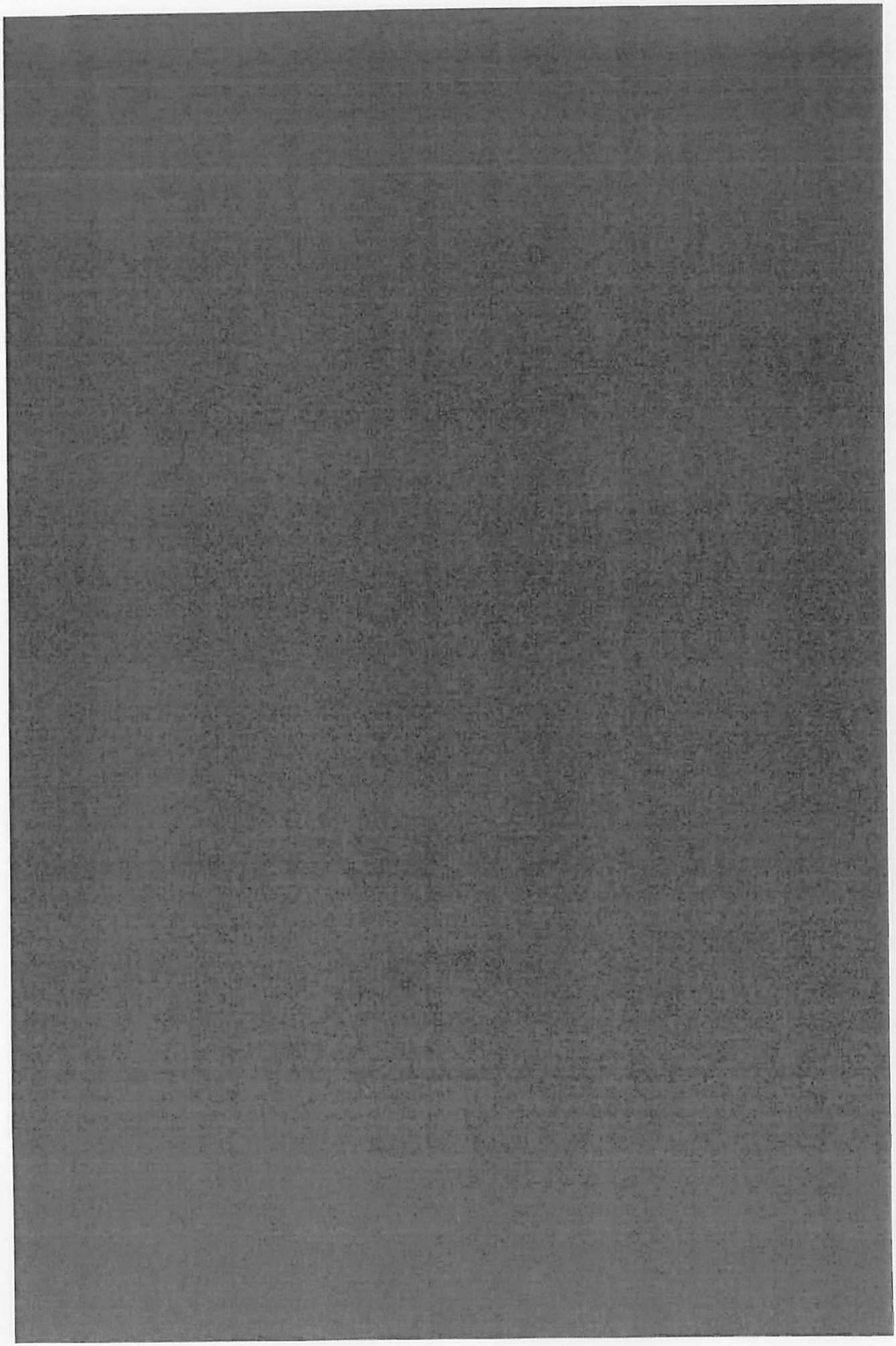


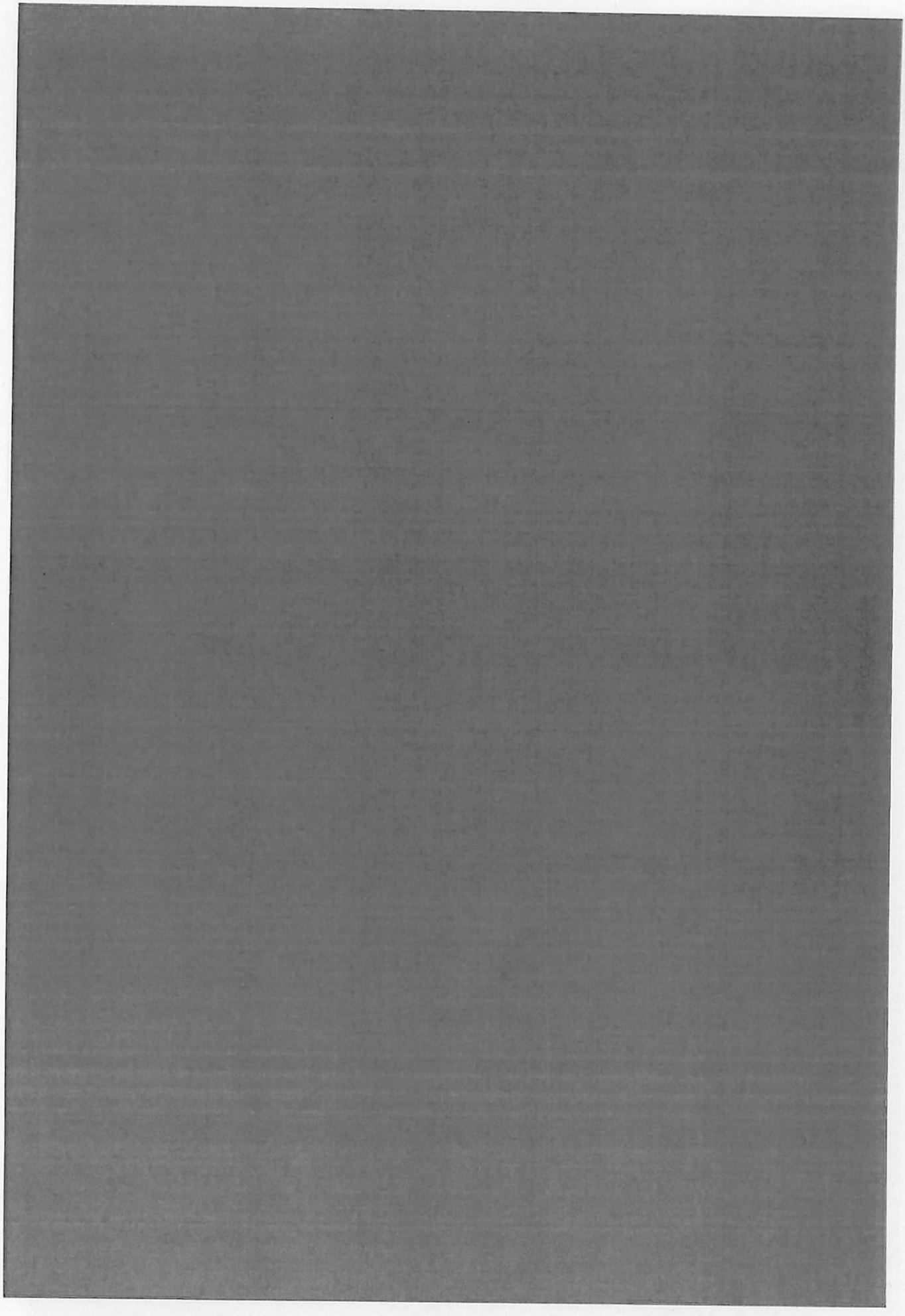


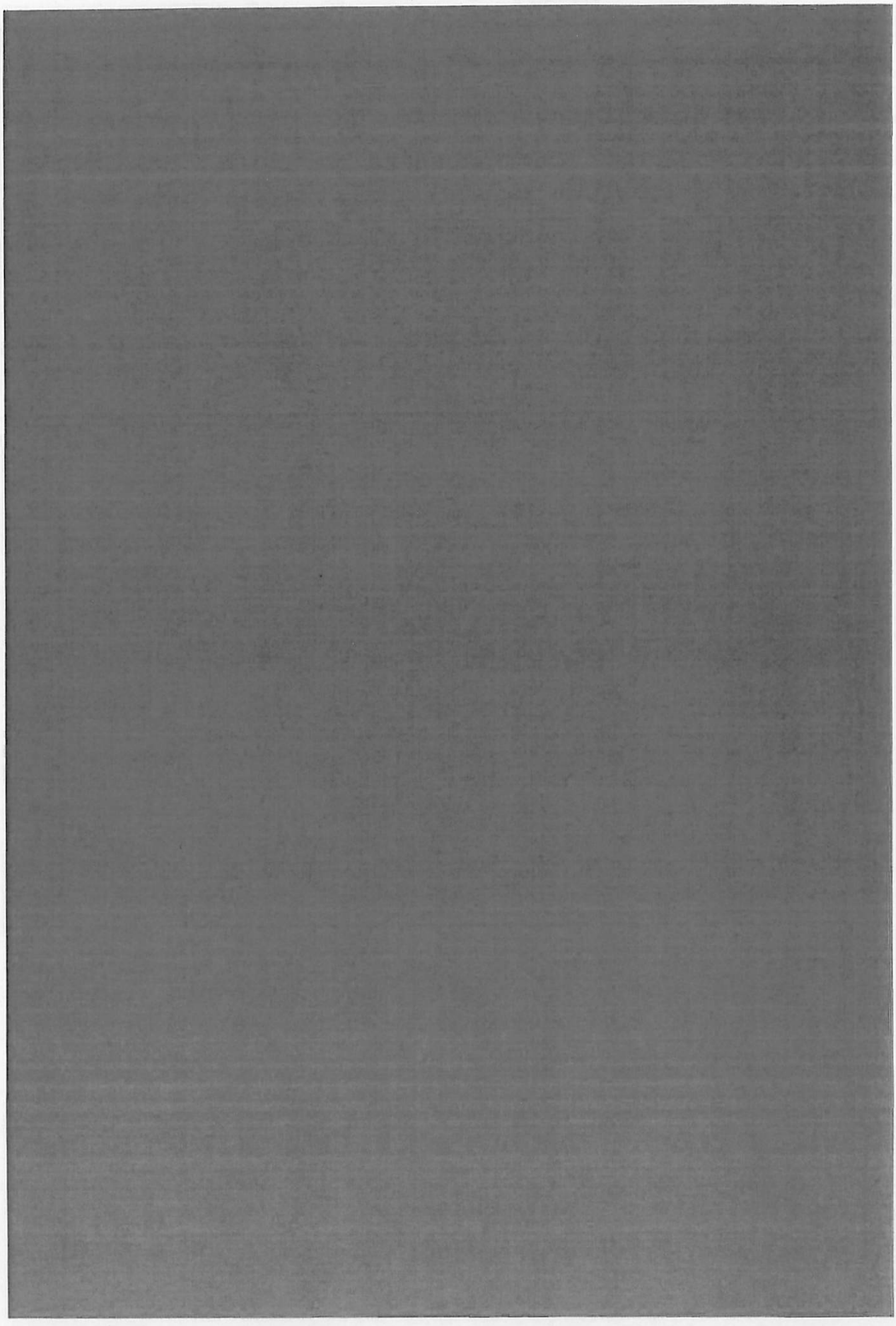


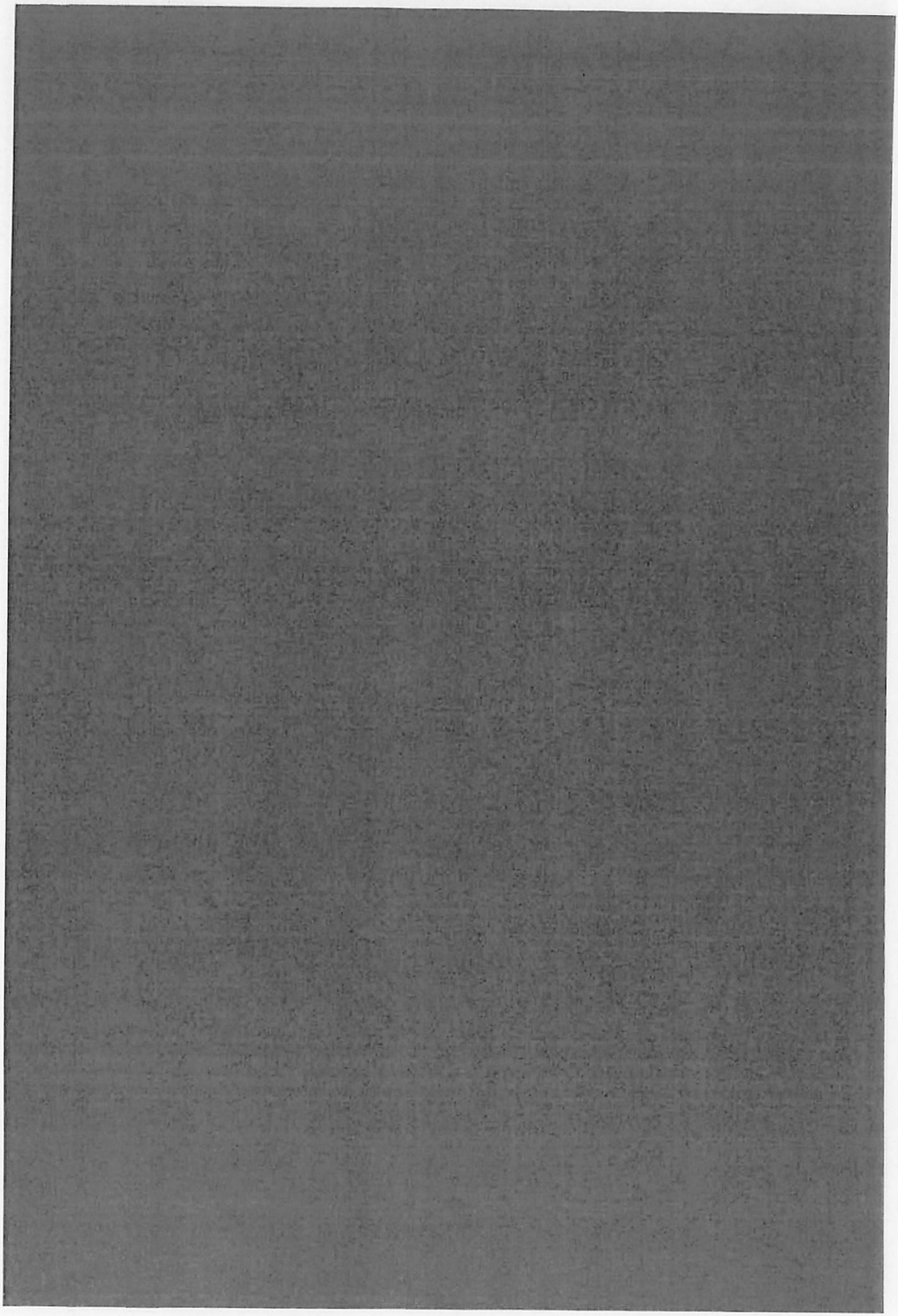


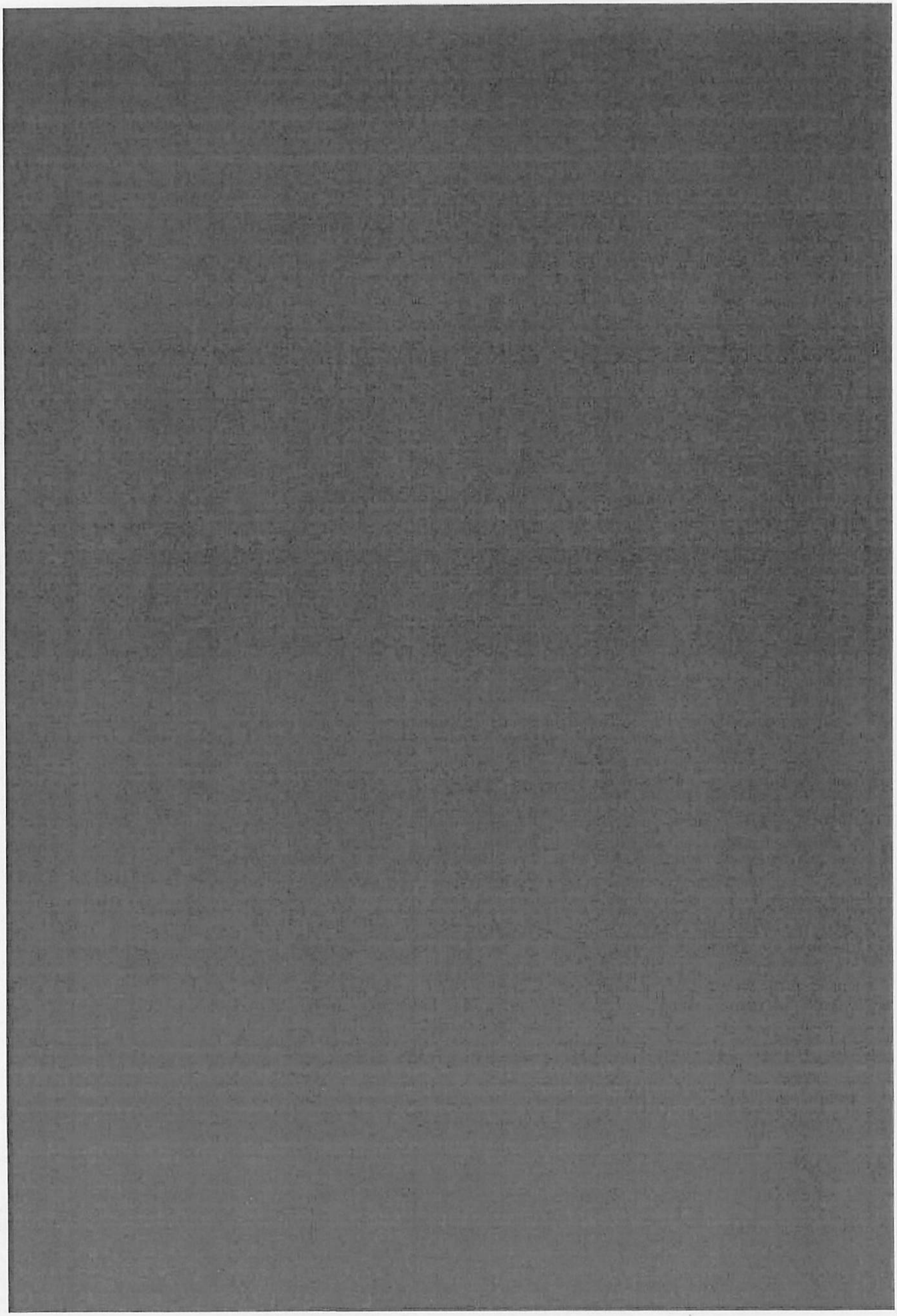


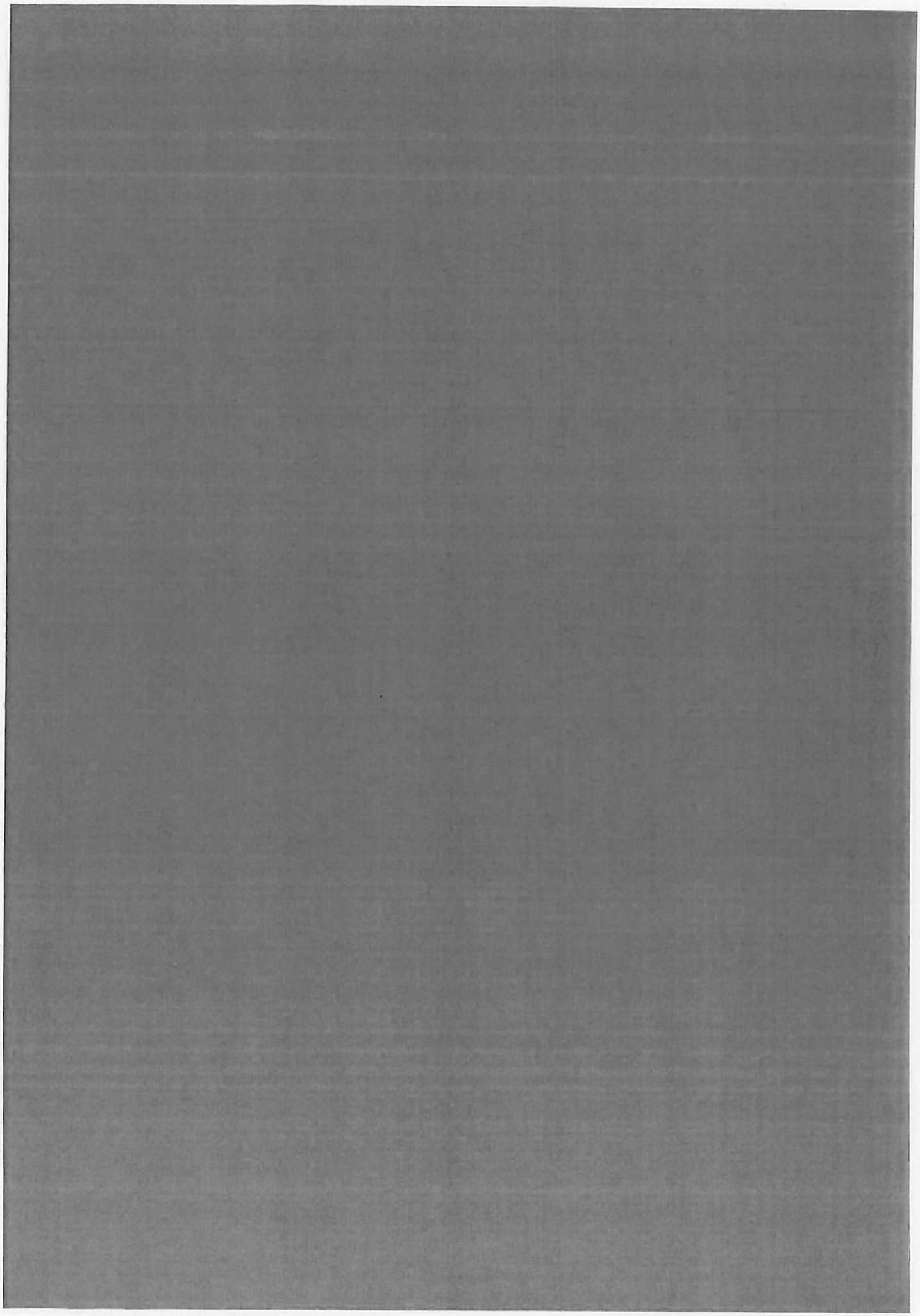


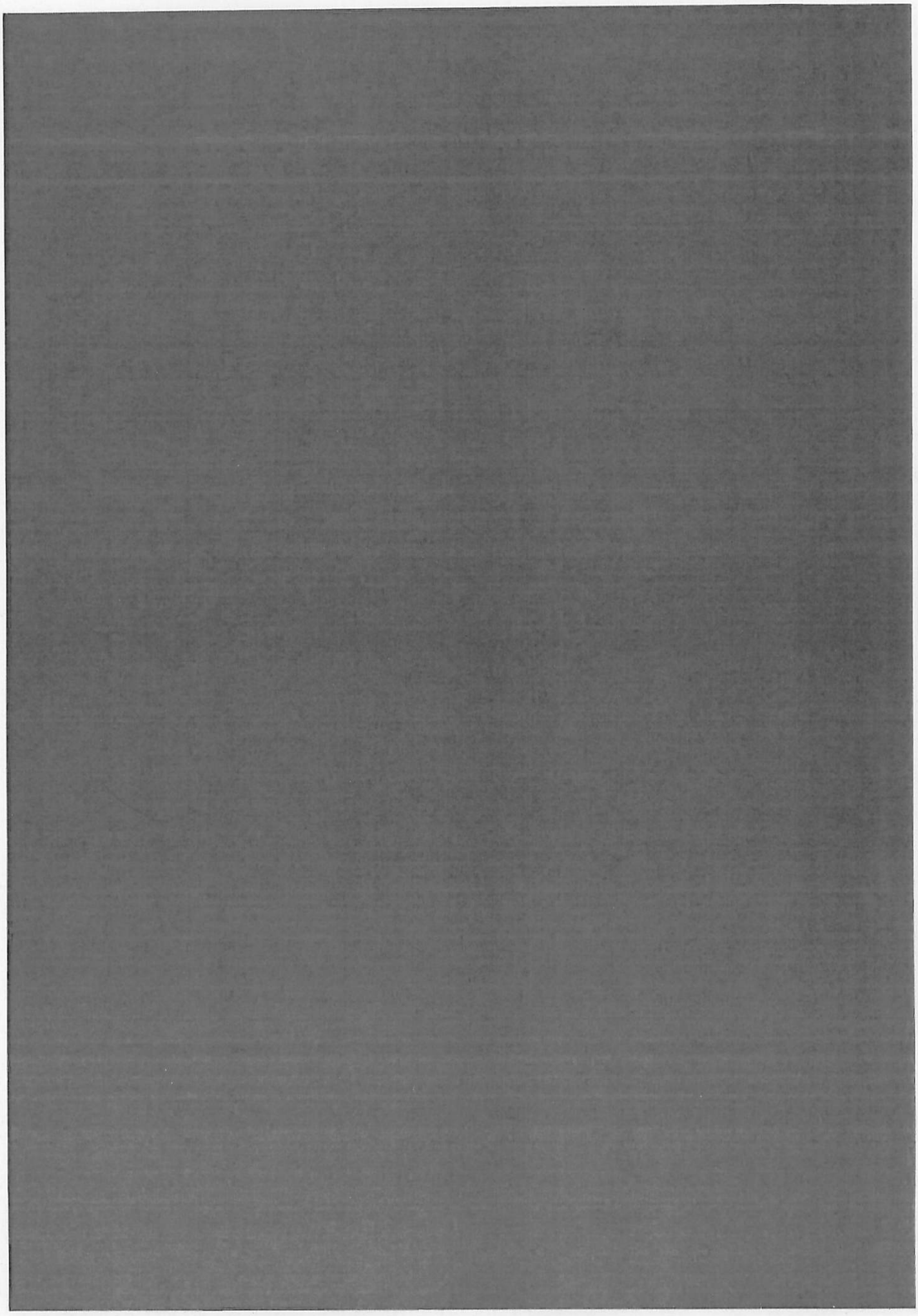


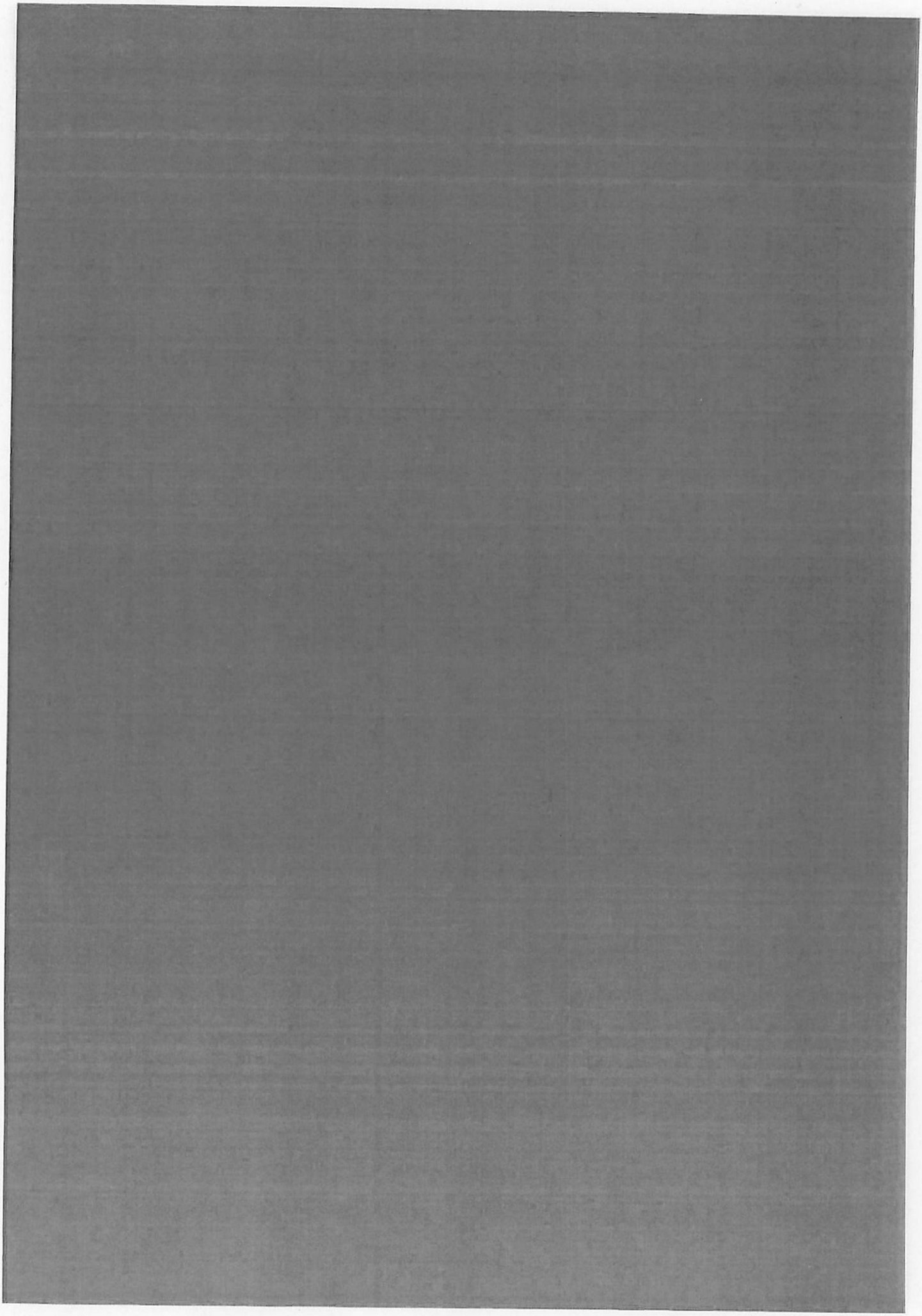


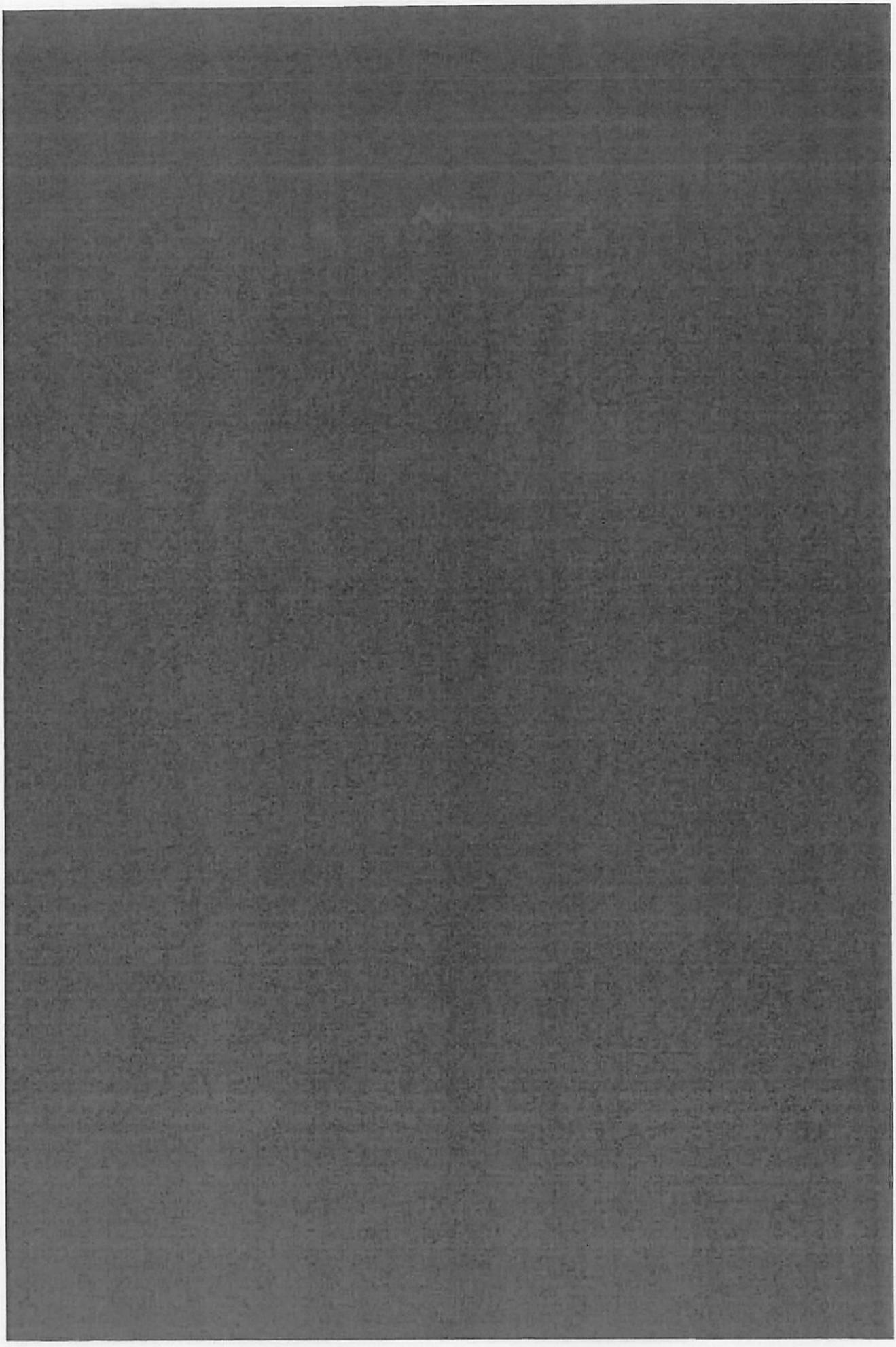


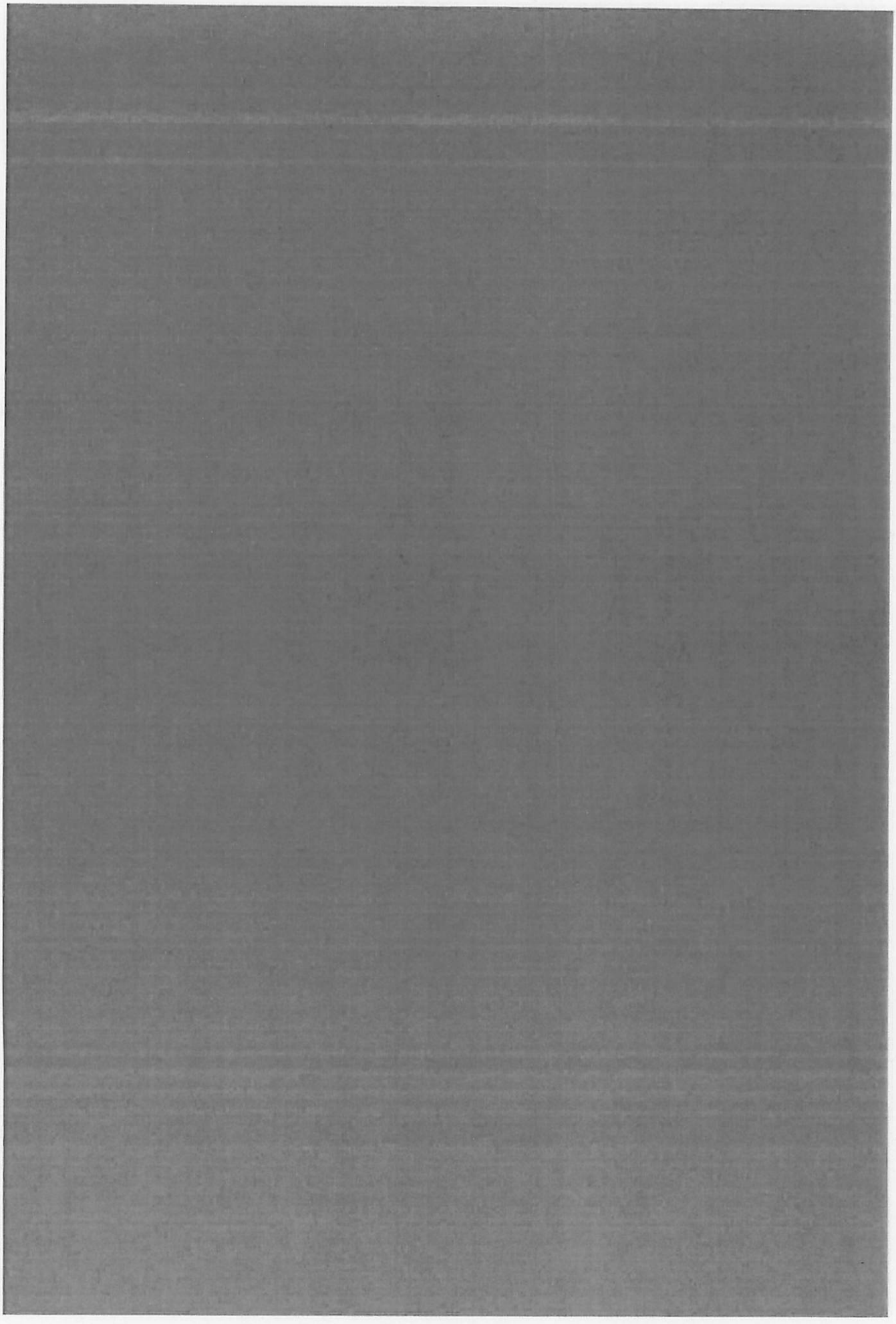


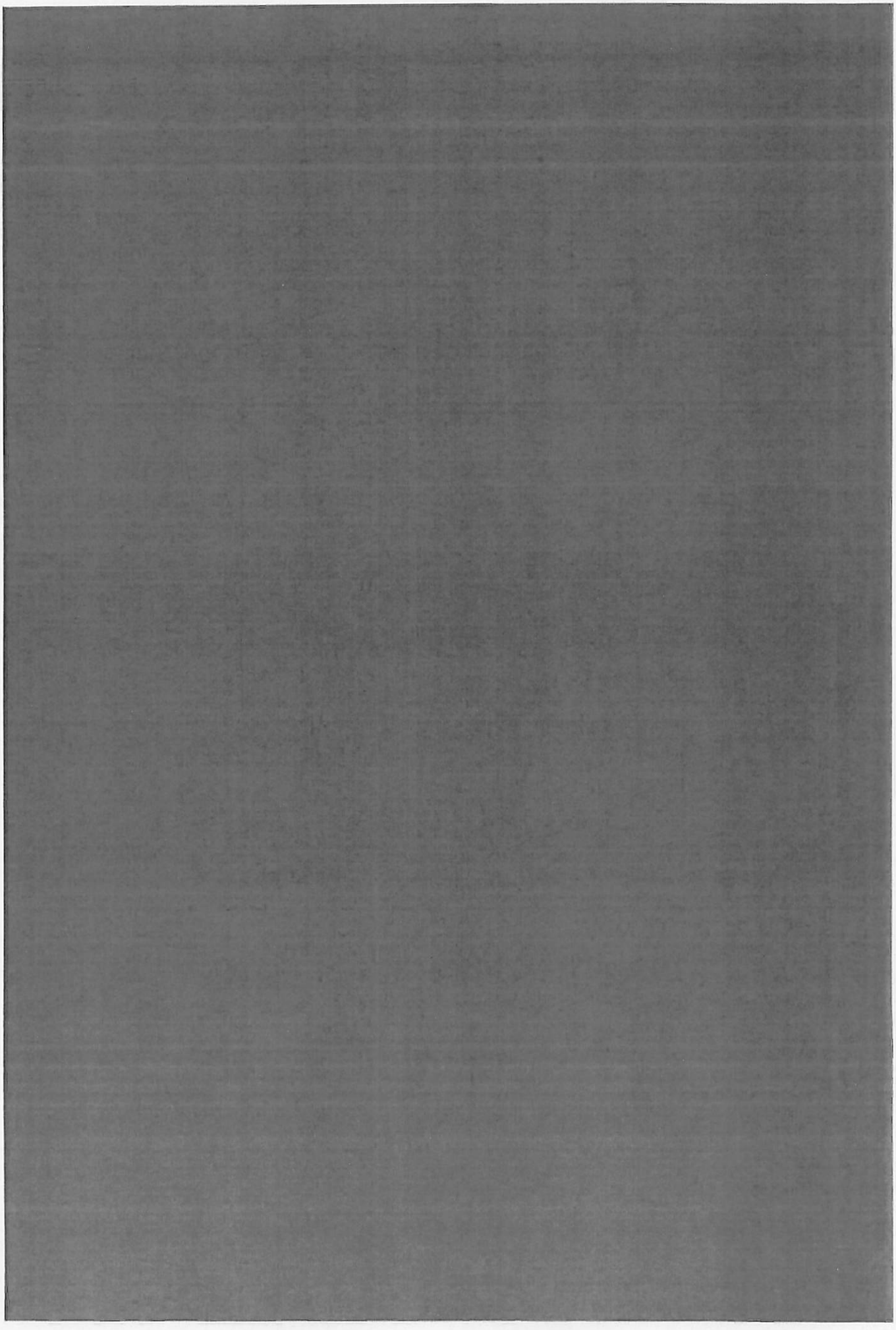












特定分野の要件適合性審査チェックリスト(介護)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)1号特定技能外国人が従事する業務 身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1－2号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1．1号特定技能外国人が従事する業務 介護分野において受け入れる1号特定技能外国人が従事する業務は、上記第1の試験合格等により確認された技能を要する身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)の業務をいう。 あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充等)に付随的に従事することは差し支えない。 また、1号特定技能外国人の就業場所は、技能実習同様、「介護」業務の実施が一般的に想定される範囲、具体的には、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認められる施設とする。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1－2号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条　介護分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号に規定する告示で定める基準は、申請人(同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。)に係る特定技能雇用契約(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。)において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□
告示第二条　介護分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成三十一年法務省令第六十六号)第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。 一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下この条において「一号特定技能外国人」という。)を受け入れる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1－2号)	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
二　一号特定技能外国人を受け入れる事業所において、一号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の介護の在留資格、五の表の特定活動の在留資格（経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。）又は別表第二の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者を含む。）の常勤の介護職員の総数を超えないこと。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第1－2号）	①介護分野における業務を行わせる事業所の概要書（分野参考様式第1－2号）の項番④「現在受け入れている1号特定技能外国人の数」が、項番⑤「日本人等の常勤の介護職員の数」の総数を超えていないことを確認する。 ②なお、「日本人等」の中には、技能実習生、EPA介護福祉士候補者及び留学生は含まれないことに留意する。	□
三　厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、一号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、一号特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	①介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。	□
四　協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	－	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　介護分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。	○		介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）	－	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第1－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(ビルクリーニング)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 建築物内部の清掃 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 建築物衛生法第2条第1項に規定する特定建築物の建築物内部の清掃又は同法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業若しくは同項第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所が行う建築物(住居を除く。)内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する者としての実務経験を要件とする。		○	－	特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書	技能検定1級(ビルクリーニング)合格者の実務経験は、公益社団法人ビルメンテナンス協会の発行する「特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書」の写しが提出されていることを確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要するものであって、多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務のほか、同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務をいう。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第一条　ビルクリーニング分野における出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び同令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人（同令本則に規定する申請人をいう。以下この条において同じ。）に係る特定技能雇用契約（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約をいう。次条において同じ。）において、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第一号に規定する労働者派遣の対象としない旨が定められていることとする。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	雇用条件書（参考様式第1－6号）	①ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□
告示第二条　ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第六十七号）第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。						
一　建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人又は同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を受け入れることとしていること。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書（「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号））	①ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。 ②「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていることを証する文書として、「建築物清掃業登録証明書」又は「建築物環境衛生総合管理業登録証明書」（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）様式第6号）が提出されていることを確認する。	□
二　厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下この条において「協議会」という。）の構成員であること。ただし、一号特定技能外国人を受け入れていない機関にあっては、一号特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	①ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請においてビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることをを確認する。	□
三　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第2－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□
五　ビルクリーニング分野への特定技能外国人の受入れに関し、厚生労働大臣が行う必要な調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこと。	○	○	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)	－	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第2－1号)が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業産業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 日本国内に拠点を持つ企業の製造業の現場における実務経験を要件とする。		○	－	特定技能2号移行要件に係る実務経験適合証明書(分野参考様式第3－2号)	技能検定1級合格者の場合の実務経験は、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業産業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第3－2号)が提出されていることを確認する。 ※製造分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(鋳造の例:加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の「製造分野特定技能2号評価試験」及び「ビジネス・キャリア検定3級」の試験合格並びに実務経験又は「技能検定1級」の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条　素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野(以下、単に「製造業分野」という。)に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号の告示で定める基準は、申請人が、当該申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号及び第二号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示第四百五号(統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一　細分類二一九四一鋳型製造業(中子を含む。) 二　小分類二二五一鉄素形材製造業 三　小分類二三五一非鉄金属素形材製造業 四　細分類二四二二一機械刃物製造業 五　細分類二四二四一作業工具製造業 六　細分類二四三一一配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く。) 七　小分類二四五一金属素形材製品製造業 八　細分類二四六二一溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。) 九　細分類二四六四一電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く。) 十　細分類二四六五一金属熱処理業 十一　細分類二四六九一その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。) 十二　小分類二四八一ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 十三　中分類二五一はん用機械器具製造業(ただし、細分類二五九一一消火器具・消火装置製造業を除く。) 十四　中分類二六一生産用機械器具製造業 十五　中分類二七一業務用機械器具製造業(ただし、小分類二七四一医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類二七六一武器製造業を除く。) 十六　中分類二八一電子部品・デバイス・電子回路製造業 十七　中分類二九一電気機械器具製造業(ただし、細分類二九二二一内燃機関電装品製造業を除く。) 十八　中分類三〇一情報通信機械器具製造業 十九　細分類三二九五一工業用模型製造業	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	－	製造業産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第三条　製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号の告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会(次号において「協議会」という。)の構成員であること。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書	①製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。 ②製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書	□
二　経済産業省又は協議会の行う一般的な指導、報告の徴収、資料の要求、意見の聴取、現地調査その他業務に対して必要な協力を行うこと。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
三　特定技能外国人に対し、必要に応じて訓練又は研修を実施すること。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□
四　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面を交付すること。	○	○	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)	－	製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第3－1号)が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(建設)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。	○	○	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6―1号)	－	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6―1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 技能水準(試験区分及び実務経験) ア 試験区分 別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験 イ 実務経験 建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を要件とする。		○	－	2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る申告書(分野参考様式第6－3号)	次の①から③までのいずれかを確認する。 ①希望する業務区分に応じた建設キャリアアップシステムにおけるレベル3の能力評価(レベル判定)結果通知書の写し ②建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6－3号) ③建設現場において複数の建設技能者を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者(班長)としての実務経験を有することを証する書類(分野参考様式第6－3号)及び経歴証明書(分野参考様式第6-3号別紙)	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 建設分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:作業準備、運搬、片付けのような試験等によって専門性を確認されない業務)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。	○	○	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6―1号)	－	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6―1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条　建設分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第二条第九項に規定する建設業務労働者の就業機会確保の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6―1号)	－	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第6―1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　建設分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「特定技能所属機関」という。）の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人（以下「一号特定技能外国人」という。）と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。 イ　一号特定技能外国人の受入れに関する計画（以下「建設特定技能受入計画」という。）について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。 ロ　イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第七条に規定する適正就労監理機関により、その旨の確認を受けること。 ハ　ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 ニ　特定技能所属機関は、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	○		建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6―1号）	認定証（様式第3）	①建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（分野参考様式第6―1号）が提出されていることを確認する。 ②認定証（様式第3）が提出されていることを確認する。	□
ニ　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。 イ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可（同条第三項の許可の更新を含む。以下同じ。）を受けていること。 ロ　建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）に登録していること。 ハ　第十条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。		○	建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書（分野参考様式第6―2号）	建設業法（昭和24法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類 特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類	①建設分野における2号特定技能外国人特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準に関する誓約書（分野参考様式第6―2号）が提出されていることを確認する。 ②建設業法（昭和24法律第100号）第3条第1項の許可を受けていることを証する書類が提出されていることを確認する。 ③特定技能所属機関になろうとする者の建設キャリアアップシステム申請番号又は事業者IDを明らかにする書類が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第三条　前条第一号の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、様式第一により建設特定技能受入計画を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。						
2 建設特定技能受入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　認定申請者に関する事項 二　国内人材確保の取組に関する事項 三　一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に関する事項 四　一号特定技能外国人の安全衛生教育及び技能の習得に関する事項 3　国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その建設特定技能受入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一　認定申請者が次に掲げる要件をいずれも満たしていること。 イ　建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の許可を受けていること。 ロ　建設キャリアアップシステム（一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、 当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供 するものをいう。以下同じ。）に登録していること。 ハ　第十条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第一号イに規定する行動規範を遵守すること。 ニ　建設特定技能受入計画の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、建設業法に基づく監督処分を受けていないこと。 ホ　職員の適切な処遇、適切な労働条件を提示した労働者の募集その他の国内人材確保の取組を行っていること。 二　一号特定技能外国人に対し、同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること。 三　一号特定技能外国人に対し、特定技能雇用契約を締結するまでの間に、当該契約に係る重要事項について、様式第二により当該外国人が十分に理解することができる言語で説明していること。 四　一号特定技能外国人の受入れを開始し、若しくは終了したとき又は一号特定技能外国人が特定技能雇用契約に基づく活動を継続することが困難となったときは、国土交通大臣に報告を行うこと。						■
五　一号特定技能外国人を建設キャリアアップシステムに登録すること。 六　一号特定技能外国人が従事する建設工事において、申請者が下請負人である場合には、発注者から直接当該工事を請け負った建設業者の指導に従うこと。 七　一号特定技能外国人の総数と外国人建設就労者（外国人建設就労者受入事業に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第八百二十二号）第二の二に規定する外国人建設就労者をいう。以下同じ。）の総数の合計が常勤の職員（一号特定技能外国人、技能実習生（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第二条第一項に規定する技能実習生をいう。）及び外国人建設就労者を含まない。）の総数を超えないこと。 八　一号特定技能外国人に対し、受け入れた後において、国土交通大臣が指定する講習又は研修を受講させること。						■

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第四条　国土交通大臣は、第二条第一号の認定をしたときは、認定申請者に対し、様式第三による認定証を交付するものとする。 2　国土交通大臣は、第二条第一号の認定を受けた建設特定技能受入計画（以下「認定受入計画」という。）の適正な実施を確保するため、建設キャリアアップシステムを運営する一般財団法人建設業振興基金、第七条に規定する適正就労監理機関及び第十条の登録を受けた法人に対し、認定申請者の同意を得て、必要最小限度の範囲で、前項の認定証に記載された内容を提供することができる。						■
告示第五条　特定技能所属機関は、認定受入計画について変更をするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。 2　特定技能所属機関は、前項に定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に届け出なければならない。 3　前二条の規定は、第一項の認定について準用する。						■
告示第六条　国土交通大臣は、認定受入計画（前条第一項の規定による変更の認定及び同条第二項の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施状況を確認し、認定受入計画の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定技能所属機関に対し、報告を求め、又は指導をすることができる。 2　国土交通大臣は、一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するため、次条に規定する適正就労監理機関に対して、認定受入計画の実施状況の確認その他必要な情報の収集並びに特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する指導及び助言を行わせることができる。						■
告示第七条　適正就労監理機関は、国土交通大臣が、次に掲げる一号特定技能外国人の適正な就労環境を確保するための業務を行う能力を有すると認めた者とする。 一　特定技能所属機関及び一号特定技能外国人に対する巡回訪問その他の方法による指導及び助言 二　一号特定技能外国人からの苦情又は相談への対応 三　その他一号特定技能外国人の適正な就労環境の確保のために必要な業務						■
告示第八条　国土交通大臣は、次のいずれかに該当するときは、建設特定技能受入計画の認定を取り消すことができる。 一　認定受入計画が第三条第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。 二　認定受入計画が適正に実施されていないとき。 三　不正の手段により第二条第一号又は第五条第一項の認定を受けたとき。 四　第六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。						■
告示第九条　国土交通大臣は、建設分野に係る特定技能所属機関が第二条各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、その旨を出入国在留管理庁長官に通知するものとする。						■

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第十一条　前条の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。 一　名称及び住所並びにその代表者の氏名 二　事務所の所在地 三　特定技能外国人受入事業の実施体制及び実施方法に関する事項 2　前項の申請書には、登録申請者が次条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付しなければならない。						■
告示第十二条　国土交通大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。 一　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下この号において同じ。）のうちに次に掲げる事項のいずれかに該 当する者があるもの イ　第十六条の規定により第十条の登録の取消しの処分を受ける原因となった事項が発生した当時現に当該取消し処分を受けた法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を 経過しないもの ロ　第十条の登録の申請の日前五年以内又はその申請の日以後に、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者 二　特定技能外国人受入事業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていない者 三　第十六条の規定により第十条の登録を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者						■
告示第十三条　国土交通大臣は、第十一条第一項の規定による登録の申請を受けた場合において、登録をしたときはその旨を、登録を拒否したときはその旨及びその理由を登録申請者に通知しなければならない。						■
告示第十四条　第十条の登録を受けた者（以下「登録法人」という。）は、第十一条第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。 2　第十一条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。						■
告示第十五条　国土交通大臣は、登録法人の特定技能外国人受入事業の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該法人に対し、当該事業に関し報告を求め、又は指導をすることができる。						■

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第十六条　国土交通大臣は、登録法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。 一　第十二条第一号又は第二号に該当するに至ったとき。 二　第十四条第一項の規定に違反したとき。 三　不正の手段により第十条の登録を受けたとき。 四　前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 2　国土交通大臣は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該登録を取り消された者に通知しなければならない。						■
告示第十七条　国土交通大臣は、第十条の登録をしたとき又は登録法人から第十四条第一項の規定による変更の届出（第十一条第一項第一号及び第二号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）があったときは、登録法人に係る次に掲げる事項を公表するものとする。 一　名称及び住所並びにその代表者の氏名 二　事務所の所在地 三　登録をした年月日又は登録法人が変更をした年月日 2　国土交通大臣は、前条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該登録を取り消された者に係る次に掲げる事項を公表するものとする。 一　名称及び住所並びにその代表者の氏名 二　登録をした年月日 三　登録を取り消した年月日 3　前二項の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法によって行うものとする。						■

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(造船・舶用工業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分3(1)ア関係(1号特定技能外国人) 別表b. 業務区分(5(1)関係)の欄に掲げる業務とする。 イ 試験区分3(2)ア関係(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務とする。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 複数の作業員を指揮・命令・管理する監督者としての実務経験を要件とする。		○		造船・舶用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第7－3号)	技能検定1級合格者の場合の実務経験は、造船・舶用工業分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第7－3号)が提出されていることを確認する。 ※造船・舶用工業分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 造船・舶用工業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、これらの業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:資材の運搬、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。また、国土交通省は、別に定めるところにより、当該特定技能外国人が従事する業務が、造船・舶用工業分野に属する技能を要する業務であることの確認を行う。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 造船・舶用工業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第7－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　造船・舶用工業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第六条第一項の事業を営む者、小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第二条第一項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・舶用工業分野に係る事業を営む者であること。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	船舶製造業・修繕事業等の届出を行っていることを証する文書 又は 小型船の製造業・修繕業に係る登録を受けいていることを証する文書	①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。 ②船舶製造業・修繕事業等の届出を行っていることを証する文書、又は、小型船の製造業・修繕業に係る登録を受けいていることを証する文書が提出されていることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する造船・舶用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託すること。この場合おいて、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「造船・舶用工業分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第7－2号）	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第7－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していることを確認した場合は、造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていること確認する。 なお、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における造船・舶用工業分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。	○	○	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）	－	造船・舶用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第7－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(自動車整備)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 道路運送車両法(昭和26 年法律第185 号)第78 条第1項に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場(以下「認証工場」という。)における実務経験を要件とする。		○	－	－	自動車整備分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 自動車整備分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:整備内容の説明、関連部品の販売、清掃等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)又は(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の基礎的な業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(3)又は(4)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する自動車の「日常点検整備」、「定期点検整備」、「特定整備」又は「特定整備に付随する業務」の一般的な業務に従事し、他の要員への指導を行う業務	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第8－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 自動車整備分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第8－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第8－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第一項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。	○	○	－	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料	道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料が提出されていることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（特定技能所属機関） ・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認し、次回の在留諸申請において協議会に加入していることを証する文書が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。 イ　前三号のいずれにも該当すること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「自動車整備分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。 ロ　一級又は二級の自動車整備士の技能検定（道路運送車両法第五十五条第一項の技能検定をいう。）に合格した者又は自動車整備士の養成施設（同条第三項に規定する養成施設をいう。）において五年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。	○		自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第8－2号）	・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（登録支援機関） ・自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関） ・自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者ことを証する文書 又は 自動車整備実務経験証明書（分野参考様式第8－3号）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員となることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認し、次回の在留諸申請において協議会に加入していることを証する文書が提出されていることを確認する。 ③自動車整備士養成施設の代表者が作成した自動車整備士1級若しくは2級の資格を有する者であることを証する文書、が提出されていること又は自動車整備実務経験証明書（分野参考様式第8－3号）の記載から自動車整備士の養成施設で5年以上指導した経験を有している者であることを確認する。	□
六　特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人の当該機関における自動車整備分野に係る実務経験を証する書類を交付すること。	○	○	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）	－	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第8－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(航空)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 別表1b. 業務区分(5(1)ア関係)の欄に掲げる業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 別表2b. 業務区分(5(1)イ関係)の欄に掲げる業務	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 (ア)空港グランドハンドリング業務においては、現場において技能者を指導しながら作業に従事した実務経験を要件とする。 (イ)航空機整備業務においては、現場において専門的な知識・技量を要する作業を実施した実務経験を要件とする。		○	－	航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第9－3号)	航空従事者技能証明取得者の実務経験は、航空分野2号特定技能外国人に求められる実務経験に係る証明書(分野参考様式第9－3号)が提出されていることを確認する。 ※航空分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 航空分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:事務作業、除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)のいずれかの試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)のいずれかの試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第9－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条　航空分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第9－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第9－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　航空分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十二条第一項若しくは第十二条の二第一項の承認を受けた者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第一項の許可を受けた者を含む。）若しくは同規則第十三条第一項の承認を受けた者若しくは同規則第十二条第一項、第十二条の二第一項若しくは第十三条第一項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第二十条第一項第三号、第四号若しくは第七号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	（空港グランドハンドリングの場合） a 国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書、又は、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者よる営業の承認、許可を証明する書類 b 航空法に基づく航空運送事業の経営許可書 （航空機整備の場合） c 国土交通省航空局の「航空安全情報管理・提供システム」に掲載される事業場情報一覧において、該当する事業場を示したもの d（業務の委託を受ける事業者の場合）国土交通大臣の認定を受けた①の上記事業者との航空機整備等に係る委託契約書の写し	（空港グランドハンドリングの場合） 左記aの国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書、又は、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者よる営業の承認、許可を証明する書類 又は 左記bの航空法に基づく航空運送事業の経営許可書が提出されていることを確認する。 （航空機整備） ①左記cの航空法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の業務の能力について国土交通大臣の認定を受けた事業場を運営する事業者であることを確認する。 又は ②左記c及びdの、航空法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の業務の能力について国土交通大臣の認定を受けた事業場を運営する事業者から委託を受けている事業者であることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	①航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。	□
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る一号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第9－2号）	航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第9－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能所属機関である場合にあっては、特定技能外国人からの求めに応じ、実務経験を証明する書面を交付すること。	○	○	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第9－2号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(宿泊)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務 イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)	－	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 宿泊施設において複数の従業員を指導しながら、フロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務に従事した実務経験を要件とする。		○	－	－	※宿泊分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 宿泊分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:館内販売、館内備品の点検・交換等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務で、複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務をいう。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)	－	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第10－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 宿泊分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人が、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象となることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第10－1号)	雇用条件書(参考様式第6－1号)	①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第10－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第6－1号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。						
一　旅館・ホテル営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。）の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。 イ　旅館業法第三条第一項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。 ロ　一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）及び二号特定技能外国人（同欄第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。ハにおいて同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「風営法」という。）第二条第六項第四号に規定する施設において就労させないこととしていること。 ハ　一号特定技能外国人及び二号特定技能外国人に、風営法第二条第三項に規定する接待を行わせないこととしていること。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可書）	①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。 ②旅館業許可証（旅館・ホテル営業許可証）が提出されていることを確認する。	□
二　国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に当該協議会の構成員となること。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
三　前号の協議会に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	－	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。	□
四　国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	－	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
五　登録支援機関に適合一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。この場合において、第二号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「宿泊分野に係る一号特定技能外国人の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託した特定技能所属機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第10－2号）	宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第10－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能外国人からの求めに応じ、宿泊分野に関する 実務経験を証明する書面を交付すること。	○	○	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第10－1号）	－	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第9－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(農業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) (ア)耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) (イ)畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) (ア)耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務 (イ)畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)及び当該業務に関する管理業務 (5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過渡に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 農業の特性に鑑み、かつ、豪雪地域等年間を通じた農業生産が維持できない農村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な農業関連業務の範囲について柔軟に対応する。	○	○	(直接雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:直接雇用)(分野参考様式第11－1号) (派遣雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:派遣)(分野参考様式第11－3号)	－	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第11－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 次のいずれかを満たすことを実務経験の要件とする。 (ア)農業の現場において複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験 (イ)農業の現場における実務経験		○	－	－	※農業分野特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 農業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:農畜産物の製造・加工、運搬、販売の作業、冬場の除雪作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(栽培管理、飼養管理、農畜産物の集出荷・選別等の農作業)をいう。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務をいう。	○	○	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:直接雇用)(分野参考様式第11－1号)	－	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第11－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示　農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。						
一　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を六月以上継続して雇用した経験を有すること。	○	○	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）	雇用条件書（参考様式第1－6号）	直接雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、以下について確認する。 ①農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□
二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあっては、労働者を六月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第四十一条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。	○	○	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）	・雇用条件書（参考様式第1－6号） ・派遣先責任者講習を受講したことを証する文書等	派遣雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、以下について確認する。 ①農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の派遣雇用にチェックされていることを確認する。 ③派遣先責任者講習を受講したことを証する文書等が提出されていることを確認する。	□
三　農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	（直接雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号） （派遣雇用の場合） 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）	農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類	①農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）、又は、農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において農業特定技能協議会の構成員であることを確認できる書類を確認する。	□
四　協議会が行う情報の提供、意見の聴取、調査その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	○	○		－	農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：直接雇用）（分野参考様式第11－1号）、又は、農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書（特定技能所属機関：派遣）（分野参考様式第11－3号）が提出されていることを確認する。	□
五　第二号に規定する場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。	○	○	派遣先事業者誓約書（分野参考様式第11－2号）	－	派遣雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、派遣先事業者誓約書（分野参考様式第11－2号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
六　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第四号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。	○		登録支援機関誓約書(分野参考様式第11－4号)	－	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関誓約書(分野参考様式第11－4号)が提出されていることを確認する。	□
七　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を農業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を交付し、又は提供すること。	○	○	(直接雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:直接雇用)(分野参考様式第11－1号) (派遣雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:派遣)(分野参考様式第11－3号)	－	(直接雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:直接雇用)(分野参考様式第11－1号)が提出されていることを確認する。 (派遣雇用の場合) 農業分野において直接雇用形態で特定技能外国人の受入れを行う特定技能所属機関に係る誓約書(特定技能所属機関:派遣)(分野参考様式第11－3号)が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(漁業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) (ア)漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) (イ)養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) (ア)漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等)、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。(イ)養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収獲(穫)・処理、安全衛生の確保等)、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理。 (5)特定技能外国人が大都市圏その他の特定の地域に過度に集中して就労することとならないようにするために必要な措置 さらに、漁業の特性に鑑み、かつ、漁業の時期等年間を通じた漁業生産が期待できない漁村地域の事情を考慮し、特定技能外国人が従事可能な漁業関連業務の範囲について柔軟に対応する。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)	-	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 (ア)漁船法(昭和25 年法律第178 号)上の登録を受けた漁船において、操業を指揮監督する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。 (イ)漁業法(昭和24 年法律第267 号)及び内水面漁業の振興に関する法律(平成26 年法律第103 号)に基づき行われる養殖業の現場において、養殖を管理する者を補佐する者又は作業員を指導しながら作業に従事し、作業工程を管理する者としての実務経験を要件とする。		○	-	-	※2号漁業技能評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用要領(抜粋) 第3　その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 　漁業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:①漁業に係る漁具の積込み・積下し、漁獲物の水揚げ、漁労機械の点検、船体の補修、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等、②養殖業に係る梱包・出荷、自家原料を使用した製造・加工・出荷・販売等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務区分に従い、上記第1の1(1)ア及び2(1)若しくは(2)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務。 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務区分に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を有する業務。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示　漁業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類(特定技能所属機関)	①漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類(特定技能所属機関)が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることを確認できる書類(特定技能所属機関)が提出されていることを確認する。	□
二　協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□
三　協議会及びその構成員が行う報告の徴収、資料の要求、調査その他の指導に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第12－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣等の対象とする場合にあっては、前号に規定する必要な協力を行う者に当該外国人に係る労働者派遣等をすることとしていること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）	雇用条件書（参考様式第1－6号）	派遣雇用により特定技能外国人を受け入れる場合は、以下について確認する。 ①漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書（参考様式第1－6号）の「Ⅱ．就業の場所」の派遣雇用にチェックされていることを確認する。	□
五　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、第三号に規定する必要な協力を行う登録支援機関に委託していること。	○		漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第12－2号）	－	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、誓漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第12－2号）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を漁業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）	－	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第12－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(飲食料品製造業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)	−	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13−1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 飲食料品製造業分野において、複数の従業員を指導しながら作業に従事し、工程を管理する者としての実務経験を要件とする。		○	−	−	※飲食料品製造業特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 飲食料品製造業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(原料の調達・受入れ、製品の納品、清掃、事業所の管理作業等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する業務(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保) (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格及び実務経験により確認された技能を要する業務	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)	−	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13−1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 飲食料品製造業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)	雇用条件書(参考様式第1−6号)	①飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13−1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1−6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第一条第一項第七号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条の五第一項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行う事業所が、平成二十五年総務省告示第四百五号(統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。 一　中分類〇九一食料品製造業 二　小分類一〇一一清涼飲料製造業 三　小分類一〇三一茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く) 四　小分類一〇四一製氷業 五　細分類五八六一一菓子小売業(製造小売) 六　細分類五八六三一パン小売業(製造小売) 七　細分類五八九七一豆腐・かまぼこ等加工食品小売業	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第13－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第三条　飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会(以下「協議会」という。)の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)	①飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関)が提出されていることを確認する。	□
二　協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)が提出されていることを確認する。	□
三　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	〇	〇	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
四　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第一号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「飲食料品製造業分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		飲食料品製造分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第13－2号）	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①飲食料品製造分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第13－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していることを確認した場合は協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
五　特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□
六　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を飲食料品製造業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）	－	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（分野参考様式第13－1号）が提出されていることを確認する。	□

特定分野の要件適合性審査チェックリスト(外食業)

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
分野別運用方針(抜粋) 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 (1)特定技能外国人が従事する業務 特定技能外国人が従事する業務区分は、上記3(1)ア及び(2)アに定める試験区分に対応し、それぞれ以下のとおりとする。 ア 試験区分(3(1)ア関係)(1号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理) イ 試験区分(3(2)ア関係)(2号特定技能外国人) 外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)	保健所長の営業許可証の写し	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)が提出されていることを確認する。	□
分野別運用方針(抜粋) 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 (2)2号特定技能外国人 イ 実務経験 食品衛生法の営業許可を受けた飲食店において、複数のアルバイト従業員や特定技能外国人等を指導・監督しながら接客を含む作業に従事し、店舗管理を補助する者(副店長、サブマネージャー等)としての実務経験(ただし、当該経験を終えてから、別途農林水産大臣が定める期間を経過していない者に限る。)を要件とする。		○	－	－	※外食業特定技能2号評価試験は、受験の際に、試験実施機関において実務経験の有無を確認する。	□
分野別運用要領(抜粋) 第3 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項 1. 特定技能外国人が従事する業務 外食業分野において受け入れる特定技能外国人が従事する業務は、以下のとおりとする。なお、いずれの場合も、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:店舗において原材料として使用する農林水産物の生産、客に提供する調理品等以外の物品の販売等)に付随的に従事することは差し支えない。 (1)1号特定技能外国人 運用方針3(1)アに定める試験区分及び運用方針5(1)アに定める業務に従い、上記第1の1(1)の試験合格又は下記2(1)の技能実習2号移行対象職種・作業修了により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理の業務 (2)2号特定技能外国人 運用方針3(2)アに定める試験区分及び運用方針5(1)イに定める業務に従い、上記第1の1(2)の試験合格により確認された技能を要する飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営の業務	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)	保健所長の営業許可証の写し	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)が提出されていることを確認する。	□
告示第一条 外食業分野に係る出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項に下欄第七号に規定する告示で定める基準は、申請人(出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令本則に規定する申請人をいう。以下同じ。)が、申請人を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第一号に規定する労働者派遣の対象とすることを内容とする特定技能雇用契約を締結していないこととする。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(参考様式第14－1号)	雇用条件書(参考様式第1－6号)	①飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)(分野参考様式第13－1号)が提出されていることを確認する。 ②雇用条件書(参考様式第1－6号)の「Ⅱ. 就業の場所」の直接雇用にチェックされていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
告示第二条　外食業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条　第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦　の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。 一　特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号又は第二号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「風営法」という。）第二条第四項に規定する接待飲食等営業を営む営業所において就労させないこととしていること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
二　特定技能外国人に、風営法第二条第三項に規定する接待を行わせないこととしていること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
三　農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）	①外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、特定技能外国人の受入れから4月を経過していることを確認した場合は、協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。 なお、特定技能外国人の受入れから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（特定技能所属機関）が提出されていることを確認する。	□
四　協議会が行う調査、情報の共有その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
五　農林水産省が行う調査、指導その他の活動に対し、必要な協力を行うこと。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□

要件の内容	特定技能		立証資料		確認方法・留意事項	チェック欄
	1号	2号	誓約	その他の立証		
六　登録支援機関に一号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、前三号のいずれにも該当する登録支援機関に委託していること。この場合において、第三号ただし書中「特定技能外国人を受け入れていない場合」とあるのは「外食業分野に係る一号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行なおうとする外国人をいう。以下同じ。）の支援を実施していない場合」と、「特定技能外国人を受け入れた」とあるのは「支援を実施する一号特定技能外国人を、委託をした本邦の公私の機関が受け入れた」と読み替えるものとする。	○		外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第14－2号）	協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）	登録支援機関に支援計画の全部の実施を委託する場合、登録支援機関について以下の事項を確認する。 ①外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（登録支援機関）（分野参考様式第14－2号）が提出されていることを確認する。 ②電算記録から、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していることを確認した場合は、協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。 なお、支援を実施する特定技能外国人を、委託をした特定技能所属機関が受け入れてから4月を経過していない場合は、次回の在留諸申請において協議会の構成員であることの証明書（登録支援機関）が提出されていることを確認する。	□
七　特定技能外国人と特定技能雇用契約を締結するときは、あらかじめ、当該特定技能外国人に対し、当該特定技能外国人のキャリアアップ（職務経験又は職業訓練等の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の向上が図られることをいう。）を図るための計画について書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供して説明をすること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□
八　特定技能雇用契約に基づき特定技能外国人を外食業分野の実務に従事させたときは、当該特定技能外国人からの求めに応じ、当該特定技能外国人に対し、当該契約に係る実務経験を証明する書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付し、又は提供すること。	○	○	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）	－	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（特定技能所属機関）（参考様式第14－1号）が提出されていることを確認する。	□

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td rowspan="2">特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td colspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</td><td>試験免除等となる技能実習2号
職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="3">介護分野</td><td rowspan="3">【特定技能1号】
身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）</td><td>介護技能評価試験</td><td>介護日本語評価試験</td><td>国際交流基金
日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験
（N4以上）</td><td rowspan="3">介護</td><td rowspan="3">介護</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>介護福祉士養成施設修了</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td>EPA介護福祉士候補者としての在留期間満了（4年間）</td><td>免除</td><td>免除</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ビルクリーニング分野</td><td>【特定技能1号】
建築物内部の清掃</td><td>ビルクリーニング分野
特定技能1号評価試験</td><td colspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>ビルクリーニング</td><td>ビルクリーニング</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
建築物内部の清掃に、複数の作業員を指導しながら従事し、現場を管理する業務及び同業務の計画作成、進行管理その他のマネジメント業務</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>ビルクリーニング分野
特定技能2号評価試験
技能検定1級
（ビルクリーニング）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="15">工業製品製造業分野</td><td rowspan="15">【特定技能1号】
機械金属加工（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（機械金属加工）</td><td rowspan="15">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="2">鋳造</td><td>鋳鉄鋳物鋳造</td><td rowspan="15"></td></tr>
<tr><td rowspan="14">【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（機械金属加工）に合格したものとみなす。

製造分野特定技能1号評価試験（鋳造）
製造分野特定技能1号評価試験（鍛造）
製造分野特定技能1号評価試験（ダイカスト）
製造分野特定技能1号評価試験（機械加工）
製造分野特定技能1号評価試験（金属プレス加工）
製造分野特定技能1号評価試験（鉄工）
製造分野特定技能1号評価試験（工場板金）
製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ）
製造分野特定技能1号評価試験（機械検査）
製造分野特定技能1号評価試験（機械保全）
製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て）
製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形）製造分野特定技能1号評価試験（塗装）
製造分野特定技能1号評価試験（溶接）
製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）</td><td>非鉄金属鋳物鋳造</td></tr>
<tr><td rowspan="2">鍛造</td><td>ハンマ型鍛造</td></tr>
<tr><td>プレス型鍛造</td></tr>
<tr><td rowspan="2">ダイカスト</td><td>ホットチャンバダイカスト</td></tr>
<tr><td>コールドチャンバダイカスト</td></tr>
<tr><td rowspan="4">機械加工</td><td>普通旋盤</td></tr>
<tr><td>フライス盤</td></tr>
<tr><td>数値制御旋盤</td></tr>
<tr><td>マシニングセンタ</td></tr>
<tr><td>金属プレス加工</td><td>金属プレス</td></tr>
<tr><td>鉄工</td><td>構造物鉄工</td></tr>
<tr><td>工場板金</td><td>機械板金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">仕上げ</td><td>治工具仕上げ</td></tr>
<tr><td>金型仕上げ</td></tr>
<tr><td>機械組立仕上げ</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
工業製品製造業分野				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				機械検査	機械検査	
				機械保全	機械系保全	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">工業製品製造業分野</td><td></td><td></td><td></td><td>溶接</td><td>手溶接
半自動溶接</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>工業包装</td><td>工業包装</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>強化プラスチック成形</td><td>手積み積層成形</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>金属熱処理業</td><td>全体熱処理
表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化）
部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理）</td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
機械金属加工（複数の技能者を指導しながら、素形材製品や産業機械等の製造工程の作業に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>製造分野特定技能2号評価試験（機械金属加工）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）
技能検定1級（鋳造）
技能検定1級（鍛造）
技能検定1級（ダイカスト）
技能検定1級（機械加工）
技能検定1級（金属プレス加工）
技能検定1級（鉄工）
技能検定1級（工場板金）
技能検定1級（仕上げ）
技能検定1級（機械検査）
技能検定1級（機械保全）
技能検定1級（電気機器組立て）
技能検定1級（プラスチック成形）
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（工業包装）
技能検定1級（金属熱処理）</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 電気電子機器組立て（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（電気電子機器組立て）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（電気電子機器組立て）に合格したものとみなす。 製造分野特定技能1号評価試験（機械加工） 製造分野特定技能1号評価試験（仕上げ） 製造分野特定技能1号評価試験（機械検査） 製造分野特定技能1号評価試験（機械保全） 製造分野特定技能1号評価試験（電子機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（電気機器組立て） 製造分野特定技能1号評価試験（プリント配線板製造） 製造分野特定技能1号評価試験（プラスチック成形） 製造分野特定技能1号評価試験（工業包装）		仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				プラスチック成形	圧縮成形	
					射出成形	
					インフレーション成形	
					ブロー成形	
				プリント配線板製造	プリント配線板設計	
					プリント配線板製造	

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通(特定技能1号・2号)</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工業製品製造業分野</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>職種</td><td>作業</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">電子機器組立て</td><td>電子機器組立て</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">電気機器組立て</td><td>回転電機組立て</td></tr>
<tr><td>変圧器組立て</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>配電盤・制御盤組立て</td></tr>
<tr><td>開閉制御器具組立て</td></tr>
<tr><td>回転電機巻線製作</td></tr>
<tr><td>機械検査</td><td>機械検査</td><td rowspan="4"></td></tr>
<tr><td>機械保全</td><td>機械系保全</td></tr>
<tr><td>工業包装</td><td>工業包装</td></tr>
<tr><td>強化プラスチック成形</td><td>手積み積層成形</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
電気電子機器組立て(複数の技能者を指導しながら、電気電子機器等の製造工程、組立工程の作業に従事し、工程を管理)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>製造分野特定技能2号評価試験(電気電子機器組立て)及びビジネス・キャリア検定3級(生産管理プランニング又は生産管理オペレーション)
技能検定1級(機械加工)
技能検定1級(仕上げ)
技能検定1級(機械検査)
技能検定1級(機械保全)
技能検定1級(電子機器組立て)
技能検定1級(電気機器組立て)
技能検定1級(プリント配線板製造)
技能検定1級(プラスチック成形)
技能検定1級(工業包装)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">工業製品製造業分野</td><td rowspan="2">【特定技能1号】
金属表面処理（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、表面処理等の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（金属表面処理）</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="2">めっき</td><td>電気めっき</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表a. 試験区分（3（1）関係）の欄に掲げる試験のうち、以下に掲げる試験に合格した者は、製造分野特定技能1号評価試験（金属表面処理）に合格したものとみなす。

製造分野特定技能1号評価試験（めっき）
製造分野特定技能1号評価試験（アルミニウム陽極酸化処理）</td><td>溶融亜鉛めっき</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
金属表面処理（複数の技能者を指導しながら、表面処理等の作業に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td>アルミニウム陽極酸化処理</td><td>陽極酸化処理</td><td>製造分野特定技能2号評価試験（金属表面処理）及びビジネス・キャリア検定3級（生産管理プランニング又は生産管理オペレーション）
技能検定1級（めっき）
技能検定1級（アルミニウム陽極酸化処理）</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
紙器・段ボール箱製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紙器・段ボール箱の製造工程の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（紙器・段ボール箱製造）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>紙器・段ボール箱製造</td><td>印刷箱打抜き
印刷箱製箱
貼箱製造
段ボール箱製造</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
コンクリート製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、コンクリート製品の製造工程の作業に従事）</td><td>製造分野特定技能1号
評価試験（コンクリート製品製造）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>コンクリート製品製造</td><td>コンクリート製品製造</td><td></td></tr>
</table>

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
工業製品製造業分野	【特定技能1号】 RPF製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、破砕・成形等の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（RPF製造）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	RPF製造	RPF製造	
	【特定技能1号】 陶磁器製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、陶磁器製品の製造工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（陶磁器製品製造）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	陶磁器工業製品製造	機械ろくろ成形	
					圧力鋳込み成形	
					パッド印刷	
	【特定技能1号】 印刷・製本（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、オフセット印刷、グラビア印刷、製本の製造工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（印刷・製本）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	印刷	オフセット印刷	
					グラビア印刷	
				製本	製本	
	【特定技能1号】 紡織製品製造（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、紡織製品の製造工程の作業に従事）	製造分野特定技能1号 評価試験（紡織製品製造）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	紡績運転	前紡工程	
					精紡工程	
					巻糸工程	
					合ねん糸工程	
				織布運転	準備工程	
					製織工程	
					仕上工程	
				染色	糸浸染	
					織物・ニット浸染	

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">工業製品製造業分野</td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="4">ニット製品製造</td><td>靴下製造</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>丸編みニット製造</td></tr>
<tr><td rowspan="2">【特定技能1号】
縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事）</td><td rowspan="2">製造分野特定技能1号
評価試験（縫製）</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>たて編ニット生地製造</td><td>たて編ニット生地製造</td></tr>
<tr><td>カーペット製造</td><td>織じゅうたん製造</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>タフテッドカーペット製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ニードルパンチカーペット製造</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td rowspan="8">【特定技能1号】
縫製（指導者の指示を理解し、又は自らの判断により、縫製工程の作業に従事）</td><td rowspan="8">製造分野特定技能1号
評価試験（縫製）</td><td rowspan="8">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>婦人子供服製造</td><td>婦人子供既製服縫製</td><td rowspan="8"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>紳士服製造</td><td>紳士既製服製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>下着類製造</td><td>下着類製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>寝具製作</td><td>寝具製作</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>帆布製品製造</td><td>帆布製品製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>布はく縫製</td><td>ワイシャツ製造</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>座席シート縫製</td><td>自動車シート縫製</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th>技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><td rowspan="19">建設分野</td><td rowspan="19">【特定技能1号】
土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）</td><td rowspan="2">建設分野特定技能1号評価試験（土木）
技能検定3級（型枠施工）
技能検定3級（鉄筋施工）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（造園）
技能検定3級（塗装）</td><td rowspan="19">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>職種</td><td>作業</td><td rowspan="19"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">さく井</td><td>パーカッション式さく井工事作業</td></tr>
<tr><td rowspan="17">【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（土木）に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工）
建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送）
建設分野特定技能1号評価試験（トンネル推進工）
建設分野特定技能1号評価試験（建設機械施工）
建設分野特定技能1号評価試験（土工）
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）
建設分野特定技能1号評価試験（とび）
建設分野特定技能1号評価試験（海洋土木工）</td><td>ロータリー式さく井工事作業</td></tr>
<tr><td>型枠施工</td><td>型枠工事作業</td></tr>
<tr><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋組立て作業</td></tr>
<tr><td>とび</td><td>とび作業</td></tr>
<tr><td>コンクリート圧送施工</td><td>コンクリート圧送工事作業</td></tr>
<tr><td>ウェルポイント施工</td><td>ウェルポイント工事作業</td></tr>
<tr><td rowspan="4">建設機械施工</td><td>押土・整地作業</td></tr>
<tr><td>積込み作業</td></tr>
<tr><td>掘削作業</td></tr>
<tr><td>締固め作業</td></tr>
<tr><td>鉄工</td><td>構造物鉄工作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">塗装</td><td>建築塗装作業</td></tr>
<tr><td>鋼橋塗装作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">溶接</td><td>手溶接</td></tr>
<tr><td>半自動溶接</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号
職種 ／ 作業</th><th>技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建設分野</td><td>【特定技能2号】
土木（複数の建設技能者を指導しながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>建設分野特定技能2号評価試験（土木）
技能検定1級（型枠施工）
技能検定1級（コンクリート圧送施工）
技能検定1級（鉄筋施工）
技能検定1級（とび）
技能検定1級（ウェルポイント施工）
技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業））
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（さく井）
技能検定1級（造園）
技能検定単一等級（路面標示施工）</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事）</td><td>建設分野特定技能1号評価試験（建築）
技能検定3級（型枠施工）
技能検定3級（左官）
技能検定3級（かわらぶき）
技能検定3級（鉄筋施工）
技能検定3級（内装仕上げ施工）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（建築大工）
技能検定3級（建築板金）
技能検定3級（塗装）
技能検定3級（ブロック建築）
技能検定3級（広告美術仕上げ）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（建築）に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験（型枠施工）
建設分野特定技能1号評価試験（左官）
建設分野特定技能1号評価試験（コンクリート圧送）
建設分野特定技能1号評価試験（土工）
建設分野特定技能1号評価試験（屋根ふき）
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋施工）
建設分野特定技能1号評価試験（鉄筋継手）
建設分野特定技能1号評価試験（内装仕上げ）
建設分野特定技能1号評価試験（とび）
建設分野特定技能1号評価試験（建築大工）
建設分野特定技能1号評価試験（建築板金）
建設分野特定技能1号評価試験（吹付ウレタン断熱）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>建築板金</td><td>内外装板金作業
ダクト板金作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>建具製作</td><td>木製建具手加工作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>建築大工</td><td>大工工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>型枠施工</td><td>型枠工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>鉄筋施工</td><td>鉄筋組立て作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>とび</td><td>とび作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>石材施工</td><td>石材加工作業
石張り作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>タイル張り</td><td>タイル張り作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>かわらぶき</td><td>かわらぶき作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>左官</td><td>左官作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>内装仕上げ施工</td><td>プラスチック系床仕上げ工事作業</td><td></td></tr>
</table>

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野				内装仕上げ施工	カーペット系床仕上げ工事作業	
					鋼製下地工事作業	
					ボード仕上げ工事作業	
					カーテン工事作業	
				表装	壁装作業	
				サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	
				防水施工	シーリング防水工事作業	
				コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業	
				築炉	築炉作業	
				鉄工	構造物鉄工作業	
				塗装	建築塗装作業	
					鋼橋塗装作業	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
建設分野	【特定技能2号】 建築（複数の建設技能者を指導しながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事し、工程を管理）					建設分野特定技能2号評価試験（建築） 技能検定1級（型枠施工） 技能検定1級（左官） 技能検定1級（コンクリート圧送施工） 技能検定1級（かわらぶき） 技能検定1級（鉄筋施工） 技能検定1級（内装仕上げ施工） 技能検定1級（表装） 技能検定1級（とび） 技能検定1級（建築大工） 技能検定単一等級（枠組壁建築） 技能検定単一等級（エーエルシーパネル施工） 技能検定単一等級（バルコニー施工） 技能検定1級（建築板金） 技能検定1級（熱絶縁施工（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱工事作業）） 技能検定1級（石材施工） 技能検定1級（タイル張り） 技能検定1級（築炉） 技能検定1級（鉄工（構造物鉄工作業）） 技能検定1級（塗装） 技能検定1級（防水施工） 技能検定1級（建具製作） 技能検定1級（カーテンウォール施工） 技能検定1級（自動ドア施工） 技能検定1級（サッシ施工） 技能検定1級（ガラス施工） 技能検定1級（ブロック建築） 技能検定1級（樹脂接着剤注入施工） 技能検定1級（広告美術仕上げ） 技能検定1級（厨房設備施工）

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th>技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">建設分野</td><td rowspan="2">【特定技能1号】
ライフライン・設備（指導者の指示・監督を受けながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理に係る作業等に従事）</td><td>建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備）
技能検定3級（配管）
技能検定3級（建築板金）
技能検定3級（冷凍空気調和機器施工）</td><td rowspan="2">国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>建築板金</td><td>内外装板金作業
ダクト板金作業</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和4年8月30日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、建設分野特定技能1号評価試験（ライフライン・設備）に合格したものとみなす。

建設分野特定技能1号評価試験（電気通信）
建設分野特定技能1号評価試験（配管）
建設分野特定技能1号評価試験（建築板金）
建設分野特定技能1号評価試験（保温保冷）</td><td>冷凍空気調和機器施工</td><td>冷凍空気調和機器施工作業</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>配管</td><td>建築配管作業
プラント配管作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>熱絶縁施工</td><td>保温保冷工事作業</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>溶接</td><td>手溶接
半自動溶接</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
ライフライン・設備（複数の建設技能者を指導しながら、電気通信、ガス、水道、電気その他のライフライン・設備の整備・設置、変更又は修理の作業等に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td>建設分野特定技能2号評価試験（ライフライン・設備）
技能検定1級（配管）
技能検定1級（建築板金）
技能検定1級（熱絶縁施工（保温保冷工事作業））
技能検定1級（冷凍空気調和機器施工）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">造船・舶用工業分野</td><td>【特定技能1号】
造船（監督者の指示を理解し又は自らの判断により船舶の製造工程の作業に従事）</td><td>造船・舶用工業分野特定技能1号試験（造船）
技能検定3級（塗装）
技能検定3級（とび）
技能検定3級（配管）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和6年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（造船）に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能1号試験（溶接）
造船・舶用工業分野特定技能1号試験（塗装）
造船・舶用工業分野特定技能1号試験（鉄工）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>溶接</td><td>手溶接
半自動溶接</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>塗装</td><td>建築塗装
金属塗装
鋼橋塗装
噴霧塗装</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>鉄工</td><td>構造物鉄工</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>とび</td><td>とび</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>配管</td><td>建築配管
プラント配管</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
造船（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら船舶の製造工程の造船作業に従事）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>造船・舶用工業分野特定技能2号試験（造船）
技能検定1級（塗装）
技能検定1級（鉄工）
技能検定1級（とび）
技能検定1級（配管）</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通(特定技能1号・2号)	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等 (実務経験を除く。)
				職種	作業	
造船・舶用工業分野						【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(造船)に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(塗装) 造船・舶用工業分野特定技能2号試験(鉄工)
	【特定技能1号】 舶用機械(監督者の指示を理解し又は自らの判断により舶用機械の製造工程の作業に従事)	造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用機械) 技能検定3級(塗装) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(配管) 技能検定3級(鋳造) 技能検定3級(機械保全)	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上)	溶接	手溶接	
					半自動溶接	
				塗装	建築塗装	
					金属塗装	
					鋼橋塗装	
					噴霧塗装	

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
造船・舶用工業分野		【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和6年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（舶用機械）に合格したものとみなす。 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（溶接） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（塗装） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（鉄工） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（仕上げ） 造船・舶用工業分野特定技能1号試験（機械加工）		鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				配管	建築配管	
					プラント配管	
				鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	
					非鉄金属鋳物鋳造	
				金属プレス加工	金属プレス	
				強化プラスチック成形	手積み積層成形	
				機械保全	機械系保全	

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th>技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">造船・舶用工業分野</td><td>【特定技能2号】
舶用機械(複数の作業員を指揮・命令・管理しながら舶用機械の製造工程の作業に従事)</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用機械)
技能検定1級(塗装)
技能検定1級(鉄工)
技能検定1級(仕上げ)
技能検定1級(機械加工)
技能検定1級(配管)
技能検定1級(鋳造)
技能検定1級(金属プレス加工)
技能検定1級(強化プラスチック成形)
技能検定1級(機械保全)</td></tr>
<tr><td></td><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用機械)に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能2号試験(溶接)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験(塗装)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験(鉄工)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験(仕上げ)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験(機械加工)</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
舶用電気電子機器(監督者の指示を理解し又は自らの判断により舶用電気電子機器の製造工程の作業に従事)</td><td>造船・舶用工業分野特定技能1号試験(舶用電気電子機器)
技能検定3級(機械加工)
技能検定3級(電気機器組立て)
技能検定3級(電子機器組立て)
技能検定3級(プリント配線板製造)
技能検定3級(配管)
技能検定3級(機械保全)</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>機械加工</td><td>普通旋盤
フライス盤
数値制御旋盤
マシニングセンタ</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">特定産業分野</td><td>共通（特定技能1号・2号）</td><td colspan="4">特定技能1号</td><td>特定技能2号</td></tr>
<tr><td>特定技能外国人が従事する業務区分</td><td>技能水準及び評価方法等</td><td>日本語能力水準及び評価方法等</td><td colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</td><td rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>職種</td><td>作業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">造船・舶用工業分野</td><td></td><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和6年3月29日閣議決定）による変更前の運用方針別表1a. 試験区分（3（1）ア関係）の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能1号試験（舶用電気電子機器）に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能1号試験（機械加工）
造船・舶用工業分野特定技能1号試験（電気機器組立て）</td><td></td><td rowspan="7">電気機器組立て</td><td>回転電機組立て</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>変圧器組立て</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>配電盤・制御盤組立て</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>開閉制御器具組立て</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>回転電機巻線製作</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>金属プレス加工</td><td>金属プレス</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>電子機器組立て</td><td>電子機器組立て</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">プリント配線板製造</td><td>プリント配線板設計</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>プリント配線板製造</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td rowspan="2">配管</td><td>建築配管</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>プラント配管</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>機械保全</td><td>機械系保全</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【特定技能2号】
舶用電気電子機器（複数の作業員を指揮・命令・管理しながら舶用電気電子機器の製造工程の作業に従事）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>造船・舶用工業分野特定技能2号試験（舶用電気電子機器）
技能検定1級（機械加工）
技能検定1級（電気機器組立て）
技能検定1級（金属プレス加工）
技能検定1級（電子機器組立て）
技能検定1級（プリント配線板製造）
技能検定1級（配管）
技能検定1級（機械保全）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td>造船・舶用工業分野</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和6年3月29日閣議決定)による変更前の運用方針別表2a. 試験区分(3(2)ア関係)の欄に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、造船・舶用工業分野特定技能2号試験(舶用電気電子機器)に合格したものとみなす。

造船・舶用工業分野特定技能2号試験(機械加工)
造船・舶用工業分野特定技能2号試験(電気機器組立て)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">自動車整備分野</td><td>【特定技能1号】
自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する基礎的な業務</td><td>自動車整備分野特定技能1号評価試験

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」(令和5年6月9日閣議決定)による変更前の運用方針3(1)に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、自動車整備分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。

自動車整備分野特定技能評価試験

自動車整備士技能検定3級</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト

又は

日本語能力試験(N4以上)</td><td>自動車整備</td><td>自動車整備</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
他の要員への指導を行いながら従事する自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する一般的な業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>自動車整備分野
特定技能2号評価試験

自動車整備士技能検定2級</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">航空</td><td>【特定技能1号】
空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーの指導・監督の下、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事）</td><td>航空分野特定技能1号評価試験
（空港グランドハンドリング）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験（空港グランドハンドリング）に合格したものとみなす。

特定技能評価試験（航空分野：空港グランドハンドリング）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>空港グランドハンドリング</td><td>航空機地上支援
航空貨物取扱
客室清掃</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
空港グランドハンドリング（社内資格等を有する指導者やチームリーダーとして、地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等に従事し、工程を管理）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>航空分野特定技能2号評価試験
（空港グランドハンドリング）</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
航空機整備
（機体、装備品等の整備業務等）</td><td>航空分野特定技能1号評価試験
（航空機整備）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、航空分野特定技能1号評価試験（航空機整備）に合格したものとみなす。

特定技能評価試験（航空分野：航空機整備）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
航空	【特定技能2号】 航空機整備 （自らの判断により行う、機体、装備品等の専門的・技術的な整備業務等）					航空分野特定技能2号評価試験 （航空機整備） 航空従事者技能証明のうち以下のいずれか 一等航空整備士（飛行機） 一考航空整備士（回転翼航空機） 二等航空整備士（飛行機） 二等航空整備士（回転翼航空機） 一等航空運航整備士（飛行機） 一等航空運航整備士（回転翼航空機） 二等航空運航整備士（飛行機） 二等航空運航整備士（回転翼航空機） 航空工場整備士（機体構造関係） 航空工場整備士（ピストン発動機関係） 航空工場整備士（タービン発動機関係） 航空工場整備士（プロペラ関係） 航空工場整備士（計器関係） 航空工場整備士（電子装備品関係） 航空工場整備士（電気装備品関係） 航空工場整備士（無線通信機器関係）
宿泊分野	【特定技能1号】 宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務	宿泊分野特定技能1号評価試験 【経過措置】 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、宿泊分野特定技能1号評価試験に合格したものとみなす。 宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	宿泊	接客・衛生管理	
	【特定技能2号】 複数の従業員を指導しながら、宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客、レストランサービス等の宿泊サービスの提供に従事する業務					宿泊分野特定技能2号評価試験

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
自動車運送業分野	【特定技能1号】 トラック運転者（事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般）	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 （トラック）及び第一種運転免許	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			
	【特定技能1号】 タクシー運転者（事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般）	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 （タクシー）及び第二種運転免許	日本語能力試験（N3以上）			
	【特定技能1号】 バス運転者（事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般）	自動車運送業分野 特定技能1号評価試験 （バス）及び第二種運転免許	日本語能力試験（N3以上）			

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
鉄道分野	【特定技能1号】 軌道整備（軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （軌道整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鉄道施設保守整備	軌道保守整備	
	【特定技能1号】 電気設備整備（電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （電気設備整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）			
	【特定技能1号】 車両整備（鉄道車両の整備業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （車両整備）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	鉄道車両整備	走行装置検修・解ぎ装	
					空気装置検修・解ぎ装	
	【特定技能1号】 車両製造（鉄道車両、鉄道車両部品等の製造業務等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （車両製造） 技能検定3級（機械加工） 技能検定3級（仕上げ） 技能検定3級（電子機器組立て） 技能検定3級（電気機器組立て） 技能検定3級（塗装）	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	機械加工	普通旋盤	
					フライス盤	
					数値制御旋盤	
					マシニングセンタ	
				金属プレス加工	金属プレス	
				鉄工	構造物鉄工	
				仕上げ	治工具仕上げ	
					金型仕上げ	
					機械組立仕上げ	
				電子機器組立て	電子機器組立て	
				電気機器組立て	回転電機組立て	
					変圧器組立て	
					配電盤・制御盤組立て	
					開閉制御器具組立て	
					回転電機巻線製作	
				塗装	金属塗装	
					噴霧塗装	
				溶接	手溶接	
					半自動溶接	
	【特定技能1号】 運輸係員（駅係員、車掌 、運転士等）	鉄道分野特定技能1号評価試験 （運輸係員）	日本語能力試験（N3以上）			

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="4">農業分野</td><td>【特定技能1号】
耕種農業全般
（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）</td><td>1号農業技能測定試験（耕種農業全般）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験（耕種農業全般）に合格したものとみなす。

農業技能測定試験（耕種農業全般）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td rowspan="3">耕種農業</td><td>施設園芸
畑作野菜
果樹</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
耕種農業全般（栽培管理、農産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2号農業技能測定試験
（耕種農業全般）</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
畜産農業全般
（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）</td><td>1号農業技能測定試験（畜産農業全般）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号農業技能測定試験（畜産農業全般）に合格したものとみなす。

農業技能測定試験（畜産農業全般）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>畜産農業</td><td>養豚
養鶏
酪農</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
畜産農業全般（飼養管理、畜産物の集出荷・選別等）及び当該業務に関する管理業務</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2号農業技能測定試験
（畜産農業全般）</td></tr>
<tr><td>漁業分野</td><td>【特定技能1号】
漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）</td><td>1号漁業技能測定試験（漁業）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験（漁業）に合格したものとみなす。

漁業技能測定試験（漁業）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験（N4以上）</td><td>漁船漁業</td><td>かつお一本釣り漁業、延縄漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、ひき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、かに・えびかご漁業、棒受網漁業</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><th rowspan="2">特定産業分野</th><th>共通（特定技能1号・2号）</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th>特定技能外国人が従事する業務区分</th><th>技能水準及び評価方法等</th><th>日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
（実務経験を除く。）</th></tr>
<tr><th></th><th></th><th></th><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">漁業分野</td><td>【特定技能2号】
漁業（漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等）、操業を指揮監督する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2号漁業技能測定試験（漁業）
日本語能力試験（N3以上）</td></tr>
<tr><td>【特定技能1号】
養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）</td><td>1号漁業技能測定試験（養殖業）

【経過措置】
「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の一部変更について」（令和5年6月9日閣議決定）による変更前の運用方針3（1）に掲げる試験のうち、下記に掲げる試験に合格した者は、1号漁業技能測定試験（養殖業）に合格したものとみなす。

漁業技能測定試験（養殖業）</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト

又は

日本語能力試験（N4以上）</td><td>養殖業</td><td>ほたてがい・まがき養殖</td><td></td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
養殖業（養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫（穫）・処理、安全衛生の確保等）、養殖を管理する者の補佐、作業員の指導及び作業工程の管理</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2号漁業技能測定試験（養殖業）
日本語能力試験（N3以上）</td></tr>
</table>

特定産業分野	共通（特定技能1号・2号）	特定技能1号				特定技能2号
	特定技能外国人が従事する業務区分	技能水準及び評価方法等	日本語能力水準及び評価方法等	試験免除等となる技能実習2号		技能水準及び評価方法等（実務経験を除く。）
				職種	作業	
飲食料品製造業分野	【特定技能1号】 飲食料品製造全般（飲食料品（酒類を除く。）の製造・加工及び安全衛生の確保）	飲食料品製造業特定技能1号 技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験（N4以上）	缶詰巻締	缶詰巻締	
				食鳥処理加工業	食鳥処理加工	
				加熱性水産加工食品製造業	節類製造	
					加熱乾製品製造	
					調味加工品製造	
					くん製品製造	
				非加熱性水産加工食品製造業	塩蔵品製造	
					乾製品製造	
					発酵食品製造	
					調理加工品製造	
					生食用加工品製造	
				水産練り製品製造	かまぼこ製品製造	
				牛豚食肉処理加工業	牛豚部分肉製造	
				ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	

<table>
<tr><th rowspan="3">特定産業分野</th><th>共通(特定技能1号・2号)</th><th colspan="4">特定技能1号</th><th>特定技能2号</th></tr>
<tr><th rowspan="2">特定技能外国人が従事する業務区分</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等</th><th rowspan="2">日本語能力水準及び評価方法等</th><th colspan="2">試験免除等となる技能実習2号</th><th rowspan="2">技能水準及び評価方法等
(実務経験を除く。)</th></tr>
<tr><th>職種</th><th>作業</th></tr>
<tr><td rowspan="2">飲食料品製造業分野</td><td></td><td></td><td></td><td>パン製造</td><td>パン製造</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>そう菜製造業</td><td>そう菜加工</td></tr>
<tr><td>【特定技能2号】
飲食料品製造全般(飲食料品(酒類を除く。)の製造・加工及び安全衛生の確保)及び当該業務に関する管理業務</td><td></td><td></td><td>農産物漬物製造業</td><td>農産物漬物製造</td></tr>
<tr><td rowspan="3">外食業分野</td><td>【特定技能1号】
外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)</td><td>外食業特定技能1号技能測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td>医療・福祉施設給食製造</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">【特定技能2号】
外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)及び店舗経営</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>外食業特定技能2号技能測定試験</td></tr>
<tr><td>日本語能力試験(N3以上)</td></tr>
<tr><td>林業分野</td><td>【特定技能1号】
林業(育林、素材生産等)</td><td>林業技能測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>木材産業分野</td><td>【特定技能1号】
製材業、合板製造業等に係る木材の加工等</td><td>木材産業特定技能1号測定試験</td><td>国際交流基金日本語基礎テスト
又は
日本語能力試験(N4以上)</td><td>木材加工</td><td>機械製材</td><td></td></tr>
</table>

（学生用）

経　費　支　弁　書

日本国法務大臣　殿

国籍＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　　月　　日生　　（男・女）

私は，このたび上記のものが日本国に在留中／入国した際の経費支弁者になりましたので，下記のとおり経費支弁の引受け経緯を説明するとともに経費支弁について証明します。

記

1　経費の支弁を引受け経緯（申請者の経費支弁を引受けた経緯及び申請者との関係について具体的に記載して下さい。）

2　経費支弁内容

私＿＿＿＿＿＿＿＿は，上記の者の日本国滞在について，下記のとおり経費を支弁することを証明します。

また，上記の者が在留期間更新許可申請の際には，送金証明書又は本人名義の預金通帳（送金事実，経費支弁事実が記載されたもの）の写し等で，生活費等の支弁事実を明らかにする書類を提出します。

記

（1）学　　費　　毎月・半年ごと・年間　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（2）生 活 費　　月額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（3）支弁方法　　（送金・振込み等支弁方法を具体的に書いて下さい。）

年　　月　　日

経費支弁者

住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

TEL＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学生との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（学生用）

履　歴　書

1　国籍：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　生年月日：＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　　性別　男・女

3　現住所：＿＿

4　配偶者の有無：　無・有　（配偶者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

5　学歴：（初等教育（小学校）から順次最終学歴まで）

	学校名	所在地	修学期間 入学年月日	修学期間 卒業年月日
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

6　日本語学習歴：

	学校名	所在地	修学期間 入学年月日	修学期間 卒業年月日
(1)				

7　職歴（就職年月日順に記載すること）

	会社名	所在地	就職年月日	退職年月日
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				

8　出入国歴

	入国年月日	出国年月日	在留資格	入国目的
(1)				
(2)				
(3)				
(4)				
(5)				

さらに出入国歴がある場合には，下記に記入して下さい。

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

＿＿

（学生用）

9　修学理由：

10　修了後の予定：

進学希望・就職希望・事業経営希望・その他

（1）進学希望先学校名：_____

希　望　学　科：_____

（2）就職予定先名称：_____

就職予定先住所：_____

事　業　内　容：_____

（3）自営

事業先住所：_____

事　業　内　容：_____

資金調達計画・方法：_____

（4）その他

以上のことはすべて事実であり，私_____が直筆したものです。

作成年月日：_____年____月____日

本人署名_____

参考様式

推　薦　状

年　月　日

＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

下記の者については、本校を卒業後、本邦において就職活動を行っており、就職活動を継続するに当たって、
１．資格外活動を行う場合には、許可される範囲内で資格外活動を行うこと
２．その他日本国法令を遵守すること
を指導しており、就職活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

記

氏　　名
国籍・地域
住 居 地
生年月日　　年　月　日

推薦者

教育機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(注) 申請に当たっては、「在留資格変更許可・在留期間更新許可・資格外活動許可」のうち、該当しないものを二重線で消去してください。

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援に関する確認書

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援として「特定活動」の在留期間更新許可を受けるに当たって、下記の事項について確認します。

記

（教育機関名）と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況について報告するとともに、就職活動に関する情報の提供を受けます。

年　月　日作成

申請人署名

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援に関する確認書

海外の大学等を卒業した留学生に対する就職活動支援として「特定活動」への在留資格変更許可を受けるに当たって、下記の事項について確認します。

記

＿＿（教育機関名）＿＿と定期的に面談を行い、就職活動の進捗状況について報告するとともに、就職活動に関する情報の提供を受けます。

＿＿＿＿＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日作成

申請人署名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参考様式

海外の大学等を卒業した留学生の就職活動支援に関する認定日本語教育機関等の要件適合状況について

年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

教育機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記のとおり、本校の要件適合状況に関する確認資料を提出します。

記

1　職業安定法に基づく職業紹介事業の許可の取得又は届出の状況

許可番号： 届出受理番号：

※ 許可証等の写しを添付すること。

就職を目的とするコースの設置状況

※ コース名やカリキュラムの概要等について記載し、パンフレット等があれば添付すること。

2　在籍していた留学生の本邦における就職状況

卒業等年度	就職希望者の卒業者数 （人）	本邦における就職者数 （人）

※ 就職が決定した留学生の情報（海外の卒業大学等、学部、専門分野、就職先企業名、就労分野等）を表形式にとりまとめた資料を添付すること。

3　留学生との卒業等後の定期的な面談の方法

※ 面談の頻度や場所、就職活動の進捗状況の確認方法や就職活動に関する情報提供の方法等について記載すること。

4　卒業等後の就職活動継続期間に就職が決定しなかった場合又は就職活動を取り止める場合の留学生への帰国指導等の方法

※ 帰国航空券の確認を行う等、具体的な指導等の方法について記載すること。

誓　約　書

年　　月　　日

＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

下記の者については，　　年　　月　　日から雇用することとなっている者であり，採用までの間本邦に在留するに当たり，当社において以下の事項について遵守することを誓います。

1．定期的（少なくとも3か月に1回）連絡をとること
2．内定を取消すべき事由が発生した場合には遅滞なく出入国在留管理局へ連絡すること
3．採用前に就労を目的とする在留資格変更許可申請を受けるよう指導し，当該許可が出るまでは就労活動をさせないこと
4．その他日本国法令を遵守させること

記

氏　　名
国　　籍
住　　所
生年月日　　年　　月　　日生

＿＿（企業名）＿＿

（人事担当者連絡先）

（起業活動外国人用）

推　薦　状

年　月　日

＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

下記の者については，本校在学中の成績及び素行に問題がなく，本邦において起業活動を行っており，起業活動を行うことを目的とする在留資格変更許可・在留期間更新許可・再入国許可を受けることが適当な者として推薦いたします。

なお，下記の者の本校卒業後の起業活動の状況については毎月確認を行うとともに，起業活動の継続が困難となった場合には帰国への協力等適正な措置を採ることを申し添えます。

記

氏　名
国　籍
住　所
生年月日　　年　月　日生

推薦者

学校名＿＿＿＿＿＿

（注）申請に当たっては，「在留資格変更許可・在留期間更新許可・再入国許可」のうち，該当しないものを二重線で消去してください。

（学生用）

在留期間更新申請・在留資格変更申請に係る質問書

1　国籍

2　氏名　　男・女

3　生年月日　　年　　月　　日生

4　日本に入国後，経費支弁者からの送金を受けましたか。　　はい/いいえ

4-2　受けた場合は，いつ，誰から，どんな方法でいくら送ってきましたか。

いつごろ	年　月	年　月
誰から		
金額	円	円
方法		
利用銀行	銀行　支店 口座名義人 口座番号	銀行　支店 口座名義人 口座番号

4-3　自分自身で，又は友人等が直接持参した場合は，その時期及び友人・知人の氏名を記載してください。

いつ　　年　　月　　日ごろ

誰が　氏名　　㊞

4-4　上記以外に送金を受けた事実をどんな方法で証明できますか。また，証明できない場合は，その理由を具体的に述べてください。

○証明方法

○証明できない理由

4-5　送金を受けなかった場合は，その理由と日本での学費・滞在費等の経費支弁方法を具体的に述べてください。

○送金を受けなかった理由

○経費支弁方法

5　学費，食費，家賃等で毎月合計いくら程度の経費がかかりますか。

万円

6　アルバイトをしている場合は，その就労先を記入してください。

就労先所在地

就労先名称　　㊞

担当業務

1週間の就労時間数・報酬　　時間　　時給/日当

円

以上の記載は事実に相違ありません。

年　　月　　日

申請人（署名）＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）この質問書は，申請書に記載された事項を補完するものであり，審査結果に反映されますので正確にお答えください。万一，虚偽又は事実に反する事柄を記載した場合は，不利な取扱いを受けることがありますので，十分御注意ください。

（学生用）

出席状況及び資格外活動の規定の遵守に係る在籍管理の整備について

国　　籍 ----------
氏　　名 ----------
生年月日 ----------年----月----日　性別　男・女
所 属 科 ----------研究科

上記の者は，当大学夜間大学院研究科に在籍する者であり，当大学では，当該学生を受入れるにあたり，下記のとおり当該学生の出席状況及び資格外活動の遵守状況を十分に管理する体制を整備しています。

記

1　出席状況の管理（当該学生の授業及び研究活動における出席状況の確認及び把握方法，出席状況が良好でない場合の指導等具体的に明示すること。）

2　資格外活動の遵守状況の管理（当該学生に対する資格外活動に係る指導及び把握方法等具体的に明示すること。）

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

所在地 ----------
学校名 ----------
留学生担当課職氏名 ----------

（研修用）

招へい理由書

1　研修する技術，技能又は知識

2　招へい経緯

3　研修の必要性（実務研修を行う場合は，実務研修を行う必要性を含む。）

年　　月　　日

研修生受入機関名

研修実施責任者職氏名

陳述書（Statement）

1. 所持金，銀行預金，その他の資産
   Amount of cash, deposit accounts, and any other financial assets

2. 生活費を支援してくれる家族，親族，友人，団体，保証人
   Family, relatives, friends, organizations, guarantor in Japan who can financially support you

3. 稼働予定先（稼働を希望する場合）
   Planned place of employment (if you intend to work)

   (1) 会社名
   Company name
   (2) 会社住所/電話
   Company address / phone number

   (3) 仕事の内容
   Description of job

   (4) 週間稼働時間
   Working hours per week
   (5) 月額報酬
   Revenue per month

○○部門から○○部門に対し，私の申請内容に間違いがないか確認することに同意します。
I give permission for the ○○ Department to verify with the ○○ Department that the contents of this application are true and correct.

年月日
Date
署　名
Signature

（特定活動イ用）

同　意　書

年　月　日

法　務　大　臣　　殿

当機関（以下「甲」という。）は，下記の者（以下「乙」という。）との契約に当たり，以下の事項について遵守することに同意します。

1　乙の稼動状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況，乙が事業経営している場合の乙の事業経営状況（乙の経営に係る外国人社員リストを含む。））について，甲は出入国在留管理局へ１年に１回定期報告すること

2　乙との契約内容の変更又は乙との契約の終了（解雇を含む。）があったときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること

3　乙の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること

4　乙との契約が終了（解雇を含む。）したときは，甲は乙を速やかに出国させること（乙が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）

5　甲は乙が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること

記

氏　　名
国　　籍
生年月日

本店等所在地：
機　関　名：
代表者氏名：

（特定活動Ｏ用）

同　意　書

年　月　日

法　務　大　臣　　殿

当機関（以下「甲」という。）は，下記の者（以下「乙」という。）との契約に当たり，以下の事項について遵守することに同意します。

1　乙の稼動状況等（勤務場所・出勤状況を含めた契約の履行状況（派遣先でのものも含む。））について，甲は出入国在留管理局へ１年に１回定期報告すること
2　乙との契約内容の変更（派遣先の変更を含む。）又は乙との契約の終了（解雇を含む。）があったときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること
3　乙の入管法違反又は刑罰法令違反が判明したときは，甲は速やかに出入国在留管理局へ報告すること
4　乙との契約が終了（解雇を含む。）したときは，甲は乙を速やかに出国させること（乙が在留資格変更許可申請を行った場合を除く。）
5　甲は乙が日本国法令を遵守するよう指導・監督すること

記

氏　　名
国　　籍
生年月日

本店等所在地：
機　関　名：
代表者氏名：

(BPA 看護師等用)

日本人と同等以上の報酬額を支払う旨の報告書

受入れ施設名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受入れ施設住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当施設において受け入れている看護師候補者・介護福祉士候補者・看護師・介護福祉士

氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

国籍・地域 ＿＿＿＿＿＿ 生年月日 ＿＿＿＿＿＿年　月　日 に対する報酬は，

当施設において ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ の業務に従事する，経験年数 ＿＿＿ 年目の者

（ ＿＿＿＿＿＿ 資格保有）と同等とし，当施設の賃金規定第 ＿＿ 条に基づき，

＿＿＿＿＿＿ 円　（基本給 ＿＿＿＿ 円，諸手当 ＿＿＿＿ 円）

としています。

※不要な字は抹消して使用のこと

＿＿＿出入国在留管理局長　殿

看護師等に対する報酬について，上記のとおりであることを報告します。

年　月　日

受入れ機関名称

受入れ機関住所

代表者職氏名

連絡先電話番号

担当者職氏名

（研修用）

研修生処遇概要書

1　研修経費等

区　　分	支給者	支給額（負担内容）	備　　考
入国渡航費（１人当たり）		円	
帰国渡航費（１人当たり）		円	
研修手当（１人１月当たり）		円	
宿泊施設		寮・寄宿舎，その他（　　）	
（実務研修を含む場合のみ記載）		名　称	
		所在地	
		宿舎規模　㎡	収容人員　人	1人当たり居室　㎡
研修費（１人当たり）		教材費	
		施設費	
		講師費	
		その他	

（注）支給者欄記号

A　受入れ機関　　B　A以外の受入れ機関（機関名　　）

C　送出し機関（所属機関）　D　C以外の送出し機関（機関名　　）

E　研修生負担　　F　研修生負担（受入れ機関が一部補助）　　G　あっせん機関

2　研修実施日及び研修時間

研修実施日（１週間のうち、原則として　　曜日から　　曜日まで。週　　日）

休日：祝祭日、その他の休日（有・無）

研修時間（１日原則　　時間。　　時　　分から　　時　　分まで）

3　死亡・疾病・負傷の保障措置　*（実務研修を含む場合に記載）*

①　保険加入（下記記載）　　②　別途保障（保障証明書を添付）

加入保険種類	保険会社名	給付内容	
民間保険		傷害死亡・後遺傷害	円
		傷害治療	円
		疾病死亡	円
		疾病治療	円
		賠償責任	円
		救援者費用等	円
		その他	円

4　その他特記事項

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名　＿＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿

（研修用）

受入れ機関概要書（その1）

1　受入れ機関の状況

(1) 受入れ機関名		
(2) 所在地	（〒　－　）	TEL FAX
(3) 代表者氏名		
(4) 業種及び主要製品		
(5) 常勤職員数 （研修生・技能実習生を除く。）	合計　　人，（事務部員　　人　現場部員　　人）	
(6) 前年度売上高	円	
(7) 前年度経常損益	利益・損失　　円	
(8) 前年度当期純損益	利益・損失　　円	

（注）研修生・技能実習生を除く外国人従業員（パート等は除く）については，常勤職員数に含む。

2　研修事業の実績

(1) これまでの研修生受入れ実績 （国籍・地域別に記入する。）	
(2) 現在受け入れている研修生の数	
(3) 過去3年間の中途帰国者数	
(4) 過去3年間の行方不明者数 （行方不明年月日をかっこ書きにする。）	

3　受入れ機関の経営者，管理者及び生活指導員

※生活指導員については，実務研修を含む場合に記載

	経営者名	管理者名	生活指導員
役職・地位			
氏名			
①過去に「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
②入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
③過去5年間に他の機関の経営者，役員又は管理者として研修・技能実習の運営又は監理に従事しており，当該他の機関が「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	

注）実務研修を含む研修を実施する場合，上記3①～③において「あり」に該当する場合は，「受入れ機関概要書（その2）」を提出すること。

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名

（研修用）

受入れ機関概要書（その２）

4　受入れ機関における従業員の労働条件 *（実務研修を含む場合のみ記載）*

(1)	近年次の初任給	大卒　　円，高卒　　円，中卒　　円		
(2)	１月当たり時間内平均賃金	円		
(3)	労働時間	：　～　：　，週　　時間		
(4)	健康診断	年　　回，前回実施　　年　　月　　日		
(5)	安全管理者	あり・なし	(6) 衛生管理者	あり・なし
(7)	休業４日以上の事故発生件数及び延人員（１年間）		(8) 死亡事故発生件数及び人員（１年間）	
(9)	労働基準監督署による労働基準法違反の指摘（3年間）の有無及び改善状況	あり（　　年　　月　　日）・なし 内容及び改善状況		
(10)	研修生に対する労働安全衛生上の措置			

5　入管法第７条第１項第２号の基準省令「研修」の第１０号～第１４号における特記事項
（上記３①～③において，「あり」に該当する場合に記載）

6　その他特記事項

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名

（研修用）

あっせん機関概要書

1　あっせん機関の状況

(1) あっせん機関名		
(2) 所在地	（〒　－　）	TEL FAX
(3) 代表者氏名		
(4) 業種等		
(5) 常勤職員数		人
(6) 研修あっせん事業担当者氏名		

2　研修生あっせん事業の実績

(1)	これまでの研修生あっせん実績 （国籍・地域別に記入する。）	
(2)	現在あっせんしている研修生の数	
(3)	過去3年間にあっせんした研修生の中途帰国者数	
(4)	過去3年間にあっせんした研修生の行方不明者数 （行方不明年月日をかっこ書きにする。）	

3　あっせん機関の経営者，管理者及び常勤職員

	経営者名	管理者名	常勤職員
役職・地位			
氏名			
①過去に「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
②入管法・労働関係法令に違反して刑に処せられたことの有無	あり・なし	あり・なし	あり・なし
③過去５年間に他の機関の経営者，役員又は管理者として研修・技能実習の運営又は監理に従事しており，当該他の機関が「不正行為」・「不正行為に準ずる行為」認定を受けたことの有無	あり・なし	あり・なし	

4　入管法第７条第１項第２号の基準省令「研修」の第１６号～第１９号における特記事項

（上記３①～③において，「あり」に該当する場合に記載）

時期，内容及び再発防止に必要な改善措置について

年　　月　　日　作成

あっせん機関名

責任者　役職・氏名

（研修用）

研修・生活状況等報告書

年　　月　　日　作成

＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

受入れ機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

責任者　役職・氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　研修実施状況　（※印のある欄にマークした場合，その具体的内容を別紙に記載し添付する。）

(1)	研修実施予定表の保管	□ 保管あり	□ 保管なし		
(2)	研修実施予定表の内容	□ 変更なし	□ 変更あり（※）		
(3)	研修の実施状況	□ 計画どおり実施	□ ほぼ計画どおり実施	計画どおり実施できず（※）	
	ア　非実務研修の実施状況	□ 計画どおり実施	□ ほぼ計画どおり実施	□ 計画どおり実施できず（※）	
	イ　実務研修の実施状況	□ 計画どおり実施	□ ほぼ計画どおり実施	□ 計画どおり実施できず（※）	
(4)	技術・技能・知識の習熟度	□ 良好	普通	□ やや不良	□ 不良（※）
(5)	日本語の習熟度	□ 良好	□ 普通	□ やや不良	不良（※）
(6)	事故者の有無	□ 無	有	【病気入院 ＿＿＿人，傷害入院 ＿＿＿人（うち実習中 ＿＿＿人・実習外 ＿＿＿人）】	
				【途中帰国 ＿＿＿人，行方不明 ＿＿＿人】	
(7)	研修実施場所の変更	□ 無	有（※）		
(8)	研修生の宿泊場所の変更	□ 無	有（※）		
(9)	研修指導員の変更	□ 無	有（※）		
(10)	生活指導員の変更	□ 無	□ 有（※）		
(11)	研修生の研修態度	□ 良好	普通	□ やや不良	□ 不良（※）

2　生活状況

(1)	研修生の生活態度	□ 良好	□ 普通	□ やや不良	□ 不良（※）
(2)	研修生の健康状態	□ 良好	□ 普通	やや不良	□ 不良（※）
(3)	規律等違反の有無	□ 無	□ 有		
			□ 会社，寮等での規律違反	□ 集団生活上のトラブル	
			□ 近所とのトラブル	□ その他（　　）	

3　申請者等の個人別在留状況表　（申請人のほか，申請人と同時入国し，同一の企業・機関で研修を受けている若しくは受けていた研修生全員について記載する。）

国籍・地域	氏　名（ローマ字）	性別	生年月日	研修内容	研修態度（注1）	研修意欲（注1）	習熟度合（注1）	欠勤遅刻早退（注1）	生活態度（注1）	規律違反（注1）	備考（注2）
			年 月　日								
			年 月　日								
			年 月　日								

注1　「良好→◎　普通→○　やや不良→△　不良→×」として記入する。

注2　「備考」欄には，同日に入国し，同一の企業等で研修を受けたグループのうち，中途帰国した者や行方不明となった者等ついての詳細内容を記載する。

（研修用）

研修・生活状況等報告書

年　　月　　日　作成

受入れ機関名

責任者　役職・氏名

3　申請者等の個人別在留状況表（申請人のほか，申請人と同時入国し，同一の企業・機関で研修を受けている若しくは受けていた研修生全員について記載する。）

国籍・地域	氏　名（ローマ字）	性別	生年月日	研修内容	研修態度（注1）	研修意欲（注1）	習熟度合（注1）	勤怠状況（注1）	生活態度（注1）	規律違反（注1）	備考（注2）
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							
			年 月　日	（　　）							

注1　「良好→◎　普通→○　やや不良→△　不良→×」として記入する。

注2　「備考」欄には，同日に入国し，同一の企業等で研修を受けたグループのうち，中途帰国した者や行方不明となった者等ついて詳細内容を記載する。

（平成27年1月1日以降）　　参考様式

高度専門職ポイント計算表（高度専門職1号イ・高度専門職2号）

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第1号の規定に基づき，ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準				チェック	点数	疎明資料
学歴	博士（専門職学位を除く）				□	30	①
	修士又は専門職学位				□	20	
職歴	従事しようとする研究，研究の指導又は教育に係る実務経験						②
	7年以上				□	15	
	5年以上7年未満				□	10	
	3年以上5年未満				□	5	
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上			③
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	□	40	
	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	□	35	
	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	□	30	
	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	－	□	25	
	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	－	□	20	
	500 ～ 600万円	500 ～ 600万円	－	－	□	15	
	400 ～ 500万円	－	－	－	□	10	
年齢	申請の時点の年齢						
	30歳未満				□	15	
	30～34歳				□	10	
	35～39歳				□	5	
研究実績	発明者として特許を受けた発明が1件以上				□	20	④
	外国政府から補助金，競争的資金等を受けた研究に3回以上従事				□	2以上に該当する場合は25	⑤
	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上				□		⑥
	その他法務大臣が認める研究実績				□		⑦
特別加算	契約機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている				□	10	⑨
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者				□	10	⑩
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額（売上高）の3%超 試験研究費等 ／ 売上高 ＝ ＿＿＿＿＿＿円 ／ ＿＿＿＿＿＿円 ＝ ＿＿＿＿＿＿%				□	5	⑩⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有				□	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				□	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				□	15	⑭
					合計	0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名　　年　　月　　日

（平成27年1月1日以降）　　参考様式

高度専門職ポイント計算表（高度専門職1号ロ・高度専門職2号）

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第2号の規定に基づき，ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準				チェック	点数	疎明資料
学歴	博士（専門職学位を除く）				□	30	①
	修士又は専門職学位				□	20	
	経営管理に関する専門職学位（MBA，MOT）を保有				□	5	
	大卒又はこれと同等以上の教育（博士，修士を除く）				□	10	
職歴	従事しようとする業務に係る実務経験						②
	10年以上				□	20	
	7年以上10年未満				□	15	
	5年以上7年未満				□	10	
	3年以上5年未満				□	5	
年収	30歳未満	30～34歳	35～39歳	40歳以上			③
	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	1,000万円以上	□	40	
	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	900 ～ 1,000万円	□	35	
	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	800 ～ 900万円	□	30	
	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	700 ～ 800万円	－	□	25	
	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	600 ～ 700万円	－	□	20	
	500 ～ 600万円	500 ～ 600万円	－	－	□	15	
	400 ～ 500万円	－	－	－	□	10	
	（注）年収が300万円に満たないときは，他の項目の合計が70点以上でも，高度専門職外国人としては認められません。						
年齢	申請の時点の年齢						
	30歳未満				□	15	
	30～34歳				□	10	
	35～39歳				□	5	
研究実績	発明者として特許を受けた発明が1件以上				□	15	④
	外国政府から補助金，競争的資金等を受けた研究に3回以上従事				□		⑤
	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上				□		⑥
	その他法務大臣が認める研究実績				□		⑦
資格	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格（業務独占資格又は名称独占資格）を保有，又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有				○1つ保有	5	⑧
					○複数保有	10	
特別加算	契約機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている				□	10	⑨
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者				□	10	⑩
	契約機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額（売上高）の3%超 試験研究費等 ／ 売上高 ＝ ％				□	5	⑩⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有				□	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了				□	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業				□	15	⑭
					合計	0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名　　年　　月　　日

(平成27年1月1日以降)　　参考書式

高度専門職ポイント計算表(高度専門職1号ハ・高度専門職2号)

「出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき，出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令」第1条第1項第3号の規定に基づき，ポイントの自己計算を行ったので提出します。

項目	基準	チェック	点数	疎明資料
学歴	博士，修士又は専門職学位	□	20	①
	経営管理に関する専門職学位(MBA，MOT)を保有	□	5	
	大卒又はこれと同等以上の教育(博士，修士を除く)	□	10	
職歴	事業の経営又は管理に係る実務経験			②
	10年以上	□	25	
	7年以上10年未満	□	20	
	5年以上7年未満	□	15	
	3年以上5年未満	□	10	
年収	3,000万円以上	□	50	③
	2,500 ～ 3,000 万円	□	40	
	2,000 ～ 2,500 万円	□	30	
	1,500 ～ 2,000 万円	□	20	
	1,000 ～ 1,500 万円	□	10	
	(注)年収が300万円に満たないときは，他の項目の合計が70点以上でも，高度専門職外国人としては認められません。			
地位	代表取締役，代表執行役又は代表権のある業務執行社員	○	10	⑮
	取締役，執行役又は業務執行社員	○	5	
特別加算	活動機関がイノベーション創出促進支援措置を受けている	□	10	⑨
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	□	10	⑩
	活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%超 試験研究費等 / 売上高 ＿＿＿＿＿＿ 円 / 円 = ％	□	5	⑩ ⑪
	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有	□	5	⑫
	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	□	10	⑬
	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	□	15	⑭
		合計	0	

以上の記載内容は事実と相違ありません。
申出人又は出入国管理及び難民認定法第7条の2に基づき法務省令で定める代理人の署名／作成年月日

署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　年　月　日

A:高度専門職1号イ　B:高度専門職1号ロ　C:高度専門職1号ハ

ポイント計算表の該当番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)		項目
①	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書		学歴 (ABC)
②	高度専門職外国人として従事しようとする業務に従事した期間及び業務の内容を明らかにする資料(所属していた機関作成のもの)		職歴 (ABC)
③	年収(契約機関・活動機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額)を証する文書 ※年収(契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額)とは,(直前までの期間を含む)過去の在留における年収ではなく,申請に係る高度専門職外国人としての活動に従事することにより受ける(予定)年収を意味します。		年収 (ABC)
④	発明者として特許を受けた発明が1件以上	そのことを証する文書(例えば,申請人の氏名が明記されている特許証の写し)	研究実績 (AB)
⑤	入国前に外国政府から補助金,競争的資金その他の金銭の給付を受けた研究に3回以上従事	そのことを証する文書(例えば,申請人の氏名が明記されている交付決定書の写し)	
⑥	学術論文データベースに登載されている学術雑誌に掲載された論文が3本以上	論文のタイトル,著者氏名,掲載雑誌名,掲載巻・号,掲載ページ,出版年を記載した文書(様式自由) ※申請人が責任著者であるものに限ります。 ※「学術論文データベース」とは,世界規模で研究者の学術論文に関する情報を収集し,提供している民間企業のサービスです。具体的には,トムソン・ロイター社(本社・カナダ)やエルゼビア社(本社・オランダ)が提供している学術論文データベースなどがあります。	
⑦	その他法務大臣が認める研究実績	そのことを証する文書	
⑧	従事しようとする業務に関連する日本の国家資格(業務独占資格又は名称独占資格)を保有,又はIT告示に定める試験に合格し若しくは資格を保有	そのことを証する文書(例えば,合格証明書の写し)	資格 (B)
⑨	契約機関・活動機関が出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の規定に基づき法務大臣が定める法律の規定等を定める件別表第1又は別表第2に掲げるイノベーションを促進するための支援措置	そのことを証する文書(例えば,補助金交付決定通知書の写し)	特別加算 (ABC)

A:高度専門職1号イ　B:高度専門職1号ロ・C:高度専門職1号ハ

ポイント計算表の該当番号	ポイント計算表の各項目に関する疎明資料(基本例)		項目
⑩	契約機関・活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者	1 主たる事業を確認できる会社のパンフレット等 2 次のいずれかの文書 (1)資本金の額又は出資の総額を証する次のいずれかの文書 ア 法人の登記事項証明書 イ 決算文書の写し ウ 資本金額，出資総額が確認可能な定款の写し (2)雇用保険，労働保険，賃金台帳の写し等従業員数を証する文書	特別加算(続き) (ABC)
⑪	契約機関・活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，申請等の日の属する事業年度の前事業年度(申請等の日が前事業年度経過後2か月以内の場合は前々事業年度)における試験研究費及び開発費の合計金額が，総収入金額から固定資産若しくは有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額(売上高)の3%を超える ※ 契約機関・活動機関が会社・事業協同組合の場合	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び売上高等が記載された財務諸表の写し 2 売上高等が記載された公的な書類(財務諸表，確定申告書の控え等)の写し，帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与)，試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3 税理士，公認会計士，中小企業診断士による証明書 (書式自由)	
	契約機関・活動機関が中小企業基本法に規定する中小企業者で，申請等の日の属する年の前年1年間(申請等の日が1月から3月の場合は前々年)における試験研究費及び開発費の合計金額が，事業所得にかかる総収入金額の3%を超える ※ 契約機関・活動機関が個人事業主の場合	試験研究費等が3%超であることを証する次のいずれかの文書 1 試験研究費等及び事業所得に係る総収入金額等が記載された財務諸表の写し 2 事業所得に係る総収入金額等が記載された公的な書類(財務諸表，確定申告書の控え等)の写し，帳簿等の写し(試験研究費にあたる個所に蛍光ペン等で目印を付与)，試験研究費等の内訳をまとめた一覧表 3 税理士，公認会計士，中小企業診断士による証明書(書式自由)	
⑫	従事しようとする業務に関連する外国の資格，表彰等で法務大臣が認めるものを保有	そのことを証する文書 ※企業表彰，製品表彰については，受賞に当たり申請人が積極的に関与したものに限ります。	
⑬	日本の大学を卒業又は大学院の課程を修了	該当する学歴の卒業証明書及び学位取得の証明書	
⑭	日本語能力試験N1合格相当又は日本語専攻で外国の大学を卒業	合格証明書等の写し又は卒業証明書	
⑮	活動機関の代表取締役・取締役，代表執行役・執行役又は業務を執行する社員(代表権を有する場合はその旨)であることを証する文書		地位(C)

㋑中小企業基本法第2条に規定する中小企業者の定義

業種分類(※)	会社又は事業協同組合	個人事業主
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下 又は 常時使用する従業員の数が300人以下	常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が50人以下	常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 又は 常時使用する従業員の数が100人以下	常時使用する従業員の数が100人以下

※業種分類は日本標準産業分類第10回改訂分類に基づきます。

㋺第10回改訂後の日本標準産業分類に基づいた中小企業者の範囲

製造業その他	下記以外の全て
卸売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類49から54まで
小売業	大分類J(卸売・小売業)の中分類55から60まで
	大分類M(飲食店，宿泊業)の中分類70(一般飲食店)及び71(遊興飲食店)
サービス業	大分類H(情報通信業)の中分類38(放送業)及び39(情報サービス業)並びに小分類411(映像情報制作・配給業)，412(音声情報制作業)及び415(映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業)
	大分類L(不動産業)の小分類693(駐車場業)
	大分類M(飲食店，宿泊業)の中分類72(宿泊業)
	大分類N(医療，福祉)
	大分類O(教育，学習支援業)
	大分類P(複合サービス事業)
	大分類Q(サービス業(他に分類されないもの)。ただし，小分類831(旅行業)を除く。)

（帰国支援対象者用）

帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方へ

帰国支援事業による帰国支援を受けて帰国した日系人の方が，日本での就労を予定して，同様の身分に基づく在留資格により査証（ビザ）申請を行う場合には，在外公館において，

１年以上の雇用期間のある雇用契約書の写し

の提出が求められます。

なお，詳細につきましては，査証（ビザ）申請を行う在外公館へお問い合わせください。

◎◎出入国在留管理局◎◎審査部門

参考書式

生活状況報告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏　名

上記の者の生活状況に関し、下記のとおり報告いたします。

記

【日本文化の習得状況】

【就労状況】

【その他特記事項】

日系四世受入れサポーター署名

参考書式

生活状況報告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏名

上記の者の生活状況に関し、下記のとおり報告いたします。

記

【日本文化の習得状況】

(記入例)・週末に○○公民館で開催されている無料の日本語教室に通っている。最近は、日本語が上達したようであり、次回の日本語能力試験では、Ｎ３にチャレンジするとのことである。

・週に２回○○市の合気道の道場に通っており、最近初段を取ったようである。日本語の勉強もしており、週に２回日本語学校に通っている。

【就労状況】

(記入例) ○月から、週に４日、ハローワークで見つけた○○市の○○○○という ブラジル料理のレストランのホール係をしている。日本における生活費はこのバイトでまかなえるようである。

【その他特記事項】

(記入例) ○月にインフルエンザにかかり、医療機関を教えてほしいとの相談があったので、○○病院を紹介した。

日系四世受入れサポーター署名

参考書式

日本文化等習得状況報告書

年　月　日

出入国在留管理局長殿

国籍・地域

氏　名

日本文化及び日本国における一般的な生活様式を理解するために行った活動（日本語を習得する活動を含む。以下同じ。）について、下記のとおり報告いたします。

※　通算３年を超えて在留しようとする場合には、在留中の活動を通じて、日本文化及び日本国における一般的な生活様式の理解が十分に深められていることが必要ですので、記載に当たっては、可能な限り具体的に記載してください。

記

上記のとおり相違ありません。

申請人署名

参考書式

辞　退　申　出　書

＿＿＿＿＿＿出入国在留管理局長　殿

日系四世の更なる受入れ制度において，下記１の理由により，下記２の者の支援を行うことが困難となったため，日系四世受入れサポーターを辞退することを申し出ます。

記

１　理由

２　支援している日系四世の方
　国　籍・地　域
　氏　　名　　（男・女）
　生　年　月　日
　在留カード番号

　　年　　月　　日

日系四世受入れサポーター
　氏名又は名称

　住所又は所在地

　連絡先

　署名又は記名

参考様式（優秀大学等卒業生用）

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

学校名

下記の者について，次のとおり誓約するとともに，起業活動を行うことが適当な者として推薦します。

□　起業活動の継続が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。

□　日本国法令を遵守することを指導すること。

（以下は該当する申請についてチェックをお願いします。）

（在留資格変更許可申請時）

□　本学卒業者であること（見込みを含む。）。

□　在学中から本邦において起業活動を行っていたこと。

□　在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

（在留期間更新許可申請時）

□　同人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており，かつ，今後も引き続き報告を受け，支援を行うこと。

（資格外活動許可申請時）

□　許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

記

氏　　名
性　　別
国籍・地域
生年月日

参考様式

令和　　年　　月　　日

外国人創業人材／外国人起業家の評価書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

都道府県知事名又は市区町村長名

下記の者については，国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業／外国人起業活動促進事業により支援してきましたが，下記２の理由により起業に至らず当該事業に基づく在留期間を満了するものです。

しかしながら，同人は引き続き起業活動を行うことを希望しており，これまでの活動状況から引き続き在留を継続することで起業に至る可能性が高いものと評価します。

記

1　外国人創業人材／外国人起業家

氏　　名

性　　別

国籍・地域

生年月日

2　国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業／外国人起業活動促進事業の期間内に起業に至らなかった理由及び今後の見込みについて

参考様式（起業促進事業活用者用）

令和　　年　　月　　日

誓　　約　　書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

都道府県知事名又は市区町村長名
学校名

下記の者について，次のとおり誓約するとともに，今後，起業活動を行うことが適当な者として推薦します。

□　起業活動の継続が困難になった場合及び在留資格「経営・管理」への変更が認められなかった場合の帰国指導・支援を行うこと。
□　日本国法令を遵守することを指導すること。

（以下は該当する申請についてチェックをお願いします。）

（在留資格変更許可申請時）
□　（対象者が地方公共団体の支援を受ける場合）本邦の大学，大学院，短期大学，高等専門学校又は専修学校の専門課程を卒業又は修了していること。
□　（対象者が・大学等の支援を受ける場合）本校を卒業していること。
□　起業に必要な支援計画を策定し，在留資格「経営・管理」への変更許可申請を必要期間内にできるよう必要な支援をすること。

（在留期間更新許可申請時）
□　同人がこれまで起業活動を行っていたことについて報告を受けており，かつ，今後も引き続き報告を受け，支援計画に沿った支援を行うこと。

（資格外活動許可申請時）
□　許可される範囲内で資格外活動を行うことを指導すること。

記

氏　　名
性　　別
国籍・地域
生年月日

（参考様式）

年　　月　　日

活動内容説明書

＿＿＿＿＿＿　出入国在留管理局長　殿

企業名

下記の者の本機関での活動内容については次のとおりです。

氏　　名	
国籍・地域	
生年月日	
上記の者が従事する業務の種類	（該当する業務にチェックを入れてください。） ☐　第二金融商品取引業（金融商品取引法第２８条第２項） ☐　投資助言・代理業　（金融商品取引法第２８条第３項） ☐　投資運用業　　（金融商品取引法第２８条第４項）
具体的活動内容	（上記の者が従事する具体的業務について説明願います。）

＜特定技能１号への申請予定者のための「特定活動」用＞

説　　明　　書

国籍・地域

氏　　名

上記の者を受け入れるに当たって，下記のとおりの事実に相違ありません。

記

1　在留期間の満了日までに「特定技能１号」への在留資格変更許可申請をすることができない事情

2　今次の受入れ機関において特定技能外国人として在留資格「特定技能１号」に該当する業務に従事するために同在留資格への在留資格変更許可申請を予定していること

□　該当　□　非該当

※　特定産業分野名：＿＿＿＿＿＿＿＿　／　業務区分：＿＿＿＿＿＿

（注）特定技能制度における特定産業分野及び業務区分を記載すること。

3　申請人が今次の受入れ機関との契約に基づいて在留資格「特定技能１号」で従事する予定の業務と同様のものに従事すること

□　該当　□　非該当

4　申請人が特定技能外国人として就労する場合に支払われる予定の報酬と同額，かつ，日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を受けること

□　該当　□　非該当

5　申請人が特定技能外国人として業務に従事するために必要な技能試験及び日本語試験に合格していること（技能実習２号良好修了者等として試験免除となる場合を含む。）（次の（1）から（4）までのいずれかに該当していること）

□ 該当（該当する番号：　　）　□ 非該当

（1）試験（技能試験及び日本語試験）合格者

（2）技能実習２号良好修了者

（3）介護福祉士養成施設卒業者

（4）ＥＰＡ介護福祉士候補者（４年間満了）

6　今次の受入れ機関又は支援委託予定先が申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を適切に行うことが見込まれること（次の（1）から（3）までのいずれかに該当していること）

（1）過去２年間に入管法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）（例：「技能実習」，「特定技能」，「技術・人文知識・国際業務」など）の外国人の受入れ又は管理を適正に行った実績があること

□ 該当　□ 非該当

※　雇用した在留外国人の身分事項等（１名で可）

氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿　国籍・地域：＿＿＿＿＿＿　性別：＿＿＿＿

生年月日：＿＿＿＿＿＿＿＿　在留資格：＿＿＿＿＿＿＿＿

雇用期間：＿＿＿＿＿＿から＿＿＿＿＿＿まで

（2）今次の受入れ機関の役職員の中から，過去２年間に入管法別表第１の１の表，２の表及び５の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）（例：「技能実習」，「特定技能」，「技術・人文知識・国際業務」など）の外国人の生活相談に従事した経験がある者を申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う責任者及び担当者として選任していること。

□ 該当　□ 非該当

※　責任者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者氏名：＿＿＿＿＿＿＿＿

（3）申請人の在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行うことについて，登録支援機関に委託していること

□ 該当　□ 非該当

※　登録支援機関

名称：＿＿＿＿＿＿＿＿　登録番号：＿＿＿＿＿＿＿＿

7　今次の受入れ機関が，申請人を適正に受け入れることが見込まれること（特定技能雇用契約及び１号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令に定める一定の欠格事由に該当しないこと等（注））

□ 該当　□ 非該当（内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

（注）次のいずれにも該当すること

- 労働，社会保険及び租税に関する法令を遵守していること（保険料や税に滞納がないことを含む。）
- 前科，暴力団関係等に該当しないこと
- 技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された者ではないこと（受入れ機関及びその役員が技能実習法第16条第１項の規定により実習認定を取り消された法人の役員であったことがないことを含む。）
- 受入れ機関及びその役員が５年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことがないこと

（注１）上記２から７までについて該当するものにチェックマークを付し，必要な事項を記入してください。

（注２）本説明書に虚偽の記載があった場合には，入管法に関し，不正又は著しく不当な行為を行ったものとして，特定技能外国人等の受入れができないこととなることがあります。

（注３）本件申請に対して許可される在留資格「特定活動」は，あくまで在留資格「特定技能１号」への在留資格変更許可申請に係る準備のための在留資格であることから，許可がされたからといって在留資格「特定技能１号」への許可の基準に適合していることを確認するものではありません。したがって，申請人が今後「特定技能１号」への在留資格変更許可申請の審査において，入管法，法務省令，各分野固有の基準への適合性が求められることから，その手続等について関係機関に問合せを行うなど確認を十分に行った上，申請人が円滑に「特定技能１号」へ移行できるよう準備を行ってください。

令和　　年　　月　　日

受入れ機関名

Date_____

dd/mm/yyyy

Description of intended activities

（活動予定）

Name of applicant 申請者氏名

Surname Middle Given

Date of birth 生年月日

dd/mm/yyyy

Phone 電話番号_____

※日本で連絡可能な連絡先を記入してください。
Please provide a phone number reachable in Japan.

e-mail _____

Name of your spouse or parent with Digital Nomad visa
ノマドビザを取得し本邦でリモートワークを行う配偶者又は親の氏名

Surname Middle Given

Date of birth 生年月日

dd/mm/yyyy

Period 期間 From To dd/mm dd/mm	Name of the city and prefecture where you intend to stay. 滞在予定都道府県・都市を記入してください。	Please provide a description of your intended activities during your stay in Japan. 日本での活動内容を記入してください。 e.g. Based on the employment/sales contract with (Company name) in (Country), I will work remotely for XX hours per week, including meeting and document preparation 例 ●●国の●●（企業名）との雇用/売買契約に基づき、週に●●時間程度オンラインミー ティング等のリモートワークに従事する。
From To		
From To		
From To		
From To		
From To		

経歴書
(curriculum vitae)

以下の事項について、漏れなく正確に記載してください。
(Please fill in the following items accurately without omission.)
記載事項について、記載欄が不足した場合は、別紙に記載し添付してください。
(If there is not enough space for the items to be entered, please fill in a separate sheet and attach it.)

1 職歴(Full record of employment)

(1)雇用期間(Period of employment):
(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)
機　関(Organization):
国・地域 (Country・Region):
住　所(Full Address):
部　署(Section):
役　職(Title):
業務内容(Job description):

(2)雇用期間(Period of employment):
(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)
機　関(Organization):
国・地域 (Country・Region):
住　所(Full Address):
部　署(Section):
役　職(Title):
業務内容(Job description):

(3)雇用期間(Period of employment):
(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)
機　関(Organization):
国・地域 (Country・Region):
住　所(Full Address):
部　署(Section):
役　職(Title):
業務内容(Job description):

2 学歴(高等学校卒業以降) (Full educational background after graduating high school)

(1)在学期間(Period of school attendance) :

(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)

教育・学術機関(Educational/academic institute) :

国・地域 (Country・Region) :

住　　所(Full address) :

学部・課程(Department/Course) :

専攻分野(Major) :

研 究 室(Name of Laboratory) :

研究内容(Research proposal/description) :

(2)在学期間(Period of school attendance) :

(YYYY/MM) ― (YYYY/MM)

教育・学術機関(Educational/academic institute) :

国・地域 (Country・Region) :

住　　所(Full address) :

学部・課程(Department/Course) :

専攻分野(Major) :

研 究 室(Name of Laboratory) :

研究内容(Research proposal/description) :

3 本邦在留歴(History of staying in Japan)

直近5年以内に3か月を超えて日本に滞在したことがありますか。

(Have you ever stayed in Japan for more than 3 months within the last 5 years?)

□ はい(Yes)　　□いいえ(No)

質問は以上です。下部にも署名してください。

(No further questions. Please sign your name below.)

以上の記載内容は、事実と相違ありません。

(I certify that the information in this questionnaire is true and correct.)

この経歴書を私の審査の資料として使用しても構いません。

(I give consent that this curriculum vitae may be used as a document in my examination.)

申請人の署名・＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿年　月　日

(Applicant's signature)　　(Date)

Date_____

Description of intended activities

（活動予定）

Name of visa applicant（申請者氏名） (Surname) (Given and Middle name)		Date of birth（生年月日） (dd/mm/yyyy)（記入年月日）
Period （期間）	In which city or prefecture do you intend to stay? 滞在予定都道府県・都市を記入してください。	Please give provide a description of activities you wish to engage in Japan. 日本での活動内容を記入してください。 (ex.entrepreneurial activity, meeting with prof. SATO about start-up, visit to SAKURA company, work at FUJI corp..)
From (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		
from (date) to (date)		

AFRICAN DEVELOPMENT BANK GROUP

Human Capital, Youth and Skills Development Department
Immeuble CCIA, Tour B - Avenue Jean Paul II
01 BP 1387 Abidjan 01, Côte d'Ivoire
Tel: (+225) 27 20 26 40 41, Ext: 6072
Web: http://www.afdb.org

推薦状（Recommendation）

日時 6th October, 2022 年　月　日

_____出入国在留管理局長　殿
Immigration Service Agency Japan

下記の者は日本も出資国である国際機関　アフリカ開発銀行の「日本アフリカドリーム奨学金」の参加者で、日本の大学院での 2 年間の就学および半年間のインターン活動に関し、当行からの資金支援を認められたものです。またこのプログラムは日本政府の委託金により実施されており、日本政府のアフリカ支援の政策にのっとったものとなっています。
このたび、学位課程を修了したため、本事業の一環であるインターンシップ（実務研修）実施を目的とする在留資格変更許可を受けることが適当な者として推薦いたします。本プログラムでは当該インターン期間中の本人の生活費および帰国旅費を当行が負担しており、また日本の在留関連法令規則を遵守するように指導しております。

The following are participants in the Japan-Africa Dream Scholarship, funded by the African Development Bank, an international organization in which Japan is a contributor, and who have been selected to receive financial support from the Bank for two years of postgraduate study and a six-month internship in Japan. The programme is funded by the Japanese Government and is in line with its policy of support for Africa.

The following person has completed his/her degree course and is therefore recommended as a suitable candidate for a change of status of residence for the purpose of undertaking an internship (practical training) as part of this programme. Through this programme, the Bank will cover his/her living expenses and travel

expenses back home during the internship period, and will ensure that he/she complies with all Japanese residency-related laws and regulations.

記

氏名(Name)
国籍(Nationality)
居住地(Current Residence)
生年月日(Birth date)
インターン先名称（Name of host company for internship)
インターン先所在地（Address of host company for internship)
インターン期間（Duration)

Hendrina C. DOROBA
Manager Education and Skills Development Division

（興行　基準１号イ用）

申　立　書

当機関の経営者及び常勤の職員は、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の基準を定める省令の「興行」の項の下欄第１号イ（２）に掲げる者のいずれにも該当せず、当機関が、過去３年間に締結した契約に基づいて興行の在留資格をもって在留する外国人に対して支払義務を負う報酬の全額を支払っていることを申し立てます。

年　　月　　日

法　務　大　臣　殿

契約機関の所在地

機関の名称

代表者の氏名

Version 2.01

POST-MONEY VALUATION CAP J-KISS

[発行会社名称]
第[1]回 J-KISS 型新株予約権
投資契約書

[発行会社名称]（以下「本会社」という。）及び[投資家名]（以下「本投資家」という。）は、本会社が発行する新株予約権の本投資家による引受け等に関し、20__年__月__日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり投資契約（以下「本契約」という。）を締結する。

[なお、本契約（別紙 1「発行要項」を含む。）は、空白又は括弧書きの箇所を除き、https://coralcap.co/j-kiss/で公開されているものの一つから変更されていない。]

第 1 章 定義

第 1.1 条（定義）

本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、文脈上別段の意味を有することが明らかな場合を除き、当該各号に定めるところによるものとする。また、本契約本文において別に定義されているものを除き、別紙 1 で定義された用語は、本契約本文においても同一の意義を有するものとする。

(1) 「会社法」とは、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号、その後の改正を含む）をいう。

(2) 「関係者」とは、ある特定の者につき、当該特定の者が直接又は間接に、他の者を支配し、他の者によって支配され、又は他の者と共通の支配下にある場合の当該他の者をいう。

(3) 「クロージング」とは、第 2.2 条に従って引受新株予約権と引き換えにする金銭の払込みを実行することをいう。

(4) 「参加上限額」とは、本払込金額の[2]倍に相当する金額をいう。

(5) 「主要投資家」とは、本シリーズ新株予約権を有する者のうち、当該本シリーズ新株予約権について払い込むべき金額の全額（関係者が本シリーズ新株予約権の付与を受けている場合、当該関係者が本シリーズ新株予約権について払い込むべき金額の全額を加算するものとする。）が[5,000,000]円以上である者をいう。

(6) 「新株予約権」とは、会社法第 2 条第 21 号に定める新株予約権をいう。

(7) 「ストックオプション」とは、本会社から本会社の役職員又はコンサルタントに対して発行、付与若しくは売却された、これらの者の本会社への労務又は役務の提供を維持することを主たる目的とした証券その他の権利をいう。

(8) 「多数投資家」とは、本シリーズ新株予約権の発行価額の総額の 50%超に相当する本シリーズ新株予約権を単独又は複数で保有する新株予約権者をいう。

(9) 「本株式等」とは、本会社の、普通株式、優先株式若しくは他の種類株式、株式買取オプションその他の株式を購入できる権利若しくはこれを表章する証券、新株予約権、新株予約権付社債その他有償若しくは無償で株式に転換し若しくはこれと交換できる証券又はこれらに類する権利をいう。

(10) 「本行使通知」とは、本投資家が発する別紙 2 に定める内容及び様式の、特定の本新株予約権を行使する旨の書面による通知をいう。

(11) 「本財務諸表等」とは、毎事業年度の各第一四半期から第三四半期又は各事業年度に係る本会社の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書をいう。

(12) 「本シリーズ新株予約権」とは、名称、新株予約権の 1 個あたりの払込金額並びに払込期日及び割当日の定めを除き本発行要項に定めるのと実質的に同等の内容を有する本会社の発行する新株予約権を総称していい、文脈により本新株予約権を含む。

(13) 「本シリーズ投資家」とは、本シリーズ新株予約権を有する者をいう（本投資家を含み、本シリーズ新株予約権を保有しなくなった者を除く。）。

(14) 「本新株予約権」とは、本会社の株主総会における決議に基づき発行される、本発行要項に定める内容を有する新株予約権をいう。

(15) 「本転換」とは、本発行要項に定める株式を対価とする本新株予約権の取得条項に定める条件の成就、又は本投資家による本新株予約権の行使をいう。

(16) 「本発行要項」とは、別紙 1 の第[1]回 J-KISS 型新株予約権の発行要項をいう。

第 2 章 本新株予約権の割当て等

第 2.1 条（本新株予約権の割当及び引受け）

本契約の定めるところに従い、本発行要項に定める払込期日（以下「本払込期日」という。）において、本投資家は本新株予約権のうち[●]個（以下「引受新株予約権」という。）を引き受け、本新株予約権 1 個あたり[1,000,000]円（合計[●]円）を本会社に対し払い込み、本会社は引受新株予約権を本投資家に割り当て発行するものとする。

第 2.2 条（クロージング）

1. 本投資家は、本払込期日において、第 2.1 条に基づき引き受けた引受新株予約権につき払い込むべき金額の全額（以下「本払込金額」という。）を、本会社によって指定される払込取扱場所となる金融機関口座に振込送金する方法により払い込むものとする。

2. 本会社は、本払込期日において、前項に定める払込みの後速やかに、本会社の新株予約権原簿に引受新株予約権の発行に係る事項を記録又は記載した上、本投資家に対して、会社法第 250 条第 1 項に定める新株予約権原簿記載事項証明書を交付するものとする。

第 2.3 条（登記手続）

本会社は、本払込期日の後速やかに引受新株予約権の発行について変更登記手続申請をするものとし、本払込期日から 30 営業日以内に、当該引受新株予約権の発行が反映された本会社の現在事項全部証明書を、本投資家に交付するものとする。

第 2.4 条（本新株予約権の転換）

1. 本投資家が本新株予約権を行使する際は、本会社に対して本行使通知を交付するものとする。なお、本新株予約権の転換に係る条件は、本発行要項の定めに従う。

2. 本会社は、本転換の後可能な限り速やかに、本会社の株主名簿に転換対象株式の発行に係る事項を記載又は記録した上、本投資家に対して、転換対象株式を表章する一又は複数の株券（本会社が株券発行会社でない場合は、会社法第 122 条第 1 項に定める株主名簿記載事項証明書）を発行し交付するものとする。

第 3 章 本会社による表明保証

第 3.1 条（本会社による表明保証）

本会社は、本投資家に対し、本契約締結日及び本払込期日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 設立及び存続

本会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、現に従事している事業を行うために必要な全ての権限及び権能を有している。本会社は、その喪失により本会社の事業又は資産に対する重大な悪影響が及ぶこととなる事業につき、これを遂行するための適格性を有している。

(2) 権限

本払込期日において、本会社は、本契約の締結及び履行並びに本新株予約権の発行に必要な内部手続を全て完了している。本契約は、本契約の他の当事者により締結されることにより、本会社に対して法的拘束力を有することになる。

(3) 取得勧誘

本投資家による次条に基づく表明及び保証が真実かつ正確であることを前提として、本新株予約権の取得勧誘及び発行に際して、関連する証券法に基づく登録又は届出その他の手続を行うことを要しない。本会社及び権限のある代理人は、本新株予約権の取得勧誘及び発行に際して登録又は届出その他の手続を行うべきこととなる行為を行っていない。

(4) 抵触の不存在

本会社による本契約の締結及び義務の履行並びに本新株予約権の発行は、本会社の知る限り、(i)本会社の定款その他の社内規程、(ii)司法・行政機関の判決、決定、命令、裁判上の和解、免許、許可、認可その他の判断（以下「司法・行政機関の判断等」という。）、(iii)本会社に適用のある法令等、及び(iv)本会社が当事者となっている契約等に、重要な点において違反するものではない。

(5) 転換対象株式の発行

本転換により転換対象株式が発行され本投資家に交付された際は、転換対象株式は適法かつ有効に発行され、本会社の定款、会社法及び関連する証券法に従った譲渡制限のほかに何らの制限もなく、本投資家による次条に基づく表明及び保証が真実かつ正確であることを前提として、転換対象株式の発行は適用ある有価証券に関する法令に違反しない。

(6) 知的財産権

本会社は、事業を現在又は将来において運営するために必要な、特許権、意匠権、実用新案、商標権、サービスマーク、商号、著作権、営業秘密、ライセンス、ドメインネームその他の財産的価値のある情報及びプロセス（外国法に基づくこれらに相当するもの及びこれらの権利を受ける権利を含む。）を、第三者の有するこれらの権利への抵触や侵害なく保有し、又は商業的に合理的な条件によりそれらの権利を獲得することが可能である。

(7) 訴訟
本会社を当事者とし、又は本会社が所有若しくは使用する資産を対象とする訴訟、仲裁、調停、仮差押、差押、保全処分、保全差押、滞納処分、強制執行、仮処分、その他裁判上又は行政上の手続（国内外を問わず、以下「訴訟等」という。）は係属しておらず、かつ、本会社の知る限り、かかる訴訟等が本会社に対して提起されるおそれはない。本会社の知る限り、(i)本契約若しくは本新株予約権に基づく取引を妨げ、これに対し重大な変更若しくは延期を生じさせ、又は(ii)本会社の事業に対して重大な悪影響を及ぼすことが合理的に予想される、本会社又はその役員に対する司法・行政機関の判断等は存在しない。

(8) 反社会的勢力等
本会社又はその特別利害関係者、株主若しくは主要な取引先等（以下「本会社等」という。）は、反社会的勢力又はこれに準ずるもの（以下「反社会的勢力等」という。）ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていない。なお、本契約において、特別利害関係者とは、役員（役員持株会を含む。）、その配偶者及び二親等内の血族、これらの者により発行済株式数の過半数が所有されている会社、並びにその関係者及び役員をいう。

(9) 開示
本会社による事実の表明及び保証、並びに本会社が本契約の締結に関連して本投資家に対して交付した書面及び提供した情報は、重要な点において真実かつ正確であり、本投資家の投資判断に誤解を生じさせないために必要な事実を重要な点において欠いていない。

第4章 本投資家による表明保証

第4.1条（本投資家による表明保証）
本投資家は、本会社に対し、本契約締結日及び本払込期日において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し保証する。

(1) 権限
本投資家は、本契約の締結及び履行に必要な内部手続を全て完了している。本契約は、本契約の他の当事者により締結されることにより、本投資家に対して法的拘束力を有することになる。

(2) 真正な取得
本投資家は自らの計算により引受新株予約権を引き受けるものであり、第三者に代わってこれを引き受けるのではない。本投資家は、引受新株予約権の一部又は全部を第三者に売り付け又は割り当てるために引受新株予約権を引き受けるものではない。

(3) 投資経験
本投資家は、成長段階にある企業の発行する株式又は持分に対する投資を行う投資家であり、自らの判断で投資活動を行う能力を有し、投資活動に伴う経済的なリスクを負担することが可能である。本投資家は、本契約に基づく投資に伴う便益及びリスクを評価するための会計上又は事業上の事項に習熟している。本投資家は、引受新株予約権を取得する目的のためにのみ設立されたものではない。

(4) 反社会的勢力等
本投資家又はその特別利害関係者は、反社会的勢力等ではなく、反社会的勢力等に資金提供又はそれに準ずる行為を通じて、反社会的勢力等の維持、運営に協力又は関与しておらず、また反社会的勢力等と交流をもっていない。

第5章 その他の事項

第5.1条（最恵待遇条項）

1. クロージング以降本転換の前に、第三者に新株予約権、新株予約権付社債その他株式への転換若しくは交換又は株式の購入若しくは取得が可能となる有価証券、オプションその他の権利（但し、ストックオプションを除き、以下「後続証券等」と総称する。）を発行し又は付与する場合、本会社は、本投資家に対して、当該発行又は付与の実行日から 5 日以内に、当該発行又は付与があった旨を書面により通知する。

2. 前項に定める通知に際しては、後続証券等の内容及び発行又は付与に係る払込金額その他の条件を記載し、また、本会社と後続証券等の発行又は付与を受けた者との間の投資契約その他の契約（以下「後続投資契約」という。）の写しを添付するものとする。

3. 本投資家は、後続証券等又は後続投資契約が本新株予約権又は本契約の内容よりも後続証券等の発行若しくは付与を受けた者又は本会社と後続投資契約を締結した第三者にとって有利な条項を含んでいると判断した場合、その選択により、(i)本契約の内容を変更し当該条項と同内容の条項を含めること、及び/又は(ii)引受新株予約権を後続証券等と交換することを、本会社に対して請求できるものとする。

第5.2条（主要投資家の権利）

本会社は、主要投資家（本投資家が主要投資家に該当する場合、本投資家を含む。）に対し、以下の各号に定める権利を付与するものとする。

(1) 情報請求権
(a) 本会社は、本財務諸表等を、主要投資家から請求されたときは可能な限り速やかに（但し、遅くとも毎事業年度の各第一四半期から第三四半期の末日から 30 日以内又は各事業年度の末日から 90 日以内とする。）、主要投資家に対して交付する。なお、本財務諸表等は、合理的に詳細であり、かつ、一貫した方針に基づき作成されなければならない。
(b) 前号に加えて、本会社は、主要投資家に対して、主要投資家が随時合理的に要求する本会社の財務状態及び事業運営に係る情報を開示するものとする。
(c) 前各号の定めにかかわらず、本会社は、営業上の秘密又は守秘性の高い情報と本会社が合理的に判断する情報、又はその開示が弁護士の秘匿特権を侵害するおそれのある情報の開示を拒むことができる。
(d) 上記にかかわらず、主要投資家は、法令若しくは金融商品取引所の規則等に基づく場合又は裁判所その他公的機関若しくは自主規制機関から開示の要請を受けた場合、第(1)号に基づき受領した情報を開示することができる。

(2) 優先引受権
(a) 本会社は、本株式等を引き受け又はその付与を受ける者の募集（次回株式資金調達における募集又はそれまでに行われる募集を含むが、ストックオプションの発行を除く。）をしようとする場合、割当の決定を行う日の 10 営業日前までに、書面により、当該募集がある旨及び当該募集に係る本株式等の払込金額並びに当該募集の条件を、主要投資家

に対して通知するものとする。この場合、主要投資家は、当該募集に参加する他の投資家と同一の条件により、本号に基づき引き受け又はその付与を受けた本株式等に係る払込金額の総額が参加上限額に充つるまで、一又は複数の募集において本株式等を引き受け又はその付与を受ける権利を有する。

(b) 前号に基づく主要投資家の権利は、関連する法令等に抵触しない範囲で行使されるものとする。

(3) 主要投資家としての権利

本会社は、本契約締結日以後に発行される本株式等に係る発行要項、本株式等の発行又は付与を受けた者が締結する投資関連契約その他の書面において、主要な投資家又はこれに類する者に対して付与される権利（情報請求権、優先引受権を含むがこれらに限られない。）を本投資家に対して付与するものとする。

第 5.3 条（本新株予約権の譲渡）

1. 本投資家は、本契約の定めに基づく場合、又は譲受人が本契約の条件に拘束されることを承諾して本契約の副本に署名した場合を除き、本新株予約権について、譲渡、担保の設定若しくはその予約その他の処分をしてはならない。

2. 前項の定めにかかわらず、本投資家は、本会社に対して事前に書面により通知することにより、引受新株予約権並びに本契約上の地位及び権利義務の全部を、関係者である譲受人に対して譲渡し、又はその他の方法により承継することができる。但し、本契約上の地位及び権利義務の全部を承継する譲受人は、当初から本契約の当事者であった場合と同様に本契約の条件に法的に拘束されるよう、自らが本契約の署名欄に署名したサインページの副本を交付するものとする。

3. 本会社は、本条の定めに従い本新株予約権が譲渡されるときは、株主総会又は取締役会における承認の決議を取得するものとする。

第 5.4 条（支払）

本契約に基づき本投資家に対して支払いがなされる場合は、全て日本円によって行われるものとする。かかる支払いは、まず本費用（以下に定義される。）に充当され、その後、本発行要項に定める金銭の支払いに充当される。

第 5.5 条（費用の償還及び補償）

1. 本会社は、適用ある法令の範囲内で、本契約に基づく本会社の本投資家に対する支払期日が到来した支払義務を履行させるために本投資家が負担した合理的な弁護士費用及び法務に関連して生じた費用を含む全ての費用（以下「本費用」という。）を、本投資家に対して支払うものとする。

2. 本投資家の本契約に基づく権利の不行使は、当該権利の放棄とはみなされないものとし、その他いかなる遅延、不作為等の行為によっても、本投資家はその権利又は救済手段を放棄したとはみなされないものとする。なお、権利又は救済手段の放棄は、当該権利又は救済手段を放棄する本投資家の署名又は記名押印がなされた書面によってなされなければ有効とはならない。

3. 本契約又は本新株予約権の内容を解釈し又は実現するにあたって訴訟の提起その他の法的措置を講ずる必要がある場合、当該法的措置を講じ自らにとって有利な判断を得た当事者は、

当該当事者が享受する救済に加えて、相手方に対して当該法的措置に関連して発生した合理的な弁護士費用及び実費の償還を請求することができる。

4. 本会社は、本会社が本契約若しくは本契約に関連して締結された契約又は本新株予約権に基づく自らの義務に違反したこと、又は本会社の本契約若しくは本契約に基づく表明及び保証が真実でなく若しくは不正確であったことに起因又は関連して本投資家が直接又は間接に被り又は負担した損害、損失、費用及び責任（合理的な弁護士費用その他の法務的な費用を含み、「損害等」という。）を補償するものとする。但し、本投資家の故意又は重過失に基づき発生した損害等についてはこの限りでない。

第 5.6 条（契約上の地位の移転）

1. 本契約及び本新株予約権は、本契約当事者の承継人及び譲受人を拘束し、その利益はこれらの者に帰属するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、本会社は、本契約の定めに基づく場合、又は相手方当事者の事前の書面による同意を得た場合を除き、本契約上の地位及び権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡その他の処分をしてはならず、又は承継させないものとする。

第 5.7 条（準拠法及び管轄）

1. 本契約及び本新株予約権は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。日本法以外を本契約及び本新株予約権の準拠法とする抵触法ルールの適用は、いずれも排除されるものとする。

2. 本契約及び本新株予約権に関連して生じた一切の訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 5.8 条（通知）

本契約及び本新株予約権に関してなされる全ての通知又は請求は、書面又は電磁的方法により行うものとする。これらの通知又は請求は、以下の各号のうちいずれか早い時期に相手方に対して到達したものとみなす。

(1) 相手方当事者との対面による交付の時
(2) 受領者の営業時間（受領者が日本国外に所在する場合は、当該所在地の現地時間による。以下同じ。）中に電子メール又はファクシミリにより送信された場合は当該送信時、受領者の営業時間外に電子メール又はファクシミリにより送信された場合は受領者の次の営業日
(3) 料金前払の方法により郵送された翌営業日（但し日本国外に宛てた場合にはその 5 営業日目）

第 5.9 条（投資関連契約の締結）

次回株式資金調達において発行される株式に関して、かかる株式の株主及び/又は本会社の間で、当該株式の上場努力義務、新株引受権、共同売却権、先買権、優先交渉権及び議決権の行使等に関する事項を含む投資関連契約（投資契約、株主間契約その他名称を問わない。）が締結される場合、本投資家は、本新株予約権の行使又は転換対象株式への転換に際して、当該契約を締結するものとする。

第 5.10 条（分離可能性）

本契約又は本新株予約権のいずれかの規定が無効であっても、本契約又は本新株予約権の他の規定はそれに何ら影響を受けることなく有効であるものとする。

第 5.11 条（転換対象株式の数の調整）

本新株予約権の転換までに、株式分割、株式併合その他これに類する取引が行われた場合には、本新株予約権の転換により交付される転換対象株式の数は、これに応じて調整されるものとする。

第 5.12 条（協力義務）
本会社は、本契約若しくは本新株予約権において規定された事項を実施するため、本投資家が合理的に求める書面作成及び情報提供に協力するものとする。

第 5.13 条（各契約の独立及び変更等）
1. 本会社と各本シリーズ投資家の間の契約及び本シリーズ新株予約権の各本シリーズ投資家に対する発行は別個独立しており、各本シリーズ投資家は本投資家に対する債務を連帯しないものとする。

2. 本投資家は、本会社と多数投資家が書面により合意した場合、本シリーズ新株予約権の内容の全部又は一部はかかる合意に従い変更され、又は本シリーズ新株予約権の全部若しくは一部の条件は放棄されるものとする。この場合、本投資家は、変更又は放棄につき必要となる書面の作成及び契約の締結に協力しなければならない。但し、第 5.2 条（本投資家のみが主要投資家である場合に限る。）、第 5.3 条、第 5.5 条、第 5.12 条及び第 5.13 条の規定は、本投資家の書面による同意なく変更又は放棄されない。本条に基づく変更又は放棄は、本会社及び現在及び将来の各本シリーズ投資家らに対して法的拘束力を有するものとする。

第 5.14 条（順位）
引受新株予約権に基づき本会社が負担する債務は、本契約締結日に存在し、又は将来発行される他の本シリーズ新株予約権に基づき本会社が負担する債務及び転換社債その他の本会社が一般債権者に対して負担する債務と同順位とする。

第 5.15 条（免責）
本シリーズ投資家は、本会社に対する投資判断については、本会社以外のいかなる者又はその役職員にも依拠していないこと、並びに他の本シリーズ投資家及びその役職員、組合員、代理人及び株主のいずれも、本新株予約権の引き受けに関する本契約締結日以前及び以後の行為又は不作為について責任を負わないことを了承する。

第 5.16 条（副本）
本契約は複数の副本により締結することができ、それぞれの副本に署名又は記名押印した当事者に対して執行可能であり、その全てが一体となって 1 通の契約書面となる。副本はファクシミリ、電子メール（PDF ファイルを含む。）その他の通信方法により交付することができるものとし、これらの方法により交付された副本は、適法に相手方に交付され、あらゆる意味において有効であるものとする。

（以下余白）

本契約の締結を証するため、本契約の各当事者は頭書の日付において以下のとおり署名又は記名押印する。

本会社：

[発行会社住所]
[発行会社名称]
代表取締役　[発行会社代表取締役氏名]

本投資家：

[投資家住所]
[投資家氏名又は名称及び代表取締役等の氏名]

Version 2.01

POST-MONEY VALUATION CAP J-KISS

別紙1「発行要項」

第[1]回 J-KISS 型新株予約権
発行要項

第[1]回 J-KISS 型新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の募集要項は以下のとおりである。

1. 発行会社　[発行会社名称]（以下「当会社」という。）
2. 新株予約権の数　[●]個
3. 払込金額　新株予約権1個あたり[100]万円（以下「本新株予約権の発行価額」という。）
4. 割当日・払込期日　20__年__月__日（以下「割当日」という。）
5. 新株予約権の内容
   (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数
      (a) 本新株予約権の目的たる株式の種類（以下「転換対象株式」という。）は、当会社の普通株式とする。但し、次回株式資金調達（第(2)(a)(x)号に定義される。以下同じ。）において発行される株式が普通株式以外の種類株式である場合には、以下のいずれかとする。
         (x) 当該種類株式の発行価額が転換価額（第(2)(a)号に定義される。以下同じ。）と同一の場合には、当該種類株式
         (y) 当該種類株式の発行価額が転換価額と異なる場合には、当該種類株式の内容につき、1株あたり残余財産優先分配額及び当該種類株式の取得と引き換えに発行される普通株式の数の算出上用いられる取得価額が転換価額と等しくなるよう適切に調整され、その他必要な調整が行われた当該種類株式とは異なる種類株式
      (b) 本新株予約権の行使により当会社が転換対象株式を新たに発行し、又はこれに替えて当会社の保有する転換対象株式を処分する数は、本新株予約権の発行価額の総額を転換価額で除して得られる数とする。但し、本新株予約権の行使により1株未満の端数が生じるときは、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
   (2) 転換価額
      (a) 「転換価額」とは、以下のうちいずれか低い額（小数点以下切上げ）をいう。
         (x) 割当日以降に資金調達を目的として当会社が行う（一連の）株式の発行（当該発行に際し転換により発行される株式の発行総額を除く総調達額が[100,000,000]円以上のものに限るものとし、以下「次回株式資金調達」という。）における1株あたり発行価額に[0.8]を乗じた額
         (y) ＿＿＿＿＿円（以下「ポストキャップ」という。）を次回株式資金調達の払込期日（払込期間が設定された場合には、払込期間の初日）の直前における完全希釈化後株式数で除して得られる額
         なお、本第(2)(a)号及び同(b)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iv)に定める、当会社の株式、新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利並びに未発行新株予約権（本第(2)(a)(y)号(iii)に定義される。）（以下、総称して「株式等」という。）の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、下記算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。但し、当該合計数の算出及び下記算式において、同一の株式等は重複して加算しないものとし、また、普通株式以外の株式等についてはその時点で全て普通株式に転換され又は当該株式等に付された権利が行使され普通株式が発行されたものと仮定する。

また、当該合計数の算出及び下記算式において、本新株予約権及び/又は転換価額の定めを除き本新株予約権と同一の条件を有する新株予約権（但し、完全希釈化後株式数を算出するにあたって、当該新株予約権の数が含まれるものに限る。以下「同種新株予約権」という。）につき、本第(2)(a)(x)号の額及び/又は同種新株予約権におけるこれに相当する額が当該新株予約権の転換価額となる場合は、当該新株予約権は、本新株予約権及び/又は同種新株予約権に含まれないものとし、その時点で全て当該転換価額において普通株式に転換され普通株式が発行されたものと仮定し、当該合計数及び下記算式に従って再度算出を行うものとする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式
(ii) 発行又は付与済みの新株予約権（但し、下記(iv)に該当するものを除く。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利
(iii) 当会社において発行を予定しているが未発行の新株予約権（以下「未発行新株予約権」という。なお、未発行新株予約権には、未発行のオプション・プール（付与されていないが、株主総会決議、取締役会決議、当会社との新株予約権付与契約等の締結、当会社と当会社の株主との株主間契約等の締結等によって、将来において付与可能な状態で留保され又は付与が約束されている一定数の新株予約権をいう。以下同じ。）を含むが、次回株式資金調達に関連してオプション・プールが増加する場合には、当該増加分を含まないものとする。）
(iv) 本新株予約権及び同種新株予約権

記

$$\text{完全希釈化後株式数} = \frac{\text{除外完全希釈化後株式数}}{1-(\text{本新株予約権転換後下限比率}+\text{同種新株予約権転換後下限比率})}$$

なお、上記算式で使用される各用語は以下に定める意味を有する。

(A) 「除外完全希釈化後株式数」とは、本第(2)(a)(y)号の(i)から(iii)の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）をいう。
(B) 「本新株予約権転換後下限比率」とは、本新株予約権の発行価額に本新株予約権の総数（但し、当会社が保有する本新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、ポストキャップで除して得られる数をいう。
(C) 「同種新株予約権転換後下限比率」とは、同種新株予約権の1個あたりの発行価額に当該同種新株予約権の総数（但し、当会社が保有する当該同種新株予約権を除く。）を乗じて得られる金額を、当該同種新株予約権のポストキャップに相当する額で除して得られる数をいう。但し、当該同種新株予約権が複数ある場合は、複数の当該同種新株予約権について、それぞれ本(C)項本文に従い得られる数を合計した数をいうものとする。

(b) 前号にかかわらず、割当日の18ヶ月後の応当日（以下「転換期限」という。）以降における転換価額は、ポストキャップを第(5)(b)号に基づく承認がなされた日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。

(c) 前二号にかかわらず、次回株式資金調達の実行日又は転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合における転換価額は、ポストキャップを当該支配権移転取引等の実行日における完全希釈化後株式数で除して得られる額（小数点以下切上げ）とする。
なお、第(2)(a)(y)号にかかわらず、本第(2)(c)号における「完全希釈化後株式数」とは、下記(i)から(iii)に定める株式等の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）であって、第(2)(a)(y)号に定める算式によって求められる数（小数点以下切捨て）をいう。また、当該算出にあたっては、「除外完全希釈化後株式数」とは、下記(i)及び(ii)の合計数（但し、当会社が保有する株式等を除く。）とする。

(i) 発行済みの普通株式及び種類株式

(ii) 発行又は付与済みの新株予約権（本新株予約権及び同種新株予約権を除く。以下本(ii)において同じ。）、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の保有者が、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権、新株予約権付社債及びその他当会社の株式を取得できる権利を除く。）

(iii) 本新株予約権及び同種新株予約権（但し、支配権移転取引等に伴い、発行又は付与済みの当該新株予約権の保有者が、当該新株予約権の内容に従い、当会社の株式以外の対価を当会社から受領する場合、当該新株予約権を除く。）

また、「支配権移転取引等」とは、(i) 当会社の資産の全部又は実質的に全部の売却、譲渡その他の処分、(ii) 合併、株式交換、株式移転又は株式交付（但し、かかる行為の直前における当会社の株主が、存続会社又は完全親会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iii) 吸収分割又は新設分割（但し、当会社の事業の全部又は実質的に全部が承継される場合に限り、かかる行為の直前における当会社の株主が、承継会社又は新設会社の総株主の議決権の過半数を有することになる場合を除く。）、(iv) 当会社の株式等の譲渡又は移転（但し、かかる取引の直前における当会社の株主が、当該取引の直後において引き続き総株主の議決権の過半数を保有することになる場合を除く。）、(v) 当会社の解散若しくは清算、又は (vi) 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第2条第16項に規定する金融商品取引所若しくはこれに類似するものであって外国に所在するものに上場されることをいう。但し、かかる行為が当会社の持株会社（当会社の完全親会社であり、当会社の株主がかかる行為の直前における当会社の議決権比率と実質的に同比率にて株式を保有することになる会社をいう。）の設立を目的として行われる場合、又は純粋な資金調達を目的として株式の発行又は処分が行われる場合を除く。

(3) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
各本新株予約権の行使に際して出資すべき価額は1円とする。

(4) 本新株予約権を行使することができる期間
各本新株予約権は、割当日の翌日以降、いつでも行使することができる。

(5) 本新株予約権の行使の条件

(a) 本新株予約権は、次回株式資金調達が発生することを条件として行使することができる。但し、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合、又は次回株式資

金調達の実行日若しくは転換期限以前に支配権移転取引等を当会社が承認した場合はこの限りではない。

(b) 前(a)号にかかわらず、次回株式資金調達が転換期限までに発生しない場合における本新株予約権の行使は、本新株予約権（同種新株予約権を含む。以下本(b)号において同じ。）の発行価額の総額の過半数の本新株予約権の保有者がこれを承認した場合に限り行うことができる。

(6) 株式を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 当会社は、次回株式資金調達を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するものとし、当会社は本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の発行価額をその時点における転換価額で除して得られる数の転換対象株式を交付する。なお、上記の転換対象株式の数の算出にあたって 1 株に満たない端数が生じたときは、会社法第 234 条の規定に従って金銭を交付する。

(b) 前(a)号の定めにより本新株予約権を取得する場合、当会社は、取得日の 2 週間前までに本新株予約権の保有者に対して、その旨及び転換対象株式の内容その他当該次回株式資金調達における株式発行の条件を書面にて通知するものとする。

(7) 金銭を対価とする本新株予約権の取得条項

(a) 当会社が支配権移転取引等を行うことを決定した場合、当該取引の実行日までの日であって当会社の株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）が別に定める日において、その前日までに行使されなかった本新株予約権を全て取得するのと引換えに、各本新株予約権につき本新株予約権の発行価額の 2 倍に相当する金銭を交付する。

(b) 当会社は、前(a)号に基づき本新株予約権を取得する日（当該日を定めなかった場合には支配権移転取引等の実行日）の 2 週間前までに本新株予約権の保有者に対して、支配権移転取引等の条件を書面で通知するものとする。

(8) 譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、株主総会（当会社が取締役会設置会社である場合には取締役会）の承認を要する。

(9) 資本金及び資本準備金に関する事項

(a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果端数が生じたときは、その端数を切上げるものとする。

(b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(a)記載の資本金等増加限度額から同(a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

別紙2「行使通知書」

20__年__月__日

[発行会社] 御中

第[1]回 J-KISS 型新株予約権
行使通知書

本書末尾に署名又は記名押印する者（以下「保有者」という。）は、貴社に割り当てられた新株予約権を下記の通り行使いたしたく、ここに通知いたします。

記

行使する新株予約権の種類及び数
[発行会社]第[1]回 J-KISS 型新株予約権__個

申込期日
20__年__月__日

行使日（払込日）
20__年__月__日

払込金額
____円（新株予約権1個あたり1円）

以上

保有者：
[住所]
[名称]

陳述書

Written Declaration

今日の日付　　年　　月　　日

Today's Date：＿＿＿＿Year＿＿＿＿Month＿＿＿＿Day

署名

Signature：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　所持金、銀行預金（あなたが日本での生活のために使用できるもの）

The total amount of money that you can use in Japan, including bank deposits.

¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（総額　total amount）

2　家族、親族、友人、難民支援団体などからの支援額（月額合計）

The amount of financial support per month from your family, relative, friends or groups supporting refugees.

¥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　金額はすべて日本円に換算し、算用数字で記入してください。

Write the amount of money with Arabic figures after converting into Japanese Yen.

（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請用）

申請に当たっての説明書

在留資格「経営・管理」／「高度専門職１号ハ」（※）／「高度専門職２号」（※）の申請にあたり、下記について説明します。

※在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。

（１）日本語能力について

□ 申請人本人が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

□ 常勤雇用者が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

（２）事業活動に必要な各種許認可等について

□ 必要な許認可等を取得している（立証資料を添付）。

（取得している許認可等を記載）

□ 許認可等を取得していない。

（許認可等を取得していない理由、手続の状況、完了見込み等）

上記の内容は事実と相違ありません。

作成日：　　年　　月　　日

所属機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者（申請人又は代理人）：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（在留資格認定証明書交付申請・在留資格変更許可申請用）

立証資料（添付書類）の例

■日本語能力
○申請人本人が日本語能力を有する場合
・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
・卒業証明書の写し
○常勤雇用者が日本語能力を有する場合
・常勤雇用者の賃金支払に関する文書
（日本人である場合）
・日本国籍を証する文書（戸籍謄本、住民票等）
（特別永住者である場合）
・住民票、特別永住証明書の写し
（中長期在留者（永住者含む）である場合）
・住民票、在留カードの写し
・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
・卒業証明書の写し

■許認可等
○事業活動に必要な許認可を取得していることを証する文書（営業許可書の写し等）

（在留期間更新許可申請用）

申請に当たっての説明書

在留資格「経営・管理」／「高度専門職１号ハ」（※）／「高度専門職２号」（※）の申請にあたり、下記について説明します。

※在留資格「経営・管理」に該当する活動を行う場合に限る。

１ 労働保険の適用状況に関すること

（１）雇用保険の適用について

① 雇用する全ての従業員について

□ 雇用保険の被保険者資格取得手続を行った。

□ 雇用保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。

□ 雇用保険の適用外事業所であるため対象外である。

② 納付すべき雇用保険の保険料について

□ 納期限が到来した保険料の納付を行った（立証資料を添付）。

□ 納期限が到来した保険料の納付を行っていない。

（納付を行っていない理由、納付手続の状況、納付見込み等）

□ 雇用保険の適用外事業所のため対象外である。

（２）労災保険の適用について

□ 労災保険の適用事業所として、労災保険の適用の手続を行っている。

□ 労災保険の適用外事業所だが、それに類する民間保険への加入手続きを行っている。

2 社会保険の加入状況に関すること

（1）雇用する全ての従業員について

□ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行った。

□ 健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格取得手続を完了していない者がいる（届出日の直前に雇用した者で、被保険者資格取得手続期間内にある者については含まない。）。

（未了の者がいる理由、手続の状況、完了見込み等）

□ 健康保険及び厚生年金保険の適用外事業所であるため対象外である。

（2）事業所が納付すべき社会保険料（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合は当該保険料、適用外事業所である場合は、申請者自身の国民健康保険の保険料（又は保険税）及び国民年金の保険料）について

□ 納期限が到来した保険料の納付を行った（立証資料を添付）。

□ 納期限が到来した保険料の納付を行っていない（健康保険及び厚生年金保険の適用事業所であるにもかかわらず、当該保険に加入していない場合を含む）。

（納付を行っていない理由又は加入していない理由、手続の状況、完了見込み等）

3 税の納付状況に関すること

事業主として納付すべき税（法人の場合は法人税、法人住民税等、個人事業主の場合は、所得税、住民税等。）の納付状況について

□ 納付すべき税について納付を行った（立証資料を添付）。

□ 納付すべき税について納付を行っていない。

（納付を行っていない理由、納付手続の状況、納付見込み等）

※ 1～3について、初回更新申請の場合は、前回申請以降の履行状況が確認できる資料を添付。

4　（２回目以降の在留期間更新許可申請の場合）上記１～３の履行状況について

☐ 前回申請時において、未履行又は手続中であったものはなかった（直近１年分の履行状況が確認できる資料を添付。）。

☐　上記以外（前回申請以降の履行状況が確認できる資料を添付。）

5　日本語能力について

☐ 申請人本人が日本語能力を有する。

☐ 申請人以外の者が日本語能力を有する（立証資料を添付）。

☐ 日本語能力を有する者について前回申請時から変更なし

☐ 日本語能力を有する者について前回申請時から変更あり

6　事業活動に必要な各種許認可等について

☐ 前回申請時から事業内容に変更がなく、必要な許認可の取得等をしている。

☐ 前回申請時から事業内容に変更があり、必要な許認可の取得等をしている（立証資料を添付）。

（取得している許認可等を記載）

☐ 許認可等を取得していない。

（許認可等を取得していない理由、手続の状況、完了見込み等）

上記の内容は事実と相違ありません。

作成日：　　年　　月　　日

所属機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

作成者（申請人又は代理人）：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（在留期間更新許可申請用）

立証資料（添付書類）の例

■労働保険
○労働保険料等納付証明書

■社会保険
○健康保険・厚生年金保険料領収証書写し又は社会保険料納入確認書

※健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合は以下の書類を添付
○国民健康保険被保険者証の写し
○国民健康保険料（税）納付証明書
○被保険者記録照会回答票
○被保険者記録照会（納付Ⅱ）又は国民年金保険料領収証書写し

■税
○納税証明書（その３）（税目：①源泉所得税及び復興特別所得税、②法人税、③消費税及び地方消費税）
○法人住民税及び法人事業税の納税証明書（最大直近３年度分）

※個人事業主の場合は以下の書類を添付
○納税証明書（その３）（税目：①源泉所得税及び復興特別所得税、②申告所得税及び復興特別所得税、③消費税及び地方消費税、④相続税、⑤贈与税）
○個人住民税及び個人事業税の納税証明書（最大直近３年度分）

■日本語能力
○申請人以外の者が日本語能力を有する場合
・（経営者の場合）登記事項証明書、住民票
・（常勤職員の場合）当該職員の賃金支払いに関する文書、住民票

※日本語能力を有する者について前回申請時から変更がある場合は以下の書類を添付。
（日本人である場合）
・日本国籍を証する文書（戸籍謄本、住民票等）
（特別永住者である場合）
・住民票、特別永住証明書の写し
（中長期在留者（永住者含む）である場合）
・住民票、在留カードの写し
・「日本語教育の参照枠」におけるＢ２相当以上の日本語能力を証する書面
・卒業証明書の写し

■許認可等
○事業活動に必要な許認可を取得していることを証する文書（営業許可書等）